

泊発電所 3 号炉審査資料	
資料番号	SA43 r. 3. 0
提出年月日	令和3年10月1日

泊発電所 3 号炉

設置許可基準規則等への適合性について
(重大事故等対処設備)

令和 3 年 1 0 月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

本資料においては、泊発電所3号炉の「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「設置許可基準規則」という）への適合方針を説明する。

1. 基本的な設計方針において、設置許可基準規則第38条～第43条(第42条除く)に対する、泊発電所3号炉の基本的な設計方針を示す。

2. において、設備要求に係る条文である設置許可基準規則第44条～第62条に適合するための個別機能又は設備について、1. 基本的な設計方針に適合させるための方針を含めて、設計方針を示す。

目 次

1. 基本的な設計方針

1.1 耐震性・耐津波性

1.1.1 発電用原子炉施設の位置【38条】

1.1.2 耐震設計の基本方針【39条】

1.1.3 津波による損傷の防止【40条】

1.2 火災による損傷の防止【41条】

1.3 重大事故等対処設備

1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等【43条1 - 五、43条2 - 二、三、43条3 - 三、五、七】

1.3.2 容量等【43条2 - 一、43条3 - 一】

1.3.3 環境条件等【43条1 - 一、六、43条3 - 四】

1.3.4 操作性及び試験・検査性【43条1 - 二、三、四、43条3 - 二、六】

2. 個別機能の設計方針

2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】

2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】

2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】

2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】

2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】

2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】

2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】

2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】

2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】

2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】

2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】

2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】

2.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備【56条】

2.14 電源設備【57条】

2.15 計装設備【58条】

2.16 原子炉制御室【59条】

2.17 監視測定設備【60条】

2.18 緊急時対策所【61条】

- 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】
- 2.20 1次冷却設備
- 2.21 原子炉格納施設
- 2.22 燃料貯蔵設備
- 2.23 非常用取水設備
- 2.24 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く）

表 重大事故等対処設備仕様

1.3 重大事故等対処設備

原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料ピット内の燃料体等及び運転停止中における原子炉の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために必要な措置を講じる設計とする。

重大事故等対処設備については、種別として常設のものと可搬型のものがあるが、以下のとおり分類する。

(1) 重大事故等対処設備のうち常設のもの（常設重大事故等対処設備）

a. 常設重大事故防止設備

重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの

a-1. 常設耐震重要重大事故防止設備

常設重大事故防止設備であって耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの

a-2. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備

常設重大事故防止設備であって、a-1. 以外のもの

b. 常設重大事故緩和設備

重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの

c. 常設重大事故等対処設備（防止・緩和以外）

常設重大事故等対処設備のうちa., b. 以外の常設設備で、防止又は緩和の機能がないもの。

(2) 重大事故等対処設備のうち可搬型のもの

a. 可搬型重大事故等対処設備

重大事故等対処設備のうち持ち運びが可能な設備。

補足説明資料 共-1「重大事故等対処設備の設備分類等」に、重大事故等対処設備の種別、設備分類、重大事故等クラスを示す。

常設重大事故防止設備及び可搬型重大事故等対処設備のうち防止機能を持つものについては、重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備及び使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能を有する設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）とその耐震重要度分類を併せて示す。

1.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等

【43条1-五, 43条2-二,三, 43条3-三,五,七】

【設置許可基準規則】

(重大事故等対処設備)

第四十三条 重大事故等対処設備は, 次に掲げるものでなければならない

五 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

2 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。))と接続するものにあつては, 当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な発電用原子炉施設内の常設の配管, 弁, ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)は, 前項に定めるもののほか, 次に掲げるものでなければならない。

二 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし, 二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて, 同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は, この限りでない。

三 常設重大事故防止設備は, 共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 適切な措置を講じたものであること。

3 可搬型重大事故等対処設備に関しては, 第一項に定めるもののほか, 次に掲げるものでなければならない。

三 常設設備と接続するものにあつては, 共通要因によって接続することができなくなることを防止するため, 可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

五 地震, 津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響, 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

七 重大事故防止設備のうち可搬型のもものは, 共通要因によって, 設計基準事故対処設備の安全機能, 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 適切な措置を講じたものであること。

(解釈)

- 1 第1項から第3項までに規定する「想定される重大事故等」とは、本規程第37条において想定する事故シーケンスグループ（炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器の機能に期待できるものにあつては、計画された対策が想定するもの。）、想定する格納容器破損モード、使用済燃料貯蔵槽内における想定事故及び想定する運転停止中事故シーケンスグループをいう。
- 3 第1項第5号に規定する「他の設備」とは、設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。
- 4 第2項第3号及び第3項第7号に規定する「適切な措置を講じたもの」とは、可能な限り多様性を考慮したものをいう。
- 6 第3項第3号について、複数の機能で一つの接続口を使用する場合は、それぞれの機能に必要な容量（同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量）を確保することができるように接続口を設けること。
- 7 第3項第5号について、可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。

(1) 多様性、位置的分散

共通要因としては、環境条件、自然現象、発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の安全性を損なう原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（以下「外部人為事象」という。）、溢水、火災及びサポート系を考慮する。

発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。また、設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備に対する共通要因としては、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。

地震、津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び降灰による荷重の組合せを考慮する。地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。

外部人為事象については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。また、設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備に対する共通要因としては、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。

故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重

大事故等対処設備による対策を講じることとする。

主要な重大事故等対処施設である原子炉建屋，原子炉補助建屋，ディーゼル発電機建屋，緊急時対策所（空調上屋含む）及び地中の配管トレンチについては，地震，津波，火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。

重大事故緩和設備についても，可能な限り多様性を考慮する。

a. 常設重大事故等対処設備（第四十三条 第2項 第三号）

常設重大事故防止設備は，設計基準事故対処設備等の機能と，共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。ただし，常設重大事故防止設備のうち，計装設備について，重要代替監視パラメータ（当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器を除く。）による推定は，重要な監視パラメータと異なる物理量（水位，注水量等）又は測定原理とする等，重要な監視パラメータに対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要な監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。

環境条件に対しては，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重，凍結，降水，積雪，火山の影響並びに電磁的障害に対して常設重大事故防止設備は，環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。

地震に対して常設重大事故防止設備は，「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤に設置する。地震，津波及び火災に対して常設重大事故防止設備は，「1.1.2 耐震設計の基本方針」，「1.1.3 津波による損傷の防止」及び「1.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。地震，津波，溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は，設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように，可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図るとともに，溢水に対しては，想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。

風（台風），竜巻，落雷，生物学的事象，森林火災，近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災，航空機墜落による火災，発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響），有毒ガス及び電磁的障害に対して，常設重大事故防止設備は，外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に設置するか，設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように，設計基準事故対処設備等を防護するとともに，設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り屋外に設置する。落雷に対して代替非常用発電機は，避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。生物学的事象のうち，ネズミ等の小動物に対

して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により機能を損なうおそれのない設計とする。クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある常設重大事故防止設備は、多重性をもつ設計とする。

高潮に対して常設重大事故防止設備（非常用取水設備は除く）は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。

なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下等）については、防護設計の要否を判断する基準を超えない等の理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により、設計上考慮する必要はない。

常設重大事故緩和設備についても、可能な限り上記を考慮して多様性、位置的分散を図る設計とする。

サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と異なる駆動源又は冷却源を用いる設計とするか、駆動源又は冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備（第四十三条 第3項 第五号及び第七号）

重大事故防止設備のうち可搬型のもの（以下、「可搬型重大事故防止設備」という。）は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。

また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。

環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。

地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管するか、又は屋外において共通要因によりすべての設備が同時に機能を喪失しないよう転倒しないことを確認するか若しくは必要により固縛等を行い保管する。屋外の可

搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。

地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。

地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。

風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して屋外に保管する。生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能を損なうおそれのない設計とする。クラゲ等の海生生物に対して可搬型重大事故等対処設備の取水ラインが閉塞する場合には、予備の可搬型重大事故等対処設備によって取水を継続し、閉塞箇所の清掃を行うことで対応できるよう、クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。

高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。

飛来物（航空機落下等）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又

は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。

なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により設計上考慮する必要はない。

サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮し、可搬型重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源又は冷却源を用いる設計とするか、駆動源又は冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、水源についても可能な限り、異なる水源を用いる設計とする。

c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口

(第四十三条 第3項 第三号)

可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備と、常設設備との接続口は、共通要因によって、接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置に適切な離隔距離をもって複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。

環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、屋内又は建屋面において異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風(台風)及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪並びに火山の影響に対しては、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。

地震に対しては、屋内又は建屋面に設置する場合は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤上の建屋において、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設

置し異なる建屋面から接続できる設計とする。屋外側に設置する場合は、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に設置する。

地震、津波及び火災に対しては、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」及び「1.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とするとともに、屋内又は建屋面において異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。

風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外側に設置する場合は、開口部の閉止により機能を損なうおそれのない設計とする。

高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない位置に設置する。

なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下等）については防護設計の要否判断の基準を超えない等の理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により設計上考慮する必要はない。

電磁的障害に対して接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。

また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。

(2) 悪影響防止（第四十三条 第1項 第五号）

重大事故等対処設備は原子炉施設（他号炉を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。

他の設備への悪影響としては、他設備への系統的な影響（電気的な影響を含む。）、同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響、タービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。

他設備への系統的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、弁等の

操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすること、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成をすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、又は設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を接続する場合は、多重の隔離弁を設けるか、通常時に接続先と分離された状態とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

同一設備の機能的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。容量の設定根拠については「1.3.2 容量等」に記載する。

地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源及び溢水源とならないように、耐震設計を行うとともに、可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定が可能な設計とする。

耐震設計については「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。

地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知及び消火による火災防護を行う。

火災防護については「1.2 火災による損傷の防止」に示す。

地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放水砲による建屋への放水により、放水砲の使用を想定する重大事故時において必要となる他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

風（台風）及び竜巻による影響については、重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするか、又は風荷重による浮上がり及び横滑りを考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとり、屋外に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、他の設備との離隔距離及び保管場所の位置関係を考慮し、必要により固縛の措置をとり、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするとともに、固縛により当該重大事故等対処設備の操作性等に悪影響を与えないよう設計する。

内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体

を内蔵する弁及び配管の破断，高速回転機器の破損，ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し，これらにより重大事故等対処設備が悪影響を及ぼさない設計とする。

(3) 共用の禁止（第四十三条 第2項 第二号）

常設重大事故等対処設備の各機器については，2以上の原子炉施設において共用しない設計とする。

1.3.2 容量等【43条2-一，43条3-一】

【設置許可基準規則】

(重大事故等対処設備)

第四十三条

2 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するもの）にあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な発電用原子炉施設内の常設の配管，弁，ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）は、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。

3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。

(解釈)

1 第1項から第3項までに規定する「想定される重大事故等」とは、本規程第37条において想定する事故シーケンスグループ（炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器の機能に期待できるもの）にあつては、計画された対策が想定するもの。），想定する格納容器破損モード，使用済燃料貯蔵槽内における想定事故及び想定する運転停止中事故シーケンスグループをいう。

5 第3項第1号について、可搬型重大事故等対処設備の容量は、次によること。

(a) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）にあつては、必要な容量を賄うことができる可搬型重大事故等対処設備を1基あたり2セット以上を持つこと。

これに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを工場等全体で確保すること。

(b) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型直流電源設備等であつて負荷に直接接続するものにあつては、1負荷当たり1セットに、工場等全体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量を持つこと。

(c) 「必要な容量」とは、当該原子炉において想定する重大事故等において、炉心損傷防止及び格納容器破損防止等のために有効に必要な機能を果たすことができる容量をいう。

(1) 常設重大事故等対処設備（第四十三条 第2項 第一号）

常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組み合わせにより達成する。

「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、ピット容量、伝熱容量、弁放出流量、発電機容量及び蓄電池容量並びに計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値とする。

常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するものについては、設計基準事故対処設備の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様に対して十分であることを確認した上で、設計基準事故対処設備の容量等の仕様と同仕様の設計とする。

常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準事故対処設備の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段と合わせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。

常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備以外の系統及び機器を使用するものについては、常設重大事故等対処設備単独で、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。

(2) 可搬型重大事故等対処設備（第四十三条 第3項 第一号）

可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組み合わせにより達成する。

「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、蓄電池容量及びポンベ容量並びに計装設備の計測範囲とする。

可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて1セットに必要な容量等を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保することにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有する設計とする。

可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用できる設計とする。

可搬型重大事故等対処設備のうち原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備を2セット以上持つことに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンベ等は、1負荷当たり1セットに、発電所全体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量等を確保する。

上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。

1.3.3 環境条件等【43条1 - 一, 六, 43条3 - 四】

【設置許可基準規則】

(重大事故等対処設備)

第四十三条

重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重その他の使用条件において，重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。
- 六 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう，放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定，設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。
- 3 可搬型重大事故等対処設備に関しては，第一項に定めるもののほか，次に掲げるものでなければならない。
 - 四 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け，及び常設設備と接続することができるよう，放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定，設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

(解釈)

- 1 第1項から第3項までに規定する「想定される重大事故等」とは，本規程第37条において想定する事故シーケンスグループ（炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器の機能に期待できるものにあつては，計画された対策が想定するもの。），想定する格納容器破損モード，使用済燃料貯蔵槽内における想定事故及び想定する運転停止中事故シーケンスグループをいう。

(1) 環境条件（第四十三条 第1項 第一号）

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるように、その設置(使用)・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。

重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度、使用温度）、放射線、荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、自然現象による影響、外部人為事象の影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。荷重としては重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境圧力、温度及び自然現象による荷重を考慮する。

自然現象の選定に当たっては、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。

これらの事象のうち、重大事故等時における発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪及び火山の影響を選定する。これらの事象のうち、凍結及び降水については、屋外の天候による影響として考慮する。

地震以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び降灰による荷重の組合せを考慮する。地震を含む自然現象の組合せについては、「1.1.2 耐震設計の基本方針」にて考慮する。

これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時の放射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等対処設備を設置(使用)・保管する場所に応じて、以下の設備分類ごとに、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。

原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。

中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内（空調上屋

含む)の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。このうち、1次系の圧力が原子炉格納容器外の低圧系に付加されるために発生する原子炉冷却材喪失(以下、「インターフェイスシステムLOCA」という。)時、蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。特に、使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。操作は中央制御室又は異なる区画(フロア)、離れた場所若しくは設置場所で可能な設計とする。

屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。風(台風)、竜巻による荷重を考慮して、当該重大事故等対処設備と同じ機能を有する重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に保管するとともに、必要により悪影響防止のための固縛を行うことで重大事故等の対処に必要な機能を同時に損なうことのない設計とする。なお、当該可搬型重大事故等対処設備と同じ機能を有する重大事故等対処設備がバックアップのみの場合には、バックアップ保有分も含めて位置的分散を図る設計とする。(1.3.1(2)悪影響防止)

積雪及び降灰による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。

海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する。ただし、常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。重大事故等時に海水を通水する可能性のある重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。

外部人為事象の選定に当たっては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に

基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として選定する電磁的障害に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なうことのない設計とする。

重大事故等対処設備は、事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。

溢水に対しては、重大事故等対処設備が溢水によりその機能を喪失しないように、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。

地震による荷重を含む耐震設計については、「1.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「1.2 火災による損傷の防止」に示す。

(2) 重大事故等対処設備の設置場所（第四十三条 第1項 第六号）

重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画（フロア）若しくは離れた場所から遠隔で操作可能又は中央制御室遮へい区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。

(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所（第四十三条 第3項 第四号）

可搬型重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置、及び常設設備との接続に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定することにより、当該設備の設置、及び常設設備との接続が可能な設計とする。

1.3.4 操作性及び試験・検査性【43条1-二,三,四, 43条3-二,六】

【設置許可基準規則】

(重大事故等対処設備)

第四十三条

重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。

- 二 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。
 - 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。
 - 四 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。
- 3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
- 二 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。
 - 六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。

(解釈)

- 1 第1項から第3項までに規定する「想定される重大事故等」とは、本規程第37条において想定する事故シーケンスグループ（炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器の機能に期待できるものにあつては、計画された対策が想定するもの。）、想定する格納容器破損モード、使用済燃料貯蔵槽内における想定事故及び想定する運転停止中事故シーケンスグループをいう。
- 2 第1項第3号の適用に当たっては、第12条第4項の解釈に準ずるものとする。

(1) 操作性の確保

a. 操作性の確実性 (第四十三条 第1項 第二号)

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件に対し、操作が可能な設計とする。(「1.3.3 環境条件等」) 操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作台を近傍に配置できる設計とする。また、防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。

現場操作において工具を必要とする場合、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、アクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるように、人力又は車両による運搬、移動ができるとともに、設置場所にて固縛等により操作に必要な固定ができる設計とする。

現場の操作スイッチは、操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため電源の充電露出部への近接防止を考慮した設計とする。現場で操作を行う弁は、手動操作又は専用工具による操作が可能な設計とする。現場での接続作業は、ボルト・ネジ接続、ボルト締めフランジ又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、確実に接続ができる設計とする。重大事故等に対処するために急速な手動操作を必要とする機器は、要求時間内に達成できるように中央制御室設置の制御盤での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とする。

b. 系統の切替性 (第四十三条 第1項 第四号)

重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。

c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性

(第四十三条 第3項 第二号)

可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルは種別によって規格の統一を考慮した端子のボルト・ネジによる接続等を、水及び空気の配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続規格等を用いる設計とする。油配管、計装設備及び通信設備とその電源及び付属配管並びに緊急時対策所の各設備は、各々専用の接続方法を用いる。同一ポンプを接続する配管のうち、当該ポンプを同容量かつ同揚程で使用する系統では同口径の接続とする等、複数の系統での規格の統一も考慮する。

d. 発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保（第四十三条 第3項 第六号）

想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。

屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。

屋外及び屋内アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。

これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。

外部人為事象については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。

これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。

なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により設計上考慮する必要はない。

電磁的障害に対しては道路及び通路面が直接影響を受けることはない

ことから、屋外及び屋内アクセスルートへの影響はない。

屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構築物の倒壊、周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面の滑り）、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、積雪、火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ1台（予備1台）及びバックホウ1台（予備1台）を保管、使用する。また、降水及び地震による屋外タンクからの溢水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。

津波の影響については、防潮堤の内側若しくは基準津波による遡上高さ以上の位置に早期に復旧可能なアクセスルートを確保する設計とする。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはホイールローダ及びバックホウにより速やかに撤去することにより対処する。また、高潮に対しては通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する。

自然現象のうち凍結及び森林火災、外部人為事象のうち飛来物（航空機落下等）、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはないため、生物学的事象に対しては容易に排除可能なことからアクセスルートへの影響はない。

屋外アクセスルートは、基準地震動による地震力に対して、運搬、移動に支障をきたさない地盤に設定することで通行性を確保する設計とする。基準地震動による周辺斜面の崩壊や道路面の滑りによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ及びバックホウによる崩壊箇所の復旧を行うことで通行性を確保できる設計とする。不等沈下や地下構造物の損壊に伴い段差が発生した場合には、複数のアクセスルートによる迂回やホイールローダ及びバックホウによる段差発生箇所の復旧を行うことで通行性を確保できる設計とする。

屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対しては、車両へスタッドレスタイヤ等を配備することにより通行性を確保できる設計とする。また、地震による薬品タンクからの溢水に対する薬品防護具の運用については『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料（以下「技術的能力説明資料」という。） 1.0 重大事故等対策における共通事項』に示す。

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時のアクセスルートの確保及び消火活動については、「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。

屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止及びボンベ口金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。

屋内アクセスルートは、自然現象として選定する地震、津波、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、降灰、生物学的事象、森林火災及び高潮）及び外部人為事象として選定する飛来物（航空機落下等）、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。

屋内アクセスルートにおいては、溢水等に対して、アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具を着用する。また、地震時に資機材の転倒、散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策や、通行性確保対策として、撤去できない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止により支障をきたさない措置を講じる。屋外及び屋内アクセスルートにおいては、停電時及び夜間の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」及び「1.2 火災による損傷の防止」に示す。

(2) 試験・検査性(第四十三条 第1項 第三号)

重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査(「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」に準じた検査を含む。)を実施できるように、機能性能の確認、漏えいの確認、分解点検等ができる構造とする。また、接近性を考慮した配置、必要な空間等を備える設計、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする設計とする。

試験及び検査は、使用前事業者検査及び定期事業者検査に加え、保全プログラムに基づく点検を実施できる設計とする。

機能・性能の確認においては、所要の系統機能を確認する設備について、原則として系統試験及び漏えい確認が可能な設計とする。系統試験においては、試験及び検査ができるテストライン等の設備を設置又は必要に応じて準備することにより、可搬型重大事故等対処設備のみで系統構成するものは独立した試験系統、常設重大事故等対処設備を含む設備にて系統構成するものは他設備から独立した試験系統にて確認できることで、試験範囲外の系統に悪影響を与えない設計とする。

原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、運転中の試験又は検査によって原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的に試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。

共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、運転中に重大事故等対処設備としての機能を停止した上で試験ができる設計とする。ともに、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しない設計とする。

代替電源設備は、電気系統の重要な部分として適切な定期的試験及び検査が可能な設計とする。

構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備については、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。

泊発電所 3 号炉審査資料	
資料番号	SA43H r. 3. 0
提出年月日	令和3年10月1日

泊発電所 3 号炉

設置許可基準規則等への適合性について (重大事故等対処設備) 補足説明資料

令和 3 年 1 0 月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

本資料においては、泊発電所3号炉の「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「設置許可基準規則」という）への適合方針を説明する。

1. 基本的な設計方針において、設置許可基準規則第38条～第43条(第42条除く)に対する、泊発電所3号炉の基本的な設計方針を示す。

2. において、設備要求に係る条文である設置許可基準規則第44条～第62条に適合するための個別機能又は設備について、1. 基本的な設計方針に適合させるための方針を含めて、設計方針を示す。

補足説明資料目次

38 条

- 38-1 泊発電所 3 号炉の重大事故等対処施設の地盤及び周辺斜面に関する基準規則等への適合性について

39 条

- 39-1 重大事故等対処施設の設備分類
- 39-2 設計用地震力
- 39-3 重大事故等対処施設の基本構造等に基づく既往の耐震評価手法の適用性と評価方針について
- 39-4 重大事故等対処施設の耐震設計における重大事故と地震の組合せについて

41 条

- 41-1 重大事故等対処施設における基準規則等への適合性について
- 41-2 重大事故等対処施設への審査基準の準用
- 41-3 火災区域、区画の設定について
- 41-4 火災感知設備
- 41-5 消火設備
- 41-6 火災区域又は火災区画の火災防護対策について

43 条 (共通)

- 共-1 重大事故等対処設備の設備分類等
- 共-2 類型化区分及び適合内容
- 共-3 泊 3 号炉可搬型重大事故等対処設備保管場所およびアクセスルートについて
(後日提出)
- 共-4 重大事故等対処設備基準適合性確認資料
- 共-5 ポンプ車配備台数の考え方
- 共-6 竜巻影響を考慮した保管場所

44 条

- 44-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 44-2 配置図
- 44-3(1) 試験・検査説明資料
- 44-3(2) ATWS 緩和設備の試験に対する考え方について
- 44-4 系統図
- 44-5(1) 工学的安全施設等の作動信号の設定根拠について
- 44-5(2) ATWS 緩和設備について

- 44-5(3) ATWS 緩和設備に関する健全性について
- 44-6 SA バウンダリ系統図 (参考)

45 条

- 45-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 45-2 配置図
- 45-3 試験・検査説明資料
- 45-4 系統図
- 45-5 容量設定根拠
- 45-6 SA バウンダリ系統図 (参考)
- 45-7 現場での入力によるタービン動補助給水ポンプの起動
- 45-8 蒸気発生器 2 次側への給水時の水源の選定及び海水注入時の影響評価

46 条

- 46-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 46-2 配置図
- 46-3 試験・検査説明資料
- 46-4 系統図
- 46-5 容量設定根拠
- 46-6 SA バウンダリ系統図 (参考)

47 条

- 47-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 47-2 配置図
- 47-3 試験・検査説明資料
- 47-4 系統図
- 47-5 容量設定根拠
- 47-6 SA バウンダリ系統図 (参考)
- 47-7 非常用炉心冷却設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書
- 47-8 海水注入後に再循環運転を仮定した際の格納容器再循環サンプスクリーンの影響評価について
- 47-9 格納容器再循環サンプスクリーンの今後の検討課題について
- 47-10 可搬型重大事故等対処設備の接続口等について
- 47-11 CV 冠水時に水没する電気ペネトレーション部からの漏えいの可能性について

48 条

- 48-1 SA 設備基準適合性一覧表

- 48-2 配置図
- 48-3 試験・検査説明資料
- 48-4 系統図
- 48-5 容量設定根拠
- 48-6 SA バウンダリ系統図 (参考)
- 48-7 格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却について

49 条

- 49-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 49-2 配置図
- 49-3 試験・検査説明資料
- 49-4 系統図
- 49-5 容量設定根拠
- 49-6 SA バウンダリ系統図 (参考)

50 条

- 50-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 50-2 配置図
- 50-3 試験・検査説明資料
- 50-4 系統図
- 50-5 容量設定根拠
- 50-6 SA バウンダリ系統図 (参考)

51 条

- 51-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 51-2 配置図
- 51-3 試験・検査説明資料
- 51-4 系統図
- 51-5 容量設定根拠
- 51-6 SA バウンダリ系統図 (参考)
- 51-7 原子炉下部キャビティへの流入について

52 条

- 52-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 52-2 配置図
- 52-3 試験・検査説明資料
- 52-4 系統図
- 52-5 容量設定根拠

- 52-6 SA バウンダリ系統図（参考）
- 52-7 原子炉格納容器内水素再結合装置（PAR）について
- 52-8 原子炉格納容器の水素濃度測定について
- 52-9 格納容器水素イグナイタについて

53 条

- 53-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 53-2 配置図
- 53-3 試験・検査説明資料
- 53-4 系統図
- 53-5 容量設定根拠
- 53-6 SA バウンダリ系統図（参考）
- 53-7 水素排出設備に対する要求（動的機器等に水素爆発を防止する機能）に係る適合性について
- 53-8 アニュラスの水素濃度測定について

54 条

- 54-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 54-2 配置図
- 54-3 試験・検査説明資料
- 54-4 系統図
- 54-5 容量設定根拠
- 54-6 審査会合会議資料
- 54-7 使用済燃料貯蔵設備の大規模漏えい時の未臨界性評価
- 54-8 使用済燃料ピットサイフォンプレーカの健全性について

55 条

- 55-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 55-2 配置図
- 55-3 試験・検査説明資料
- 55-4 系統図
- 55-5 容量設定根拠
- 55-6 発電所外への放射性物質の拡散抑制について

56 条

- 56-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 56-2 配置図
- 56-3 試験・検査説明資料

- 56-4 系統図
- 56-5 容量設定根拠
- 56-6 SA バウンダリ系統図 (参考)

57 条

- 57-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 57-2 配置図
- 57-3 試験・検査説明資料
- 57-4 系統図
- 57-5 容量設定根拠
- 57-6 SA バウンダリ系統図 (参考)
- 57-7 タンクローリーによる燃料補給について
- 57-8 代替所内電気設備の設備構成について
- 57-9 所内常設蓄電式直流電源設備について
- 57-10 可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器を使用した直流電源負荷への24時間給電
- 57-11 所内電気設備の頑健性について

58 条

- 58-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 58-2 配置図
- 58-3 試験・検査説明資料
- 58-4 系統図
- 58-5 計測範囲説明書
- 58-6 審査会合会議資料
- 58-7 主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について
- 58-8 可搬型計測器及び可搬型温度計測装置の必要台数整理

59 条

- 59-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 59-2 配置図
- 59-3 試験・検査説明資料
- 59-4 系統図
- 59-5 SA バウンダリ系統図 (参考)
- 59-6 原子炉制御室等 (被ばく評価除く) について
- 59-7 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について
- 59-8 原子炉制御室等について (補足資料)

60 条

- 60-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 60-2 配置図
- 60-3 試験・検査説明資料
- 60-4 容量設定根拠
- 60-5 適合状況説明資料

61 条

- 61-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 61-2 配置図
- 61-3 試験・検査説明資料
- 61-4 系統図
- 61-5 容量設定根拠
- 61-6 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について
- 61-7 適合状況説明資料
- 61-8 適合状況説明資料（補足説明資料）

62 条

- 62-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 62-2 配置図
- 62-3 試験・検査説明資料
- 62-4 系統図
- 62-5 容量設定根拠
- 62-6 設置許可基準規制等への適合状況説明資料

1 次冷却材設備

- 他 1-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 他 1-2 配置図
- 他 1-3 試験・検査説明資料
- 他 1-4 系統図

原子炉格納施設

- 他 2-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 他 2-2 配置図
- 他 2-3 試験・検査説明資料
- 他 2-4 系統図

燃料貯藏設備

他 3-1 SA 設備基準適合性一覧表

他 3-2 配置図

他 3-3 試験・検査説明資料

他 3-4 系統図

非常用取水設備

他 4-1 SA 設備基準適合性一覧表

他 4-2 配置図

他 4-3 試験・検査説明資料

他 4-4 系統図

共－1 重大事故等対処設備の設備分類等

1. 重大事故等対処設備の選定について

以下設備を重大事故等対処設備とする。

- ① 技術的能力の手順において、重大事故等対処設備と位置付けられている設備
- ② 重大事故等時に流路を形成する設備※
- ③ 重大事故等時に使用する、原子炉トリップ信号で動作する系統に含まれる設備である原子炉トリップしゃ断器及び制御棒クラスタ
- ④ その他重大事故等時に使用する設備（有効性評価において使用する設備）である蓄圧タンク・蓄圧タンク出口弁・余熱除去ポンプ入口弁等

① について、手順と設備を整合させる観点から、設置許可添付十（技術的能力）と設置許可添付八（設備）において、共通の重大事故等対処設備を抽出して記載している。

② について、設置許可には、原則として既設置許可で登録されている設備を記載することとしており、配管であっても、1次冷却材管、加圧器サージ管、主蒸気管は既設置許可に登録されていることから記載する。

設置許可に記載する重大事故等対処設備の設備仕様については、基本的に当該条文内に記載することとする。

また、流路を形成する設備のうち、原子炉容器、加圧器、蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、1次冷却材管、加圧器サージ管については、「1次冷却設備（重大事故等時）」を引用し、設備仕様は、引用元である「1次冷却設備」側で記載する。

※ 設置許可には、原則として既設置許可で登録されている設備を記載する。（別紙1参照）

2. 重大事故等対処設備の設備分類の記載について（別紙2参照）

(1) 重大事故等対処設備については、以下のとおりとする。また、常設設備については複数の設備分類に跨る場合があるため、設備分類の重なる概念を図1に示す。

①重大事故等対処設備のうち常設のもの

①(a) 常設重大事故防止設備

重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準対処設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備のうち常設のもの

①(a)-1 常設耐震重要重大事故防止設備

常設重大事故防止設備のうち、耐震重要施設（耐震クラス S）に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの

①(a)-2 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備

常設重大事故防止設備のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外のもの

①(b) 常設重大事故緩和設備

重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備のうち常設のもの

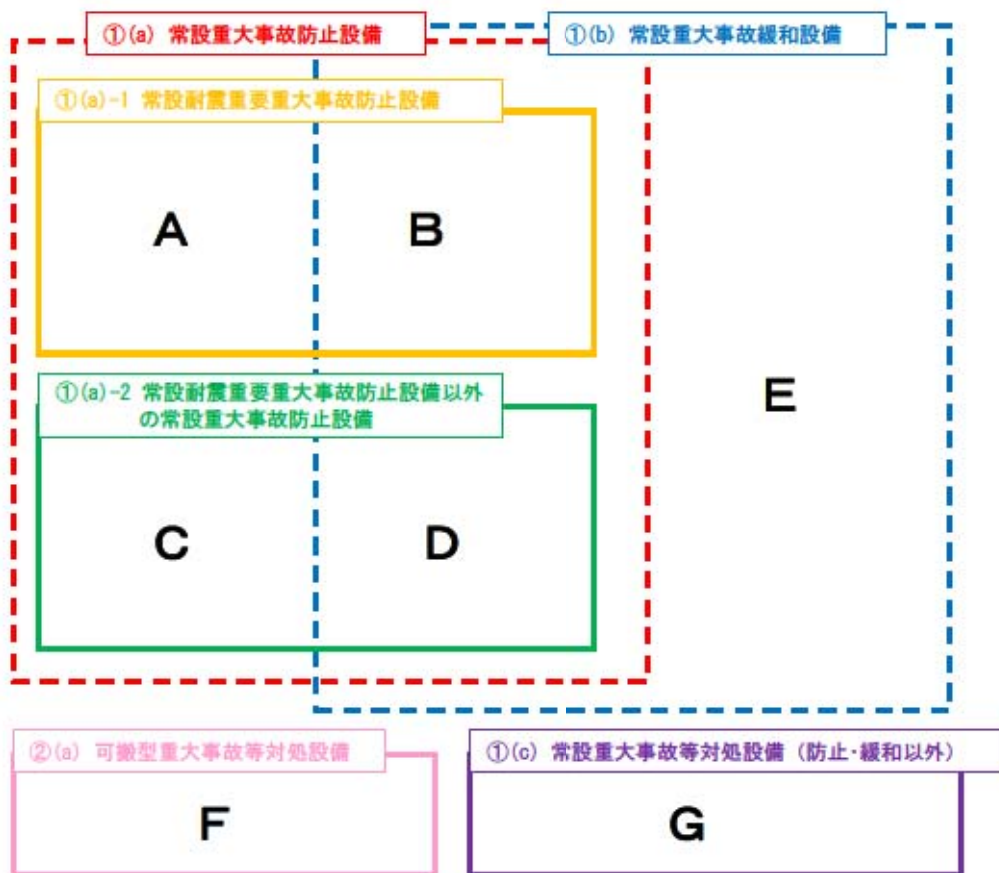
①(c) 常設重大事故等対処設備（防止・緩和以外）

重大事故等対処設備のうち、①(a)および①(b)の機能を有しない常設のもの

②重大事故等対処設備のうち可搬型のもの

②(a)可搬型重大事故等対処設備

重大事故等対処設備のうち、可搬のもの



(設備例)

- A : 共通要因故障対策盤 (自動制御盤) (ATWS 緩和設備) 【44 条 ; 常設耐震重要重大事故防止設備】
 B : 代替格納容器スプレイポンプ 【47 条 ; 常設耐震重要重大事故防止設備 兼 常設重大事故緩和設備】
 C : なし
 D : 使用済燃料ピット水位 (AM 用) 【54 条 ; 常設重大事故防止設備 兼 常設重大事故緩和設備】
 E : 原子炉格納容器水素処理装置 【52 条 ; 常設重大事故緩和設備】
 F : 可搬型大型送水ポンプ車 【47 条 ; 可搬型重大事故等対処設備】
 G : ERSS 伝送サーバ 【62 条 ; 常設重大事故等対処設備 (防止・緩和以外)】

図 1 重大事故等対処設備の区分について

(2) 重大事故等対処設備の代替する安全機能を有する設計基準事故対処設備等の記載については、以下のとおりとする。

- ① (1) ①(a)-1 及び①(a)-2 の設備分類に該当する 常設耐震重要重大事故等防止設備及び常設耐震重要重大事故等防止設備以外の常設重大事故等防止設備は、当該常設重大事故等防止設備が代替する安全機能を有する設計基準事故対処設備等の名称及び当該設備の耐震重要度分類を記載する。代替する機能を担保する設計基準事故対処設備等が複数あり、耐震重要度分類が異なる場合には、最も上位の耐震重要度分類を記載する。
- ② (1) ①(b)及び①(c) の設備分類に該当する 常設重大事故等緩和設備 及び 常設重大事故等対処設備 (防止・緩和以外) は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備等はないため、「-」を記載する。
- ③ (1) ②(a) の設備分類に該当する 可搬型重大事故等対処設備 は、重大事故防止設備に該当するものについては、代替する安全機能を有する設計基準事故対処設備等の名称及び当該設備の耐震重要度分類を記載し、重大事故緩和設備に該当するものについては、代替する安全機能を有する設計基準事故対処設備はないため、「-」を記載する。

3. 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

(1) 可搬型重大事故等対処設備の必要数及び予備数について

<基本的考え方>

可搬型重大事故等対処設備の必要数及び予備数の確保の基本的考え方については、基準規則 43 条 3 項 1 号「想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。」に基づき、次のとおりとする。

必要な容量として、基準規則の解釈 43 条 5 項(c)「当該原子炉において想定する重大事故等において、炉心損傷防止及び格納容器破損防止等のために有効な機能を果たすことができる容量」を満足する数量（以下、必要数：「N」という。）を確保する。

また、十分に余裕のある容量として、必要数に加え、基準規則の解釈 43 条 5 項(a)及び(b)を踏まえて、以下のとおりとする。

① 可搬型重大事故等対処設備の区分に応じた十分に余裕のある容量の確保の考え方

(ア) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備（原子炉建屋等の外から水又は電力を供給するものに限る。）は、基準規則の解釈 43 条 5 項(a)により、「1 基あたり 2 セット以上を持つこと。これに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを工場等全体で確保すること。」を要求されていることから、設備に応じた必要数を 2 セット（2N）と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。

(イ) 可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するものは、基準規則の解釈 43 条 5 項(b)により、「1 負荷当たり 1 セットに、工場等全体で故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量を持つこと。」を要求されていることから、設備に応じた必要数を 1 セット（1N）と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。

なお、可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するものとは、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁作用バッテリー）、可搬型窒素ポンペ（加圧器逃がし弁作用可搬型窒素ガスポンペ、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用窒素ガスポンペ、格納容器空気サンプルライン隔離弁作用窒素ガスポンペ及びアニュラス全量排気弁作用窒素ガスポンペ）、可搬型直流変換器とする。

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の可搬型重大事故等対処設備は、(イ) と同様の考え方に従い、必要数 1 セット（1N）と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。

②可搬型重大事故等対処設備のバックアップ（予備）数の確保の考え方

バックアップ（予備）数については、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮するものとし、保守点検時であっても故障時のバックアップが確保された状態とするために、保守点検実施時期、保守点検内容、保守点検実施時の対応を勘案し、バックアップ保有数（ α ）を選定する。

以上の考え方をフローにしたものを図2に示す。

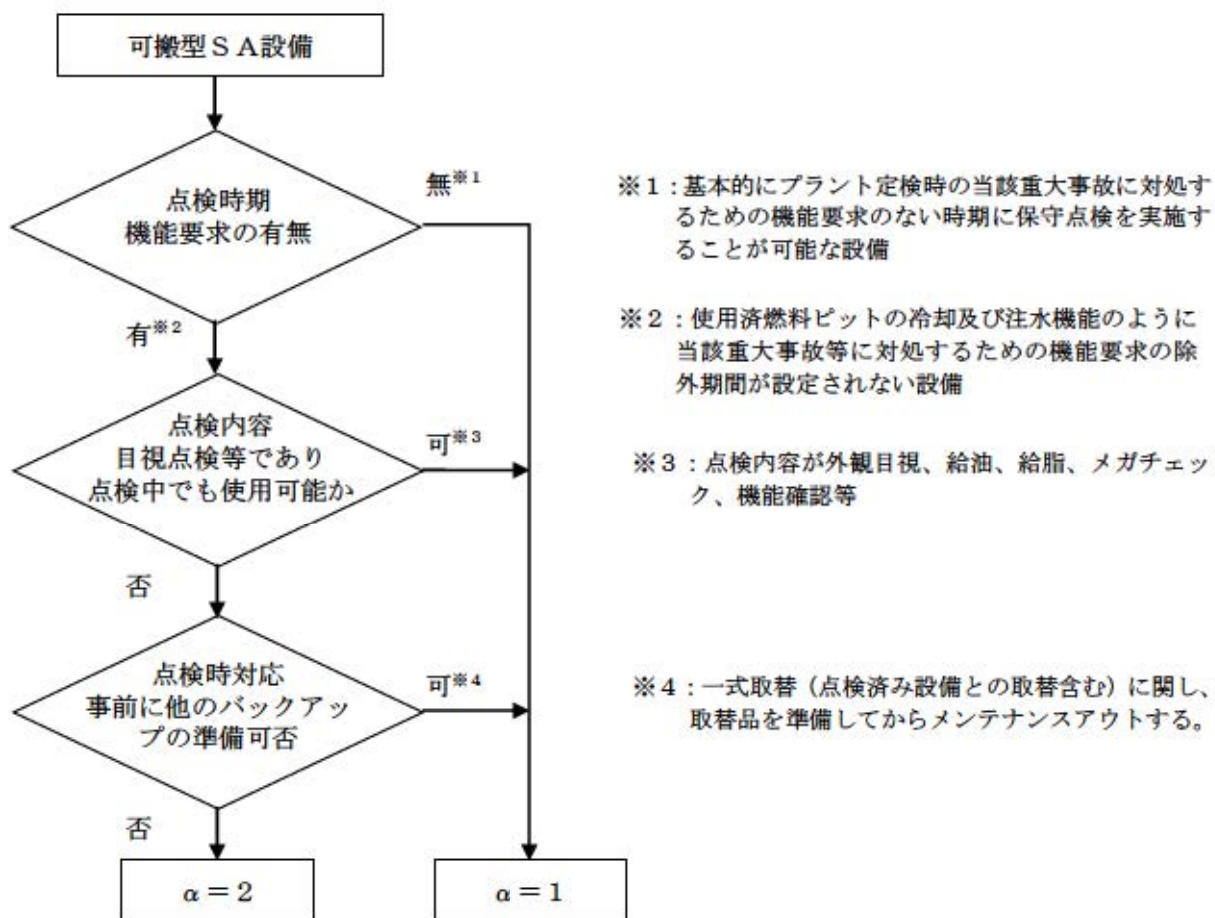


図2 可搬型重大事故等対処設備のバックアップ保有数選定フロー

(2) 可搬型重大事故等対処設備の保有数の考え方について

- (ア) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）は、 $2N+1$ （(1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $2N+2$ ）を保有する。
- (イ) 可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するもの（可搬型バッテリー、可搬型窒素ポンプ、可搬式整流器）は、 $N+1$ （(1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を保有する。
- (ウ) (ア) 及び (イ) 以外の可搬型重大事故等対処設備（例：タンクローリー等）は、 $N+1$ （(1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を保有する。

(3) 可搬型重大事故等対処設備の保有数の設置許可上の記載について

- (ア) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）は、 $2N+1$ （(1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $2N+2$ ）を記載する。
- (イ) 可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するもの（可搬型バッテリー、可搬型窒素ポンプ、可搬式整流器）は、 $N+1$ （(1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を記載する。
- (ウ) (ア) 及び (イ) 以外の可搬型重大事故等対処設備は、 $N+1$ （(1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を記載する。

なお、バックアップ保有数の考え方は、最低限保有すべきバックアップ数であり、配備したバックアップについては、考え方によらず故障時及び保守点検による待機除外時のいずれにおいても使用する。また、 $\alpha = 1$ として配備する考え方の設備であっても、保守点検の運用余裕を確保するため 1 個以上のバックアップを保有する場合もある。

重大事故等対策において流路機能を有する設備		既設置許可の記載箇所
1	原子炉容器	1次冷却設備
2	加圧器	1次冷却設備
3	蒸気発生器	1次冷却設備
4	1次冷却材ポンプ	1次冷却設備
5	1次冷却材管	1次冷却設備
6	加圧器サージ管	1次冷却設備
7	使用済燃料ピット	燃料取扱及び貯蔵設備
8	取水口	取水設備
9	取水路	取水設備
10	取水ピット	取水設備
11	C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ	※1
12	C, D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ	※1
13	A, B-余熱除去冷却器	非常用炉心冷却設備 余熱除去設備
14	中央制御室給気ユニット	非常用炉心冷却設備 余熱除去設備
15	ほう酸フィルタ	計装制御設備(中央制御室)
16	再生熱交換器	化学体積制御設備
17	ほう酸注入タンク	化学体積制御設備
18	A, B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	※2
19	A, B-格納容器スプレイ冷却器	原子炉格納容器スプレイ設備
20	主蒸気管	主蒸気設備
21	原子炉格納容器	原子炉格納施設
22	排気筒	換気空調設備

※1：既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に原子炉補機冷却海水ポンプによる海水流路として使用するため今回新たに記載する。

※2：既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に高圧注入ポンプ又は格納容器スプレイポンプによる再循環の系統切替えを行うとともに流路として使用するため今回新たに記載する。

重大事故等対処設備の分類 (1/29)
 第43条 重大事故等対処設備

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する 設計基準事故対処設備		設備 種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震 重要度 分類		常設 可搬	設備分類
ホイールローダ	アクセスルートの確保	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
バックホウ				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-

重大事故等対処設備の分類 (2/29)

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 (1/2)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備				
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス			
原子炉トリップスイッチ	手動による原子炉緊急停止	原子炉安全保護盤、安全保護系のプロセス計装、炉外核計装	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—			
制御棒クラスタ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—			
原子炉トリップ遮断器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—			
共通要因故障対策 (自動制御盤) (ATWS緩和設備)	原子炉出力抑制 (自動)	制御棒クラスタ、原子炉トリップ遮断器、原子炉安全保護盤、安全保護系のプロセス計装、炉外核計装	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—			
主蒸気隔離弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2			
電動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2			
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2			
補助給水ピット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—			
主蒸気逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2			
主蒸気安全弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2			
加圧器逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2			
加圧器安全弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2			
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2			
主蒸気管				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2			
主蒸気隔離弁				原子炉出力抑制 (手動)	制御棒クラスタ、原子炉トリップ遮断器、原子炉安全保護盤、安全保護系のプロセス計装、炉外核計装	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
電動補助給水ポンプ							常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
タービン動補助給水ポンプ							常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水ピット	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—						
主蒸気逃がし弁	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2						
主蒸気安全弁	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2						
加圧器逃がし弁	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2						
加圧器安全弁	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2						
蒸気発生器	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2						
主蒸気管	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2						

(注1)：電源設備 (燃料設備を含む) 及び1次冷却設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (3/29)

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 (2/2)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
ほう酸タンク	ほう酸水注入 (ほう酸タンク→充てんライン)	制御棒クラスタ、原子炉トリップ遮断器、原子炉安全保護盤、安全保護系のプロセス計装、炉外核計装	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
ほう酸ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
緊急ほう酸注入弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
充てんポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
ほう酸フィルタ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
再生熱交換器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ピット	ほう酸水注入 (燃料取替用水ピット→充てんライン)	制御棒クラスタ、原子炉トリップ遮断器、原子炉安全保護盤、安全保護系のプロセス計装、炉外核計装	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
充てんポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
再生熱交換器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
高圧注入ポンプ	ほう酸水注入 (燃料取替用水ピット→安全注入ライン)	制御棒クラスタ、原子炉トリップ遮断器、原子炉安全保護盤、安全保護系のプロセス計装、炉外核計装	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
ほう酸注入タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ピット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-

(注1)：電源設備 (燃料設備を含む) 及び1次冷却設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (4/29)

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
高圧注入ポンプ	1次系のフィードアンドブリード (高圧注入ポンプ)	電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
加圧器逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ピット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
余熱除去ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
余熱除去冷却器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器再循環サンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
格納容器再循環サンプスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
ほう酸注入タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
蓄圧タンク	蓄圧注入	電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
蓄圧タンク出口弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
タービン動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)	タービン動補助給水ポンプ、直流電源、主蒸気逃がし弁、全交流動力電源 (制御用空気)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
主蒸気逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水ピット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
主蒸気管				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
電動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (電動補助給水ポンプの機能回復)	主蒸気逃がし弁、全交流動力電源、直流電源	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
主蒸気逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水ピット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
主蒸気管				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2

(注1): 電源設備 (燃料設備を含む)、計装設備及び1次冷却設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (5/29)
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 (1/2)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
加圧器逃がし弁	1次系のフィードアンドブリード (高圧注入ポンプ)	電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
高圧注入ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ピット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
余熱除去ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
余熱除去冷却器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器再循環サンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
格納容器再循環サンプスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
ほう酸注入タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
蓄圧タンク	蓄圧注入	電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
蓄圧タンク出口弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
電動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却	加圧器逃がし弁	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水ピット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
主蒸気逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
主蒸気管				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
タービン動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)	タービン動補助給水ポンプ、直流電源、主蒸気逃がし弁、全交流動力電源 (制御用空気)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水ピット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
主蒸気逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
主蒸気管				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2

(注1): 電源設備 (燃料設備を含む) 及び1次冷却設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (6/29)

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 (2/2)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
電動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (電動補助給水ポンプの機能回復)	主蒸気逃がし弁、全交流動力電源、直流電源	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水ピット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
主蒸気逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
主蒸気管				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンプ	加圧器逃がし弁の機能回復	加圧器逃がし弁、全交流動力電源 (制御用空気)、直流電源	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
加圧器逃がし弁操作用バッテリー				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
加圧器逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
主蒸気逃がし弁	1次冷却系統の減圧 (SG伝熱管破損発生時、IS-LOCA発生時)	主蒸気逃がし弁	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
加圧器逃がし弁		加圧器逃がし弁	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
余熱除去ポンプ入口弁	余熱除去系統の隔離 (IS-LOCA発生時)	余熱除去ポンプ入口弁	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2

(注1): 電源設備 (燃料設備を含む) 及び1次冷却設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (7/29)

第47条 原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 (1/5)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		常設可搬	設備分類
充てんポンプ	炉心注水 (CHP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	余熱除去ポンプ、 高圧注入ポンプ、 燃料取替用水ビット	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
再生熱交換器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
B-格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 (B-CSP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	余熱除去ポンプ、 高圧注入ポンプ、 燃料取替用水ビット	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
B-格納容器スプレイ冷却器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 (代替CSP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	余熱除去ポンプ、 高圧注入ポンプ、 燃料取替用水ビット	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
補助給水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
可搬型大型送水ポンプ車	代替炉心注水 (可搬型ポンプ車) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	余熱除去ポンプ、 高圧注入ポンプ、 燃料取替用水ビット	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
高圧注入ポンプ	再循環運転 (SIP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器、 余熱除去ポンプ再循環サン プ側入口弁	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器再循環サン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
格納容器再循環サンブスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
安全注入ポンプ再循環サン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
ほう酸注入タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
B-格納容器スプレイポンプ	代替再循環運転 (B-CSP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器、 余熱除去ポンプ再循環サン プ側入口弁	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
B-格納容器再循環サン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
B-格納容器再循環サンブスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
B-格納容器スプレイ冷却器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
B-安全注入ポンプ再循環サン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
高圧注入ポンプ	炉心注水 (SIP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	格納容器再循環サンブスクリーン	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
ほう酸注入タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
充てんポンプ	炉心注水 (CHP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	格納容器再循環サンブスクリーン	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
再生熱交換器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
B-格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 (B-CSP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	格納容器再循環サンブスクリーン	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
B-格納容器スプレイ冷却器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 (代替CSP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	格納容器再循環サンブスクリーン	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
補助給水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-

(注1): 原子炉格納容器内の冷却等のための設備、電源設備 (燃料設備を含む)、1次冷却設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (8/29)

第47条 原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 (2/5)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
可搬型大型送水ポンプ車	代替炉心注水(可搬型ポンプ車) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	格納容器再循環サブスクリーン	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
代替格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水(代替CSP)(代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)	全交流動力電源、 原子炉補機冷却水系	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
補助給水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
可搬型大型送水ポンプ車	代替炉心注水(可搬型ポンプ車:海) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)	全交流動力電源、 原子炉補機冷却水系	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
B-充てんポンプ	代替炉心注水(CHP(自己冷却)) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)	全交流動力電源、 原子炉補機冷却水系	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
再生熱交換器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
A-高圧注入ポンプ	代替再循環運転(A-SIP(海水冷却)) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)	全交流動力電源、 原子炉補機冷却水系	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
可搬型大型送水ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
A-格納容器再循環サブ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
A-格納容器再循環サブスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
A-安全注入ポンプ再循環サブ側入口C/V外側隔離弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
ほう酸注入タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイポンプ				格納容器スプレイ(CSP)(格納容器水張り) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融デブリが原子炉容器に残存する場合)	-	-
燃料取替用水ビット	代替格納容器スプレイ(代替CSP)(格納容器水張り) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融デブリが原子炉容器に残存する場合)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
格納容器スプレイ冷却器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット	蒸気発生器2次側による炉心冷却(補助給水ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、フロントライン系機能喪失時)	余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
主蒸気逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
主蒸気管				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
電動補助給水ポンプ				蒸気発生器2次側による炉心冷却(補助給水ポンプ)(代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、サポート系機能喪失時)	全交流動力電源、 原子炉補機冷却水系	S
タービン動補助給水ポンプ	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2			
補助給水ビット	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-			
主蒸気逃がし弁	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2			
蒸気発生器	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2			
主蒸気管	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2			

(注1): 原子炉格納容器内の冷却等のための設備、電源設備(燃料設備を含む)、1次冷却設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (9/29)

第47条 原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 (3/5)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		常設/可搬	設備分類
充てんポンプ	炉心注水 (CHP) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
再生熱交換器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
高圧注入ポンプ	炉心注水 (SIP) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
ほう酸注入タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
B-格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 (B-CSP) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
B-格納容器スプレイ冷却器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 (代替CSP) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
補助給水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
可搬型大型送水ポンプ車	代替炉心注水 (可搬型ポンプ車) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
高圧注入ポンプ	再循環運転 (SIP) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
格納容器再循環サンパ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
格納容器再循環サンパスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
安全注入ポンプ再循環サンパ側入口C/V外側隔離弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
ほう酸注入タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
B-格納容器スプレイポンプ	代替再循環運転 (B-CSP) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
B-格納容器再循環サンパ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
B-格納容器再循環サンパスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
B-格納容器スプレイ冷却器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
B-安全注入ポンプ再循環サンパ側入口C/V外側隔離弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
電動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (補助給水ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
補助給水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
主蒸気逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
主蒸気管				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
代替格納容器スプレイポンプ				代替炉心注水 (代替CSP) (代替電源) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	全交流動力電源、 原子炉補機冷却水系	S
燃料取替用水ビット	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-			
補助給水ビット	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-			

(注1)：原子炉格納容器内の冷却等のための設備、電源設備 (燃料設備を含む)、1次冷却設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (10/29)

第47条 原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 (4/5)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
可搬型大型送水ポンプ車	代替炉心注水 (可搬型ポンプ車) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	全交流動力電源、 原子炉補機冷却水系	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
B-充てんポンプ	代替炉心注水 (CHP (自己冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	全交流動力電源、 原子炉補機冷却水系	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
燃料取替用水ピット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
再生熱交換器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
A-高圧注入ポンプ	代替再循環運転 (A-SIP (海水冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	全交流動力電源、 原子炉補機冷却水系	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
可搬型大型送水ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
A-格納容器再循環サンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
A-格納容器再循環サンプスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
ほう酸注入タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
電動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (補助給水ポンプ) (代替電源) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	全交流動力電源、 原子炉補機冷却水系	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
補助給水ピット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
主蒸気逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
主蒸気管				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
高圧注入ポンプ				炉心注水 (SIP) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	-	-
燃料取替用水ピット	常設	常設重大事故緩和設備	-			
ほう酸注入タンク	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2			
余熱除去ポンプ	炉心注水 (RHRP) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
燃料取替用水ピット				常設	常設重大事故緩和設備	-
余熱除去冷却器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
充てんポンプ	炉心注水 (CHP) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
燃料取替用水ピット				常設	常設重大事故緩和設備	-
再生熱交換器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
B-格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 (B-CSP) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
燃料取替用水ピット				常設	常設重大事故緩和設備	-
B-格納容器スプレイ冷却器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 (代替CSP) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
燃料取替用水ピット				常設	常設重大事故緩和設備	-
補助給水ピット				常設	常設重大事故緩和設備	-

(注1)：原子炉格納容器内の冷却等のための設備、電源設備 (燃料設備を含む)、1次冷却設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (11/29)

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 (5/5)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
B-充てんポンプ	代替炉心注水 (CHP (自己冷却)) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ピット				常設	常設重大事故緩和設備	-
再生熱交換器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 (代替CSP) (代替電源) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ピット				常設	常設重大事故緩和設備	-
補助給水ピット				常設	常設重大事故緩和設備	-
余熱除去ポンプ	低圧時再循環余熱除去運転	-	(重大事故等時に使用可能である場合)	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
余熱除去冷却器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器再循環サンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
格納容器再循環サンプスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-

(注1)：原子炉格納容器内の冷却等のための設備、電源設備 (燃料設備を含む)、1次冷却設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (12/29)
 第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
電動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (補助給水ポンプ) (フロントライン系機能喪失時)	原子炉補機冷却海水ポンプ、 原子炉補機冷却水ポンプ	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水ピット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
主蒸気逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
主蒸気管				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
C、D-格納容器再循環ユニット	格納容器内自然対流冷却 (C/V再循環ユニット:海水) (フロントライン系機能喪失時)	原子炉補機冷却海水ポンプ、 原子炉補機冷却水ポンプ	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
可搬型大型送水ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
可搬型大型送水ポンプ車	代替補機冷却 (SIP (海水冷却)) (フロントライン系機能喪失時)	原子炉補機冷却海水ポンプ、 原子炉補機冷却水ポンプ	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
A-高圧注入ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
電動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (補助給水ポンプ) (代替電源) (サポート系機能喪失時)	全交流動力電源	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水ピット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
主蒸気逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
主蒸気管				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
C、D-格納容器再循環ユニット	格納容器内自然対流冷却 (C/V再循環ユニット:海水) (サポート系機能喪失時)	全交流動力電源	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
可搬型大型送水ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
可搬型大型送水ポンプ車	代替補機冷却 (SIP (海水冷却)) (代替電源) (サポート系機能喪失時)	全交流動力電源	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
A-高圧注入ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2

(注1): 電源設備 (燃料設備を含む)、計装設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (13/29)
第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 (1/2)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
C, D-格納容器再循環ユニット	格納容器内自然対流冷却 (C/V再循環ユニット:CCW) (炉心の著しい損傷防止、フロントライン系機能喪失時)	格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器、安全注入ポンプ再循環サンプリング入口C/V外側隔離弁	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
C, D-原子炉補機冷却水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
C, D-原子炉補機冷却水冷却器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
原子炉補機冷却水サージタンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンペ				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
C, D-原子炉補機冷却水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
C, D-原子炉補機冷却水ポンプ出口ストレーナ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
C, D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ				代替格納容器スプレイ (代替CSP) (炉心の著しい損傷防止、フロントライン系機能喪失時)	格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水ピット	S
燃料取替用水ピット	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-			
補助給水ピット	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-			
代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ (代替CSP) (代替電源) (炉心の著しい損傷防止、サポート系機能喪失時)	全交流動力電源、原子炉補機冷却水設備	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ピット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
補助給水ピット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
可搬型大型送水ポンプ車	格納容器内自然対流冷却 (C/V再循環ユニット:海水) (炉心の著しい損傷防止、サポート系機能喪失時)	全交流動力電源、原子炉補機冷却水設備	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
C, D-格納容器再循環ユニット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
C, D-格納容器再循環ユニット	格納容器内自然対流冷却 (C/V再循環ユニット:CCW) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
C, D-原子炉補機冷却水ポンプ				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
C, D-原子炉補機冷却水冷却器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
原子炉補機冷却水サージタンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンペ				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
C, D-原子炉補機冷却水ポンプ				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
C, D-原子炉補機冷却水ポンプ出口ストレーナ				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
C, D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ				代替格納容器スプレイ (代替CSP) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)	-	-
燃料取替用水ピット	常設	常設重大事故緩和設備	-			
補助給水ピット	常設	常設重大事故緩和設備	-			

(注1): 電源設備 (燃料設備を含む)、計装設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (14/29)
第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 (2/2)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		常設/可搬	設備分類
代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ (代替CSP) (代替電源) (格納容器破損防止、サポート系機能喪失時)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設重大事故緩和設備	-
補助給水ビット				常設	常設重大事故緩和設備	-
可搬型大型送水ポンプ車	格納容器内自然対流冷却 (C/V再循環ユニット:海水) (格納容器破損防止、サポート系機能喪失時)	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
C, D-格納容器再循環ユニット				常設	常設重大事故緩和設備	-
格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ 格納容器スプレイ再循環	-	(重大事故等時に使用可能である場合)	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイ冷却器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
格納容器再循環サンパ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
格納容器再循環サンパスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-

(注1): 電源設備 (燃料設備を含む)、計装設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類（15/29）
 第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

設備（既設+新設）	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ（CSP） （交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設重大事故緩和設備	-
格納容器スプレイ冷却器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
C、D-格納容器再循環ユニット	格納容器内自然対流冷却（C/V再循環ユニット：CCW） （交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
C、D-原子炉補機冷却水ポンプ				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
C、D-原子炉補機冷却水冷却器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
原子炉補機冷却水サージタンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンプ				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
C、D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ（代替CSP） （交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設重大事故緩和設備	-
補助給水ビット				常設	常設重大事故緩和設備	-
C、D-格納容器再循環ユニット	格納容器内自然対流冷却（C/V再循環ユニット：海水） （全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時）	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
可搬型大型送水ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ（代替CSP）（代替電源） （全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時）	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設重大事故緩和設備	-
補助給水ビット				常設	常設重大事故緩和設備	-

（注1）：電源設備（燃料設備を含む）、計装設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (16/29)

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ (CSP) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設重大事故緩和設備	-
格納容器スプレイ冷却器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ (代替CSP) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設重大事故緩和設備	-
補助給水ビット				常設	常設重大事故緩和設備	-
代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ (代替CSP) (代替電源) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水ビット				常設	常設重大事故緩和設備	-
補助給水ビット				常設	常設重大事故緩和設備	-

(注1)：原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備、電源設備 (燃料設備を含む) 及び原子炉格納施設は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類（17/29）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

設備（既設+新設）	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
原子炉格納容器内水素処理装置	水素濃度低減（原子炉格納容器内水素処理装置）	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
原子炉格納容器内水素処理装置温度		-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
格納容器水素イグナイタ	水素濃度低減（格納容器水素イグナイタ）	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
格納容器水素イグナイタ温度		-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	水素濃度監視	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ		-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置		-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンプ		-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
可搬型大型送水ポンプ車		-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
格納容器雰囲気ガス試料採取設備				常設	常設重大事故緩和設備	-

（注1）：電源設備（燃料設備を含む）、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類（18／29）
 第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

設備（既設+新設）	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
アニュラス空気浄化ファン	アニュラス空気浄化設備による水素排出（交流動力電源及び直流電源が健全である場合）	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
アニュラス空気浄化フィルタユニット				常設	常設重大事故緩和設備	-
排気筒				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
B-アニュラス空気浄化ファン	アニュラス空気浄化設備による水素排出（全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合）	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
B-アニュラス空気浄化フィルタユニット				常設	常設重大事故緩和設備	-
アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンプ				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
排気筒				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	水素濃度監視	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-

（注1）：電源設備（燃料設備を含む）は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類（19／29）
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

設備（既設+新設）	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
可搬型大型送水ポンプ車	使用済燃料ピットへの注水	使用済燃料ピットポンプ、 使用済燃料ピット冷却器、 燃料取替用水ポンプ、 燃料取替用水ピット、 2次系補給水ポンプ、 2次系純水タンク	(注2) S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
可搬型大型送水ポンプ車	使用済燃料ピットへの スプレイ	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
可搬型スプレイノズル				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
可搬型大容量海水送水ポンプ車	燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料 体等）への放水	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
放水砲				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
使用済燃料ピット水位（AM用）	使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位	C	常設	常設耐震重要重大事故防止設備以外の 常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
使用済燃料ピット水位（可搬型）		-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
使用済燃料ピット温度（AM用）		使用済燃料ピット温度	C	常設	常設耐震重要重大事故防止設備以外の 常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ		使用済燃料ピットエリアモニタ	C	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
使用済燃料ピット監視カメラ （使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置（注3）を含む。）		使用済燃料ピット温度	C	常設	常設耐震重要重大事故防止設備以外の 常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-

(注1)：電源設備（燃料設備を含む）、燃料貯蔵設備及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

(注2)：左記設備のうち、最上位の分類を記載する。

(注3)：使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は可搬型重大事故等対処設備

重大事故等対処設備の分類（20/29）
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

設備（既設+新設）	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
可搬型大容量海水送水ポンプ車	大気への拡散抑制 （炉心の著しい損傷及び 原子炉格納容器の破損時）	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
放水砲				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
放射性物質吸着剤	海洋への拡散抑制 （炉心の著しい損傷時及 び原子炉格納容器の破損時）	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
荷揚場シルトフェンス	海洋への拡散抑制 （炉心の著しい損傷時及 び原子炉格納容器の破損時）	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
可搬型大型送水ポンプ車	大気への拡散抑制 （使用済燃料ピット内燃 料体等の著しい損傷時）	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
可搬型スプレィノズル				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
可搬型大容量海水送水ポンプ車	大気への拡散抑制 （使用済燃料ピット内燃 料体等の著しい損傷時）	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
放水砲				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
放射性物質吸着剤	海洋への拡散抑制 （使用済燃料ピット内燃 料体等の著しい損傷時）	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
荷揚場シルトフェンス	海洋への拡散抑制 （使用済燃料ピット内燃 料体等の著しい損傷時）	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
可搬型大容量海水送水ポンプ車	航空機燃料火災への 泡消火	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
放水砲				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
泡混合設備				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-

（注1）：電源設備（燃料設備を含む）、燃料貯蔵設備及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表に記載する。

重大事故等対処設備の分類 (21/29)
 第56条 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
燃料取替用水ピット	1次系のフィードアンドブリード	補助給水ピット (枯渇又は破損)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
高压注入ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
加圧器逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
ほう酸注入タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
可搬型大型送水ポンプ車	海水を用いた補助給水ピットへの補給	補助給水ピット (枯渇)	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
補助給水ピット	燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替	燃料取替用水ピット (枯渇又は破損)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
代替格納容器スプレイポンプ	-	-	-	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
可搬型大型送水ポンプ車	燃料取替用水ピットから海水への水源切替	燃料取替用水ピット (枯渇又は破損)	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
可搬型大型送水ポンプ車	海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給	燃料取替用水ピット (枯渇)	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
B-格納容器スプレイポンプ	代替再循環運転 (B-CSP)	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
B-格納容器スプレイ冷却器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
B-格納容器再循環サンパ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
B-格納容器再循環サンパスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
A-高压注入ポンプ	代替再循環運転 (A-SIP)	全交流動力電源、原子炉格納冷却水系	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
可搬型大型送水ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
A-格納容器再循環サンパ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
A-格納容器再循環サンパスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
ほう酸注入タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
可搬型大型送水ポンプ車	海水を用いた使用済燃料ピットへの注水	燃料取替用水ピット (枯渇又は破損)	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
可搬型大型送水ポンプ車	使用済燃料ピットへのスプレイ	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
可搬型スプレイノズル	-	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
可搬型大容量海水送水ポンプ車	燃料取扱棟 (貯蔵槽内燃料体等) への放水	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
放水砲				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
可搬型大容量海水送水ポンプ車	原子炉格納容器及びアニュラス部への放水	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
放水砲				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3

(注1): 電源設備 (燃料設備を含む)、1次冷却設備、燃料貯蔵設備及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (22/29)
第57条 電源設備

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
代替非常用発電機	代替非常用発電機による代替電源 (交流) からの給電	ディーゼル発電機 (全交流動力電源) -	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
ディーゼル発電機燃料油貯油槽				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
可搬型タンクローリー				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
可搬型代替電源車	可搬型代替電源車による代替電源 (交流) からの給電	ディーゼル発電機 (全交流動力電源) -	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
ディーゼル発電機燃料油貯油槽				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
可搬型タンクローリー				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
蓄電池 (非常用)	蓄電池 (非常用) による直流電源からの給電	ディーゼル発電機 (全交流動力電源) -	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
後備蓄電池	後備蓄電池による代替電源 (直流) からの給電	ディーゼル発電機 (全交流動力電源) 及び蓄電池 (非常用) -	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源 (直流) からの給電	ディーゼル発電機 (全交流動力電源) 及び蓄電池 (非常用) -	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
可搬型直流変換器				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
ディーゼル発電機燃料油貯油槽				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
可搬型タンクローリー				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
代替非常用発電機	代替所内電気設備による交流の給電	所内電気設備 -	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
可搬型代替電源車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
ディーゼル発電機燃料油貯油槽				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
可搬型タンクローリー				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
代替所内電気設備変圧器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
代替所内電気設備分電盤				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
ディーゼル発電機燃料油貯油槽	燃料の補給に用いる設備 (可搬型タンクローリーによる汲み上げ)	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 -	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
可搬型タンクローリー				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
ディーゼル発電機燃料油貯油槽	燃料の補給に用いる設備 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げ)	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 -	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
可搬型タンクローリー				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
ディーゼル発電機	ディーゼル発電機による給電	ディーゼル発電機 -	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	一部重大事故等クラス2
ディーゼル発電機燃料油貯油槽		ディーゼル発電機燃料油貯油槽 -		常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ		ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ -		常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-

重大事故等対処設備の分類 (23/29)
第58条 計装設備 (1/2)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		常設可搬	設備分類
1次冷却材温度 (広域-高温側)	温度計測 (原子炉压力容器内の温度)	1次冷却材温度 (広域-低温側)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
1次冷却材温度 (広域-低温側)		1次冷却材温度 (広域-高温側)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
1次冷却材圧力 (広域)	圧力計測 (原子炉压力容器内の圧力)	加圧器圧力	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
加圧器水位	水位計測 (原子炉压力容器内の水位)	原子炉容器水位	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
原子炉容器水位		加圧器水位	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
高圧注入流量	注水量計測 (原子炉压力容器への注水量)	燃料取替用水ピット水位	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
低圧注入流量		燃料取替用水ピット水位	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量	注水量計測 (原子炉格納容器への注水量)	燃料取替用水ピット水位	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用)		燃料取替用水ピット水位	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
格納容器内温度	温度計測 (原子炉格納容器内の温度)	原子炉格納容器圧力	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
原子炉格納容器圧力	圧力計測 (原子炉格納容器内の圧力)	格納容器圧力 (AM用)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
格納容器圧力 (AM用)		原子炉格納容器圧力	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
格納容器再循環サンプ水位 (広域)	水位計測 (原子炉格納容器内の水位)	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
格納容器再循環サンプ水位 (狭域)		格納容器再循環サンプ水位 (広域)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
格納容器水位		-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
原子炉下部キャビティ水位		-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
格納容器内水素濃度	水素濃度計測 (原子炉格納容器内の水素濃度)	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
アニュラス水素濃度	水素濃度計測 (アニュラス内の水素濃度)	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	線量計測 (原子炉格納容器内の放射線量率)	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)		格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
出力領域中性子束	出力計測 (未臨界の維持又は監視)	中間領域中性子束	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
中間領域中性子束		出力領域中性子束	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
中性子源領域中性子束		中間領域中性子束	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
蒸気発生器水位 (狭域)	水位計測 (最終ヒートシンクの確保)	蒸気発生器水位 (広域)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
蒸気発生器水位 (広域)		蒸気発生器水位 (狭域)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
原子炉補機冷却水サージタンク水位		-	-	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
補助給水流量	注水量計測 (最終ヒートシンクの確保)	補助給水ピット水位	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
主蒸気ライン圧力	圧力計測 (最終ヒートシンクの確保)	蒸気発生器水位 (広域)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型)		-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
燃料取替用水ピット水位	水位計測 (水源の確保)	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
ほう酸タンク水位		中性子源領域中性子束	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	-
補助給水ピット水位		補助給水流量	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-

(注1): 電源設備 (燃料設備を含む) は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類（24/29）
第58条 計装設備（2/2）

設備（既設+新設）	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		常設 可搬	設備分類
可搬型計測器	温度、圧力、水位及び流量に係わるものの計測	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
可搬型温度計測装置	温度計測（最終ヒートシンクの確保）	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
	パラメータ記録	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
データ収集計算機		-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
データ表示端末		-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-

（注1）：電源設備（燃料設備を含む）は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類（25/29）
 第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

設備（既設+新設）	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		常設可搬	設備分類
中央制御室遠へい	居住性の確保 (中央制御室換気空調設備)	中央制御室遠へい —	S —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
中央制御室非常用循環ファン		中央制御室非常用循環ファン —	S —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
中央制御室給気ファン		中央制御室給気ファン —	S —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
中央制御室循環ファン		中央制御室循環ファン —	S —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
中央制御室非常用循環フィルタユニット		中央制御室非常用循環フィルタユニット —	S —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
中央制御室給気ユニット		中央制御室給気ユニット —	S —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
可搬型照明（SA）	居住性の確保 (中央制御室の照明の確保)	無停電運転保安灯	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
酸素濃度計	居住性の確保 (中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度の測定)	酸素濃度計	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
二酸化炭素濃度計		二酸化炭素濃度計	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
可搬型照明（SA）	汚染の持ち込み防止	無停電運転保安灯	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
アニュラス空気浄化ファン	放射性物質の濃度低減 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
アニュラス空気浄化フィルタユニット		—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
排気筒		—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
B-アニュラス空気浄化ファン		—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
B-アニュラス空気浄化フィルタユニット	放射性物質の濃度低減 (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンプ		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
排気筒		—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2

(注1)：電源設備（燃料設備を含む）は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (26/29)
第60条 監視測定設備

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別 常設 可搬	重大事故等対処設備	
		設備	耐震 重要度 分類		設備分類	重大事故等 クラス
可搬型モニタリングポスト	放射線量の測定 (可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定)	モニタリングポスト、モニタリングステーション	C	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
可搬型モニタリングポスト	放射線量の測定 (可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定)	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
可搬型ダスト・よう素サンブラ	放射性物質の濃度の測定	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
GM汚染サーベイメータ				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
可搬型ダスト・よう素サンブラ	放射性物質の濃度及び放射線量の測定	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
GM汚染サーベイメータ				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
α線シンチレーションサーベイメータ				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
β線サーベイメータ				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
電離箱サーベイメータ				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
小型船舶				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
可搬型気象観測設備	風向、風速その他の気象条件の測定 (可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定)	気象観測設備	C	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
可搬型気象観測設備	風向、風速その他の気象条件の測定 (可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定)	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-

(注1)：電源設備 (燃料設備を含む) は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (27/29)
第61条 緊急時対策所

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
緊急時対策所遮へい	居住性の確保 (緊急時対策所遮蔽及び緊急時対策所換気設備)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
空気供給装置				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
圧力計		-	-	常設	常設重大事故等対処設備 (防止・緩和以外)	-
酸素濃度計	居住性の確保 (緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定)	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
二酸化炭素濃度計				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
緊急時対策所可搬型エリアモニタ	居住性の確保 (放射線量の測定及び気象観測)	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
データ収集計算機	情報の把握	-	-	常設	常設重大事故緩和設備 常設重大事故等対処設備 (防止・緩和以外)	-
ERSS伝送サーバ				常設	常設重大事故緩和設備 常設重大事故等対処設備 (防止・緩和以外)	-
データ表示端末				常設	常設重大事故緩和設備	-
緊急時対策所用発電機	電源の確保	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-

(注1)：電源設備 (燃料設備を含む)、監視測定設備及び通信連絡を行うために必要な設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類（28/29）
第62条 通信連絡を行うために必要な設備

設備（既設+新設）	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		常設/可搬	設備分類
衛星電話設備	発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備	運転指令設備等 —	C —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
衛星携帯電話				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
トランシーバ				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
携帯型通話装置				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
インターフォン		—	—	常設	常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		—	—	常設	常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
データ収集計算機		—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
データ表示端末		—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
衛星電話設備	発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
衛星携帯電話				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備				常設	常設重大事故等対処設備（防止・緩和以外）	—
データ収集計算機				常設	常設重大事故等対処設備（防止・緩和以外）	—
ERSS伝送サーバ				常設	常設重大事故等対処設備（防止・緩和以外）	—

（注1）：電源設備（燃料設備を含む）及び緊急時対策所は、それぞれの設備分類表にて記載する。

重大事故等対処設備の分類 (29 / 29)
(1次冷却設備)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		常設可搬	設備分類
蒸気発生器	1次冷却設備	蒸気発生器 —	S —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
1次冷却材ポンプ		1次冷却材ポンプ —	S —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
原子炉容器 (炉心支持構造物を含む)		原子炉容器 (炉心支持構造物を含む) —	S —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
加圧器		加圧器 —	S —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
1次冷却材管		1次冷却材管 —	S —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
加圧器サージ管		加圧器サージ管 —	S —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2

(原子炉格納容器)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		常設可搬	設備分類
原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器 —	S —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2

(燃料取扱及び貯蔵設備)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		常設可搬	設備分類
使用済燃料ピット	使用済燃料貯蔵槽	使用済燃料ピット —	S —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—

(非常用取水設備)

設備 (既設+新設)	対応手段	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		常設可搬	設備分類
取水口※	非常用取水設備	取水口 —	S※ —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
取水路		取水路 —	C —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備以外の 常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
取水ピット		取水ピット —	C —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備以外の 常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—

※貯留量を含むことから上位の分類を記載する。

共－2 類型化区分及び適合内容

(凡 例)

赤字：高浜との相違（単純相違）

青字：高浜との相違（先行審査状況等を踏まえた変更）

緑字：指摘事項 160719-01 の反映箇所

紫字：自主修正の反映箇所（自主-061～068）

赤字：審査の視点質問 回答反映（設備-44、45、46）

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号

重大事故等時の環境条件における健全性について

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等時の環境条件における健全性を確保するための区分及び設計方針について整理した。

(1) 基本設計方針

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるように、その設置(使用)・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。

重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度^①、使用温度^②）、放射線^③、荷重^④に加えて、その他の使用条件として環境圧力^⑤、湿度による影響^⑥、屋外の天候による影響^⑦、重大事故等時に海水を通水する系統への影響^⑧、電磁的障害^⑨及び周辺機器等からの悪影響^⑩を考慮する。荷重^④としては重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境圧力、温度及び自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪、降灰）による荷重を考慮する。

地震以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び降灰による荷重の組合せを考慮する。地震を含む自然現象の組合せについては、「1.1.2 耐震設計の基本方針」にて考慮する。

これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響^⑥、屋外の天候による影響^⑦、重大事故等時の放射線による影響^③及び荷重^④に対しては、重大事故等対処設備を設置(使用)・保管する場所に応じて、以下の設備分類ごとに、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。

原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。

中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内（空調上屋を含む）の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。このうち、1次系の圧力が原子炉格納容器外の低圧系に付加されるために発生する原子炉冷却材喪失（以下、「インターフェイスシステムLOCA」という。）時、蒸気発生器伝熱管破損時に破損蒸気発生器の隔離に失敗する事故時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。特に、使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。操作は中央制御室又は異なる区画（フロア）、離れた場所から若しくは設置場所で可能な設計とする。

屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。風（台風）、竜巻による荷重を考慮して、当該重大事故等対処設備と同じ機能を有する重大事故等対処設備と位置的分散をはかり複数箇所に分散して保管するとともに、必要により悪影響防止のための固縛を行うことで重大事故等の対処に必要な機能を同時に損なうことのない設計とする。なお、当該重大事故等対処設備と同じ機能を有する重大事故等対処設備がバックアップのみの場合には、バックアップ保有分も含めて位置的分散を図る設計とする。（1.3.1(2) 悪影響防止）積雪及び降灰による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。

海水を通水する系統への影響^⑧に対しては、常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する。ただし、常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。重大事故等時に海水を通水する可能性のある重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。

電磁的障害^⑨に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なうことのない設計とする。

重大事故等対処設備は、事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響^⑩により機能を失うおそれがない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。地震に対しては、常設重大事故等対処設備は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に基づき設計するとともに、設計基準事故対処設備等と可能な限り位置的分散を図り、可搬型重大事故等対処設備は少なくとも1セットについて、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る設計とする。位置的分散については「1.3.1 多重性、位置的分散」に示す。溢水に対しては、重大事故等対処設備が溢水によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備は、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。

地震による荷重を含む耐震設計については、「1.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「1.2 火災による損傷の防止」に示す。

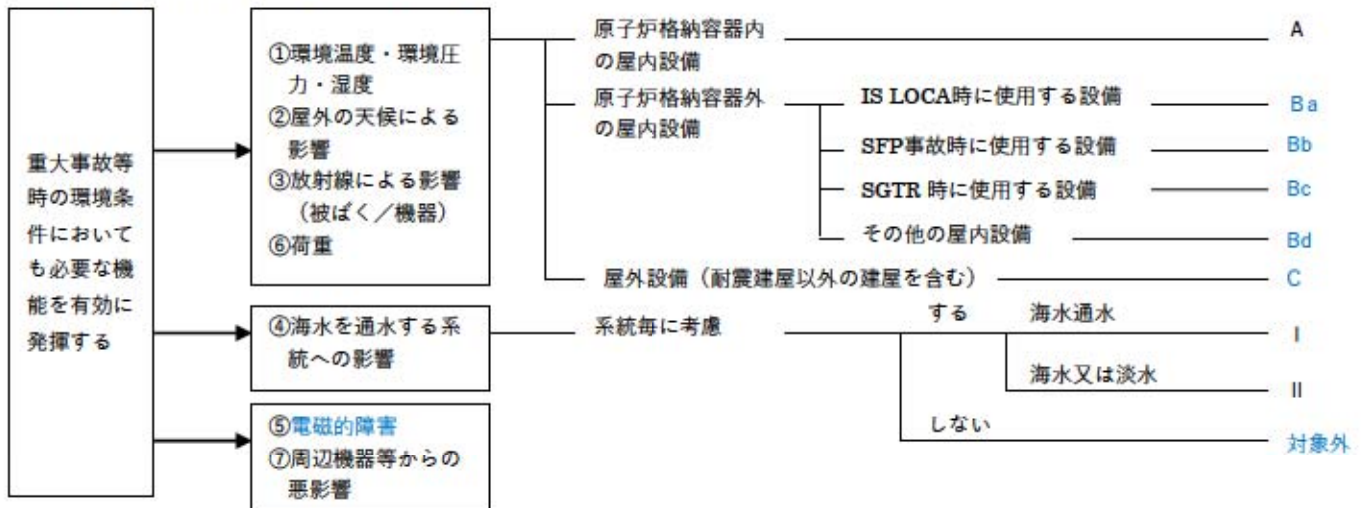
(2) 類型化の考え方

a. 考慮事項

- ①重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響
- ②屋外の天候による影響
- ③重大事故等時の放射線による影響（被ばく・設備）
- ④重大事故等時に海水通水する可能性のある系統への影響
- ⑤電磁的障害
- ⑥荷重（重大事故等が発生した場合における圧力、温度、機械的荷重及び地震、風（台風）、竜巻、積雪、降灰による荷重）
- ⑦周辺機器等からの悪影響

b. 類型化

- ①～③、⑥の項目については、影響を受ける区分として、A:原子炉格納容器内、B:原子炉格納容器外、C:屋外（耐震建屋以外の建屋を含む）に分類すると共に、原子炉格納容器外については、更に重大事故発生（Ba: IS LOCA、Bb: SFP事故、Bc: SGTR、Bd: その他）を想定し、それら事故時に使用する設備を分類する。
- ④海水を通水する系統については、I:通常時に海水を通水する系統、II:淡水又は海水から選択できる系統で分類する。
- ⑤、⑦は、共通事項であるため区分しない。



・類型化区分と考慮事項の対応

区分	原子炉格納容器内	原子炉格納容器外				屋外
設備	A	Ba	Bb	Bc	Bd	C
①③	○	○	○	○	○	○
②		×				○
⑥		○（地震）				○（地震、風（台風）、竜巻、積雪、火山灰）
区分	I（海水を通水する系統）		II（淡水又は海水から選択）		対象外（海水を通水しない系統）	
④	○		○		×	

○：考慮必要 ×：考慮不要

・重大事故等時による環境温度、環境圧力、湿度の影響範囲

運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故

事故シーケンスグループ	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考
2次冷却系からの除熱機能喪失	○	○	○	○	C/V内	
全交流動力電源喪失	○	○	○	○	C/V内	
原子炉補機冷却機能喪失	○	○	○	○	C/V内	
原子炉格納容器の除熱機能喪失	○	○	◎	○	C/V内	
原子炉停止機能喪失	×	×	×	×	—	
ECCS 注水機能喪失	○	○	○	○	C/V内	
ECCS 再循環機能喪失	○	○	○	○	C/V内	
格納容器バイパス（IS LOCA,SGTR）	◎	○	◎	◎	C/V外	

運転中の原子炉における重大事故

格納容器破損モード	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考
雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）	○	○	◎	◎	C/V内	
雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）	◎	○	○	○	C/V内	
高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	◎	○	◎	○	C/V内	
原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	○	○	○	○	C/V内	
水素燃焼	○	○	○	○	C/V内	
溶融炉心・コンクリート相互作用	○	○	○	○	C/V内	

運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故

事故シーケンスグループ	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考
崩壊熱除去機能喪失	○	○	○	○	C/V内	
全交流動力電源喪失	○	○	○	○	C/V内	
原子炉冷却材流出	○	○	○	○	C/V内	
反応度の誤投入	×	×	×	×	－	

使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故

想定事故	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考
想定事故1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料ピット内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故	○	○	○	○	C/V外 (SFP 事故時)	
想定事故2 サイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ピットの水位が低下する事故	◎	○	◎	◎	C/V外 (SFP 事故時)	初期水位の観点から厳しい

◎：環境条件として想定する事故

○：影響あり ×：影響なし －：該当なし



2. 設計方針について

【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。】

各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。

(1) ①環境温度・湿度・圧力/②屋外の天候による影響/③放射線による影響(被ばく/機器)/⑥荷重

類型化分類	設計方針	エビデンス	備考
A C/V内 の設備	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室から可能な設計とする。 常設重大事故等対処設備は、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。 	配置図・仕様表 健全性説明書 強度計算書 耐震計算書	
Ba I S L O C A時 に使用する設備	<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内(空調上屋を含む)の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。 		
Bb S F P事故時に使用 する設備	<ul style="list-style-type: none"> 操作は中央制御室、異なる区画(フロア)若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。 常設重大事故等対処設備は、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。可搬型重大事故等対処設備については、同じ機能を持つ設計基準事故対処設備等並びに常設及び可搬型の重大事故等対処設備に悪影響を与えて機能喪失しないよう、地震による荷重を考慮して、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。 		
Bc S G T R時に使用 する設備	<ul style="list-style-type: none"> このうち、インターフェイスシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。 		
Bd その他耐震建屋内 の設備	<ul style="list-style-type: none"> 特に、使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。 		
C 屋外の設備	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。 常設重大事故等対処設備は、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。 風(台風)、竜巻による荷重を考慮して、当該重大事故等対処設備と同じ機能を有する重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に保管するとともに、必要により悪影響防止のための固縛を行うことで重大事故等の対処に必要な機能を同時に損なうことのない設計とする。 積雪及び降灰による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。 		

(2) ④海水を通過する系統への影響

影響評価項目	設計方針	エビデンス	備考
I	常時海水を通過する、海に設置する又は海で使用する重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する。ただし、常時海水を通過するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	系統図 健全性説明書	
II	重大事故等時に海水を通過する可能性のある重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。		
対象外	海水を通過しないため設計上の考慮は必要ない。(海水通水なし)		

(3) ⑤電磁的影響/⑦他設備からの影響

影響評価項目	設計方針	エビデンス	備考
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なわない設計とする。		
周辺機器等からの悪影響	<p>事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。</p> <p>常設重大事故等対処設備は設計基準事故対処設備等と可能な限り位置的分散を図り、可搬型重大事故等対処設備は少なくとも1セットについて、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的に分散を図る設計とする。位置的分散は、43条2項3号及び43条3項7号に示す。</p> <p>溢水に対しては、重大事故等対処設備が溢水によりその機能を喪失しないように、重大事故等対処設備は、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>地震による荷重を含む耐震設計については、「1.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「1.2 火災による損傷の防止」に示す。</p>	健全性説明書	

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号

操作の確実性について

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、操作の確実性を確保するための区分及び設計方針について以下に整理した。

(1) 基本設計方針

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件に対し、操作が可能な設計とする。（「1.3.3 環境条件等」）操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作台を近傍に配置できる設計とする。また、防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。

現場操作において工具を必要とする場合、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。専用工具は、作業場所の近傍又は保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路の近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備の運搬・設置が確実にできるように、人力又は車両による運搬、移動ができるとともに、設置場所にて固縛等により操作に必要な固定ができる設計とする。

現場の操作スイッチは、操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため電源の充電露出部への近接防止を考慮した設計とする。現場で操作を行う弁は、手動操作又は専用工具による操作が可能な設計とする。現場での接続作業は、ボルト・ネジ接続、ボルト締めフランジ又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、確実に接続ができる設計とする。重大事故等に対処するために急速な手動操作を必要とする機器は、要求時間内に達成できるように中央制御室設置の制御盤での操作が可能な設計とする。

制御盤の操作器は運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とする。

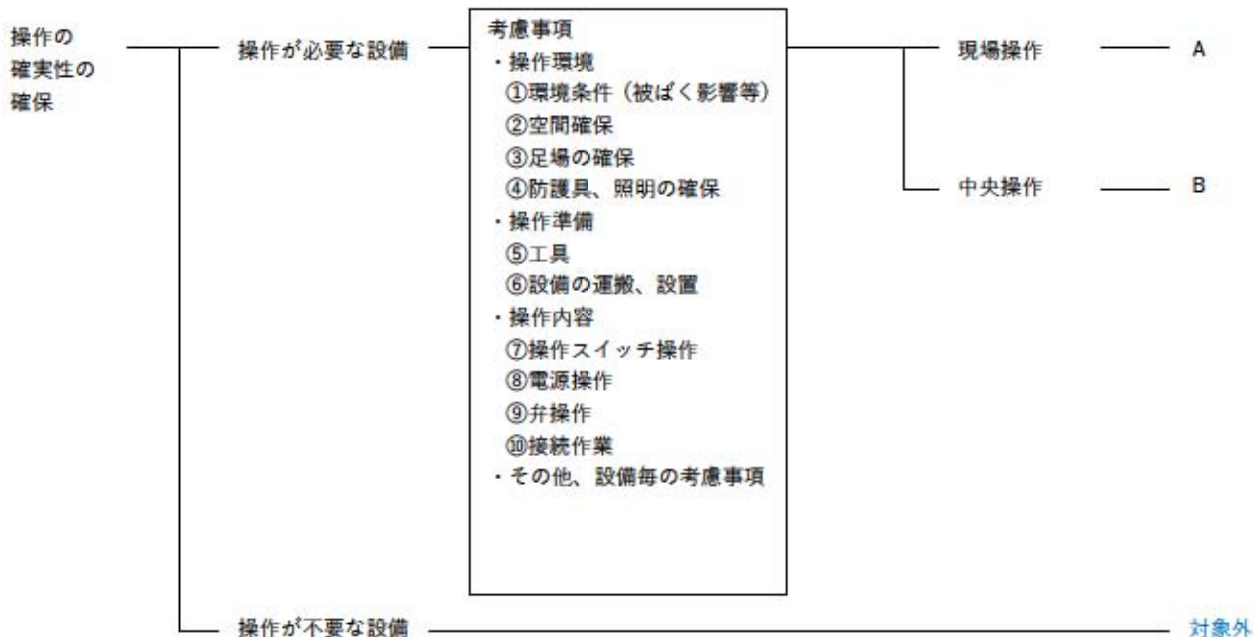
(2) 類型化の考え方

a. 考慮事項

- ・ 操作環境（①環境条件（被ばく影響等）、②空間確保、③足場の確保、④防護具、照明の確保）
- ・ 操作準備（⑤工具、⑥設備の運搬、設置）
- ・ 操作内容（⑦操作スイッチ操作、⑧電源操作、⑨弁操作、⑩接続作業）
- ・ その他、設備毎の考慮事項

b. 類型化

- ・ 操作が不要な設備については、設備対応不要となる。
- ・ 操作が必要な設備のうち、現場操作については、「A」に分類。
- ・ 操作が必要な設備のうち、中央制御室での操作は中央制御室の環境条件や制御盤の設計で考慮されることから、「B」に分類。
- ・ 現場操作の考慮事項のうち、③足場の確保、⑤工具、⑥設備の運搬、設置、⑦操作スイッチ操作、⑧電源操作、⑨弁操作、⑩接続作業については、設備毎に対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備毎に明記する。



考慮事項		A 現場操作	B 中央操作	対象外 (操作不要)
操作環境	①環境条件（被ばく影響等）	○	○（中制室設計）	×
	②空間確保	○	○（中制室設計）	
	③足場の確保	○	×	
	④防護具、照明の確保	○	○（中制室設計）	
操作環境	⑤工具	○	×	
	⑥設備の運搬、設置	○	×	
操作内容	⑦操作スイッチ操作	○	○（中制室設計）	
	⑧電源操作	○	×	
	⑨弁操作	○	×	
	⑩接続作業	○	×	

○：考慮必要、×：考慮不要

2. 設計方針について

【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。】

各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。

区分	設計方針	エビデンス	備考
A 現場操作	<p>① 環境条件（被ばく影響等） 重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする。（「1.3.3 環境条件等」）</p> <p>② 空間確保 操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保する設計とする。</p> <p>③* 足場の確保 確実な操作ができるよう、必要に応じて操作台を近傍に配置できる設計とする。</p> <p>④ 防護具、照明の確保 防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。</p>	<p>共一4 現場状況確認資料 (写真)</p>	<p>※：設備毎に対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備毎に記載する。 (足場有) (工具有) (運搬設置) (操作スイッチ操作) (電源操作) (弁操作) (接続作業)</p>
	<p>⑤* 工具 一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。専用工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。接続が必要な工具は、容易に接続できる設計とする。</p> <p>⑥* 設備の運搬、設置 人力又は車両による運搬、移動ができるとともに、設置場所にて固縛等により操作に必要な固定ができる設計とする。</p>		
	<p>⑦* 操作スイッチ操作 現場の操作スイッチは、操作性及び人間工学的観点から考慮した操作スイッチにより操作可能な設計とする。</p> <p>⑧* 電源操作 感電防止のため電源の充電露出部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>⑨* 弁操作 現場で操作を行う弁は、手動操作（ハンドル操作）又は操作用工具による操作が可能な弁を設置する。</p> <p>⑩* 接続作業 接続部は、ボルト・ネジ接続、ボルト締めフランジ又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、確実に接続ができる設計とする。</p>		
B 中央制御室 操作	<p>重大事故等に対処するために急速な手動操作を必要とする機器は、要求時間内に達成できるように中央制御室設置の制御盤での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性及び人間工学的観点から考慮した設計とする。</p>	<p>(第26条 原子炉制御室等)</p>	<p>(操作スイッチ操作)</p>
対象外 操作不要	<p>操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。</p>	<p>仕様表</p>	

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号
試験又は検査性について

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の試験・検査性を確認するための区分及び設計方針について整理した。

(1) 基本設計方針

重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査（「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」に準じた検査を含む。）を実施できるよう、機能性能の確認、漏えいの確認、分解点検等ができる構造とする。また、接近性を考慮した配置、必要な空間等を備える設計、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする設計とする。

試験及び検査は、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査、溶接安全管理検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検を実施できる設計とする。

機能・性能の確認においては、所要の系統機能を確認する設備について、原則として系統試験及び漏えい確認が可能な設計とする。系統試験においては、試験及び検査ができるテストライン等の設備を設置又は必要に応じて準備することにより、可搬型重大事故等対処設備のみで系統構成するものは独立した試験系統、常設重大事故等対処設備を含む設備にて系統構成するものは他設備から独立した試験系統にて確認できることで、試験範囲外の系統に悪影響を与えない設計とする。

原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、運転中の試験又は検査によって原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的に試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、運転中に重大事故等対処設備としての機能を停止した上で試験ができる設計とするとともに、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しない設計とする。

代替電源設備は、電気系統の重要な部分として適切な定期的試験及び検査が可能な設計とする。

構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備については、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。

(2) 類型化の考え方

a. 考慮事項

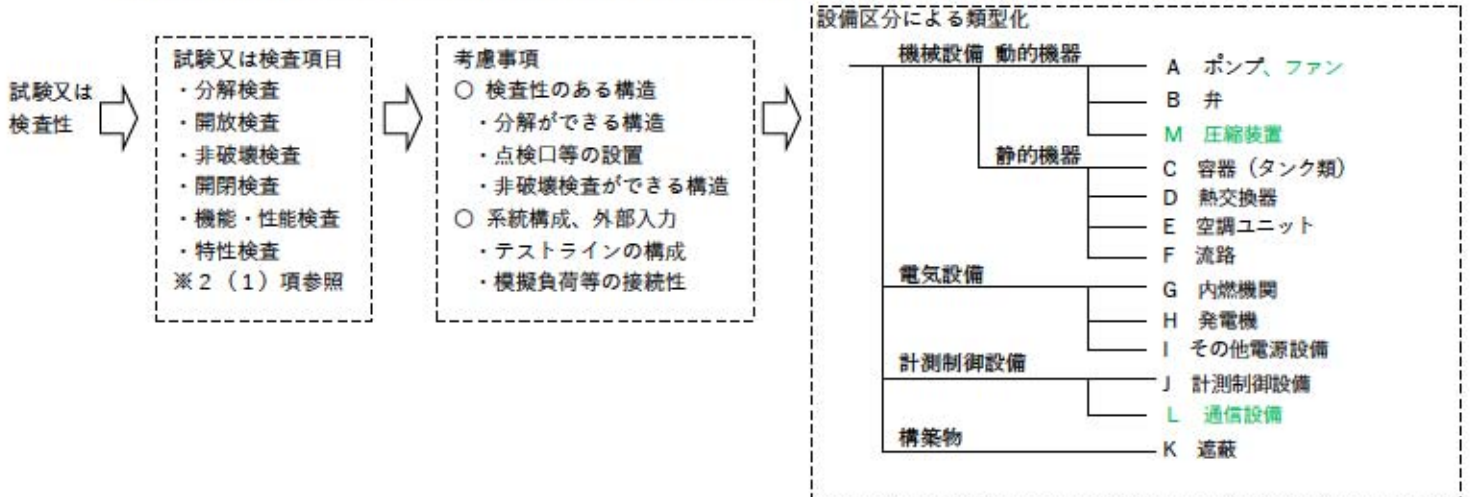
重大事故等対処設備の試験・検査性は、「(1) 基本設計方針」に示す基本的な設計方針に従うことで、設置許可基準規則第12条第4項の解釈に準じた設計とする。

設備設計にあたっては、試験又は検査項目を踏まえた上で以下を考慮する。

- 検査性のある構造
 - ・ 分解ができる構造
 - ・ 点検口等の設置
 - ・ 非破壊検査ができる構造
- 系統構成、外部入力
 - ・ テストライン等の構成
 - ・ 模擬負荷等の接続性

b. 設備区分による類型化

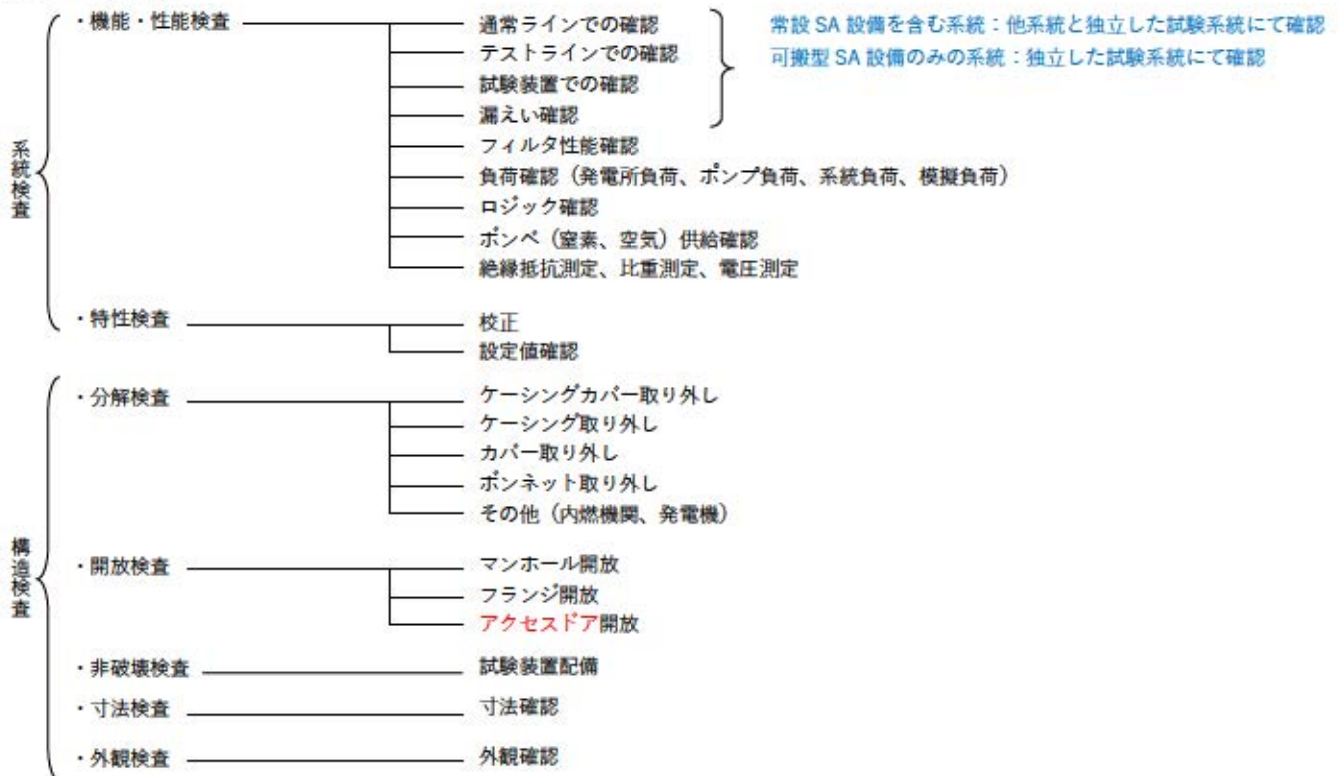
- (a) 設置許可基準規則で要求されている設備における試験又は検査項目を抽出する。
- (b) 考慮事項を踏まえて、分解点検を行うことができる構造であること、開放点検を行うためのマンホールや点検口等が設置されていること、非破壊検査ができる構造であること、機能・性能検査を行うためのテストラインの系統構成ができること、機能・性能及び特性検査を行うための模擬負荷等の接続ができる構造であることの整理を行う。
- (c) 設備区分は、設置許可基準規則で要求されている設備を機械設備（動的機器、静的機器）、電気設備、計測制御設備、構築物に分類し、分類した設備を代表的な設備区分ごとにA～Mに分類する。
- (d) A～Mの区分に対して、試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、区分をNとして個別に理由及び個別の設計方針を定める。



c. 試験項目による類型化

- (a) 設置許可基準規則で要求されている設備における試験又は検査項目を抽出する。
- (b) 各設備の試験又は検査項目を考慮し、機能・性能検査、特性検査、分解検査、開放検査、非破壊検査、寸法検査及び外観検査に分類し、各検査における確認内容を分類する。
- (c) 分類に対して、試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、個別に理由及び個別の設計方針を定める。

試験項目による類型化



2. 設計方針について

【要求事項：健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。】

(1) 設備区分ごとにおける試験又は検査項目の抽出について

設置許可基準規則で要求されている設備を代表的な設備区分ごとに、定期安全管理検査、溶接安全管理審査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検を考慮し、試験又は検査項目を抽出する。

設備区分	使用前社内検査	定期事業者検査	保全プログラム		溶接事業者検査	PSI	ISI	
			停止時	運転時				
A	ポンプ、ファン	構造検査 機能・性能検査	分解検査 (非破壊検査含む) 機能・性能検査	分解点検 (非破壊試験含む) 機能・性能試験	起動試験	○ (ポンプ)	○ (ポンプ)	○ (ポンプ)
B	弁 (手動弁 電動弁 空気作動弁 安全弁)	構造検査 機能・性能検査 (開閉検査)	分解検査 (非破壊検査含む) 機能・性能検査 (開閉検査) 漏えい検査	分解点検 (非破壊試験含む) 機能・性能試験 (開閉試験) 漏えい試験	開閉試験	—	○	○
C	容器 (タンク類)	構造検査 機能・性能検査 (容量確認検査)	外観検査 —	開放点検 漏えい試験	外観点検 (水量、濃度、 漏えい確認)	○	○	○
D	熱交換器	構造検査 機能・性能検査	開放検査 (非破壊検査含む)	開放点検 (非破壊試験含む)	外観点検 (漏えい確認)	○	○	○
E	空調ユニット	構造検査 機能・性能検査	機能・性能検査	開放点検 機能・性能試験	外観点検 (差圧確認)	—	—	—
F	流路	構造検査 機能・性能検査	—	開放点検 外観点検	外観点検 (差圧確認)	○	○	○
G	内燃機関	機能・性能検査 (負荷検査)	分解検査 (非破壊検査含む) 機能・性能検査 (負荷検査)	分解点検 (非破壊試験含む) 機能・性能試験 (負荷試験)	起動試験 負荷試験	—	—	—
H	発電機	機能・性能検査 (模擬負荷に よる負荷検査)	機能・性能検査 (模擬負荷に よる負荷検査)	分解点検 (非破壊試験含む) 機能・性能試験 (模擬負荷に よる負荷試験)	起動試験 負荷試験	—	—	—
I	その他電源装置	機能・性能検査	機能・性能検査	機能・性能試験	外観点検 (電圧、比重確認)	—	—	—
J	計測制御設備	機能・性能検査 (ロジック検査、校正) 特性検査 (設定値 確認検査、校正)	機能・性能検査 (ロジック検査、校正) 特性検査 (設定値 確認検査、校正)	機能・性能試験 (ロジック試験、校正) 特性試験 (設定値 確認試験、校正)	外観点検 (パラメータ 確認)	—	—	—
K	遮蔽	構造検査	—	外観点検	外観点検	—	—	—
L	通信設備	機能・性能検査	機能・性能検査	外観点検	外観点検	—	—	—
M	圧縮装置	構造検査 機能・性能検査	分解検査 (非破壊検査含む) 機能・性能検査	分解点検又は取替 (非破壊試験含む) 機能・性能試験	起動試験	—	—	—
N	その他	(個別の設計)	(個別の設計)	(個別の設計)	(個別の設計)	—	—	—

(2) 設備区分ごとの設計方針の整理

a. (1) で抽出した設備区分ごとにおける試験又は検査項目について、試験又は検査を可能とする設計方針について以下に整理する。

なお、A～Kの区分に対して、以下の試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、個別に理由及び個別の設計方針を定める。

設備区分	設計方針	エビデンス*	
A	ポンプ、ファン	<ul style="list-style-type: none"> 機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 分解が可能な設計とする。 ポンプ車は車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。 	構造図 系統図
B	<ul style="list-style-type: none"> 弁 手動弁 電動弁 空気作動弁 安全弁 	<ul style="list-style-type: none"> 機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 分解が可能な設計とする。 余熱除去ポンプ入口弁は、手動による開閉確認及び遠隔操作機構で開閉確認が可能な設計とする。 	構造図 系統図
C	容器（タンク類）	<ul style="list-style-type: none"> 機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 内部の確認が可能なように、マンホール等を設ける設計とする。 ほう酸注入タンク、ほう酸タンク及び燃料取替用水ピットについては、ほう酸濃度及び有効水量が確認できる設計とする。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽については、油量が確認できる設計とする。 可搬型タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。 	構造図
D	熱交換器	<ul style="list-style-type: none"> 機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 内部の確認が可能なように、マンホール等を設ける設計とする。 再生熱交換器及び格納容器雰囲気ガスサンプル冷却器は、他系統と独立した試験系統により機能・性能確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。また、構造については応力腐食割れ対策、伝熱管の摩耗対策により健全性が確保でき、開放が不要な設計であることから、外観の確認が可能な設計とする。 	構造図
E	空調ユニット	<ul style="list-style-type: none"> 機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 差圧確認が可能な設計とする。また、内部の確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。 	構造図
F	流路	<ul style="list-style-type: none"> 機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 フィルタを設置するものは、差圧確認が可能な設計とする。内部の確認が可能な設計とする。 	構造図
G	内燃機関	<ul style="list-style-type: none"> 機能・性能の確認が可能なように、発電機側の負荷を用いる試験系統等により、機能・性能確認ができる系統設計とする。 分解が可能な設計とする。 	構造図 系統図
H	発電機	<ul style="list-style-type: none"> 機能・性能の確認が可能なように、各種負荷（ポンプ負荷、系統負荷、模擬負荷）により機能・性能確認ができる系統設計とする。 分解が可能な設計とする。 電源車は車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。 	系統図
I	その他電源装置	<ul style="list-style-type: none"> 各種負荷（系統負荷、模擬負荷）、絶縁抵抗測定又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする。 鉛蓄電池は電圧及び比重測定が、他の電池は電圧測定が可能な系統設計とする。 分解が可能な設計とする。 	構造図 系統図
J	計測制御設備	<ul style="list-style-type: none"> 模擬入力により機能・性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正ができる設計とする。ただし、原子炉停止（手動）に係る設備は、手動操作による動作確認ができる設計とする。 ロジック回路を有する設備は、ロジック回路動作確認による機能・性能検査ができる設計とする。 	ブロック図
K	遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> 主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。 外観の確認が可能な設計とする。 	構造図
L	通信設備	機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	—
M	圧縮装置	<ul style="list-style-type: none"> 機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 分解が可能な設計とする。 	構造図
N	その他	A～Mに該当しない設備（シルトフェンス、放射性物質吸着剤等）は、個別の設計とする。	—

*共—4 試験・検査説明資料（必要に応じて点検計画・設備概要を含む。）

b. 機能・性能試験又は検査に際して、試験範囲外の他設備への悪影響を与えないための設計方針について以下に整理する。

- 可搬型重大事故等対処設備のみで系統構成する場合には、可搬型重大事故等対処設備のみで独立した試験系統にて確認できる設計とする。
- 常設重大事故等対処設備を含めた系統構成する場合には、試験範囲外の他設備へ影響を与えないよう適切な試験範囲を構成することで他設備から独立した試験系統にて確認できる設計とする。

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号
切り替え性について

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、切り替え性を確認するための区分及び設計方針について整理した。

(1) 基本設計方針

重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては通常時に使用する系統から速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。

(2) 対象選定の考え方

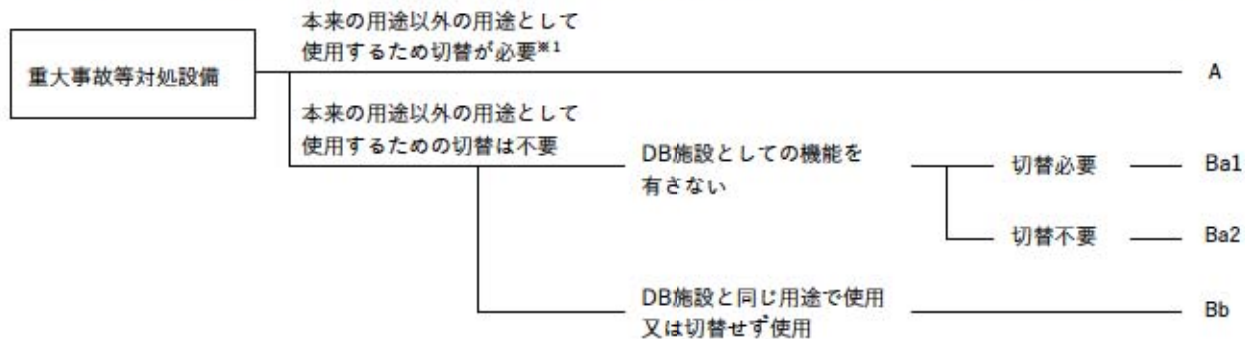
a. 考慮事項

速やかに切替えられること

b. 対象選定フロー

対象選定の考え方は以下のとおり。

重大事故等に対処するために使用する系統であって、重大事故等時に通常時から系統構成を変更する系統を選定する。



※1 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料」（技術的能力）において、切替が必要な対象設備を選定。

A：技術的能力資料 1.0.1-3 表1において「本項対象」となるもの

Ba1、Ba2：技術的能力資料 1.0.1-3 表1において「DB施設として機能」が×となるもの

Bb：技術的能力資料 1.0.1-3 表1において「DB施設と異なる用途」が×となるもの 又は「切替え操作」が×となるもの

2. 設計方針について

【要求事項：本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。】

設計方針について、以下の表にまとめた。

区分	設計方針	エビデンス*	備考
A	本来の用途以外の用途として使用するために切替える設備 ・通常時に使用する系統から速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	系統図	
Ba1	本来の用途以外の用途として使用するために切替えない設備 (DB施設としての機能を有さず、切替必要；SA専用設備で系統操作のあるもの) ・事象発生前の系統構成から速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。 ・ただし、事象発生後の即応性が必要な設備は、自動で作動する設計とする。」	系統図	
Ba2	本来の用途以外の用途として使用するために切替えない設備 (DB施設としての機能を有さず、切替不要；SA専用設備で系統操作のないもの) ・切替せず使用できる設計とする。	系統図	
Bb	本来の用途以外の用途として使用するために切替えない設備 (DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用) ・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用する設計又は系統の切替をせず使用する設計とする。	系統図	

* 共-2-1 3～2 6に各対応手順で使用する設備の区分を示す。

No	設備 英文	項目	対応手順	SA設備を用いる 手順(注1)	構成設備名称	DB施設としての 機能(注2)	DB施設と異なる 用途(注3)	切替操作 (注4)	問題区分		
14	47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低下 時に発電用原子炉を冷却するため の手段等		充てんポンプによる炉心注水	○	充てんポンプ 燃料冷却器用水ピット 炉注動交換機	○ ○ ○	× × ×	- - -	Bb Bb Bb		
			B-1格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水	○	B-1格納容器スプレイポンプ	○	○	○	○	A	
			代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水	○	代替格納容器スプレイポンプ	○	×	-	-	△	Ba1 Bb
			充てんポンプによる代替炉心注水	×	充てんポンプによる代替炉心注水	×	-	-	-	○	A
			代替格納容器スプレイポンプを用いた可搬型大型送水ポンプによる代替炉心注水	×	代替格納容器スプレイポンプを用いた可搬型大型送水ポンプによる代替炉心注水	×	-	-	-	△	Ba1
			海水を用いた可搬型大型送水ポンプによる代替炉心注水	○	海水を用いた可搬型大型送水ポンプによる代替炉心注水	○	-	-	-	△	Ba1
			高圧注入ポンプによる高圧再循環運転及び格納容器スプレイ冷却器又は格納容器再循環ユニットによる格納容器冷却	○	高圧注入ポンプによる高圧再循環運転及び格納容器スプレイ冷却器又は格納容器再循環ユニットによる格納容器冷却	○	-	-	-	-	Bb
			B-1格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転	○	B-1格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転	○	-	-	-	-	Bb
			高圧注入ポンプによる炉心注水及び格納容器再循環ユニットによる格納容器冷却	○	高圧注入ポンプによる炉心注水及び格納容器再循環ユニットによる格納容器冷却	○	-	-	-	-	Bb
			B-1充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水	○	B-1充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水	○	-	-	-	-	A
			B-1格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による代替炉心注水	×	B-1格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による代替炉心注水	×	-	-	-	-	Bb
			A-1高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転及び格納容器再循環ユニットによる格納容器冷却	○	A-1高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転及び格納容器再循環ユニットによる格納容器冷却	○	-	-	-	-	Bb
			冷却子が原子炉容器に蓄積する場合の格納容器スプレイポンプによる格納容器水張り	○	冷却子が原子炉容器に蓄積する場合の格納容器スプレイポンプによる格納容器水張り	○	-	-	-	-	Bb
			冷却子が原子炉容器に蓄積する場合の代替格納容器スプレイポンプによる格納容器水張り	○	冷却子が原子炉容器に蓄積する場合の代替格納容器スプレイポンプによる格納容器水張り	○	-	-	-	-	Ba1 Bb

- 注1 ○：重大事故等対知設備を用いる手順、×：多様性試験設備等を用いる手順、-：設備等を用いない手順
注2 ○：設計基準対象施設としての機能を有するもの、×：設計基準対象施設としての機能を有しないもの
注3 ○：設計基準対象用途と異なる用途で用いるもの、×：設計基準対象施設と同じ用途で用いるもの
注4 ○：重大事故等時に切替え操作を要するもの、×：重大事故等時に切替え操作を要しないもの
△：設計基準対象施設としての機能を有しないものであって、重大事故等時に切替え操作を要するもの(参考)

No	設備 条文	項目	対応手順	SA設備を用いる 手順(注1)	構成設備名称	DB施設としての 機能(注2)	DB施設と異なる 用途(注3)	切替操作 (注4)	類型区分
			蒸気発生器2故障による炉心冷却		電動補給水ポンプ タービン駆動補給水ポンプ 補給水ピット 主蒸気送りし弁 蒸気発生器 主蒸気管	○	x	-	Bb
			電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水	x					Bb
			SA重積水用重圧ポンプによる蒸気発生器への注水	x					Bb
14	47条	原子炉冷却圧力カバウンダリ低下時に蒸気用原子炉を冷却するための手順等	可搬型大型送水ポンプによる蒸気発生器への注水 タービン駆動大型送水ポンプによる蒸気発生器への注水	x					Bb
			蒸気発生器2故障時のフューズブレード	x					Bb
			主蒸気送りし弁の機能回復及び補給水ポンプによる蒸気発生器2冷却による炉心冷却	○	電動補給水ポンプ タービン駆動補給水ポンプ 補給水ピット 蒸気発生器 主蒸気送りし弁 主蒸気管	○	x	-	Bb
			燃料取替用水ピットからの重力注水による代替炉心注水	x					Bb
			原子炉格納容器内の作業員を避難させるための手順	-					-

No	設備 条文	項目	対応手順	SA設備を用いる 手順(注1)	構成設備名称	DB施設としての 機能(注2)	DB施設と異なる 用途(注3)	切替操作 (注4)	類型区分
			重圧注入ポンプによる炉心注水	○	重圧注入ポンプ 燃料取替用水ピット 浮遊注入パイプ 余熱除去ポンプ	○	x	-	Bb
			余熱除去ポンプによる炉心注水	○	燃料取替用水ピット 余熱除去ポンプ	○	x	-	Bb
			充てんポンプによる炉心注水	○	充てんポンプ 燃料取替用水ピット 燃料取替用水管 燃料取替用水管	○	x	-	Bb
18	47条	原子炉冷却圧力カバウンダリ低下時に蒸気用原子炉を冷却するための手順等	①-1格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水 代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水 消火ポンプによる代替炉心注水 代替取水用を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	○	①-1格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット ①-1格納容器スプレイポンプ 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット 消火ポンプ	○	x	○	A
			代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水	○	代替格納容器スプレイポンプ	○	x	-	Bb
			消火ポンプによる代替炉心注水	x					Ba1
			代替取水用を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水	x					Bb
			①-1充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水	○	①-1充てんポンプ	○	x	○	A
			①-1格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による代替炉心注水	x					Bb

- 注1 ○:重大事故等対応設備を用いる手順、×:多様性拡張設備等を用いる手順、-:設備等を用いない手順
注2 ○:設計基準対象施設としての機能を有するもの、×:設計基準対象施設としての機能を有しないもの
注3 ○:設計基準対象施設と異なる用途で用いるもの、×:設計基準対象施設と同じ用途で用いるもの
注4 ○:重大事故等時に切替操作を要するもの、×:重大事故等時に切替操作を要しないもの
△:設計基準対象施設としての機能を有しないものであつて、重大事故等時に切替操作を要するもの(参考)

No	設備 名文	項目	対応手順	SA設備を用いる 手順(注1)	構成設備名称	DB施設としての 機能(注2)	DB施設と異なる 用途(注3)	切替操作 (注4)	類型区分
			主蒸気流がし井の機能回復及び補給給水ポンプによる蒸気発生器2段階による炉心冷却		補給給水ポンプ タービン駆動補給水ポンプ 補給給水ピストン 主蒸気流がし井 蒸気発生器 主蒸気管	○ ○ ○ ○ ○ ○	x x x x x x	- - - - - -	Bb Bb Bb Bb Bb Bb
15	40条	燃料ローディングへ緊急輸送するた めの手順等	電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 SD蒸気発生器注水ポンプによる蒸気発生器への注水 可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 所内用空車正転機による主蒸気流がし井の機能回復 タービン駆動補給水ポンプによる蒸気発生器 主蒸気流がし井の機能回復(主蒸気流がし井稼働停止時) 蒸気発生器2段階のファーストブリード 可搬型大型送水ポンプ車を用いた、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型大型送水ポンプ車による代管格納容器(期間用空車正転機) 可搬型大型送水ポンプ車による代管格納容器(余裕格納高)	x x x x x x x ○ ○ x x	- - - - - - - ○, D-格納容器再循環ユニット 可搬型大型送水ポンプ車 可搬型大型送水ポンプ車 A-高圧注入ポンプ	○ x x x x x ○ ○ ○	○ - - - - - ○ ○ ○	○ △ △ △ - - - ○ ○ △	A Bb1 Bb1 Bb Bb Bb A A A

No	設備 名文	項目	対応手順	SA設備を用いる 手順(注1)	構成設備名称	DB施設としての 機能(注2)	DB施設と異なる 用途(注3)	切替操作 (注4)	類型区分
16	40条	原子炉格納容器内の冷却時のた めの手順等	格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 代管格納容器スプレイポンプによる代管格納容器スプレイ 消火ポンプによる代管格納容器スプレイ 可搬型大型送水ポンプ車による代管格納容器スプレイ B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による代管格納容器スプレイ 可搬型大型送水ポンプ車を用いた、 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	○ ○ x x x ○	○, D-格納容器再循環ユニット D-原子炉格納容器注水ポンプ D-原子炉格納容器注水ポンプ 原子炉格納容器注水サーキット 原子炉格納容器注水サーキット D-原子炉格納容器注水ポンプ D-原子炉格納容器注水ポンプ出口ストレーナ D-原子炉格納容器注水ポンプ 代管格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピストン 補給給水ピストン	○ ○ ○ x ○ ○ ○ x x ○ x	- - - △ △ - - - - - - ○ ○ ○ ○ △ △ △	Bb Bb Bb Bb Bb1 Bb Bb Bb1 Bb1 A A A A Bb1	

注1 ○: 重大事故等対処設備を用いる手順、×: 多様性拡張設備等を用いる手順、-: 設備等を用いない手順
注2 ○: 設計基準対象施設としての機能を有するもの、x: 設計基準対象施設としての機能を有しないもの
注3 ○: 設計基準対象施設と異なる用途で用いるもの、x: 設計基準対象施設と同じ用途で用いるもの
注4 ○: 重大事故等時に切替え操作を要するもの、x: 重大事故等時に切替え操作を要しないもの
△: 設計基準対象施設としての機能を有しないものであって、重大事故等時に切替え操作を要するもの(参考)

No	設備 名義	項目	対応手順	SA設備名用いる 手順(注1)	構成設備名称	D0施設としての 機能(注2)	D0施設と異な る用途(注3)	切替操作 (注4)	期間区分
1.7	50条 原子炉格納容器の過圧保護防止 するための作業等	原子炉格納容器下部の過熱炉心 冷却するための作業等	格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ	○	格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
1.8	51条 原子炉格納容器下部の過熱炉心 冷却するための作業等	原子炉格納容器下部の過熱炉心 冷却するための作業等	代管格納容器スプレイポンプによる代管格納容器スプレイ	○	代管格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					代管格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					代管格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					代管格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					代管格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					代管格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					代管格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					代管格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					代管格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
					代管格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba
1.9	52条 水素燃焼による原子炉格納容器の 過熱防止するための作業等	水素燃焼による原子炉格納容器の 過熱防止するための作業等	格納容器スプレイポンプによる水素燃焼設備	○	格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba2
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba2
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba2
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba2
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba2
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba2
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba2
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba2
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba2
					格納容器スプレイポンプ	○		-	Ba2

- 注1 ○:重大事故等対応設備を用いる手順、×:多様性拡張設備等を用いる手順、-:設備等を用いない手順
注2 ○:設計基準対象施設としての機能を有するもの、×:設計基準対象施設としての機能を有しないもの
注3 ○:設計基準対象施設と異なる用途で用いるもの、×:設計基準対象施設と同じ用途で用いるもの
注4 ○:重大事故等時に切替え操作を要するもの、×:重大事故等時に切替え操作を要しないもの
△:設計基準対象施設としての機能を有しないものであって、重大事故等時に切替え操作を要するもの(参考)

No	設備 名文	項目	対応手順	SA設備を用いる 手順(注1)	構成設備名称	DB施設としての 機能(注2)	DB施設と異な る用途(注3)	切替操作 (注4)	機能区分
59条		重大事故等の収束に必要な水の供給装置等	2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	X	-				
			1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	X	-				
113	59条	重大事故等の収束に必要な水の供給装置等	消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	X	-				
			可搬型大型送水ポンプ車(代置用送水ポンプ)による使用済燃料ピットへの注水	X					
			可搬型大型送水ポンプ車(凍水機)による使用済燃料ピットへの注水	X					
			可搬型大型送水ポンプ車(海水)による使用済燃料ピットへの注水	X					
			可搬型大型送水ポンプ車(代置用送水ポンプ)による使用済燃料ピットへの注水	X					
			可搬型大型送水ポンプ車(海水)による使用済燃料ピットへの注水	X					
			可搬型大型送水ポンプ車					Bu2	
			可搬型大型送水ポンプ車						Bu2
			可搬型大型送水ポンプ車						Bu2
			可搬型大型送水ポンプ車						Bu2
			可搬型大型送水ポンプ車						Bu2

No	設備 名文	項目	対応手順	SA設備を用いる 手順(注1)	構成設備名称	DB施設としての 機能(注2)	DB施設と異な る用途(注3)	切替操作 (注4)	機能区分		
114	57条	電源の確保に関する手順等	代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電	O	代替非常用発電機	X			△	Bu1	
			1号非常用発電機(交流)からの給電	X							
			可搬型代替電源による代替電源(交流)からの給電	O							Bu1
			可搬型代替電源による代替電源(交流)からの給電	X							
			蓄電池(非常用)による交流電源からの給電	O							Bb
			停電発生時の非常用発電機	O							Bu1
			可搬型交流電源用発電機及び可搬型交流電源(交流)からの給電	O							Bu1
			代替非常用発電機	O							Bu1
			代替非常用発電機	O							Bu1
			代替非常用発電機	O							Bu1
			代替非常用発電機	O							Bu1
			代替非常用発電機						Bu2		
			代替非常用発電機						Bu2		
			代替非常用発電機						Bu1		
			代替非常用発電機						Bb		
			代替非常用発電機						A		
			代替非常用発電機						Bu2		

- 注1 O:重大事故等対応設備を用いる手順、X:多様性拡張設備等を用いる手順、-:設備等を用いない手順
注2 O:設計基準対象施設としての機能を有するもの、X:設計基準対象施設としての機能を有しないもの
注3 O:設計基準対象施設と異なる用途で用いるもの、X:設計基準対象施設と同じ用途で用いるもの
注4 O:重大事故等時に切替え操作を要するもの、X:重大事故等時に切替え操作を要しないもの
△:設計基準対象施設としての機能を有しないものであって、重大事故等時に切替え操作を要するもの(参考)

No	設備 名文	項目	対応手順	5A設備を用いる 手順(注1)	構成設備名称	0B施設としての 機能(注2)	0B施設と異な る用途(注3)	切替操作 (注4)	機能区分
1.15	99条	事故時の計装に関する手順等	計装の故障時の手順等	○	加圧器水位	○	x	-	Bb
					高気圧生器水位(広域)	○	x	-	Bb
					高気圧生器水位(狭域)	○	x	-	Bb
					種別給水流量	○	x	-	Bb
					種別給水ポンプ水位	○	x	-	Bb
					1次冷却材圧力(広域)	○	x	-	Bb
					1次冷却材流量(広域-低濃度)	○	x	-	Bb
					注2タンク水位	○	x	-	Bb
					格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	○	x	-	Bb
					格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	○	x	-	Bb
					格納容器内高濃度中子束	○	x	-	Bb
					格納容器内高濃度中子束	○	x	-	Bb
					原子炉格納容器圧力	○	x	-	Bb
					原子炉格納容器圧力(AM用)	x	-	-	Ba2
					格納容器内濃度	○	x	-	Bb
					高圧注入流量	○	x	-	Bb
					主蒸気ライン圧力	○	x	-	Bb
					出力領域中子束	○	x	-	Bb
					代型格納容器スプレッドアウト流量	x	-	-	Ba2
					中濃度中子束	○	x	-	Bb
					中性子源領域中子束	○	x	-	Bb
					燃料貯蔵用水レベル水位	○	x	-	Bb
					低圧注入流量	○	x	-	Bb
					1次冷却材流量(広域-高濃度)	○	x	-	Bb
					B-格納容器スプレッドアウト流量	x	-	-	Ba2
					原子炉下層貯蔵タンク水位	x	-	-	Ba2
					格納容器水位	x	-	-	Bb
					原子炉格納容器水位	○	x	-	Bb
					原子炉格納容器冷却水タンク水位	○	x	-	Bb
					原子炉格納容器冷却水タンク水位(可搬動)	x	-	-	Ba2
					格納容器水素濃度	x	-	-	Ba1
					アンモニア水素濃度	x	-	-	Ba1
					-	-	-	-	-
					-	-	-	-	-
					-	-	-	-	-
					-	-	-	-	-
					原子炉格納容器圧力	○	x	-	Bb
					原子炉格納容器圧力	○	x	-	Bb
					可搬動流量計用流量	x	-	-	Ba2
					可搬動計測器	x	-	-	Ba2

注1 ○:重大事故等対応設備を用いる手順、×:多様性拡張設備等を用いる手順、-:設備等を用いない手順
注2 ○:設計基準対象施設としての機能を有するもの、×:設計基準対象施設としての機能を有しないもの
注3 ○:設計基準対象施設と異なる用途で用いるもの、×:設計基準対象施設と同じ用途で用いるもの
注4 ○:重大事故等時に切替え操作を要するもの、×:重大事故等時に切替え操作を要しないもの
△:設計基準対象施設としての機能を有しないものであって、重大事故等時に切替え操作を要するもの(参考)

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号
重大事故等対処設備の悪影響防止について

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の他の設備に対する悪影響の区分及び設計方針について整理した。

(1) 基本設計方針

重大事故等対処設備は原子炉施設（他号炉を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。

他の設備への悪影響としては、他設備への系統的な影響（電気的な影響を含む。）、同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響、タービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。

他設備への系統的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、他の設備に悪影響を及ぼさないように、弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすること、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成をすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、又は設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を接続する場合は、多重の隔離弁を設けるか、通常時に接続先と分離された状態とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

同一設備の機能的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。容量の設定根拠については「1.3.2 容量等」に記載する。

地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源及び溢水源とならないように、耐震設計を行うとともに、可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定が可能な設計とする。

耐震設計については「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。

地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知及び消火による火災防護を行う。

火災防護については「1.2 火災による損傷の防止」に示す。

地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放水砲による建屋への放水により、放水砲の使用を想定する重大事故時において必要となる他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

風（台風）及び竜巻による影響については、重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするか、又は風荷重による浮上がり及び横滑りを考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとり、屋外に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、他の設備との離隔距離及び保管場所の位置関係を考慮し、必要により固縛の措置をとる設計と^り、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするとともに、固縛により当該重大事故等対処設備の操作性等に悪影響を与えないよう設計する。

内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、これらにより重大事故等対処設備が悪影響を及ぼさない設計とする。

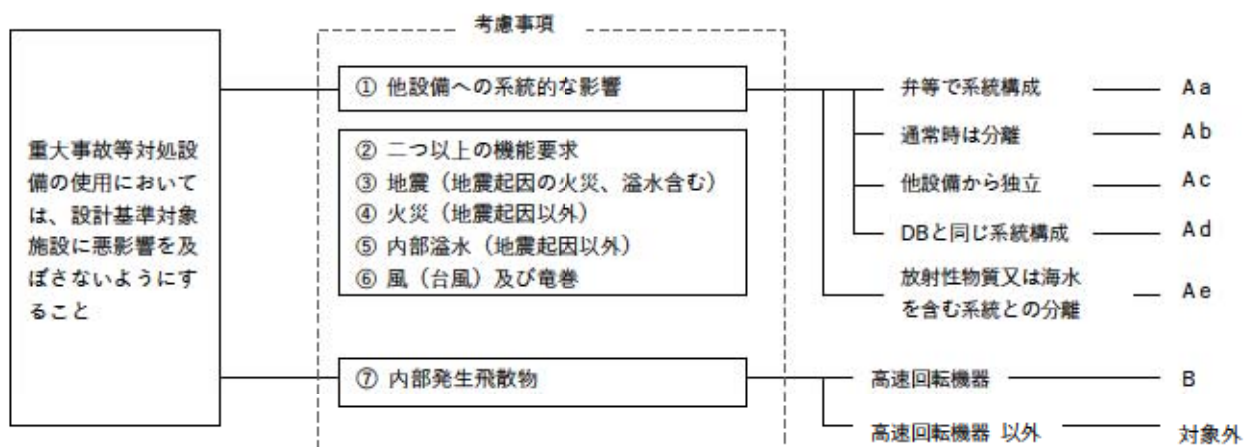
(2) 類型化の考え方

a. 考慮事項

- 系統設計的考慮事項
 - ① 他設備への系統的な影響
 - ② 同一設備の機能的な影響（複数の機能要求）
- 配置設計的考慮事項
 - ③ 地震による影響（地震起因の火災、溢水含む）
 - ④ 火災による影響（地震起因以外）
 - ⑤ 内部溢水による影響（地震起因以外）
 - ⑥ 風（台風）及び竜巻
- その他の考慮事項
 - ⑦ 内部発生飛散物による影響

b. 類型化

・ 悪影響防止については、①～⑥は同時に考慮すべき事項として考慮事項を設定し、①系統設計としての考慮事項についてはA項目として類型化した。また、⑦内部発生飛散物について考慮する。



2. 設計方針について

【要求事項：工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。】

(1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。

①～⑥ 系統的な影響、機能的な影響、地震、溢水、火災、風（台風）及び竜巻

項目	常設SA設備		可搬型SA設備			
	屋外	屋内	屋外	屋内		
系統設計的考慮事項	系統的な影響	悪影響を及ぼさないよう以下のうちいずれかの設計とする。 ・弁等の操作によって設計基準対象施設として使用するの系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成ができる。 ・重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成ができる。 ・他の設備から独立して単独で使用が可能。 ・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で、重大事故等対処設備としての系統構成ができる。特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を接続する場合は、多重の隔離弁を設けるか、通常時に接続先と分離された状態とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。				
	機能的な影響	兼用	要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。			
		共用	第43条第2項第二号（共用の禁止）に基づく設計とする。			
配置設計的考慮事項	地震による他設備への影響（地震起因の火災、溢水を含む）	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とするとともに、転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定が可能な設計とする。		
	地震起因以外の火災による影響	第41条（火災による損傷の防止）に示す設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に示す火災防護を行う。		
	地震起因以外の溢水による影響	想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を与えない設計とする。	想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を与えない設計とする。	溢水源とならない設計とする。 放水砲による建屋への放水により、放水砲と同時にその機能が必要となる他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	溢水源とならない設計とする。	
	風（台風） 竜巻	風荷重による浮上がり及び横滑りを考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとり、屋外に保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	風荷重による浮上がり及び横滑りを考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとり、屋外に保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 他の設備との離隔距離及び保管場所の位置関係を考慮し、必要により固縛の措置をとる設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に保管することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
	落雷	系統的な影響に含む。（系統分離）				
	外部火災	森林火災 飛来物 爆発 近隣工場の火災	地震起因以外の火災による影響に含む。			

⑦ 内部発生飛散物

項目	設計方針
内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管は設置しない。
高速回転機器の破損	飛散物とならない設計とする。
ガス爆発	爆発性のガスを内包する機器は設置しない。
重量機器の落下	落下により他の設備に悪影響を与えるような重量機器は設置しない。

各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。

影響評価項目		設計方針		エビデンス	備考		
A	系統設計の考慮事項	① (他設備への系統的な影響)	Aa: 弁等で系統構成 Ab: 通常時は分離 Ac: 他設備から独立 Ad: DBと同系統構成 Ae: 放射性物質又は海水を含む系統との分離	・弁等の操作によって設計基準対象施設としての系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とする。 ・重大事故等発生前(通常時)の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成とする。 ・他の設備から独立して単独で使用可能とする。 ・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。 ・特に放射性物質又は海水を含む系統と含まない系統を接続する場合は、多重の隔離弁を設けるか、通常時に接続先と分離された状態とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。(系統分離)	共-4 系統図 配置図		
		② (同一設備の機能的な影響: 二つ以上の機能要求)	-	要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。(容量の兼用) 容量の設定根拠については、「1.3.2 容量等」に記載する。	共-4 容量設定根拠		
		③ (地震)	-	地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源及び溢水源とならないよう耐震設計を行うとともに、可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定が可能な設計とする。(第39条 地震による損傷の防止)	-		
		④ (火災)	-	・地震起因以外の火災 火災発生防止、感知及び消火による火災防護ができる設計とする。(第41条 火災による損傷の防止)	-		
		⑤ (内部溢水)	-	・地震起因以外の溢水 地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放水砲による建屋への放水により、放水砲の使用を想定する重大事故時において必要となる他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	-		(地震、溢水、火災により他設備へ影響を及ぼさない)
	⑥ (風(台風)、竜巻)	-	・風(台風)及び竜巻(屋内) 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・風(台風)及び竜巻(屋外) 風荷重による浮上がり及び横滑りを考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとり、屋外に保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 可搬型重大事故等対処設備は、他の設備との離隔距離及び保管場所の位置関係を考慮し、必要により固縛の措置をとる設計とする。	-			

影響評価項目		設計方針		エビデンス	備考
B	⑦ (内部発生飛散物)	Ba: 高速回転機器(今回設置又は配備)	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、これらにより重大事故等対処設備が悪影響を及ぼさない設計とする。内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮が必要な設備は設置しない方針とする。高速回転機器の破損については、変更許可申請以前から設計基準対象施設として設置している高速回転機器は、基準規則の要求事項に変更がないため、影響評価の対象外とする。	-	

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
設置場所について

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、設置場所の区分及び設計方針について整理した。

(1) 基本設計方針

重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画（フロア）若しくは離れた場所から遠隔で操作可能又は中央制御室遮へい区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。

(2) 類型化の考え方

a. 考慮事項

- 放射線の影響

b. 類型化

- 操作（復旧作業を含む。以下同じ。）の有無で分類を行い、操作不要な設備は「対象外」として分類。
- 中央制御室遮蔽区域の内か外かで分類し、放射線の影響を受ける中央制御室外の現場で操作を行う設備は「A」として分類。
- 現場操作を行う「A」分類の設備において、放射線量が高くなるおそれの少ない場合を「a」、高くなるおそれがある場合を「b」として分類。
- 放射線の影響を考慮した設計を行っている中央制御室遮蔽区域である中央制御室での遠隔操作可能な設備は「B」として分類。



2. 設計方針について

【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。】

各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。

区分	設計方針	エビデンス	備考
A 現場操作	a. 現場操作（設置場所） 遮蔽の設置や線源からの離隔距離により、放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所（使用場所）で操作可能な設計とする。	共-4 配置図	
	b. 現場操作（遠隔操作） 放射線量が高くなるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない異なる区画（フロア）又は離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。	共-4 配置図	
B 中央制御室操作	中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	—	
（対象外） 操作不要	設備の操作の必要がない機器（静的機器）については、設置場所に係る設計上の配慮は必要ない。	—	

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、常設重大事故等対処設備の容量等の適合性を確認するための区分及び設計方針について整理した。

(1) 基本設計方針

常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組み合わせにより達成する。

「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、伝熱容量、弁放出流量、発電機容量及び蓄電池容量並びに計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値とする。

常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するものについては、設計基準事故対処設備の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様に対して十分であることを確認した上で、設計基準事故対処設備の容量等の仕様と同仕様の設計とする。

常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準事故対処設備の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段と合わせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。

常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備以外の系統及び機器を使用するものについては、常設重大事故等対処設備単独で、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。

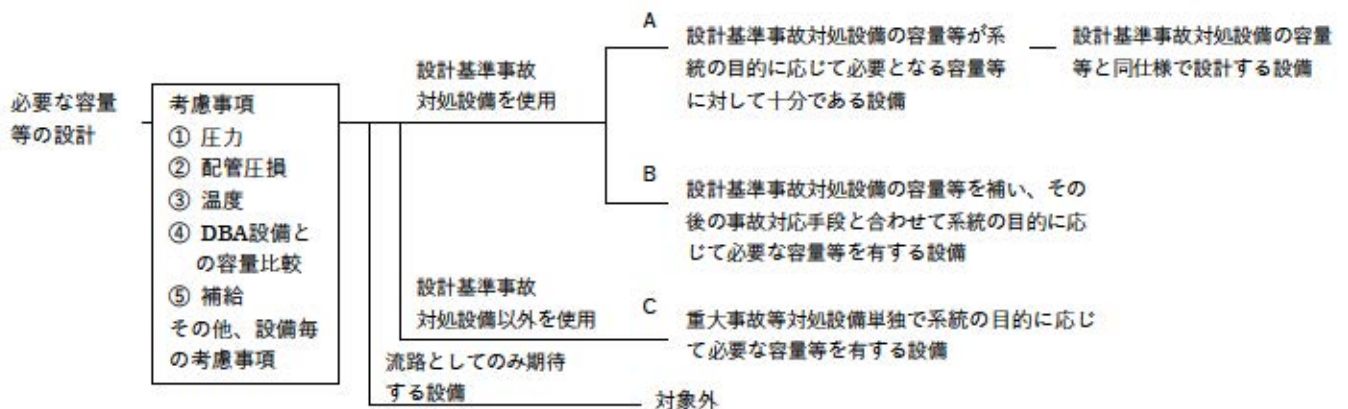
(2) 類型化

a. 考慮事項

- ・ 使用条件を踏まえた系統設計
 - ①圧力、②配管圧損、③温度について、設備仕様により考慮する。
- ・ ④設計基準事故対処設備との容量比較
- ・ ⑤補給による追加手段
- ・ その他、設備毎の考慮事項があれば、必要により個別設備の設計方針に加える。

b. 類型化

- ・ 常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するもので、設計基準事故対処設備の容量等の仕様が、想定される重大事故等の収束に必要な容量等の仕様に対して十分であるものについては、評価にて確認した上で、設計基準事故対処設備の容量等の仕様と同仕様の設計とし「A」と分類する。
- ・ 常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準事故対処設備の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段と合わせて想定される重大事故等の収束に必要な容量等を有する設計とし「B」と分類する。
- ・ 設計基準事故対処設備以外の系統及び機器を使用するものについては、常設重大事故等対処設備単独で想定される重大事故等の収束に必要な容量等を有する設計とし「C」として分類する。
- ・ 流路としてのみ期待する熱交換器等は対象外とする。（これら設備による圧損は、詳細設計段階でポンプ流量の設定において見込むこととする）また、「容量等」に該当しない各設備の容量についても対象外とする。



類型化区分に対する考慮事項の対応表

考慮事項		A	B	C
① 圧力（設備仕様により考慮）	使用条件を踏まえた系統設計	○	○	○
② 配管圧損（設備仕様により考慮）		○	○	○
③ 温度（設備仕様により考慮）		○	○	○
④ D B A 設備との容量比較		○ 十分	○ 同一	○ 補給
⑤ 補給		×	×	○

○：考慮必要、×：考慮不要

2. 設計方針について

【要求事項：想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。】

各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。

区分	設計方針
A	設計基準事故対処設備の容量等が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分である設備
B	設計基準事故対処設備の容量等を補う必要がある設備
C	設計基準事故対処設備以外の系統及び機器を使用する設備

流路としてのみの機能に期待する設備（熱交換器、ストレーナ等）については、詳細設計段階でポンプ流量の設定において圧損を見込む。容量等の設定が必要ではない設備（弁（安全弁、逃がし弁以外）、制御設備、遮蔽等）については、本項適合の対象外として扱う。計装設備の計測範囲については、重大事故等時に想定される設計基準を超える状態において原子炉施設の状態を推定できるよう計測できる設計とし、作動信号の設定値は当該作動信号の目的に対し適切に系統を作動させることができる設計とすることで、容量等を有する設計とする。

○容量等

機器のポンプ流量、タンク容量、伝熱容量、弁放出流量、発電機容量及び蓄電池容量並びに計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値とする。

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号

発電用原子炉施設での共用の禁止について

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、共用の禁止を確認するための区分及び設計方針について整理した。

(1) 基本設計方針

常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の原子炉施設において共用しない設計とする。

(2) 類型化の考え方

a. 考慮事項

- ・ 2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。

2. 設計方針について

【要求事項：二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。】

設計方針について、以下の表にまとめた。

区分	設計方針	エビデンス	備考
—	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	—	

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
常設重大事故防止設備の共通要因故障について

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、常設重大事故防止設備の共通要因故障防止に関する健全性を確認するための区分及び設計方針について整理した。

(1) 基本設計方針

常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能を有する設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。ただし、常設重大事故防止設備のうち、計装設備について、重要代替監視パラメータ（当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器を除く。）による推定は、重要な監視パラメータと異なる物理量（水位、注水量等）又は測定原理とする等、重要な監視パラメータに対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要な監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。

共通要因としては、環境条件、自然現象、発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の安全性を損なわせるおそれがある事象であって人為によるもの（以下、「外部人為事象」という。）、溢水、火災及びサポート系を考慮する。

自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を考慮する。地震、津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び降灰による荷重の組合せを考慮する。地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。

外部人為事象については、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。

故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。

建屋及び地中の配管トレンチについては、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。

重大事故緩和設備についても、可能な限り多様性を考慮する。

環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。

地震に対して常設重大事故防止設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤に設置する。地震、津波及び火災に対して常設重大事故防止設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」及び「1.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。

地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図るとともに、溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。

風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に設置するか、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り屋外に設置する。落雷に対して代替非常用発電機は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により機能を損なうおそれのない設計とする。クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある常設重大事故防止設備は、多重性をもつ設計とする。

高潮に対して常設重大事故防止設備（非常用取水設備を除く）は、高潮の影響を受けない高さに設置する。

なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下等）については、防護設計の要否を判断する基準を超えない等の理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により、設計上考慮する必要はない。

常設重大事故緩和設備についても、可能な限り上記を考慮して多様性、位置的分散を図る設計とする。

サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と異なる駆動源又は冷却源を用いる設計とするか、駆動源又は冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。

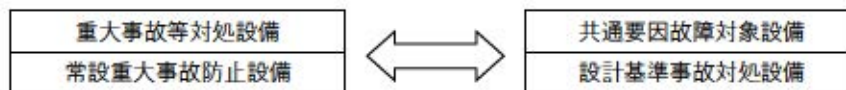
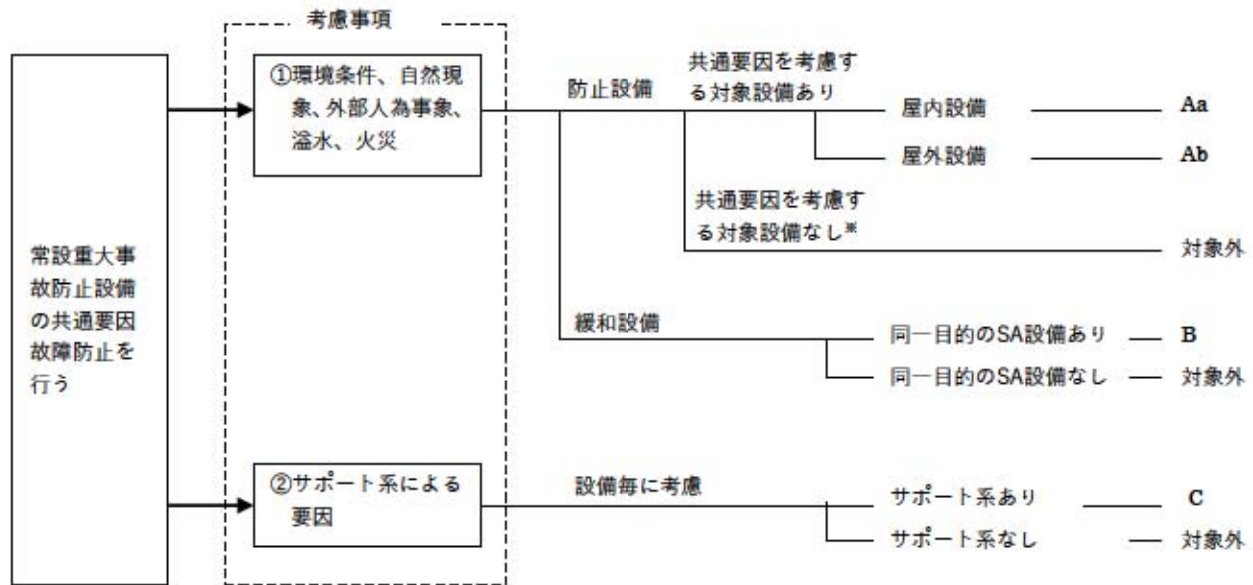
(2) 類型化の考え方は以下のとおり。

a. 考慮事項

- ・ ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災による影響
- ・ ②サポート系による要因：共通要因故障対象設備に対し独立したまたは多様性を有するサポート系としての系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水、水源

b. 類型化

- ・ ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災については、屋内設備と屋外設備に分類する。
- ・ ②サポート系による要因については、設備毎に考慮する。



※ 重大事故等対処設備は、設置許可基準規則の個別機能要求条（第44条～第62条）において、設計基準事故対処設備の機能喪失を想定する機能を代替する設備のみではなく、設計基準事故対処設備が使用可能であれば重大事故等時においても使用する設備（余熱除去ポンプ、ディーゼル発電機、原子炉格納容器等）も含めることとする。設計基準事故対処設備が使用可能であれば重大事故等対処設備として使用する設備については、共通要因故障を考慮すべき設計基準事故対処設備が当該設備となることから、共通要因故障の考慮については対象外として扱う。

2. 設計方針について

【要求事項：常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。（第2項第3号）】

「共通要因」とは、二つ以上の系統又は機器に同時に作用する要因であって、例えば環境の温度、湿度、圧力又は放射線等による影響因子、系統若しくは機器に供給される電力、空気、油、冷却水等による影響因子及び地震、溢水又は火災等の影響をいう。（第2条第2項第18号解釈）

(1) 各考慮事項に対する設計方針は別紙のとおり。

(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。

影響評価項目	設計方針		エビデンス	備考
①環境条件、 自然現象、外 部人為事象、 溢水、火災	共通	凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的障害に対して、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。 地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。 想定される溢水水位に対して機能喪失しない設計とする。	共一4 配置図	
	A a. 屋内の重大事故防止設備	風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置する。	共一4 配置図	
	A b. 屋外の重大事故防止設備	風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り屋外に設置する。 落雷に対して代替非常用発電機は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。 生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により機能を損なうおそれのない設計とする。クラゲ等の海生生物から影響をうけるおそれのある常設重大事故防止設備は、多重性をもつ設計とする。 高潮に対して常設重大事故防止設備（非常用取水設備を除く）は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。	共一4 配置図	
	B. 重大事故緩和設備	（同一目的の重大事故等対処設備がある場合） 可能な限り多様性、位置的分散を考慮する。		
②サポート系 による要因	C. サポート系あり	サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と異なる駆動源又は冷却源を用いる設計とするか、駆動源又は冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。 また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。（多様性、独立性）		

【1. 記載内容】

整理区分	設計方針	エビデンス
<p>共通要因故障防止としての考慮事項及び共通要因故障防止を考慮する対象設備</p>	<p>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能を有する設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。ただし、常設重大事故防止設備のうち、計装設備について、重要代替監視パラメータ（当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器を除く。）による推定は、重要な監視パラメータと異なる物理量（水位、注水量等）又は測定原理とする等、重要な監視パラメータに対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要な監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせるおそれがある事象であって人為によるもの（以下、「外部人為事象」という。）、溢水、火災及びサポート系を考慮する。</p> <p>自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を考慮する。地震、津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び降灰による荷重を考慮する。地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>外部人為事象については、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故対処設備による対策を講じることとする。</p> <p>建屋及び地中の配管トレンチについては、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>重大事故緩和設備についても、可能な限り多様性を考慮する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故防止設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤に設置する。地震、津波及び火災に対して常設重大事故防止設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」及び「1.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図るとともに、溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。</p>	
<p>A 防止設備の共通要因故障防止</p>	<p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に設置するか、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り屋外に設置する。落雷に対して代替非常用発電機は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により機能を損なうおそれのない設計とする。クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある常設重大事故防止設備は、多重性をもつ設計とする。</p> <p>高潮に対して常設重大事故防止設備（非常用取水設備を除く）は、高潮の影響を受けない位置に設置する。</p>	<p>共一4 配置図</p>
<p>B 緩和設備の共通要因故障防止</p>	<p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下等）については、防護設計の要否を判断する基準を超えない等により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により、設計上考慮する必要はない。</p> <p>常設重大事故緩和設備についても、可能な限り上記を考慮して多様性、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>共一4 配置図</p>
<p>C サポート系（水源含む）の共通要因故障防止</p>	<p>サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と異なる駆動源又は冷却源を用いる設計とするか、駆動源又は冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。</p>	<p>〃</p>

■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号
可搬型重大事故等対処設備の容量等について

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の容量の適合性を確認するための区分及び設計方針について整理した。

(1) 基本設計方針

可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組み合わせにより達成する。「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、蓄電池容量及びポンペ容量並びに計装設備の計測範囲とする。

可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて1セットで必要な容量等を有する設計とする。これを原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セット以上、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外は1セット保有するとともにバックアップを保有することにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有する設計とする。

可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用できる設計とする。

可搬型重大事故等対処設備のうち原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備を2セット以上持つことに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンペ等は、1負荷当たり1セットに、発電所全体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量等を確保する。

(2) 類型化の考え方は以下のとおり。

a. 考慮事項

(a) 容量

- ・ 想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。

(b) 数量

- ・ 可搬型設備の使用方法を考慮し、バックアップの数量を設計する。

考慮事項1

- ①原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか
- ②負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンペ等かどうか
- ③①、②以外

b. 類型化

(a) 必要容量

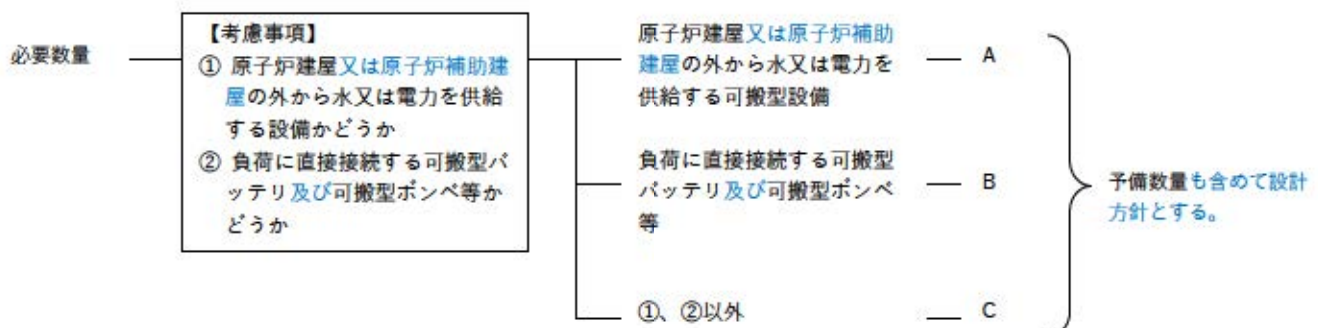
- ・ 想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。(類型化なし)

(b) 数量

- ・ 配備する必要数量の考え方については以下の「A」～「C」区分に分類し、さらにその予備数量の考え方をあわせて整理する。

必要数量の考え方

- ①原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備を「A」とする。
- ②負荷に直接接続する可搬型設備を「B」とする。
- ③①、②以外を「C」とする。



2. 設計方針について

【要求事項：想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。】

各区分における設計方針について、以下のとおりまとめた。

(1) 必要容量

系統の目的に応じて1セットで必要な容量を有する設計とする。

複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。

(2) 数量

区分	対象設備	設計方針
A	原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備	必要となる容量等を賄うことができる設備を2セット以上持つことに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。
B	負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンペ等	1負荷当たり1セットに、発電所全体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量等を確保する。
C	A、B以外	系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様を有するものを1セット保有する。発電所全体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量等を確保する。

計装設備の計測範囲については、重大事故等時に想定される設計基準を超える状態において原子炉施設の状態を推定できるように計測できる設計とすることで、容量等を有する設計とする。

○容量等

「容量等」とは、必要となるポンプ流量、タンク容量、発電機容量、蓄電池容量及びポンペ容量並びに計装設備の計測範囲とする。

■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号

可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性を確認するための区分及び設計方針について整理した。

(1) 基本設計方針

可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルは種別によって規格の統一を考慮した端子のボルト・ネジによる接続等を、水及び空気の配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続規格等を用いる設計とする。油配管、計装設備及び通信設備とその電源及び付属配管並びに緊急時対策所の各設備は、各々専用の接続方法を用いる。同一ポンプを接続する配管のうち、当該ポンプを同容量かつ同揚程で使用する系統では同口径の接続とする等、複数の系統での規格の統一も考慮する。

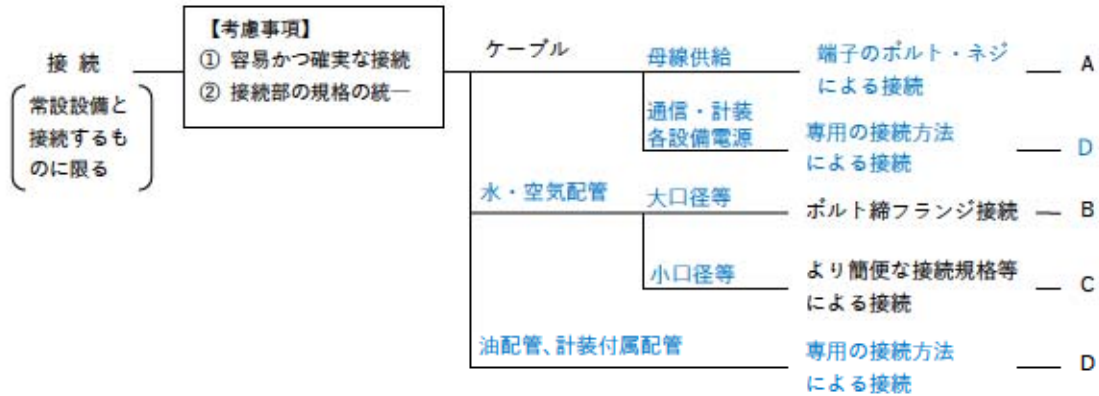
(2) 類型化の考え方

a. 考慮事項

- ・ 容易かつ確実に接続する。
- ・ 接続部の規格を統一する。

b. 類型化

内部流体等（水、空気、油、電気）に応じて各々適切な接続形態を採用し、その接続形態に応じた区分に分類する。



2. 設計方針について

【要求事項：常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものについては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。】

各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。

区分	設計方針	エビデンス	備考
A	<p>【端子のボルトネジによる接続】</p> <p>ケーブルは種別によって規格の統一を考慮した端子のボルトネジによる接続等を用い、容易かつ確実に接続できるとともに外部支援の受け入れが容易な設計とする。</p>	<p>共-4 現場状況 確認資料 (写真)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替電源車 ・可搬型直流電源用発電機 ・加圧器逃がし弁操作用バッテリー
B	<p>【ボルト締フランジ接続】</p> <p>配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>また、同一ポンプを接続する配管のうち、当該ポンプを同容量かつ同揚程で使用する系統では同口径の接続とする等、複数の系統での規格の統一も考慮する。</p>	<p>共-4 現場状況 確認資料 (写真)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型注水ポンプ車
C	<p>【より簡便な接続規格等による接続】</p> <p>配管は配管径や内部流体の圧力によって、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続規格等を用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>また、同一ポンプを接続する配管のうち、当該ポンプを同容量かつ同揚程で使用する系統では同口径の接続とする等、複数の系統での規格の統一も考慮する。</p>	<p>共-4 現場状況 確認資料 (写真)</p>	<p>「より簡便な接続規格等」とは「カップラ接続」等のことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ポンプからの接続部 ・可搬型CCWポンプ
D	<p>【専用の接続】</p> <p>燃料油配管、計装設備とその電源及び付属配管、通信設備並びに緊急時対策所の各設備は、各々専用の接続方法を用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。</p>	<p>共-4 現場状況 確認資料 (写真)</p>	<p>専用の接続については、「共-4 可搬型重大事故等対処設備と常設設備の接続部に関する補足説明資料」に示す。</p>

■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号
異なる複数の接続箇所の確保について

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、異なる複数の接続箇所の確保を確認するための区分及び設計方針について整理した。

(1) 基本設計方針

可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備と、常設設備との接続口は、共通要因によって、接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な離隔距離をもって複数箇所設置するか建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。

共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災を考慮する。

自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を考慮する。

地震、津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び降灰による荷重の組合せを考慮する。地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。

外部人為事象については、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。

環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、屋内又は建屋面において、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響に対しては、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。

地震に対しては、屋内又は建屋面に設置する場合は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤上の建屋において、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。屋外側に設置する場合は、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に設置する。

地震、津波及び火災に対しては、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」及び「1.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とするとともに、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。

風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外側に設置する場合は、開口部の閉止により機能を損なうおそれのない設計とする。高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない位置に設置する。

なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下等）については防護設計の要否判断の基準を超えない等の理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により設計上考慮する必要はない。

電磁的障害に対して接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。

また、複数の機能で一つの接続口を同時に使用しない設計とする。

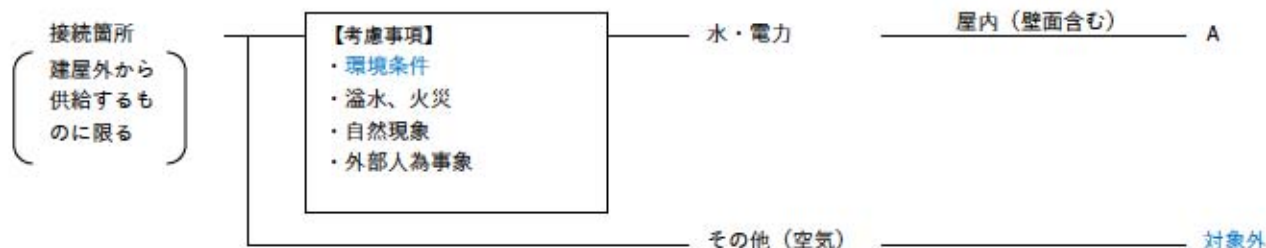
(2) 類型化の考え方

a. 考慮事項

- ・環境条件
- ・溢水、火災
- ・自然現象のうち地震、津波、風（台風）、竜巻、落雷及び生物学的事象
- ・外部人為事象のうち故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響

b. 類型化

- ・原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外からの可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続対象として、炉心冷却及び格納容器冷却機能、使用済燃料ピットの補給又は格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却に必要な水又は電力と、その他（空気）で分類し、水又は電力の接続場所は屋内（壁面含む）に分類した。



(3) 各考慮事項に対する設計方針は別紙のとおり。

2. 設計方針について

【要求事項：常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。】

(1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。

- ①環境要因、地震、津波その他自然現象、外部人為事象、溢水、火災

各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。

区分	設計方針	エビデンス	備考
A	可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備と常設設備との接続口は、共通要因によって、接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。	共-4 配置図 47-10 可搬型重大事故等対処設備の接続口について	
対象外	原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水及び電力を供給する設備ではなく、接続箇所に対する設計上の考慮は行わない。	共-4 現場状況確認資料	

記載パターン

区分	設計方針
<p>A 異なる複数の 接続箇所（屋内又は 建屋面）</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備と、常設設備との接続口は、共通要因によって、接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置に適切な離隔距離をもって複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災を考慮する。 自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を考慮する。 地震、津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び降灰による荷重の組合せを考慮する。地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。 外部人為事象については、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、屋内又は建屋面において異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪並びに火山の影響に対しては、環境条件にて考慮し機能が損なうことのない設計とする。</p> <p>地震に対しては、屋内又は建屋面に設置する場合は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤上の建屋において、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。屋外側に設置する場合は、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に設置する。 地震、津波及び火災に対しては、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」及び「1.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とするとともに、屋内又は建屋面において異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外側に設置する場合は、開口部の閉止により機能を損なうおそれのない設計とする。高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない位置に設置する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。 また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下等）については防護設計の要否判断の基準を超えない等の理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により設計上考慮する必要はない。 電磁的障害に対して接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。</p> <p>また、複数の機能で一つの接続口を同時に使用しない設計とする。</p>
<p>対象外</p>	<p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水及び電力を供給する設備ではなく、接続箇所に対する設計上の考慮は行わない。</p>

■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号

可搬型重大事故等対処設備の設置場所について

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の設置場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。

(1) 基本設計方針

可搬型重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置、及び常設設備との接続に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定することにより、当該設備の設置、及び常設設備との接続が可能な設計とする。

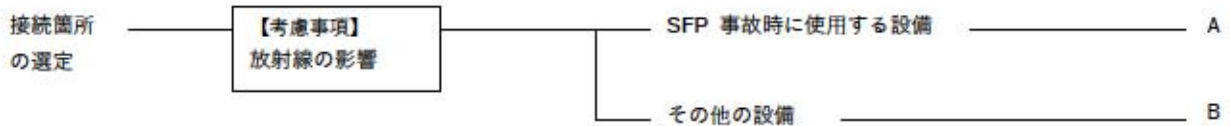
(2) 類型化の考え方

a. 考慮事項

- ・放射線の影響

b. 類型化

- ・使用済燃料ピット事故時には遮蔽としてのSFP水量が減少していくことから、使用済燃料ピット事故時に使用する設備については、「A」として分類。
- ・上記以外の設備については、作業に対する放射線の影響で分類でき、「B」とする。
- ・また、可搬型重大事故等対処設備のうち“設置”又は“接続”を行わない可搬型の単体計測器等は、対象外とする。



2. 設計方針について

【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。】

各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。

区分	設計方針	エビデンス	備考
A SFP	想定される重大事故等が発生した場合においても設置、及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、SFP 水による遮蔽や線源からの離隔距離により、放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定することにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	共-4 配置図	
B SFP 以外	想定される重大事故等が発生した場合においても設置、及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により、放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定することにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	共-4 配置図	

■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号
保管場所について

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の保管場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。

(1) 基本設計方針

可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。

共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災を考慮する。

自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を考慮する。

地震、津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び降灰による荷重を考慮する。地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。

外部人為事象については、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。

環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。

風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。

地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管するか、又は屋外において共通要因によりすべての設備が同時に機能を喪失しないよう転倒しないことを確認するか若しくは必要により固縛等を行い保管する。屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地斜面の滑り、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。

地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。

地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。

風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、屋外において、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能を損なうおそれのない設計とする。高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。

飛来物（航空機落下等）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を補うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を補うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から、少なくとも1セットは100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に保管する。

なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により設計上考慮する必要はない。

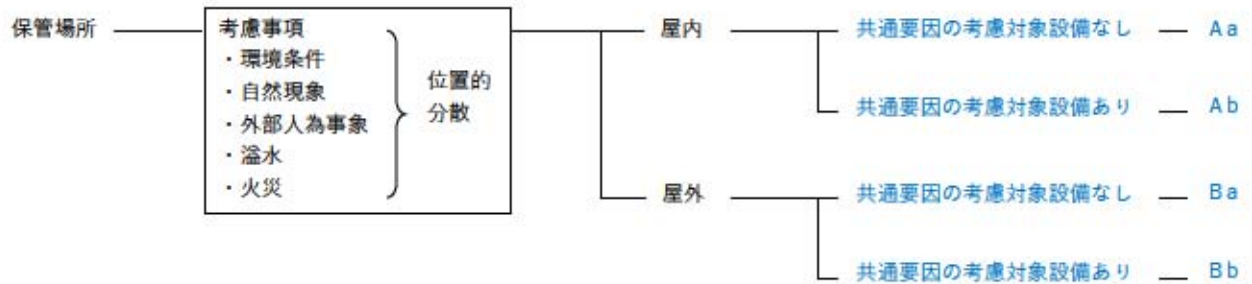
(2) 類型化の考え方

a. 考慮事項

- ・ 環境条件
- ・ 自然現象
- ・ 外部人為事象
- ・ 溢水
- ・ 火災

b. 類型化

・ 対応する常設重大事故等対処設備があるものについては、保管場所を屋内「A」と屋外「B」に分類し、それぞれ共通要因の考慮対象設備のなし「a」と共通要因の考慮対象設備あり「b」について、分散配置の考え方を明確にした。



2. 設計方針について

【要求事項：地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故対処設備と異なる保管場所に保管すること。】

(1) 各考慮事項に対する設計方針は別紙のとおり。

(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。

区分	設計方針	エビデンス	備考
共通	凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的影響に対して、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。 地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、想定される溢水水位に対して機能喪失しない設計とする。	—	
A a 屋内	地震に対しては、屋内の可搬型重大事故対処設備は「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管する 風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して可搬型重大事故対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する	共—4 配置図	
A b 屋内	地震に対しては、屋内の可搬型重大事故対処設備は「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管する 風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して可搬型重大事故対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する 飛来物（航空機落下等）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。	共—4 配置図	

区分	設計方針	エビデンス	備考
Ba 屋外	<p>地震に対しては、共通要因によりすべての設備が同時に機能を喪失しないよう転倒しないことを確認するか又は必要により固縛等を行い保管する。屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び掘り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。</p>	<p>共-3 アクセスルー ト説明資料 共-4 配置図</p>	
Bb 屋外	<p>地震に対しては、共通要因によりすべての設備が同時に機能を喪失しないよう転倒しないことを確認するか又は必要により固縛等を行い保管する。屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び掘り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能を損なうおそれのない設計とする。高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</p> <p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことのできる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことのできる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から、少なくとも1セットは100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。</p>	<p>共-3 アクセスルー ト説明資料 共-4 配置図</p>	

【1. 記載内容】

区分	設計方針	エビデンス
A 屋内	<p>可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災を考慮する。</p> <p>自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を考慮する。</p> <p>地震、津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び降灰による荷重を考慮する。地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>外部人為事象については、飛来物（航空機落下等）、ダム の崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。</p> <p>風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管するか、又は共通要因によりすべての設備が同時に機能を喪失しないよう転倒しないことを確認するか若しくは必要により固縛等を行い保管する。屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。</p>	
B 屋外	<p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、屋外において、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</p> <p>飛来物（航空機落下等）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量を賄うことのできる設備の2セットについて、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量を賄うことのできる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100m の離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から少なくとも1セットは、100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、ダム の崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>共一-3 アクセスルート 説明資料 共一-4 配置図</p>

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、発電所内の屋外道路及び屋内通路を確保するための区分及び設計方針について整理した。

(1) 基本設計方針

想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。

屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスポール」という。）は、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスポールを確保する。

屋外及び屋内アクセスポールは、自然現象に対して地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を考慮し、外部人為事象に対して飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。

なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により設計上考慮する必要はない。電磁的障害に対しては道路及び通路面が直接影響を受けることはないことから、屋外及び屋内アクセスポールへの影響はない。

屋外アクセスポールに対する地震による影響（周辺建築物の倒壊、周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面の滑り）、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、積雪、火山の影響）を想定し、複数のアクセスポールの中から早期に復旧可能なルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールロード1台（予備1台）及びバックホウ1台（予備1台）を保管、使用する。また、降水及び地震による屋外タンクからの溢水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスポールを確保する設計とする。

津波の影響については、防潮堤の内側若しくは基準津波による遡上高さ以上の位置に早期に復旧可能なアクセスポールを確保する設計とする。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはホイールロード及びバックホウにより速やかに撤去することにより対処する。また、高潮に対しては通行への影響を受けない敷地高さにアクセスポールを確保する。

自然現象のうち凍結及び森林火災、外部人為事象のうち飛来物（航空機落下等）、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスポールを確保する設計とする。落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはないため、生物学的事象に対しては容易に排除可能なことからアクセスポールへの影響はない。

屋外アクセスポールは、基準地震動による地震力に対して、運搬、移動に支障をきたさない地盤に設定することで通行性を確保する設計とする。基準地震動による周辺斜面の崩壊や道路面の滑りによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロード及びバックホウによる崩壊箇所の復旧を行うことで通行性を確保できる設計とする。不等沈下や地下構造物の損壊に伴い段差が発生した場合には、複数のアクセスポールによる迂回やホイールロード及びバックホウによる段差発生箇所の復旧を行うことで通行性を確保できる設計とする。

屋外アクセスポールは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対しては、車両へのスタッドレスタイヤ等を配備することにより通行性を確保できる設計とする。また、地震による薬品タンクからの溢水に対する薬品防護具の運用については『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料（以下「技術的能力説明資料」という。） 1.0 重大事故等対策における共通事項』に示す。

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の屋外アクセスポールの確保及び消火活動等については、「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。

屋外アクセスポールの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止及びボンベ口金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。

屋内アクセスポールは、津波、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、降灰、生物学的事象、森林火災及び高潮）及び外部人為事象（飛来物（航空機落下等）、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガス）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。

屋内アクセスルートにおいては、溢水等に対して、アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具を着用する。また、地震時に資機材の転倒、散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策や、通行性確保対策として、撤去できない資機材は設置しないこととする。とともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止により支障をきたさない措置を講じる。屋外及び屋内アクセスルートにおいては、停電時及び夜間の確実な運搬や移動のための可搬型照明を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」並びに「1.2 火災による損傷の防止」に示す。

(2) 類型化の考え方

a. 考慮事項

- ・夜間及び停電時
- ・放射線、化学薬品等の影響
- ・自然現象
- ・外部人為事象
- ・溢水
- ・火災

b. 類型化

屋内アクセスルートと屋外アクセスルートに分類した。



2. 設計方針について

【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。】

各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。

(1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。

① 環境要因、地震、津波その他の自然現象、外部人為事象、溢水、火災

考慮事項		屋内	屋外
環境条件	夜間及び停電時	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。
—	地盤	迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。	基準地震動による地震力に対して、運搬、移動に支障をきたさない地盤に設定することで通行性を確保する設計とする。基準地震動による周辺斜面の崩壊や道路面の滑りによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、 ホイールロード及びバックホウ による崩壊箇所の復旧を行うことで、通行性を確保する設計とする。 不等沈下や地下構造物の損壊に伴い、段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回や ホイールロード及びバックホウ による段差発生箇所の復旧を行うことで、通行性を確保する設計とする。
自然現象	地震 (第39条対応)	迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。 地震時に資機材の転倒、散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策や、通行性確保対策として、撤去できない資機材は設置しないこととともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止により支障をきたさない措置を講じる。 これらの運用については、「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確認するため、障害物を除去可能な ホイールロード及びバックホウ を保管、使用する。
	津波 (第40条対応)	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	防潮堤の内側若しくは基準津波による遡上高さ以上の位置に早期に復旧可能なアクセスルートを確認する設計とする。想定を上回る万一の瓦礫発生に対しては ホイールロード及びバックホウ により速やかに撤去することにより対処する。
その他の自然現象（外部事象としてDBと同じ12事象を選定）	洪水	敷地付近に河川はないため、影響を受けない。	
	風（台風） （飛来物）	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確認するため、障害物を除去可能な ホイールロード及びバックホウ を保管、使用する。
	竜巻 （飛来物）		
	凍結	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。 車両への スタッドレスタイヤ 等を配備することにより通行する。
	降水	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。
	積雪	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確認するため、障害物を除去可能な ホイールロード及びバックホウ を保管、使用する。 車両への スタッドレスタイヤ 等を配備することにより通行する。
	落雷	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	道路面が直接影響を受けることはない。
	地滑り	立地的要因により考慮する必要はない。	立地的要因により考慮する必要はない。
	火山の影響 （降灰）	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確認するため、障害物を除去可能な ホイールロード及びバックホウ を保管、使用する。
	生物学的事象	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	容易に排除可能なことから影響はない。
	森林火災（外部火災）	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。
	高潮	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する。

考慮事項		屋内	屋外
外部火災 (外部事象としてDBと同じ7事象を選定) 外部人為事象+α	近隣の産業施設の火災・爆発(石油コンビナート施設)	立地的要因により考慮する必要はない。	立地的要因により考慮する必要はない。
	敷地内の危険物タンクの火災	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。
	航空機墜落による火災		
	発電所港湾内に入港する船舶の火災		
	火災の二次的影響(ばい煙及び有毒ガス)		
	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。	
	飛来物(航空機落下等)	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。
ダムの崩壊	近傍にダムが無いことから影響を受けない。		
電磁的障害(その他使用条件※1)	道路及び通路面が直接影響を受けることはない。		
-	溢水	アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具を着用する。	道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。 地震による薬品タンクからの溢水に対する薬品防護具の運用については「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。
	火災	地震時に資機材の転倒、散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策や、通行性確保対策として、撤去できない資機材は設置しないこととするともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止により支障をきたさない措置を講じる。 これらの運用については、「1.2 火災による損傷の防止」に示す。	地震発生時における、火災の発生防止策(可燃物収納容器の固縛による転倒防止、及びボンベ口金の通常閉運用)及び火災の拡大防止策(大量の可燃物を内包する変圧器及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置)については、「火災防護計画」に定める。

(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。

区分	設計方針	エビデンス	備考
A 屋内	<ul style="list-style-type: none"> 迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。 屋内アクセスルートは、津波、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、降灰、生物学的事象、森林火災及び高潮）及び外部人為事象（飛来物（航空機墜落等）、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。 屋内アクセスルートにおいては、溢水等に対して、アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具を着用する。 地震時に資機材の転倒、散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策や、通行性確保対策として、撤去できない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止により支障をきたさない措置を講じる。停電時及び夜間の確実な運搬や移動のため可搬型照明装置を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」並びに「1.2 火災による損傷の防止」に示す。 	共-3 アクセスルート説明資料	
B 屋外	<ul style="list-style-type: none"> 迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。 屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物の倒壊、周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面の滑り）、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、積雪、火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダ1台（予備1台）及びバックホウ1台（予備1台）を保管、使用する。また、降水及び地震による屋外タンクからの溢水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。 津波の影響については、防潮堤の内側若しくは基準津波による遡上高さ以上の位置に早期に復旧可能なアクセスルートを確認する設計とする。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはホイールローダ及びバックホウにより速やかに撤去することにより対処する。また、高潮に対しては通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する。 自然現象のうち凍結及び森林火災、外部人為事象のうち飛来物（航空機墜落等）、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはないため、生物学的事象に対しては容易に排除可能なことからアクセスルートへの影響はない。 屋外アクセスルートは、基準地震動による地震力に対して、運搬、移動に支障をきたさない地盤に設定することで通行性を確保する設計とする。基準地震動による周辺斜面の崩壊や道路面の滑りによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ及びバックホウによる崩壊箇所の復旧を行うことで通行性を確保できる設計とする。不等沈下や地下構造物の損壊に伴い段差が発生した場合には、複数のアクセスルートによる迂回やホイールローダ及びバックホウによる段差発生箇所の復旧を行うことで通行性を確保できる設計とする。 屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対しては、車両へのスタッドレスタイヤ等を配備することにより通行性を確保できる設計とする。また、地震による薬品タンクからの溢水に対する薬品防護具の運用については「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の屋外アクセスルートの確保及び消火活動等については、「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止、及びポンペ口金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。 停電時及び夜間の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。 	共-3 アクセスルート説明資料	

■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号

重大事故防止設備のうちの可搬型のもの共通要因故障について

1. 概要

重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因故障防止に関する健全性を確認するための区分及び設計方針について整理した。

(1) 基本設計方針

重大事故防止設備のうち可搬型のもの（以下、「可搬型重大事故防止設備」という。）は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。また、可搬型重大事故防止設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備等及び重大事故防止設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故防止設備と異なる保管場所に保管する。

共通要因としては、環境条件、自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なう原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（以下「外部人為事象」という。）、溢水、火災及びサポート系を考慮する。

自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を考慮する。

地震、津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び降灰による荷重を考慮する。地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。

外部人為事象については、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。

故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故防止設備による対策を講じることとする。

重大事故緩和設備についても、可能な限り多様性を考慮する。

環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。

風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的障害に対して可搬型重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。

地震に対して可搬型重大事故防止設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管するか、又は屋外において共通要因によりすべての設備が同時に機能を喪失しないよう転倒しないことを確認するか若しくは必要により固縛等を行い保管する。屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地斜面の滑り、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。

地震及び津波に対して可搬型重大事故防止設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。

火災に対して可搬型重大事故防止設備は、「1.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。

地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。

風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、屋外において、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により安全機能を損なうおそれのない設計とする。生物学的事象のうち、クラゲ等の海生生物に対して可搬型重大事故防止設備の取水ラインが閉塞する場合には、予備の可搬型重大事故防止設備によって取水を継続し、閉塞箇所の清掃を行うことで対応できるよう、クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある可搬型重大事故防止設備は、予備を有する設計とする。高潮に対して可搬型重大事故防止設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。

飛来物（航空機落下等）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故防止設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。屋外の可搬型重大事故防止設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助

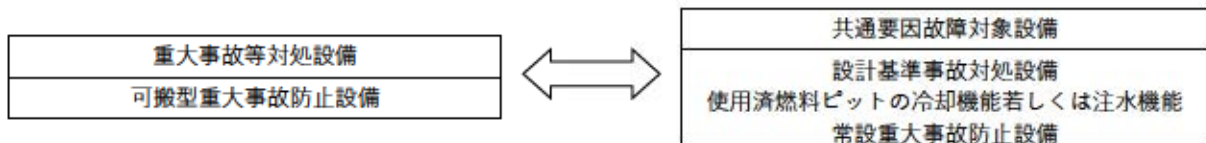
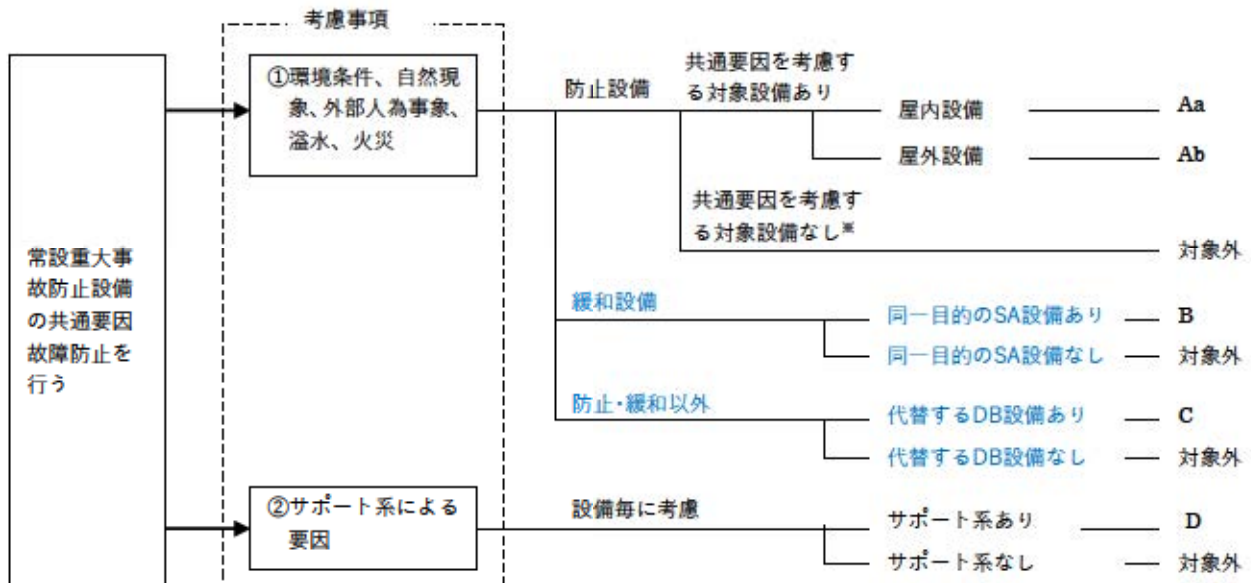
建屋又はディーゼル発電機建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故防止設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から少なくとも1セットは100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。

なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。
また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により設計上考慮する必要はない。

サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮し、可搬型重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源又は冷却源を用いる設計とするか、駆動源又は冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。

(2) 類型化の考え方は以下のとおり。

- a. 考慮事項
- ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災
 - ②サポート系による要因：共通要因故障対象設備に対し独立または多様性を有するサポート系としての系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水、水源
- b. 類型化
- ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災については、屋内設備と屋外設備に分類する。
 - ②サポート系による要因については、設備毎に考慮する。



2. 設計方針について

【要求事項：重大事故防止設備のうち可搬型の場合は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。（第3項第7号）】

「共通要因」とは、二つ以上の系統又は機器に同時に作用する要因であって、例えば環境の温度、湿度、圧力又は放射線等による影響因子、系統若しくは機器に供給される電力、空気、油、冷却水等による影響因子及び地震、溢水又は火災等の影響をいう。（第2条第2項第18号解釈）

- (1) 各考慮事項に対する設計方針は別紙のとおり。
- (2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。

影響評価項目	設計方針	エビデンス	備考	
①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	共通	凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的障害に対して、環境条件で考慮し機能を損なうことのない設計とする。 地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。 溢水量による溢水水位に対して機能喪失しない設計とする。	—	
	A a. 屋内の可搬型重大事故防止設備	地震に対して、屋外の可搬型重大事故防止設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管する。 風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。 飛来物（航空機落下等）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して屋内の可搬型重大事故防止設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。	配置図	
	A b. 屋外の可搬型重大事故防止設備	地震に対して、共通要因によりすべての設備が同時に機能を喪失しないよう転倒しないことを確認するか又は必要により固縛等の処置をする。屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。 風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して屋外の可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。 生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能を損なうおそれのない設計とする。クラゲ等の海生生物に対して可搬型重大事故防止設備の取水ラインが閉塞する場合には、予備の可搬型重大事故防止設備によって取水を継続し、閉塞箇所の清掃を行うことで対応できるよう、クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある可搬型重大事故防止設備は、予備を有する設計とする。高潮に対して可搬型重大事故防止設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。 飛来物（航空機落下等）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋外の可搬型重大事故防止設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故防止設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から、少なくとも1セットは100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。	配置図	
	B. 重大事故緩和設備	（同一目的の重大事故等対処設備がある場合） 可能な限り多様性、位置的分散を考慮する。		
	C. 防止・緩和以外	（代替する設計基準事故対処設備がある場合） 可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を考慮する。		
②サポート系による要因	D. サポート系あり	サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮し、可搬型重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源又は冷却源を用いる設計とするか、駆動源又は冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。（多様性、独立性）	系統図	

【1. 記載内容】

整理区分	設計方針	エビデンス
A	<p>重大事故防止設備のうち可搬型のもの（以下、「可搬型重大事故防止設備」という。）は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。また、可搬型重大事故防止設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備等及び重大事故防止設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故防止設備と異なる保管場所に保管する。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なう原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（以下「外部人為事象」という。）、溢水、火災及びサポート系を考慮する。</p> <p>自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を考慮する。</p> <p>地震、津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び降灰による荷重を考慮する。地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>外部人為事象については、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故防止設備による対策を講じることとする。重大事故緩和設備についても、可能な限り多様性を考慮する。</p>	系統図
A	<p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。</p> <p>風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的障害に対して可搬型重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>地震に対して可搬型重大事故防止設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管するか、共通要因によりすべての設備が同時に機能を喪失しないことを確認するか又は必要により固縛等の措置をする。屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び掘り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。</p> <p>地震及び津波に対して可搬型重大事故防止設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故防止設備は、「1.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p>	配置図
C	<p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して、可搬型重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、屋外において、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能を損なうおそれのない設計とする。クラゲ等の海生生物に対して可搬型重大事故防止設備の取水ラインが閉塞する場合には、予備の可搬型重大事故防止設備によって取水を継続し、閉塞箇所の清掃を行うことで対応できるよう、クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある可搬型重大事故防止設備は、予備を有する設計とする。高潮に対して可搬型重大事故防止設備は、高潮の氾濫を受けにくい敷地高さに保管する。</p> <p>飛来物（航空機落下等）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して屋内の可搬型重大事故防止設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。屋外の可搬型重大事故防止設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故防止設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から少なくとも1セットは100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により設計上考慮する必要はない。</p>	配置図
B	<p>サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮し、可搬型重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源又は冷却源を用いる設計とするか、駆動源又は冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。</p>	〃

共通要因	共通要因への対応					
	設計基準事故対処設備	常設重大事故防止設備	可搬型重大事故対処設備と常設設備との接続口 (原子炉建屋の外から水・電力を供給するものに限る。)	可搬型重大事故対処設備	重大事故防止設備のうち可搬型のもの	
環境条件 (温度・放射線・荷重・その他使用条件)	設計基準事故対処設備	共通要因故障防止 (2項3号)	常設設備との接続口 (3項3号)	保管場所 (3項5号)	共通要因故障防止 (3項7号)	
環境条件 (温度・放射線・荷重・その他使用条件)	12条3項(安全施設)に基づく設計	<ul style="list-style-type: none"> 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。 重大事故等時の環境条件における健全性については、43条1項1号(重大事故等対処設備(環境条件))に記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とする。 重大事故等時の環境条件における健全性については、43条1項1号(重大事故等対処設備(環境条件))に記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。 重大事故等時の環境条件における健全性については、43条1項1号(重大事故等対処設備(環境条件))に記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。 重大事故等時の環境条件における健全性については、43条1項1号(重大事故等対処設備(環境条件))に記載する。 	
自然現象	地盤	3条(設計基準対象施設の地盤)に基づく設計	<ul style="list-style-type: none"> 38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づく地盤に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づく地盤上の建屋において、異なる建屋間の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。 屋外側に設置する場合は、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び揺り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づく地盤上の建屋内に保管する。 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を満たすことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要となる容量等を満たすことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び揺り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等により機能喪失しない位置に保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づく地盤上の建屋内に保管する。 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を満たすことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要となる容量等を満たすことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び揺り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等により機能喪失しない位置に保管する。
	地震	4条(地震による損傷の防止)に基づく設計	<ul style="list-style-type: none"> 39条(地震による損傷の防止)に基づく設計とする。 常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、想定される洪水水位に対して機能を喪失しない設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 39条(地震による損傷の防止)に基づく設計とする。 異なる建屋間の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 39条(地震による損傷の防止)にて考慮された設計とする。 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、想定される洪水水位に対して機能を喪失しない設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 39条(地震による損傷の防止)にて考慮された設計とする。 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、想定される洪水水位に対して機能を喪失しない設計とする。
	津波	5条(津波による損傷の防止)に基づく設計	<ul style="list-style-type: none"> 40条(津波による損傷の防止)に基づく設計とする。 常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、想定される洪水水位に対して機能を喪失しない設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 40条(津波による損傷の防止)に基づく設計とする。 異なる建屋間の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 40条(津波による損傷の防止)にて考慮された設計とする。 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、想定される洪水水位に対して機能を喪失しない設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 40条(津波による損傷の防止)にて考慮された設計とする。 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、想定される洪水水位に対して機能を喪失しない設計とする。
	洪水	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。
	風(台風)竜巻	6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計	<ul style="list-style-type: none"> 屋内の常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に設置する。 屋外の常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置する。 風(台風)及び竜巻のうち風荷重は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 異なる建屋間の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。 風(台風)及び竜巻のうち風荷重は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に保管する。 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。 風(台風)及び竜巻のうち風荷重は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に保管する。 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。 風(台風)及び竜巻のうち風荷重は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。
	凍結降雪	6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計	- 環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。	- 環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。	- 環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。	- 環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。
	落雷	6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計	<ul style="list-style-type: none"> 屋内の常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に設置する。 屋外の常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置する。 落雷に対して代替非常用発電機は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 異なる建屋間の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に保管する。 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に保管する。 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。
	地滑り	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない
	火山の影響	6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計	- 環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。	- 環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。	- 環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。	- 環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。
	生物学的事象	6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計	<ul style="list-style-type: none"> 屋内の常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に設置する。 屋外の常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置する。 生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により機能を損なうおそれのない設計とする。生物学的事象のうち、クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある常設重大事故防止設備は、多重性をもつ設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 異なる建屋間の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。 ネズミ等の小動物に対して屋外に設置する場合は、開口部の閉止により機能を損なうおそれのない設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に保管する。 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。 生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により機能を損なうおそれのない設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に保管する。 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。 生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により機能を損なうおそれのない設計とする。クラゲ等の海生生物に対して可搬型重大事故等対処設備の取水ラインが閉塞する場合には、予備の可搬型重大事故等対処設備によって取水を継続し、閉塞箇所の清掃を行うことに対応できるように、クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。
高潮	- 津波に包絡されることから影響を受けない。	- 高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。	- 高潮の影響を受けない位置に設置する。	- 高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。	- 高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。	

共通要因	共通要因への対応					
	設計基準事故対処設備	常設重大事故防止設備	可搬型重大事故対処設備と常設設備との接続口 (原子炉建屋の外から水・電力を供給するものに限る。)	可搬型重大事故対処設備	重大事故防止設備のうち可搬型のもの	
	設計基準事故対処設備	共通要因故障防止 (2項3号)	常設設備との接続口 (3項3号)	保管場所 (3項5号)	共通要因故障防止 (3項7号)	
自然現象	森林火災	- 6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計	- 屋内の常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に設置する。 - 屋外の常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置する。	- 異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。	- 屋内の可搬型重大事故対処設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に保管する。 - 屋外の可搬型重大事故対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。	- 屋内の可搬型重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に保管する。 - 屋外の可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。
	爆発	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。
外部火災	近隣工場等の火災(石油コンビナート施設等の火災)	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。
	近隣工場等の火災(発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響) 有毒ガス	6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計	- 屋内の常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に設置する。 - 屋外の常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置する。	- 異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。	- 屋内の可搬型重大事故対処設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に保管する。 - 屋外の可搬型重大事故対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。	- 屋内の可搬型重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に保管する。 - 屋外の可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。
外部人為現象	飛来物(航空機墜下等)	- 防護設計の要否を判断する基準を超えないことにより、設計上考慮する必要はない。	- 防護設計の要否を判断する基準を超えない等の理由により、設計上考慮する必要はない。	- 防護設計の要否を判断する基準を超えない等の理由により、設計上考慮する必要はない。	- 屋内の可搬型重大事故対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。 - 屋外の可搬型重大事故対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、2セットについて、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、当該可搬型重大事故対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から、少なくとも1セットは100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に保管する。	- 屋内の可搬型重大事故防止設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。 - 屋外の可搬型重大事故防止設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、2セットについて、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故防止設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から、少なくとも1セットは100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に保管する。
	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	-	- 重大事故防止設備のうち可搬型のものによる対策を講じることとする。	- 異なる建屋面の適切な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。	- 屋内の可搬型重大事故対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。 - 屋外の可搬型重大事故対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、2セットについて、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、当該可搬型重大事故対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から、少なくとも1セットは100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に保管する。	- 屋内の可搬型重大事故防止設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。 - 屋外の可搬型重大事故防止設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、2セットについて、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故防止設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から、少なくとも1セットは100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に保管する。
	ダムの崩壊	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。	- 立地的要因により設計上考慮する必要はない。
	船舶の衝突	- 敷地近傍に船舶航路がないこと等により考慮する必要はない。	- 敷地近傍に船舶航路がないこと等により考慮する必要はない。	- 敷地近傍に船舶航路がないこと等により考慮する必要はない。	- 敷地近傍に船舶航路がないこと等により考慮する必要はない。	- 敷地近傍に船舶航路がないこと等により考慮する必要はない。
	電磁的障害	6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計	- 環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。	- 計測制御回路がないことから影響を受けない。	- 環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。	- 環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。
	漏水	9条(漏水による損傷の防止等)に基づく設計	- 常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図るとともに、想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。	- 想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。	- 可搬型重大事故対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。	- 可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。
	火災	8条(火災による損傷の防止)に基づく設計	- 41条(火災による損傷の防止)に基づく設計とする。 - 常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図るとともに、想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。	- 41条(火災による損傷の防止)に基づく設計とする。 - 異なる建屋面の適切な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。	- 41条(火災による損傷の防止)に基づく火災防護を行う。 - 可搬型重大事故対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。	- 41条(火災による損傷の防止)に基づく設計とする。 - 可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。
サポート系	電源	-	- 設計基準事故対処設備等と異なる駆動源を用いる設計とするが、駆動源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。	-	-	設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源を用いる設計とするが、駆動源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。
	空気	-	- 設計基準事故対処設備等と異なる駆動源を用いる設計とするが、駆動源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。	-	-	設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源を用いる設計とするが、駆動源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。
	燃料油	-	- 設計基準事故対処設備等と異なる駆動源を用いる設計とするが、駆動源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。	-	-	設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源を用いる設計とするが、駆動源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。
	冷却水	-	- 設計基準事故対処設備等と異なる冷却源を用いる設計とするが、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。	-	-	設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる冷却源を用いる設計とするが、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。
	水源	-	- 設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。	-	-	-

共－4 重大事故等対処設備基準適合性確認資料

共 - 4 - 1 SA設備 基準適合性一覽表

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

43		43		43		43	
第43条 重大事故等対応設備		ホイールロード		エビダンス		バックホウ	
環境条件における健全		屋外		[配置図]配-22		屋外	
第1号		C		-		C	
環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線		-		-		-	
地震		(有効に機能を発揮する)		-		-	
海水		対象外(海水を通水しない)		-		対象外(海水を通水しない)	
電磁波		(機能が阻害されない)		-		-	
他設備からの影響		(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)		-		-	
第2号		操作性		A② A①		A② A①	
環境条件における健全		【アクセスルート確保】 現場操作 (運転設置：車輦として移動可能、車輦止めにより固定) (操作スイッチ操作：設置場所での操作が可能)		「補足説明資料 共通 共-3」参照		【アクセスルート確保】 現場操作 (運転設置：車輦として移動可能、車輦止めにより固定) (操作スイッチ操作：設置場所での操作が可能)	
第3号		試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)		N		N	
環境条件における健全		その他 (車両として運転状態及び外観の確認が可能)		試-放-43		その他 (車両として運転状態及び外観の確認が可能)	
第4号		切り替え性		Ba2		Ba2	
環境条件における健全		【アクセスルート確保】 DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)		-		【アクセスルート確保】 DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	
第5号		系統設計		Ac		Ac	
環境条件における健全		【アクセスルート確保】 他設備から独立 (他の設備から独立して単独で使用可能)		-		【アクセスルート確保】 他設備から独立 (他の設備から独立して単独で使用可能)	
第6号		配置設計		-		-	
環境条件における健全		地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛等により固定)		-		地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛等により固定)	
第7号		その他(飛散物)		/		/	
環境条件における健全		対象外		-		対象外	
第8号		設置場所		Aa		Aa	
環境条件における健全		現場操作 (操作は設置場所でも可)		[配置図]配-22 「補足説明資料 共通 共-3」参照		現場操作 (操作は設置場所でも可)	
第9号		可搬SAの容量		C		C	
環境条件における健全		【アクセスルート確保】 その他 (早期に復旧可能な7tSA-1確保のため、障害物を除去可能な6t(4t)1台(予備1台))		-		【アクセスルート確保】 その他 (早期に復旧可能な7tSA-1確保のため、障害物を除去可能な6t(4t)1台(予備1台))	
第10号		可搬SAの接続性		/		/	
環境条件における健全		対象外 (接続なし)		-		対象外 (接続なし)	
第11号		異なる複数の接続箇所の確保		/		/	
環境条件における健全		対象外		-		対象外	
第12号		設置場所		B		B	
環境条件における健全		SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)		[配置図]配-22		SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	
第13号		保管場所		Ba		Ba	
環境条件における健全		【アクセスルート確保】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋外		[配置図]配-22 「補足説明資料 共通 共-3」参照		【アクセスルート確保】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋外	
第14号		アクセスルート		B		B	
環境条件における健全		屋外アクセスルート		「補足説明資料 共通 共-3」参照		屋外アクセスルート	
第15号		環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災		/		/	
共通要因故障防止		【アクセスルート確保】 防止・緩和以外/代替するDE設備なし/屋外		-		【アクセスルート確保】 防止・緩和以外/代替するDE設備なし/屋外	
サポート系要因		対象外(サポート系なし)		/		対象外(サポート系なし)	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

44		44	44	44	44			
第44条 緊急停止失敗時の発電用原子炉を隔離するための設備		原子炉トリップスイッチ	類型化区分	エビダンス	制御棒クラス	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(中央制御室)	B d	[配置図]配-9	原子炉格納容器	A	[配置図]配-10
		雪重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	操作性	【原子炉緊急停止】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-	
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (機能・性能の確認(原子炉トリップ遮断器の動作確認)が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-1~3	計測制御設備 (機能・性能の確認(動作確認)が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-4~10	
	切り替え性	【原子炉緊急停止】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	-	【原子炉緊急停止】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	-	
	悪影響防止	系統設計	【手動による原子炉緊急停止】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) (独立して信号を発信することができる)	A d	-	【手動による原子炉緊急停止】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室で可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-		
第1号	常設SAの容量	対象外	/	-	対象外	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【手動による原子炉緊急停止】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉安全保護室からの信号によるトリップと多様性)	A a	[配置図]配-9	【手動による原子炉緊急停止】 防止設備/対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

44		44	44	44	44				
第44条 緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備		原子炉トリップ遮断器	類型化区分	エビダンス	共通要因故障対策 (自動制御装置) (ATWS 緩和設備)	類型化区分	エビダンス		
第1項	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他 (原子炉建屋)	B d	[配置図]配-9	C/V以外の屋内-その他 (原子炉補助建屋)	B d	[配置図]配-9 [共通要因故障対策(自動制御装置)(ATWS緩和設備)に関する健全性について]44-5(3)		
		震害 (有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-		
		海水 (対象外(海水を通水しない))	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-		
		電磁波 (機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-		
		他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(ハードウェアのみでシステム構築した回路とし、同一筐体内の他機能からの影響を考慮)	-	-		
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (機能・性能の確認(動作確認)が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-11,12	計測制御設備 (機能・性能の確認(ロジック回路動作確認、特性の確認(校正及び設定値確認)が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-13 [共通要因故障対策(自動制御装置)(ATWS緩和設備)の試験の考え方]44-5(2)	
	第4号	切り替え性	【原子炉緊急停止】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	-	【原子炉出力抑制(自動)】 DE施設としての機能を有さない (自動信号を発信)	B a2	[共通要因故障対策(自動制御装置)(ATWS緩和設備)に関する健全性について]44-5(3)-9	
	第5号	悪影響防止	系統設計	【手動による原子炉緊急停止】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	-	【原子炉出力抑制(自動)】 その他 (原子炉トリップ信号が正常に発信した場合、必要な信号の発信を阻止できる)	-	[共通要因故障対策(自動制御装置)(ATWS緩和設備)に関する健全性について]44-5(3)-9
			配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)			対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-		
第1号	常設SAの容量	対象外	/	-	【原子炉出力抑制(自動)】 SA設備単体で系統の目的に応じ使用 (原子炉トリップ信号の計測精度を考慮して確実に作動する設計)	C	[工学的安全施設等の作動信号の設定根拠について]44-5(1)		
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-		
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【手動による原子炉緊急停止】 防止設備/対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	/	-	【原子炉出力抑制(自動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉保護設備と電気的・物理的に独立)	A a	[配置図]配-9 [共通要因故障対策(自動制御装置)(ATWS緩和設備)に関する健全性について]44-5(3)	
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「表-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

44		44	44	44	44			
第44条 緊急停止失敗時の発電用原子炉を隔離するための設備		主蒸気隔離弁	類型化区分	エビダンス	電動補助給水ポンプ	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子炉棟内)	B d	[配置図]配-12	C/V以外の屋内-その他(原子炉棟内)	B d	[配置図]配-4
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【原子炉出力抑制(手動)】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	【原子炉出力抑制(手動)】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	弁 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-38~42	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-59~64
	第4号	切り替え性	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-1	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-1
	第5号	系統設計	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-1	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-1
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(遮蔽物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室で可能)	B	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室で可能)	B	-	
第1号	常設SAの容量	対象外(閉鎖のみ)	/	-	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【原子炉出力抑制(自動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護盤と位置的分散) 【原子炉出力抑制(手動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護盤と位置的分散)	A a	[配置図]配-12	【原子炉出力抑制(自動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護盤と位置的分散) 【原子炉出力抑制(手動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護盤と位置的分散)	A a	[配置図]配-4
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

44		44		44		44		44	
第44条 緊急停止失敗時の発電用原子炉を隔離するための設備		タービン駆動補助給水ポンプ		エビダンス		補助給水ピット		エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-4	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-10	
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-	
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-	
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【原子炉出力抑制(手動)】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-	
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-65~68	ピット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置) (有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-66~68	
	第4号	切り替え性	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-1	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-1	
	第5号	系統設計	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-1	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-1	
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-		
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室で可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-		
第1号	常設SAの容量	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	[容量設定仕様]容-1		
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-		
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【原子炉出力抑制(自動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護盤と位置的分散) 【原子炉出力抑制(手動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護盤と位置的分散)	A a	[配置図]配-4	【原子炉出力抑制(自動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護盤と位置的分散) 【原子炉出力抑制(手動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護盤と位置的分散)	A a	[配置図]配-10	
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第44条 緊急停止失敗時の発電用原子炉を隔離するための設備		44	44	44	44	44	44	
		主蒸気逃がし弁	類型化区分	エビダンス	主蒸気安全弁	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-12	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-12
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【原子炉出力抑制(手動)】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	弁 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-43~48	弁 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-49~55
	第4号	切り替え性	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-1	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-1
	第5号	系統設計	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-1	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-1
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室で可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【原子炉出力抑制(自動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護盤と位置的分散) 【原子炉出力抑制(手動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護盤と位置的分散)	A a	[配置図]配-12	【原子炉出力抑制(自動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護盤と位置的分散) 【原子炉出力抑制(手動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護盤と位置的分散)	A a	[配置図]配-12
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第44条 緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備		44	44	44	44	44	44	
		加圧器逃がし弁	類型化区分	エビダンス	加圧器安全弁	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-14	原子炉格納容器	A	[配置図]配-14
		質量	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【原子炉出力抑制(手動)】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	弁 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-15~20	弁 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-21~28
	第4号	切り替え性	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[バウンダリ系統図]機-1	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[バウンダリ系統図]機-1
	第5号	系統設計	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	Ad	[バウンダリ系統図]機-1	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	Ad	[バウンダリ系統図]機-1
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室で可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	【原子炉出力抑制(自動)・(手動)】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【原子炉出力抑制(自動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉安全保護盤と位置的分散) 【原子炉出力抑制(手動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉安全保護盤と位置的分散)	Aa	[配置図]配-14	【原子炉出力抑制(自動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉安全保護盤と位置的分散) 【原子炉出力抑制(手動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉安全保護盤と位置的分散)	Aa	[配置図]配-14
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

44		44	44	44	44	44		
第44条 緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備		蒸気発生器	類型化区分	エビダンス	主蒸気管	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-10	原子炉格納容器 C/V以外の屋内-その他 (原子炉棟屋)	A B d	-
		質量	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	熱交換器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (非破壊検査が可能)	D	[試験・検査説明資料]試-原-29~33	流路 (機能・性能及び漏えいの確認が可能)	F	-
	第4号	切り替え性	【原子炉出力抑制(自動)、(手動)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-1	【原子炉出力抑制(自動)、(手動)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-1
	第5号	系統設計	【原子炉出力抑制(自動、手動)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-1	【原子炉出力抑制(自動、手動)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-1
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(預敷物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【原子炉出力抑制(自動)、(手動)】 DB施設の容量等が十分 (DB設備と同時様で設計)	A	-	対象外(流路)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【原子炉出力抑制(自動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護壁、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護壁と位置的分散) 【原子炉出力抑制(手動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護壁、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護壁と位置的分散)	A a	[配置図]配-10	【原子炉出力抑制(自動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護壁、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護壁と位置的分散) 【原子炉出力抑制(手動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉が安全保護壁、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉が安全保護壁と位置的分散)	A a	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「表-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

44		44	44	44	44			
第44条 緊急停止失敗時の発電用原子炉を隔離するための設備		ほう殿タンク	類型化区分	エビダンス	ほう殿ポンプ	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-8	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-8
		雪重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	操作性	対象外(操作不要)	/	-	【ほう殿水注入】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	容器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (ほう殿濃度及び有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-122~124	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-113~117	
	切り替え性	【ほう殿水注入】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-2	【ほう殿水注入】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-2	
	悪影響防止	系統設計	【ほう殿水注入】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-2	【ほう殿水注入】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-2
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
設置場所	対象外(操作不要)	/	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-		
第1号	常設SAの容量	【ほう殿水注入】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	【ほう殿水注入】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【ほう殿水注入】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉トリップ遮断器、安全保護保護盤及び制御棒クラスタと多様性) (原子炉トリップ遮断器、安全保護保護盤及び制御棒クラスタと位置的分岐)	A a	[配置図]配-8	【ほう殿水注入】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉トリップ遮断器、安全保護保護盤及び制御棒クラスタと多様性) (原子炉トリップ遮断器、安全保護保護盤及び制御棒クラスタと位置的分岐)	A a	[配置図]配-8
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「表-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第44条 緊急停止失敗時の発電用原子炉を隔離するための設備		44	44	44	44	44		
		緊急はう酸水注入	類型化区分	エビダンス	充てんポンプ	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-6	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-4
		苛酷	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【はう酸水注入】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	【はう酸水注入】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	弁 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-118~121	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-125~129
	第4号	切り替え性	【はう酸水注入】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-2	【はう酸水注入】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-2
	第5号	系統設計	【はう酸水注入】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-2	【はう酸水注入】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-2
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(障礙物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	
第1号	常設SAの容量	対象外(流路)	/	-	【はう酸水注入】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【はう酸水注入】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉トリップ遮断系、安全保護保護盤及び制御棒クラスタと多様性) (原子炉トリップ遮断系、安全保護保護盤及び制御棒クラスタと位置的分岐)	A a	[配置図]配-6	【はう酸水注入】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉トリップ遮断系、安全保護保護盤及び制御棒クラスタと多様性) (原子炉トリップ遮断系、安全保護保護盤及び制御棒クラスタと位置的分岐)	A a	[配置図]配-4
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第44条 緊急停止失敗時の発電用原子炉を隔離するための設備		44	44	44	44	44		
		ほう酸フィルタ	類型化区分	エビダンス	再生熱交換器	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-8	原子炉格納容器	A	[配置図]配-8
		雪重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	流路(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(内部の確認が可能-フランジ設置)(遮断確認が可能)	F	[試験・検査説明資料]試-原-130, 131	流路(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(外観の確認が可能)	F	[試験・検査説明資料]試-原-132, 133
	第4号	切り替え性	【ほう酸水注入】DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-2	【ほう酸水注入】DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-2
	第5号	系統設計	【ほう酸水注入】DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-2	【ほう酸水注入】DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-2
		配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	対象外(流路)	/	-	対象外(流路)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-	防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

44		44	44	44	44			
第44条 緊急停止失敗時の発電用原子炉を隔離するための設備		燃料取替用水ビット	類型化区分	エビダンス	高圧注入ポンプ	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配管図]配-10	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助建屋)	B d	[配管図]配-1
		雪重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		雷磁石	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	【ほう waters 注入】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ビット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置) (ほう 高濃度及び有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-80~82	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-83~87
	第4号	切り替え性	【ほう waters 注入】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-2	【ほう waters 注入】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-2
	第5号	系統設計	【ほう waters 注入】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-2	【ほう waters 注入】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-2
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	
第1号	常設SAの容量	【ほう waters 注入】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様のタンク容量で設計)	A	[容量設定仕様]容-2	【ほう waters 注入】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【ほう waters 注入】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉トリップ遮断系、安全保護保護盤及び制御棒クラスタと多様性) (原子炉トリップ遮断系、安全保護保護盤及び制御棒クラスタと位置的分岐)	A a	[配管図]配-10	【ほう waters 注入】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉トリップ遮断系、安全保護保護盤及び制御棒クラスタと多様性) (原子炉トリップ遮断系、安全保護保護盤及び制御棒クラスタと位置的分岐)	A a	[配管図]配-1
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

44		44	44		
第44条 緊急停止失敗時の発電用原子炉を隔離するための設備		ほう殿注入タンク	類型化区分 エビダンス		
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-8
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	容器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (ほう殿濃度及び有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-88, 89
	第4号	切り替え性	【ほう殿水注入】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]境-2
	第5号	系統設計	【ほう殿水注入】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]境-2
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【ほう殿水注入】 DE設備の容量等が十分 (DE設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【ほう殿水注入】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉トリップ遮断箱、安全保護保護盤及び制御棒クラスタと多線性) (原子炉トリップ遮断箱、安全保護保護盤及び制御棒クラスタと位置的分岐)	A a	[配置図]配-8
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

45		45	45	45	45			
第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		高圧注入ポンプ	類型化区分	エビダンス	加圧器逃がし弁	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-1	原子炉格納容器	A	[配置図]配-14
		質量	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【1次系FAB】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	【1次系FAB】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-83~87	弁 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-15~20
	第4号	切り替え性	【1次系FAB】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3	【1次系FAB】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3
	第5号	系統設計	【1次系のFAB】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3	【1次系のFAB】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	
第1号	常設SAの容量	【1次系FAB】 DE設備の容量等が十分 (DE設備と同仕様で設計)	A	-	【1次系FAB】 DE設備の容量等が十分 (DE設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次側による炉心冷却と多様性) (タービン駆動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び蒸気発生器と位置的分散)	A a	[配置図]配-1	【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次側による炉心冷却と多様性) (タービン駆動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び蒸気発生器と位置的分散)	A a	[配置図]配-14
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「表-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、45条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

44		45	45	45	45	45		
第44条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		燃料取替用水ピット	類型化区分	エビダンス	余熱除去ポンプ	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉補器)	B d	[配管図]配-10	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配管図]配-1
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	【1次系FAB】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ピット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置) (ほう電濃度及び有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-80~82	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-71~75
	第4号	切り替え性	【1次系FAB】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3	【1次系FAB】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3
	第5号	系統設計	【1次系のFAB】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3	【1次系のFAB】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	
第1号	常設SAの容量	【1次系FAB】 DE設備の容量等が十分 (DE設備と同仕様で設計)	A	[容量設定仕様]容-2	【1次系FAB】 DE設備の容量等が十分 (DE設備と同仕様のポンプ流量で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次側)による炉心冷却と異なる水源 (補助給水ピットと位置的分散)	A a	[配管図]配-10	【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次側)による炉心冷却と多様性 (タービン駆動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、主蒸気過熱弁及び蒸気発生器と位置的分散)	A a	[配管図]配-1
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

45		45	45	45	45			
第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		余熱除去冷却器	類型化区分	エビダンス	格納容器再循環サンプ	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内その他(原子炉補助機器) (有効に機能を発揮する)	B d	[配置図]配-2	原子炉格納容器 (有効に機能を発揮する)	A	[配置図]配-4
		質量	対象外(海水を通水しない)	/	-	海水又は淡水 (海水注水を行った影響を考慮)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
		操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	熱交換器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (非破壊検査が可能)	D	[試験・検査説明資料]試-原-76, 77	その他 (外観の確認が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-原-110~112
	第4号	切り替え性	【1次系FAB】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3	【1次系FAB】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3
	第5号	系統設計	【1次系のFAB】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3	【1次系のFAB】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
		その他(残骸物)	対象外	/	-	対象外	/	-
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【1次系FAB】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	対象外 (容量等として設定すべき項目ではない)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次側による炉心冷却と多様性) (タービン駆動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、主蒸気速達し弁及び蒸気発生器と位置的分岐)	A a	[配置図]配-2	【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次側による炉心冷却と多様性) (S/G2次側による炉心冷却と異なる水源) (補助給水ピットと位置的分岐)	A a	[配置図]配-4
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、45条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		45	45	45	45	45	
第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		格納容器再循環タンブスクリーン	類型化区分	エビダンス	ほう酸注入タンク	類型化区分	
第1項	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-4	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	
		(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	
		海水又は淡水(海水注水を行った影響を考慮)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	
		電磁波(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	
		他設備からの影響(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	
	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	
	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	その他(外観の確認が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-原-110~112	抜路(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(内部の確認が可能-マンホール設置)(ほう酸濃度及び有効水量の確認が可能)	F	
	切り替え性	【1次系FAB】DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3	【1次系FAB】DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	
	悪影響防止	系統設計	【1次系のFAB】DEと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3	【1次系のFAB】DEと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	
設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/		
第1号	常設SAの容量	対象外(容量等として設定すべき項目ではない)	/	-	対象外(抜路)	/	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【1次系のFAB】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次側)による炉心冷却と多様性(補助給水ピットと位置的分散)	A a	[配置図]配-4	防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、45条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

44		45	45	45	45	45		
第44条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		蓄圧タンク	類型化区分	エビダンス	蓄圧タンク出口弁	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-10	原子炉格納容器	A	[配置図]配-10	
		荷重 (有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水 対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-	
		電磁波 (機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-	
		他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	【その他】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	容器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置)	C	[試験・検査説明資料]試-原-90~93	弁 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-94~97	
	切り替え性	【その他】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3	【その他】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3	
	悪影響防止	系統設計	【その他重大事故等時】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3	【その他重大事故等時】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3
		配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-		
第1号	常設SAの容量	【その他】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	対象外 (流路)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-	防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「表-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、44条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

45		45	45	45	45			
第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		タービン動補給水ポンプ	型式化区分	エビダンス	主蒸気逃がし弁	型式化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-4	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-12
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	操作性	[S/G2次側による冷却] 現場操作(工具確保・専用の注込器により手動で潤滑油供給、専用の工具を用いて人力で蒸気加減弁を操作)(弁操作;専用の工具を用いて人力で蒸気加減弁を操作)	A① A②	[現場での人力によるタービン動補給水ポンプの起動]45-7 [技術的能力]添付資料1.2.11 [現場状況確認資料]現-1	[S/G2次側による冷却] 現場操作(足場確保;常設の踏み台)(弁操作;手動ハンドルを設け人力により確実に操作)	A① A②	[技術的能力]添付資料1.3.5 [現場状況確認資料]現-1	
	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-65~68	弁(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-43~48	
	切り替え性	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-4	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-4	
	悪影響防止	系統設計	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) [T/D-AFPの機能回復] DBと同系統構成(蒸気加減弁及び駆動蒸気入口弁の操作等により、設計基準事故対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-4	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-4
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
設置場所	現場操作(操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-4	現場操作(操作は設置場所での手動ハンドル操作により可能)	A a	[配置図]配-12		
第1号	常設SAの容量	[S/G2次側による冷却] DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	-	[S/G2次側による冷却] DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	[S/G2次側による冷却(機能回復)] 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-	[S/G2次側による冷却(機能回復)] 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 別の手段(蒸気加減弁は手動で操作できる設計とし、軸受油は手動で潤滑油供給できる)	C	[現場での人力によるタービン動補給水ポンプの起動]45-7 [技術的能力]添付資料1.2.11	対象(サポート系あり) 異なる駆動源(手動操作を可能とし、空気作動に対して多様性)	C	[技術的能力]添付資料1.3.5

・記号は「表-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、45条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

44		45	45	45	45	45		
第44条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		補助給水ピット	類型化区分	エビダンス	蒸気発生器	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-10	原子炉格納容器	A	[配置図]配-10
		環境条件・温度・圧力/屋外の天候/放射線	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		荷重	海水又は淡水	II	-	海水又は淡水	II	-
		海水	(海水を通過する可能性あり)	-	-	(海水を通過する可能性あり)	-	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ピット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置) (有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-56~58	蒸気発生器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (非破壊検査が可能)	D	[試験・検査説明資料]試-原-29~33
	第4号	切り替え性	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-4	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-4
	第5号	系統設計	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-4	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-4
配置設計		地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	[S/G2次側による冷却] DB設備の容量等を補う (補給までの間、水源を確保できる十分な容量で設計)	B	[有効性評価]2.2.20 [容量設定根拠]容-1	[S/G2次側による冷却] DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	[S/G2次側による冷却] 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-	[S/G2次側による冷却] 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、44条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

45		45	45	45	45			
第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		タービン駆動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	類型化区分	エビダンス	主要気管	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-5	原子炉格納容器 C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	A B d	-
		雪重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	操作性	[S/G2次側による冷却] 現場操作 (非操作; 手動ハンドルを設け人力により確実に操作)	A ⑩	[現場での人力によるタービン駆動補助給水ポンプの起動]45-7 [技術的能力]添付資料L.2.11 [現場状況確認資料]現-1	対象外 (操作不要)	/	-	
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	弁 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-69,70	流路 (機能・性能及び漏えいの確認が可能)	F	-	
	切り替え性	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-4	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-4	
	悪影響防止	系統設計	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-4	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-4
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-5	対象外 (操作不要)	/	-		
第1号	常設SAの容量	対象外 (開機能)	/	-	対象外 (流路)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	[S/G2次側による冷却 (機能回復)] 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	[配置図]配-6	[S/G2次側による冷却] 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 別の手段 (手動操作を可能とし、常設直流電源を用いた操作に多様性)	C	[現場での人力によるタービン駆動補助給水ポンプの起動]45-7 [技術的能力]添付資料L.2.11	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、45条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

44		45	45		
第44条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		電動補助給水ポンプ	型式化区分 エビダンス		
第1項	第1号	環境条件における健全性 環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-4
		震害	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	[S/G2次側による冷却] 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び調えの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-59~64
	第4号	切り替え性	[S/G2次側による冷却] DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-4
	第5号	系統設計	[S/G2次側による冷却] DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-4
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(対象物)		対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	
第1号	常設SAの容量	[S/G2次側による冷却] DE設備の容量等が十分 (DE設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止 環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	[S/G2次側による冷却] 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DE設備としての電源に多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

46		46	46	46	46	46		
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		加圧器逃がし弁	類型化区分	エビダンス	高圧注入ポンプ	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-14	C/V以外の屋内-IS LOCA時及びSGTR時に使用(原子炉補助機器)	B a B c	[配置図]配-1
		苛酷 (有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水 (対象外(海水を通水しない))	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-	
		電磁波 (機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-	
		他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【1次系FAB、1次系減圧(炉心溶融時のCV破損防止、SGTR、IS-LOCA)】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	[技術的能力]添付資料1.3.7.8	【1次系FAB】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	弁 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-15~20	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-83~87
	第4号	切り替え性	【1次系FAB、1次系減圧(炉心溶融時のCV破損防止、SGTR、IS-LOCA)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]換-3、換-6	【1次系FAB】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]換-3
	第5号	系統設計	【1次系のFAB】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]換-3、換-6	【1次系のFAB】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]換-3
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	
第1号	常設SAの容量	【1次系FAB、1次系減圧(炉心溶融時のCV破損防止、SGTR、IS-LOCA)】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	【1次系FAB】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【1次系のFAB、1次系減圧(炉心溶融時のCV破損防止、SGTR、IS-LOCA)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次側による冷却を用いた1次冷却系統の減圧に多様性) (タービン駆補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び蒸気発生器と位置的分散) 【1次冷却系統の減圧(加圧器逃がし弁の機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	A a	[配置図]配-14	【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次側による炉心冷却に多様性) (タービン駆補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び蒸気発生器と位置的分散)	A a	[配置図]配-1
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (制御用空気及び安全系蓄電池からの直流電源を用いた弁操作)に対し加圧器逃がし弁操作用「A」及び加圧器逃がし弁操作用可搬型装置「B」を用いた弁操作が多様性	C	[技術的能力]添付資料1.3.7.8	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、46条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

46		46	46	46	46	46		
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		燃料取替用水ピット	類型化区分	エビダンス	余熱除去ポンプ	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-IS LOCA時及びSGTR時使用(原子炉建屋)	B a B c	[配管図]配-10	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助建屋)	B d	[配管図]配-1
		苛重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	【1次系FAB】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ピット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置) (ほう電濃度及び有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-80~82	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-71~75
	第4号	切り替え性	【1次系FAB】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3	【1次系FAB】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3
	第5号	系統設計	【1次系のFAB】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3	【1次系のFAB】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3
		配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	
第1号	常設SAの容量	【1次系FAB】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	[容量設定根拠]容-2	【1次系FAB】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次側)による炉心冷却と異なる水源 (補助給水ピットと位置的分散)	A a	[配管図]配-10	【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次側)による炉心冷却と多様性 (タービン駆動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、主蒸気過熱弁及び集気発生器と位置的分散)	A a	[配管図]配-1
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「表-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、46条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

46		46	46	46	46	46		
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		余熱除去冷却器	類型化区分	エビダンス	格納容器再循環サンプ	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内その他(原子炉補助機器) (有効に機能を発揮する)	B d	[配置図]配-2	原子炉格納容器 (有効に機能を発揮する)	A	[配置図]配-4
		質量	対象外(海水を通水しない)	/	-	海水又は淡水 (海水注水を行った場合の影響を考慮)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
		操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	熱交換器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (非破壊検査が可能)	D	[試験・検査説明資料]試-原-76, 77	その他 (外観の確認が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-原-110~112
	第4号	切り替え性	【1次系FAB】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3	【1次系FAB】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3
	第5号	系統設計	【1次系のFAB】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3	【1次系のFAB】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
		その他(残骸物)	対象外	/	-	対象外	/	-
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【1次系FAB】 DE設備の容量等が十分 (DE設備と同仕様で設計)	A	-	対象外 (容量等として設定すべき項目ではない)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次側による炉心冷却と多様性) (タービン駆動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、主蒸気発生炉及び蒸気発生器と位置的分散)	A a	[配置図]配-2	【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次側による炉心冷却と多様性) (S/G2次側による炉心冷却と異なる水源) (補助給水ピットと位置的分散)	A a	[配置図]配-4
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「表-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、46条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

46		46	46	46	46	46		
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		格納容器再循環タンブスクリーン	類型化区分	エビダンス	ほう酸注入タンク	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	原子炉格納容器 (有効に機能を発揮する)	A	[配置図]配-4	C/V以外の屋内-IS LOCA時及びSSGTR時に使用 (原子炉補助機器)	B a B b C	[配置図]配-8	
		苛重 (海水又は淡水 (海水注水を行った場合の影響を考慮) (機能が損なわれない)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水 (海水注水を行った場合の影響を考慮) (機能が損なわれない)	II	-	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波 (機能が損なわれない)	-	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他 (外観の確認が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-原-110~112	抜給 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (ほう酸濃度及び有効水量の確認が可能)	F	[試験・検査説明資料]試-原-88, 89
	第4号	切り替え性	【1次系FAB】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3	【1次系FAB】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3
	第5号	系統設計	【1次系のFAB】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3	【1次系のFAB】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	対象外 (容量等として設定すべき項目ではない)	/	-	対象外(抜給)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災 (【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次側)による炉心冷却と多様性) (補助給水ピットと位置的分散)	A a	[配置図]配-4	【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-	
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、46条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

46		46	46	46	46	46		
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		蓄圧タンク	類型化区分	エビダンス	蓄圧タンク出口弁	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-10	原子炉格納容器	A	[配置図]配-10	
		重量 (有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水 対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-	
		電磁波 (機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-	
		他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	【その他】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	
	第3 (検査性、系統構成・外部入力)	容器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置)	C	[試験・検査説明資料]試-原-90~93	弁 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-94~97	
	第4号 切り替え性	【その他】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3	【その他】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-3	
	第5号 悪影響防止	系統設計	【その他】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3	【その他】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-3
		配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号 設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-		
第1号 常設SAの容量	【その他】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	対象外 (抜給)	/	-		
第2号 共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-		
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	【その他】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-	【その他】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、46条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

45		46	46	46	46	46		
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		電動補助給水ポンプ	型式化区分	エビダンス	タービン駆動補助給水ポンプ	型式化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-IS LOCA時及びFSSTR時使用(原子炉建屋)	B a B c	[配置図]配-4	C/V以外の屋内-IS LOCA時及びFSSTR時使用(原子炉建屋)	B a B c	[配置図]配-4
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を通過する可能性あり)	II	-	海水又は淡水(海水を通過する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	操作性	[S/G2次側による冷却] 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	[S/G2次側による冷却] 現場操作 (工具確保; 専用の注油器により手動で潤滑油供給、専用の工具を用いて人力で蒸気加減弁を操作) (弁操作; 専用の工具を用いて人力で蒸気加減弁を操作) 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	A a A b B	[現場での人力によるタービン駆動補助給水ポンプの駆動]45-7 [技術的能力]添付資料1.2.11 [現場状況確認資料]現-1	
	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-59~64	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-65~68	
	切り替え性	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-4	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-4	
	悪影響防止	系統設計	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-4	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) [T/D-AFPFの機能回復] (蒸気加減弁及び駆動蒸気入口弁の操作等により、設計基準事故対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-4
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(対象物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	現場操作 (操作は設置場所から可能) 中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	A a B	[配置図]配-4		
第1号	常設SAの容量	[S/G2次側による冷却] DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	[S/G2次側による冷却] DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	[S/G2次側による冷却] 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(加圧器逃がし弁を使用した1次冷却系統の減圧に多様性) (加圧器逃がし弁と位置的分散) [S/G2次側による炉心冷却(機能回復)] 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	A a	[配置図]配-4	[S/G2次側による冷却] 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(加圧器逃がし弁を使用した1次冷却系統の減圧に多様性) (加圧器逃がし弁と位置的分散) [S/G2次側による炉心冷却(機能回復)] 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	A a	[配置図]配-4
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 真なる駆動源 (DB設備としての電源に多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり) 別の手段 (蒸気加減弁は手動で操作できる設計とし、軸受油は手動で潤滑油供給できる)	C	[現場での人力によるタービン駆動補助給水ポンプの駆動]45-7 [技術的能力]添付資料1.2.11

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、45条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

46		46	46	46	46	46		
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		補助給水ピット	類型化区分	エビダンス	主蒸気逃がし弁	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-IS LOCA時及びSGTR時使用(原子炉建屋)	B a B c	[配置図]配-10	C/V以外の屋内-IS LOCA時及びSGTR時使用(原子炉建屋)	B a B c	[配置図]配-12
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	操作性	対象外(操作不要)	/	-	【S/G2次側による冷却、SGTR、IS-LOCA】 現場操作 (足場確保; 常設の踏み台) (弁操作; 手動ハンドルを設け人力により確実に操作) 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	A ③ A ④ B	[技術的能力]添付資料1.3.5 [現場状況確認資料]現-1	
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ピット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置) (有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-56~58	弁 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-43~48	
	切り替え性	【S/G2次側による冷却】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-4	【S/G2次側による冷却、SGTR、IS-LOCA】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-4	
	悪影響防止	系統設計	【S/G2次側による冷却】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-4	【S/G2次側による冷却】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-4
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
設置場所	対象外(操作不要)	/	-	現場操作 (設置場所での手動ハンドル操作により可能) 中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	A a B	[配置図]配-12		
第1号	常設SAの容量	【S/G2次側による冷却】 DB設備の容量等を補う (補給までの間、水源を確保できる十分な容量で設計)	B	[有効性評価]2.2.20 [容量設定根拠]容-1	【S/G2次側による冷却、SGTR、IS-LOCA】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【S/G2次側による冷却】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (加圧器逃がし弁を使用した1次冷却系統の減圧に多様性) (加圧器逃がし弁と位置的分散)	A a	[配置図]配-10	【S/G2次側による冷却、SGTR、IS-LOCA】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (加圧器逃がし弁を使用した1次冷却系統の減圧に多様性) (加圧器逃がし弁と位置的分散) 【S/G2次側による炉心冷却(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	A a	[配置図]配-12
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (手動操作を可能とし、空気作動に対して多様性)	C	[技術的能力]添付資料1.3.5

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、46条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

46		46	46	46	46	46		
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		蒸気発生器	類型化区分	エビダンス	主蒸気管	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-10	原子炉格納容器 C/V以外の屋内-IS LOCA時及びFSSTR時使用 (原子炉建造)	A B a B c	-	
		苛酷 (有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水 (海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり))	II	-	対象外(海水を通水しない)	/	-	
		電磁波 (機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-	
		他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	熱交換器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (非破壊検査が可能)	D	[試験・検査説明資料]試-原-29~33	流路 (機能・性能及び漏えいの確認が可能)	F	-
	第4号	切り替え性	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-4	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-4
	第5号	系統設計	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-4	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-4
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	[S/G2次側による冷却] DB設備の容量等が十分 (DB設備と同一仕様で設計)	A	-	対象外 (流路)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	[S/G2次側による冷却] 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (加圧運転がし弁を使用した1次冷却系統の減圧に多様性) (加圧運転がし弁と位置的分散)	A a	[配置図]配-10	[S/G2次側による冷却] 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、46条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

46		46	46	46	46	46		
第46条 原子が冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		タービン駆動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	類型化区分	エビダンス	余熱除去ポンプ入口弁	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-IS LOCA時及びSGTR時使用(原子が凍結)	B a B c	[配置図]配-6	C/V以外の屋内-IS LOCA時使用(原子が補助凍結)	B a	[配置図]配-2 [技術的能力]添付資料1.3.14, 15, 16
		雪害	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	操作性	[S/G2次側による冷却] 現場操作(弁操作; 手動ハンドルを設け人力により確実に操作) 中央制御室操作(中央制御室の制御盤での操作が可能)	A ① B	[現場での人力によるタービン駆動補助給水ポンプの起動]46-7 [技術的能力]添付資料1.2.11 [現場状況確認資料]現-1	[IS-LOCA] 現場操作(弁操作; 遠隔操作機構を用いて確実に操作できる)	A ①	[技術的能力]添付資料1.3.14, 15, 16 [現場状況確認資料]現-1	
	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	弁(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-69, 70	弁(閉閉確認が可能)(分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-78, 79	
	切り替え性	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]境-4	[IS-LOCA] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	-	
	悪影響防止	系統設計	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]境-4	[IS-LOCA時] 弁等で系統構成(弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(預置物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
設置場所	現場操作(操作は設置場所が可能) 中央制御室操作(操作は中央制御室から可能)	A a B	[配置図]配-6	現場操作(設置場所と異なる区画から遠隔操作機構を用いて操作)	A b	[配置図]配-2 [技術的能力]添付資料1.3.14, 15, 16		
第1号	常設SAの容量	対象外(開機能)	/	-	対象外(開機能)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	[S/G2次側による冷却(機能回復)] 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-	[IS-LOCA時] 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 別の手段(手動操作を可能とし、常設直流電源を用いた操作に多様性)	C	[現場での人力によるタービン駆動補助給水ポンプの起動]46-7 [技術的能力]添付資料1.2.11	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「表-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、46条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

		45	46	45	46	46	46		
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		加圧器逃がし弁操作用可搬型空素ガスポンプ	類型化区分	エビダンス	加圧器逃がし弁操作用バッテリー	類型化区分	エビダンス		
第1項	第1号	環境条件における健全	C/V以外の屋内-その他(原子炉棟屋)	B d	[配置図]配-8	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助棟屋)	B d	[配置図]配-5	
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-	
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-	
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【加圧器逃がし弁の機能回復】 現場操作 (工具確保；一般的な工具) (弁操作：弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業；簡便な接続規格による接続)	A① A② A③ A④	[技術的能力]添付資料1.3.7 [現場状況確認資料]現-1	【加圧器逃がし弁の機能回復】 現場操作 (工具確保) (運搬設置；車輪の設置により運搬、移動ができる) (電源操作；電源操作等により速やかに切替えられる) (接続作業；ボルト・ネジ接続とし、接続規格を統一)	A① A② A③ A④	[技術的能力]添付資料1.3.8 [現場状況確認資料]現-2	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	容易 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (規定圧力及び外観の確認が可能)	C	試-原-34,35	その他電源設備 (機能・性能の確認が可能) (電圧測定が可能)	I	試-原-35~37	
	第4号	切り替え性	【加圧器逃がし弁の機能回復】 DE施設としての機能を有さない (弁を設置)	Ba1	[バウンダリ系統図]換-5	【加圧器逃がし弁の機能回復】 DE施設としての機能を有さない (電源操作)	Ba1	-	
	第5号	悪影響防止	系統設計	【加圧器逃がし弁の機能回復】 通常時は分断 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]現-1 [バウンダリ系統図]換-5	【加圧器逃がし弁の機能回復】 通常時は分断 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]現-2[バウンダリ系統図]
			配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(図様により固定)	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(図様により固定)	-	-
その他(飛散物)			対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-8[技術的能力]添付資料1.3.7	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-5[技術的能力]添付資料1.3.8		
第4号条	第1号	可搬SAの容量	【加圧器逃がし弁の機能回復】 負荷に直接接続 (加圧器逃がし弁全開に必要な圧力に対して十分な容量保有数は1個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計2個)	B	[容量設定表]専-3	【加圧器逃がし弁の機能回復】 負荷に直接接続 (加圧器逃がし弁2台の作動時間を考慮した容量保有数は1個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計2個)	B	[容量設定表]専-4	
	第2号	可搬SAの接続性	簡便な接続規格	C	[現場状況確認資料]現-1	端子のボルト・ネジによる接続	A	[現場状況確認資料]現-2	
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-	
	第4号	設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-8	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-5	
	第5号	保管場所	【1次冷却系統の減圧(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (制御用空気圧縮機と位置的分散)	A b	[配置図]配-8	【1次冷却系統の減圧(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (安全系蓄電池と位置的分散)	A b	[配置図]配-5	
	第6号	アクセスルート	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3]参照	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3]参照	
	第3項	第7号	共通要因故障防止	【1次冷却系統の減圧(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (制御用空気圧縮機と位置的分散)	A a	[配置図]配-8	【1次冷却系統の減圧(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (安全系蓄電池と位置的分散)	A a	[配置図]配-5
サポート系要因			対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		47	47	47	47	47	
		充てんポンプ (代替炉心注水時はB号機のみを使用)	類型化区分	エビダンス	燃料取替用水ビット	類型化区分	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-4	C/V以外の屋内-IS LOCA時及びUSGR時使用(原子炉機座)	B a B c
		雪重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-
		海水	海水又は淡水(海水を通過する可能性あり)	II	-	海水又は淡水(海水を通過する可能性あり)	II
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	
	操作性	【炉心注水】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能) 【代替炉心注水】 現場操作 (非操作:非操作等にて速やかに切り替えできる) 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	A B	[技術的能力]添付資料L.4.13	【炉心注水、代替炉心注水、格納容器注水、代替格納容器注水】 【代替格納容器スプレイポンプ以外使用】 (対象外(操作不要)) 【代替格納容器スプレイポンプ使用】 現場操作 (非操作)	A f	
	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-125~129	ビット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置) (ほう素濃度及び有効水量の確認が可能)	C	
	切り替え性	【代替炉心注水】 本来の用途以外の用途として使用するため切替 【炉心注水】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	A B b	[バウンダリ系統図]換-7, 換-8	【炉心注水、代替炉心注水、格納容器注水、代替格納容器注水】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 ((代替格納容器スプレイポンプ以外)DB施設と同じ系統構成で使用) ((代替格納容器スプレイポンプ)非操作を行い切替せず使用)	B b	
	悪影響防止	系統設計	【炉心注水】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【代替炉心注水】 非等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成) 放射性物質を含む系統との分離 (多重の弁により分離)	A a, A e A d	[バウンダリ系統図]換-7, 換-8	【代替炉心注水、代替格納容器スプレイ】 非等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成) 【代替炉心注水】 放射性物質を含む系統との分離 (多重の弁により分離) 【炉心注水、格納容器スプレイ】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A a A d
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
その他(除染物)		対象外	/	-	対象外	/	
設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	現場操作(設置場所)	A a		
第1号	常設SAの容量	【代替炉心注水、炉心注水】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同じ様で設計)	A	-	【代替炉心注水、炉心注水、代替格納容器スプレイ、格納容器スプレイ】 DB設備の容量等を補う (補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量で設計)	B	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	
第2項	共通要因故障防止	【炉心注水】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプによる炉心注水と多重性) (余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器を使用した余熱除去機能に多重性) (高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器と位置的分散)	A a B	[配置図]配-4	【炉心注水、代替炉心注水】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(格納容器再循環タンク、格納容器再循環タンクスクリューを使用した再循環、代替再循環と異なる水源) (格納容器再循環タンク、格納容器再循環タンクスクリューと位置的分散)	A a B	
		【代替炉心注水】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(余熱除去ポンプを使用した炉心注水に多重性) (余熱除去ポンプと位置的分散)			【代替格納容器スプレイ】 防止設備/同一目的のSA設備あり (補助給水タンクと相互に位置的分散)		
	サポート系要因	【代替炉心注水】 対象(サポート系あり) 異なる駆動源、異なる冷却源 (DB設備の電源と異なる代替電源から給電) (SWP及びUCOCPを使用する補機冷却に多重性) (SWP及びUCOCPと位置的分散)	C	[技術的能力]添付資料L.4.13	対象外(サポート系なし)	/	

・記号は「表-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		47	47	47	47	47	47	
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		再生熱交換器	類型化区分	エビダンス	格納容器スプレイポンプ (代替炉心注水及び代替再循環運転はB側のみ使用)	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-8	C/Y以外の屋内-その他 (原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-1	
		荷重 (有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水 (海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり))	II	-	-	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波 (機能が損なわれない)	-	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	【代替炉心注水、代替再循環】 現場操作 (非操作：非操作等にて速やかに切り替えられる) 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能) 【格納容器注水】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	A ③ B	-	
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	流路 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (外観の確認が可能)	F	[試験・検査説明資料]試-原-132, 133	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-104~107	
	切り替え性	【炉心注水、代替炉心注水】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]換-7, 8	【代替炉心注水、代替再循環】 本来の用途以外の用途として使用するため切替 (非設置) 【格納容器注水】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	A B b	[バウンダリ系統図]換-8, 10, 11	
	悪影響防止	系統設計	【炉心注水、代替炉心注水】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]換-7, 8	【格納容器スプレイ】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【代替炉心注水、代替再循環】 非等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対応施設としての系統構成)	A a A d	[バウンダリ系統図]換-8, 10, 11
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-		
第1号	常設SAの容量	対象外 (流路)	/	-	【代替炉心注水、代替再循環、格納容器スプレイ】 DE設備の容量等が十分 (DE設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【炉心注水、代替炉心注水】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし (充てんポンプ入口からの充てんポンプは、RHP又はSIPを使用した系統と独立)	/	-	【代替炉心注水】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (RHP及びSIPを使用した炉心注水に多重性) (RHP及びRHR-Hxを使用した余熱除去機能に多重性) (SIP、RHP、RHR-Hxと位置的分散) 【代替再循環】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (RHP、RHR-Hx、RHP再循環ポンプ入口弁による再循環に多重性) (RHP、RHR-Hxによる余熱除去運転と多重性) (RHP、RHR-Hxと位置的分散) 【代替炉心注水】 緩和設備/同一目的のSA設備あり (SIP、RHP、CSP、B-CSP及び代替CSPと相互に位置的分散)	A a B	[配置図]配-1
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		47	47	47	47	47	47	
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		格納容器スプレイ冷却器 (代替炉心注水及び代替再循環運転はB号機のみ使用)	型式化区分	エビダンス	代替格納容器スプレイポンプ	型式化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他 (原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-2	C/V以外の屋内-その他 (原子炉機器)	B d	[配置図]配-4	
		荷重 (有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水 (海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり))	II	-	(海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり))	II	-	
		電磁波 (機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-	
	他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-		
	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	【代替炉心注水、代替格納容器スプレイ】 現場操作 (操作スイッチ操作:現場の操作スイッチによる操作が可能) (非操作:非操作等にて速やかに切替えできる)	A⑦ A⑧	【技術的能力】添付資料1.4.5 【現場状況確認資料】現-1	
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	熱交換器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-フランジ設置) (非破壊検査が可能)	D	【試験・検査説明資料】試-原-108, 109	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	【試験・検査説明資料】試-原-103	
	切り替え性	【代替炉心注水、代替再循環、格納容器注水】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]換-8, 10, 11	【代替炉心注水、代替格納容器スプレイ】 DE施設としての機能を有さない(非を設置)	B a1 B a2	[バウンダリ系統図]換-8, 12	
	悪影響防止	系統設計	【格納容器ポンプ】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【代替炉心注水、代替再循環】 非等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a A d	[バウンダリ系統図]換-8, 10, 11	【代替炉心注水】 非等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a	[バウンダリ系統図]換-8, 12
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	高速回転機器 (今回設置)	B	-	
設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-4		
第1号	常設SAの容量	【代替再循環】 DE設備の容量等が十分 (DE設備と同仕様で設計)	A	-	【代替炉心注水】 SA設備単体で系統の目的に応じ使用 (必要な炉心注水量に対して十分な容量で設計) 【代替格納容器スプレイ】 SA設備単体で系統の目的に応じ使用 (残存格納炉心冷却に必要な流量に対して十分な容量で設計)	C	[容量設定表]表-5	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【代替炉心注水】 防止設備/共通要因の考慮対処設備なし 緩和設備-対象(同一目的のSA設備あり) (代替格納容器スプレイポンプ等と位置的分散) 【代替再循環】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (RHEP、RHR-Hx、RHR再循環ウェブ入口弁による再循環と多重性) (RHRP及びRHR-Hxを使用した余熱除去機能と多重性) (RHEP、RHR-Hxと位置的分散)	A a B	[配置図]配-2	【代替炉心注水】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器と位置的分散) 緩和設備/同一目的のSA設備あり (SIP、RHRP、CHP、B-CSP及び代替CSPと相互に位置的分散)	A a B	[配置図]配-4
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (空冷式の代替非常用発電機からの独立した電源供給ラインから給電)	C	【技術的能力】添付資料1.4.5

・記号は「表-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		47	47	47	47	47	47	
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		補助給水ピット	類型化区分	エビダンス	高圧注入ポンプ(代替補機冷却使用時はA例のみ使用)	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-IS LOCA時及びUSGR時使用(原子炉補機)	B a B c	[配管図]配-10	C/V以外の屋内-IS LOCA時及びUSGR時使用(原子炉補助機)	B a B c	[配管図]配-1
		雪害	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を通過する可能性あり)	II	-	海水又は淡水(海水を通過する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	操作性	【代替給心注水、代替格納容器XV1】 現場操作(弁操作) 【S/G2例による冷却】 対象外(操作不要)	A ①	-	【給心注水、再循環】 中央制御室操作(中央制御室の制御盤での操作が可能) 【代替再循環】 現場操作(弁操作:弁操作等にてSA設備として使用できる)中央制御室操作(中央制御室の制御盤での操作が可能)	A ① B	-	
	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ピット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置) (有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-56~58	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-83~87	
	切り替え性	【代替給心注水、代替格納容器XV1】 本来の用途以外の用途として使用するため切替(弁を装置) 【S/G2例による冷却】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	A B b	[バウンダリ系統図]換-8, 12, 13	【給心注水、再循環】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]換-7, 9, 10	
	系影響防止	系統設計	【S/G2例による冷却】 DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【代替給心注水、代替格納容器XV1】 弁等で系統構成(弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対象施設としての系統構成)放射線物質を含む系統との分離(多重の弁により分離)	A a, A e A d	[バウンダリ系統図]換-8, 12, 13	【給心注水、再循環】 DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【代替再循環】 弁等で系統構成(弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対象施設としての系統構成)	A a A d	[バウンダリ系統図]換-7, 9, 10
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(放射物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
設置場所	現場操作(設置場所)	A a	[配管図]配-10	中央制御室操作(操作は中央制御室から可能)	B	-		
第1号	常設SAの容量	【代替給心注水、代替格納容器XV1、S/G2例による冷却】 DB設備の容量等を補う(補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量で設計)	B	[容量設定根拠]寄-1	【再循環、代替再循環、給心注水】 DB設備の容量等が十分(DB設備と同じ仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	(共用しない)	-	-		
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【代替給心注水】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(RHRP及びUSIPを使用した給心注水、CVXP及びXP1アクトンを使用するRHRP及びUSIPの再循環、B-CSPを使用した代替再循環と独立した水頭)(燃料取替用水ピットと相互に位置的分散)(CVXP、XP1アクトンと位置的分散) 【S/G2例による冷却】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(RHRP及びFHR-Hxを使用した余熱除去機能と多様性)(RHRP及びFHR-Hxと位置的分散) 【代替格納容器XV1】 緩和設備/同一目的のSA設備あり(燃料取替用水タンクと相互に位置的分散)	A a B	[配管図]配-10	【再循環】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(RHRP、RHR-Hx及びFHRP再循環XP1入口弁による再循環と多様性)(RHRP及びFHR-Hxを使用した余熱除去機能と多様性)(RHRP及びFHR-Hxと位置的分散) 【代替再循環】 再循環と同じ 【給心注水】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(RHRP及びFHR-Hxを使用した余熱除去機能と多様性)(RHRP及びFHR-Hxと位置的分散) 【給心注水】 緩和設備/同一目的のSA設備あり(SIP、RHRP、CHP、B-CSP及び代替CSPと相互に位置的分散)	A a B	[配管図]配-1
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	【代替再循環】 対象(サポート系あり) 異なる駆動源、異なる冷却源(DB設備の電源に対して多様性を持った代替電源から給電) (送水ポンプ車を自給式のディーゼル駆動とし、SWP及びFCOPPに対して多様性を持った駆動機)	C	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

47		47		47		47		47	
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		格納容器再循環ポンプ (海水補機冷却を用いたA-高圧注入ポンプによる代替再循環運転時はA側のみを使用)		エビダンス		格納容器再循環サブスクリーン (海水補機冷却を用いたA-高圧注入ポンプによる代替再循環運転時はA側のみを使用)		エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/雷外の天候/放射線	原子炉格納容器	A	[配置図]配-4	原子炉格納容器	A	[配置図]配-4	
		雪重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水	海水又は淡水 (海水注水を行った場合の影響を考慮)	II	-	海水又は淡水 (海水注水を行った場合の影響を考慮)	II	-	
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-	
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-		
	第2項	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
		第3項	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他 (外観の確認が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-原-110~112	その他 (外観の確認が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-原-110~112
	第4項		切り替え性	【代替再循環、再循環】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]換-9, 10, 14	【代替再循環、再循環】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]換-9, 10, 14
		第5項	系統設計	【炉心注水、再循環】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【代替再循環】 介等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a A d	[バウンダリ系統図]換-9, 10, 14	【炉心注水、再循環】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【代替再循環】 介等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a A d	[バウンダリ系統図]換-9, 10, 14
	配置設計		地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	
その他(預置物)	対象外		/	-	対象外	/	-		
第6項	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-		
	第7項	常設SAの容量	対象外 (容量等として設定すべき項目ではない)	/	-	対象外 (容量等として設定すべき項目ではない)	/	-	
共用の禁止		(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-		
第8項	共通要因故障防止	防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-	防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-		
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-		

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		47	47	47	47	47	
		安全注入ポンプ再循環サブ入口C/V外側隔離弁 (B-格納容器スプレッドポンプによる代替再循環運転時はB側のみを使用)	型式区分	エビダンス	ほう酸注入タンク	型式区分	
		C/V以外の屋内-その他 (原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-4	C/V以外の屋内-IS LOCA時及びSGTR时使用 (原子炉補助機器)	B a B b B c	
第1項	第1号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	-	-	-	
		質量	(有効に機能を発揮する)	-	-	-	
		海水	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II	-	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	
	第2号	操作性	【再循環、代替再循環】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	弁 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	B	【試験・検査説明資料】試-原-98~102	流路 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (ほう酸濃度及び有効水量の確認が可能)	F
	第4号	切り替え性	【再循環、代替再循環】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	【バウンダリ系統図】機-9, 10	【再循環、代替再循環、炉心注水】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b
	第5号	系統設計	【炉心注水、再循環】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【代替再循環】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a A d	【バウンダリ系統図】機-9, 10	【炉心注水、再循環、代替再循環】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
その他(預置物)		対象外	/	-	対象外	/	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	
第1号	常設SAの容量	対象外(開機能)	/	-	対象外(流路)	/	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【再循環(SIP)、代替再循環(SIP)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(RHSP、RHR-Ha及びFRHP再循環サブ入口弁による再循環と多重性) (RHSP及びFRHR-Haを使用した余熱除去機能と多重性) 【代替再循環(B-CSP)】 (RHSP、RHR-Ha及びFRHP再循環サブ入口弁による再循環と多重性) (RHSP及びFRHR-Haを使用した余熱除去機能と多重性)	A a	【配置図】配-4	【炉心注水、再循環、代替再循環】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/

・記号は「共-2 型式区分及び適合内容」における型式区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

47		47	47	47	47	47		
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低下時に発電用原子炉を冷却するための設備		電動補助給水ポンプ	類型化区分	エビダンス	タービン動機給水ポンプ	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-IS LOCA時及びFSGTR時使用(原子炉降壓)	B a B c	[配置図]配-4	C/V以外の屋内-IS LOCA時及びFSGTR時使用(原子炉降壓)	B a B c	[配置図]配-4
		雪害	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	[S/G2次側による冷却] 中央制御室操作(中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	[S/G2次側による冷却] 中央制御室操作(中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-59~64	ポンプ(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-65~68
	第4号	切り替え性	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-13	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-13
	第5号	系統設計	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-13	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-13
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(対象物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作(操作は中央制御室から可能)	B	-	中央制御室操作(操作は中央制御室から可能)	B	-	
第1号	常設SAの容量	[S/G2次側による冷却] DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	-	[S/G2次側による冷却] DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	[S/G2次側による冷却] 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(RNRP及びFSHR-Hxを使用した余熱除去機能と多様性)(RNRP及びFSHR-Hxと位置的分散)(ディーゼル発電機と位置的分散)	A a	[配置図]配-4	[S/G2次側による冷却] 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(RNRP及びFSHR-Hxを使用した余熱除去機能と多様性)(RNRP及びFSHR-Hxと位置的分散)(ディーゼル発電機と位置的分散)	A a	[配置図]配-4
		サポート系要因	対象(サポート系あり)異なる駆動源(代替非常用発電機から給電)	C	-	対象(サポート系あり)異なる駆動源(常設交流電源系統から給電)	C	-

・記号は「表-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

47		47		47		47		47	
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		主蒸気送がし弁		エビダンス		蒸気発生器		エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-IS LOCA時及びSGTR時使用(原子炉建屋)	B a B c	[配置図]配-12	原子炉格納容器	A	[配置図]配-10	
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-	
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-	
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【S/G2次側による冷却】 現場操作 (足場確保：常設の踏み台) (介操作：手動ハンドルを設け人力により確実に操作) 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	A a A b B	[技術的能力]新付資料1.3.5 [現場状況確認資料]現-1	対象外 (操作不要)	/	-	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	弁 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-43~48	熱交換器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (非破壊検査が可能)	D	[試験・検査説明資料]試-原-29~33	
	第4号	切り替え性	【S/G2次側による冷却】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-13	【S/G2次側による冷却】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-13	
	第5号	系統設計	【S/G2次側による冷却】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-13	【S/G2次側による冷却】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-13	
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-		
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所で可能) 中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	A a B	[配置図]配-12	対象外 (操作不要)	/	-		
第1号	常設SAの容量	【S/G2次側による冷却】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	【S/G2次側による冷却】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-		
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-		
第2項	第3号	共通要因故障防止	【S/G2次側による冷却】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (RHRP及びFRHR-Hxを使用した余熱除去機能と多様性) (RHRP及びFRHR-Hxと位置的分散) (ディーゼルの発電機と位置的分散)	A a	[配置図]配-12	【S/G2次側による冷却】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (RHRP及びFRHR-Hxを使用した余熱除去機能と多様性) (RHRP及びFRHR-Hxと位置的分散)	A a	[配置図]配-10	
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 別の手段 (手動操作用のボルト)	C	[技術的能力]新付資料1.3.5	対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

47		47	47	47	47			
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		主要気管	類型化区分	エビダンス	余熱除去ポンプ	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	原子炉格納容器 C/V以外の屋内-IS LOCA時及びSGTR時使用 (原子炉建屋)	A B a B c	-	C/V以外の屋内-その他 (原子炉補助建屋)	B d	[配置図]配-1
		質量	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	【伊心注水、その他】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	試験 (機能・性能及び漏えいの確認が可能)	F	-	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-71~75
	第4号	切り替え性	【S/G2水側による冷却】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]換-13	【伊心注水、その他】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]換-7, 14
	第5号	系統設計	【S/G2水側による冷却】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]換-13	【伊心注水、その他】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]換-7, 14
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	
第1号	常設SAの容量	対象外(試験)	/	-	【伊心注水、その他】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【S/G2水側による冷却】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	A a	-	【その他】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 【伊心注水】 緩和設備/同一目的のSA設備あり (SIP, RHP, CHP, B-CSP及び代替CSPと相互に位置的分散)	B	[配置図]配-1
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

47		47	47			
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		余熱除去冷却器	型式化区分 エビダンス			
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他 (原子炉補助機器) - - - - (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	B d II - -	[配置図]配-2 - -	
		第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	熱交換器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (非破壊検査が可能)	D	[試験・検査説明資料]試-原-76, 77
		第4号	切り替え性	【炉心注水、その他】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]境-7, 14
		第5号	悪影響防止	【炉心注水、その他】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]境-7, 14
	配置設計		地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	
	その他(残骸物)		対象外	/	-	
	第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	
	第1号	常設SAの容量	【その他】 DE設備の容量等が十分 (DE設備と同仕様で設計)	A	-	
	第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【その他】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 【炉心注水】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	[配置図]配-2	
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

47		47		47		
第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備						
第1項	第1号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	屋外	C	[配置図]配-22
			地震	(本筋に機能を照らす)	-	-
			海水	海水又は淡水 (海水を運水する可能性あり) (取水する際の異物の流入防止を考慮)	II	-
			電磁波	(機能が阻害されない)	-	-
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【代替炉心注水、代替補機冷却】 現場操作 (工具確保：一般的に使用される工具を用いて確実に接続できる) (運搬設備：設置場所まで移動できる、車輪止めを有する) (操作スイッチ操作：付属の操作器等により現場での操作が可能) (弁操作：弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業：フランジ接続とし可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A② A③ A④ A⑤	[技術的能力]添付資料1.5.5 [現場状況確認資料]撰-2	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び備えの確認が可能) (分解が可能) (車両として運転状態及び外観の確認が可能)	A	試-原-156, 157	
	第4号	切り替え性	【代替炉心注水、代替補機冷却】 DB施設としての機能を有さない (弁を設置)	Ba1	[バウンダリ系統図]撰-8, 10	
	第5号	悪影響防止	系統設計	【代替炉心注水、代替再循環】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]撰-2 [バウンダリ系統図]撰-8, 10
			配置設計	地震、洪水、火災、外部からの悪影響の影響を及ぼさない(両隣等により固定)	-	-
その他(飛散物)			高速回転機器 (今回配備)	B	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-22[技術的能力]添付資料1.5.5		
第4号条	第1号	可搬SAの容量	【代替炉心注水】 原子炉建屋の外から水又は電力を供給 (代替炉心注水として原子炉冷却に必要な流量を確保できる容量) 保有数は2セット2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台	A	[容量設定表]専-6	
			【代替補機冷却】 原子炉建屋の外から水又は電力を供給 (代替補機冷却として必要な流量を確保できる容量) 保有数は2セット2台、バックアップは代替炉心注水用と兼用)			
	第2号	可搬SAの接続性	フランジ接続	B	[現場状況確認資料]撰-2	
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	複数設置 【代替再循環(代替補機冷却)】 (接続箇所は、原子炉建屋内の異なる区画に複数箇所設置し、異なる導管面から接続) 【代替炉心注水】 (接続箇所は、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる隣接しない位置に複数箇所)	A	[補足説明資料]47-10 可搬型重大事故等対応設備の接続口について	
	第4号	設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-22	
	第5号	保管場所	【代替再循環(代替補機冷却)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋外(SWP及びFOCRPと位置的分散) 【代替炉心注水】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋外(γ-イオン線電機と位置的分散) (RHP、SIP、B-CSP、燃料取替用水ピット、補助給水ピット、代替CSPと位置的分散)	B b	[配置図]配-22	
第3項	第6号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照	
	第7号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【代替再循環(代替補機冷却)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋外(SWP及びFOCRPと位置的分散) 【代替炉心注水】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋外(γ-イオン線電機と位置的分散) (RHP、SIP及びFOCRPの炉心注水、B-CSPの代替炉心注水、代替CSPの代替炉心注水、SIPの再循環、B-CSPの代替再循環と異なる水源) (RHP、SIP、B-CSP、燃料取替用水ピット、補助給水ピット、代替CSPと位置的分散)	A b	[配置図]配-22
			サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 【代替再循環(代替補機冷却)】 (自冷式のγ-イオン線電機とすることで、SWP及びFOCRPを使用する補機冷却に対して多様性) 【代替炉心注水】 (自冷式のγ-イオン線電機とすることで、RHP、SIP、CRP、B-CSP、代替CSPと多用途及び独立性を持った駆動源)	D	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

48		48	48	48	48			
第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備		電動補助給水ポンプ	型式化区分	エビダンス	タービン補助給水ポンプ	型式化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件・温度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-4	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-4
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	[S/G2次側による冷却] 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	[S/G2次側による冷却] 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-59~64	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-65~68
	第4号	切り替え性	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-13	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-13
	第5号	系統設計	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-13	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-13
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(対象外)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	
第1号	常設SAの容量	[S/G2次側による冷却] DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	[S/G2次側による冷却] DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	[S/G2次側による冷却] 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(SWP及びFCOCPを使用した系統と多様性)(CCWP及びUSWPと位置的分散)	A a	[配置図]配-4	[S/G2次側による冷却] 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(SWP及びFCOCPを使用した系統と多様性)(CCWP及びUSWPと位置的分散)	A a	[配置図]配-4
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備の電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (蒸気駆動)	C	-

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

42		43	44	45	46	47		
第45条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備		補助給水ピット	類型化区分	エビダンス	主蒸気逃がし弁	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-10	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-12	
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	操作性	対象外(操作不要)	/	-	[S/G2次側による冷却]現場操作(足場確保:常設の踏み台)(非操作:手動ハンドルを設け入力により確実に操作)	A② A③	[技術的能力]添付資料1.3.5	
	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ピット(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(内部の確認が可能-アクセスドア設置)(有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-56~58	弁(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(分解が可能)	B	[試験・検査説明資料]試-原-43~48	
	切り替え性	[S/G2次側による冷却]DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-13	[S/G2次側による冷却]DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-13	
	悪影響防止	系統設計	[S/G2次側による冷却]DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-13	[S/G2次側による冷却]DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-13
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
設置場所	対象外(操作不要)	/	-	現場操作(操作は設置場所での手動ハンドル操作により可能)	A a	[配置図]配-12		
第1号	常設SAの容量	[S/G2次側による冷却]DB設備の容量等を補う(補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量で設計)	B	[容量設定根拠]寄-1	[S/G2次側による冷却]DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	[S/G2次側による冷却]防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(SWP及びFCOCPを使用した系統と多様性)(CCWP及びUSWPと位置的分散)	A a	[配置図]配-10	[S/G2次側による冷却]防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(SWP及びFCOCPを使用した系統と多様性)(CCWP及びUSWPと位置的分散)	A a	[配置図]配-12
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象(サポート系あり)異なる駆動源(ノット)を設け、手動操作)	C	[技術的能力]添付資料1.3.5

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

42		48	42	48	42	48	
第45条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備		蒸気発生器	類型化区分	エビダンス	主蒸気管	類型化区分	
第1項	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-10	原子炉格納容器 C/V以外の屋内-その他 (原子炉建屋)	A B d	
		質量 (有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	
		海水 (海水を漏水する可能性あり)	II	-	対象外(海水を漏水しない)	/	
		電磁波 (機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	
		他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	
	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	
	第3 (検査性、系統構成、外部入力)	熱交換器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (非破壊検査が可能)	D	[試験・検査説明資料]試-原-29~33	流路 (機能・性能及び漏えいの確認が可能)	F	
	第4号 切り替え性	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-13	[S/G2次側による冷却] DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	
	第5号 悪影響防止	系統設計	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-13	[S/G2次側による冷却] DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	
第6号 設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/		
第1号 常設SAの容量	[S/G2次側による冷却] DB施設の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	対象外 (流路)	/		
第2号 共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-		
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	[S/G2次側による冷却] 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (SFP及TFCWPを使用した系統と多様性) (CCWP及TSPと位置的分散)	A a	[配置図]配-10	[S/G2次側による冷却] 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/
		サポート系要因	対象外 (サポート系なし)	/	-	対象外 (サポート系なし)	/

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

42		48	42	48	42	48		
第42条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備		C、D-格納容器再循環ユニット	類型化区分	エビダンス	A-高圧注入ポンプ	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-14	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-1
		苛酷 (有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水 (海水又は淡水(海水を通水する可能性あり))	II	-	(海水又は淡水(海水を通水する可能性あり))	II	-	
		電磁波 (機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-	
	他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-		
	第2号	操作性	【CV自然対流冷却(送水P車)】 現場操作 (弁操作:弁操作等にて速やかに切替えられる)	A①	[技術的能力]添付資料1.7.6	【代替補機冷却(代替再循環)】 現場操作 (弁操作:弁操作等にて速やかに切替えられる) 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	A① B	[技術的能力]添付資料1.5.5
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	空調ユニット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能・点検口設置) (遮断確認が可能)	E	[試験・検査説明資料]試-格-12,13	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-83~87
	第4号	切り替え性	【CV自然対流冷却(送水P車)】 本来の用途以外の用途として使用するため切替(弁を設備)	A	[バウンダリ系統図]機-16	【代替補機冷却(代替再循環)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-10
	第5号	系統設計	【C/V自然対流冷却(送水P車)】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a	[バウンダリ系統図]機-16	【代替補機冷却(代替再循環)】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a	[バウンダリ系統図]機-10
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	
第1号	常設SAの容量	【CV自然対流冷却(送水P車)】 SA設備単体で系統の目的に応じ使用 (原子炉格納容器内の温度及び圧力を低下させることのできる容量で設計)	C	[容量設定根拠]寄-7	【代替補機冷却(代替再循環)】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【C/V自然対流冷却(送水P車)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(COCP、SWP及びV/Vイ-セ-A発電機と位置的分散)	A a	[配置図]配-14	【代替補機冷却(代替再循環)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(COCP及びSWPと位置的分散)	A a	[配置図]配-1
		サポート系要因	【C/V自然対流冷却(送水P車)】 対象(サポート系あり) 異なる駆動源、異なる冷却源 (自冷式のV/Vイ-セ-A駆動とする事で、SWP及びCOCPを使用した最終ヒートシンクへの熱輸送に対して多様性を持った駆動源) (可搬型大型送水ポンプ車を使用するC/V自然対流冷却)	C	[技術的能力]添付資料1.7.6	【代替補機冷却(代替再循環)】 対象(サポート系あり) 異なる駆動源、異なる冷却源 (DB設備の電源に対して多様性を持った代替電源から給電) (可搬型大型送水ポンプ車を使用する代替補機冷却)	C	[技術的能力]添付資料1.5.5

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、42条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		42	43	42	42	42	42
第40条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備		C、D-格納容器再循環ユニット	類型化区分	エビダンス	C、D-原子炉補機冷却水ポンプ	類型化区分	エビダンス
第1項	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-14	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-2
		有害な振動を発生する	-	-	(有害な振動を発生する)	-	-
		海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	操作性	【CV自然対流冷却(SWP)】対象外	A①	[技術的能力]節付資料1.7.6	【CV自然対流冷却(SWP)】中央制御室操作(中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-
		【CV自然対流冷却(送水P車)】現場操作(非操作:非操作等にて速やかに切替えられる)					
	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	空調ユニット(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(内部の確認が可能-点検口設置)	E	[試験・検査説明資料]試-格-12,13	ポンプ(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-134~138
	切り替え性	【CV自然対流冷却(送水P車)】本来の用途以外の用途として使用するため切替(弁を設置) 【CV自然対流冷却(SWP)】DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	A B b	[バウンダリ系統図]機-16	【CV自然対流冷却(SWP)】DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-16
	悪影響防止	系統設計	【C/V自然対流冷却(SWP)】DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【C/V自然対流冷却(送水P車)】弁等で系統構成(非操作等によって、設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a A d	[バウンダリ系統図]機-16	【C/V自然対流冷却(SWP)】DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d
配置設計		地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-
設置場所	対象外(操作不要)	/	-	中央制御室操作(操作は中央制御室から可能)	B	-	
第1号	常設SAの容量	【CV自然対流冷却(送水P車)、(SWP)】SA設備単独で系統の目的に応じ使用(原子炉格納容器内の温度及び圧力を低下させることのできる容量で設計)	C	[容量設定根拠]寄-7	【CV自然対流冷却(SWP)】DB設備の容量等が十分(DB設備と同じ仕様で設計)	A	-
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-
第2項	共通要因故障防止	【C/V自然対流冷却(送水P車)、(SWP)】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(CSP、CS-Hx、安全注入ポンプ再循環ポンプ)個人口C/V外側隔離弁、CSP、燃料取替用水ポンプを用いた格納容器X7/1と多様性 (CSP、CS-Hx、安全注入ポンプ再循環ポンプ)個人口C/V外側隔離弁、CSP、燃料取替用水ポンプと位置的分岐	A a B	[配置図]配-14	【C/V自然対流冷却(SWP)】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(CSP、CS-Hx、安全注入ポンプ再循環ポンプ)個人口C/V外側隔離弁、CSP、燃料取替用水ポンプを用いた格納容器X7/1と多様性 (CSP、CS-Hx、安全注入ポンプ再循環ポンプ)個人口C/V外側隔離弁、CSP、燃料取替用水ポンプと位置的分岐	A a B	[配置図]配-2
		緩和設備/同一目的のSA設備あり(防止設備の場合と同じ) (代替格納容器X7/1と原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分岐を図る)				緩和設備/同一目的のSA設備あり(防止設備の場合と同じ) (代替格納容器X7/1と原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分岐を図る)	
サポート系要因	【C/V自然対流冷却(SWP)】対象外(サポート系なし) 【C/V自然対流冷却(送水P車)】対象(サポート系あり)異なる駆動源、異なる冷却源(自冷式のポンプ駆動とすることで、D/Gを使用した駆動源に対して多様性)(可搬型大型送水ポンプ車を使用するC/V自然対流冷却)	C	[技術的能力]節付資料1.7.6	【C/V自然対流冷却(SWP)】対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「表-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

42		42	42	42	42			
第40条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備		C、D-原子炉補機冷却水冷却器	類型化区分	エビダンス	原子炉補機冷却水サージタンク	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-2	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-16
		質量	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水通水(常時海水を通水)	I	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	熱交換器(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(分解が可能)	D	[試験・検査説明資料]試-139, 140	容器(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(内部の確認が可能-マンホール設置)	C	[試験・検査説明資料]試-141, 142
	第4号	切り替え性	【CV自然対流冷却(SWP)】DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-16	【CV自然対流冷却(SWP)】DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-16
	第5号	系統設計	【C/V自然対流冷却(SWP)】DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-16	【C/V自然対流冷却(SWP)】DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-16
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【CV自然対流冷却(SWP)】DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	-	【CV自然対流冷却(SWP)】DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【C/V自然対流冷却(SWP)】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(CSP、CS-Hx、安全注入ポンプ再循環ポンプ)個人口C/V外側隔離弁、CSP、燃料取替用水ポンプを用いた格納容器ATV(と多様性)(CSP、CS-Hx、安全注入ポンプ再循環ポンプ)個人口C/V外側隔離弁、CSP、燃料取替用水ポンプと位置的分散) 緩和設備/同一目的のSA設備あり(防止設備の場合と同じ)(代替格納容器ATVと原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	A a B	[配置図]配-2	【C/V自然対流冷却(SWP)】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(CSP、CS-Hx、安全注入ポンプ再循環ポンプ)個人口C/V外側隔離弁、CSP、燃料取替用水ポンプを用いた格納容器ATV(と多様性)(CSP、CS-Hx、安全注入ポンプ再循環ポンプ)個人口C/V外側隔離弁、CSP、燃料取替用水ポンプと位置的分散) 緩和設備/同一目的のSA設備あり(防止設備の場合と同じ)(代替格納容器ATVと原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	A a B	[配置図]配-16
		サポート系要因	【C/V自然対流冷却(SWP)】対象外(サポート系なし)	/	-	【C/V自然対流冷却(SWP)】対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「表-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第40条 原子が格納容器内の冷却等のための設備		42	43	42	42	42	42	
		C、D-原子が補機冷却海水ポンプ	類型化区分	エビダンス	C、D-原子が補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(循環水ポンプ棟内)	B d	[配置図]配-18	C/V以外の屋内-その他(循環水ポンプ棟内)	B d	[配置図]配-18
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水通水(常時海水を通水)	I	-	海水通水(常時海水を通水)	I	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【CV自然対流冷却(SWP)】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-145~150	管路 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (差圧確認が可能) (内部の確認が可能-ボンネット設置)	F	[試験・検査説明資料]試-原-151,152
	第4号	切り替え性	【CV自然対流冷却(SWP)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-16	【CV自然対流冷却(SWP)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-16
	第5号	系統設計	【C/V自然対流冷却(SWP)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-16	【C/V自然対流冷却(SWP)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-16
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【CV自然対流冷却(SWP)】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	対象外(管路)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【C/V自然対流冷却(SWP)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(CSP、CS-Ra、安全注入ポンプ)再循環ポンプ側入口C/V外側隔離弁、CSP、燃料取替用水ピットを用いた格納容器X'レと多様性) (CSP、CS-Ra、安全注入ポンプ)再循環ポンプ側入口C/V外側隔離弁、CSP、燃料取替用水ピットと位置的分散) 緩和設備/同一目的のSA設備あり(代替格納容器X'レと原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	A a B	[配置図]配-18	【C/V自然対流冷却(SWP)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	[配置図]配-18
		サポート系要因	【C/V自然対流冷却(SWP)】 対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

42		43	44	45	46		
第40条 原子が格納容器内の冷却等のための設備		C、D-原子が補機冷却水冷却器海水入ロストレーナ	類型化区分	エヒダンス	代替格納容器スプレイポンプ		
第1項	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子が格納)	B d	[配置図]配-2	C/V以外の屋内-その他(原子が格納)		
		荷重(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)		
		海水(海水通水(常時海水を通水))	I	-	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)		
		電磁波(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)		
	他設備からの影響(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)			
	操作性	対象外(操作不要)	/	-	【代替格納容器APレ】現場操作(操作スイッチ操作:弁の操作スイッチによる操作が可能)(弁操作:弁操作等にて速やかに切替えできる)		
	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	流路(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(内部の確認が可能-ボンネット設置)	F	[試験・検査説明資料]試-原-153~155	ポンプ(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(分解が可能)		
	切り替え性	【CV自然対流冷却(SWP)】DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]境-16	【代替格納容器APレ】DE施設としての機能を有さない(切替せず使用)		
	悪影響防止	系統設計	【C/V自然対流冷却(SWP)】DEと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]境-16	【代替格納容器APレ】弁等で系統構成(弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	
その他(残骸物)		対象外	/	-	高速回転機器(今回設置)		
設置場所	対象外(操作不要)	/	-	現場操作(操作は設置場所でも可能)			
第1号	常設SAの容量	対象外(流路)	/	-	【代替格納容器APレ】SA設備単体で系統の目的に応じ使用(炉心熱源によるCV破損を防止するために必要な流量に対して十分な容量で設計)(CV自然対流冷却と併せてAPレすることによりCV内の放射性物質濃度を低下できる)		
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)		
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【C/V自然対流冷却(SWP)】防止設備/共通要因の考慮対象設備なし緩和設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	[配置図]配-2	【代替格納容器APレ】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(燃料取替水ピット又は補助給水ピットを水源とする)ことで、格納容器APレと異なる水源を持つ(CSPと位置的分散)	
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	緩和設備/同一目的のSA設備あり(C/V自然対流冷却と原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	
					【代替格納容器APレ】対象(サポート系あり)異なる駆動源(空冷式の代替非常用発電機からの独立した電源供給70から給電)	C	[技術的能力]添付資料1.6.4

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第40条 原子が格納容器内の冷却等のための設備		42	43	42	43	42	43	
		燃料取替用水ビット	類型化区分	エビダンス	補助給水ビット	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子が格納)	B d	[配置図]配-10	C/V以外の屋内-その他(原子が格納)	B d	[配置図]配-10
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を透過する可能性あり)	II	-	海水又は淡水(海水を透過する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【代替格納容器APレ】 現場操作 (非操作:非操作等にて速やかに切替えられる) 【その他】 (操作なし)	A⑤	-	【代替格納容器APレ】 現場操作 (非操作:非操作等にて速やかに切替えられる)	A⑤	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ビット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置) (ほう電濃度及び有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-80~82	ビット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置) (有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-56~58
	第4号	切り替え性	【代替格納容器APレ】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (切替せず使用) 【その他】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]換-15, 17 [技術的能力]新付資料1. 13. 11	【代替格納容器APレ】 本来の用途以外の用途として使用するため切替 (非設置)	A	[バウンダリ系統図]換-15 [技術的能力]新付資料1. 13. 11
	第5号	系統設計	【代替格納容器APレ】 弁等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成) 【代替格納容器APレ】 放射性物質を含む系統との分離 (多重の弁により分離) 【その他】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A a A e A d	[バウンダリ系統図]換-15, 17 [技術的能力]新付資料1. 13. 11	【代替格納容器APレ】 弁等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成) 【代替格納容器APレ】 放射性物質を含む系統との分離 (多重の弁により分離)	A a A e	[バウンダリ系統図]換-15 [技術的能力]新付資料1. 13. 11
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(対象物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作(設置場所)	A a	[配置図]配-10	現場操作(設置場所)	A a	[配置図]配-10	
第1項	第1号	【代替格納容器APレ】 DB設備の容量等を補う (補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量で設計) 【その他】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	B A	[容量設定仕様]容-2	【代替格納容器APレ】 DB設備の容量等を補う (補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量で設計)	B	[容量設定仕様]容-1	
	第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	(共用しない)	-	-	
	第3号	共通要因故障防止	【代替格納容器APレ】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする ことで、格納容器APレと異なる水源を持つ) (補助給水ビットと位置的分散) 緩和設備/同一目的のSA設備あり (C/V自然対流冷却と原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る) 【その他】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	A a B	[配置図]配-10	【代替格納容器APレ】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする ことで、格納容器APレと異なる水源を持つ) (燃料取替用水ビットと位置的分散) 緩和設備/同一目的のSA設備あり (C/V自然対流冷却と原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	A b B	[配置図]配-10
第3号	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

42		43	42	42	42			
第40条 原子が格納容器内の冷却等のための設備		格納容器スプレイポンプ	型式化区分	エビダンス	格納容器スプレイ冷却器			
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他 (原子が補助機器)	B d	[配置図]配-1	C/V以外の屋内-その他 (原子が補助機器)	B d	[配置図]配-2
		重量	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II	-	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【その他】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-104~107	熱交換器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-フランジ設置) (非破壊検査が可能)	D	[試験・検査説明資料]試-原-108, 109
	第4号	切り替え性	【その他】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-17	【その他】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-17
	第5号	系統設計	【その他】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-17	【その他】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-17
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【その他】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	【その他】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【その他】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	[配置図]配-1	【その他】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	[配置図]配-2
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

42		43	42	42	42	42		
第40条 原子が格納容器内の冷却等のための設備		格納容器再循環サンプ	類型化区分	エビデンス	格納容器再循環サンプスクリーン	類型化区分	エビデンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	原子が格納容器 (有効に機能を發揮する)	A	[配置図]配-4	原子が格納容器 (有効に機能を發揮する)	A	[配置図]配-4
		苛重	海水又は淡水 (海水注水を行った場合の影響を考慮)	-	-	海水又は淡水 (海水注水を行った場合の影響を考慮)	-	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
		操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他 (外観の確認が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-原-110~112	その他 (外観の確認が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-原-110~112
	第4号	切り替え性	【その他】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-17	【その他】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-17
	第5号	系統設計	【その他】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-17	【その他】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-17
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
		その他(残骸物)	対象外	/	-	対象外	/	-
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	対象外 (容量等として設定すべき項目ではない)	/	-	対象外 (容量等として設定すべき項目ではない)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【その他】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	[配置図]配-4	【その他】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	[配置図]配-4
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

49		49		49		49			
第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備		原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型容量ポンプ	型式区分	エビダンス	可搬型大型送水ポンプ車	型式区分	エビダンス		
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子炉補機内)	B d	[配置図]配-16	屋外	C	[配置図]配-22	
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	海水通水(使用時に海水を通水)(取水する際の渣物の流入防止を考慮)	I	-	
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-	
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【CV自然対流冷却(SWP)】 現場操作 (工具確保:一般的に使用される工具) (弁操作:弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業:簡便な接続規格による接続とし、確実に接続できる)	A① A② A③ A④	[技術的能力]添付資料1.7.5 [現場状況確認資料]項-3	【CV自然対流冷却(送水P車)】 現場操作 (工具確保:一般的に使用される工具を用いて確実に接続できる) (運搬設置:車両として移動可能、車輪止めを搭載) (操作スイッチ操作:付属の操作器具により現場での操作が可能) (弁操作:弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業:フランジ接続とし可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A② A③ A④	[技術的能力]添付資料1.7.6 [現場状況確認資料]項-2	
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	容易 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (規定圧力及び外観の確認が可能)	C	試-原-143,144	容易 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能) (車両として運転状態及び外観の確認が可能)	A	試-原-156,157	
	第4号	切り替え性	【CV自然対流冷却(SWP)】 DE施設としての機能を有さない (弁を設置)	B a 1	[バウンダリ系統図]境-16	【CV自然対流冷却(送水P車)】 DE施設としての機能を有さない (弁を設置)	B a 1	[バウンダリ系統図]境-16	
	第5号	悪影響防止	系統設計	【CV自然対流冷却】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]項-3 [バウンダリ系統図]	【CV自然対流冷却】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]項-2 [バウンダリ系統図]
			配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(図様により固定)	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(図様等により固定)	-	-
その他(飛散物)			対象外	/	-	高速回転機器(今回配備)	B	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-16[技術的能力] 添付資料1.7.5	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-22[技術的能力] 添付資料1.7.6		
第3項	第1号	可搬SAの容量	【CV自然対流冷却(SWP)】 負荷に直接接続 (原子炉補機冷却水の蒸騰防止として必要な圧力まで加圧できる容量) (保有数は1セット2個、故障時及び保守点検時のバックアップとして2個の合計4個)	B	[容量設定表]容-8	【CV自然対流冷却(送水P車)】 原子炉補機の外から水又は電力を供給 (格納容器内自然対流冷却として必要な容量) (保有数は2セット2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台)	A	[容量設定表]容-6	
		可搬SAの接続性	簡便な接続規格	C	[現場状況確認資料]項-1	フランジ接続	B	[現場状況確認資料]項-2	
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	複数設置 (原子炉補機内の異なる区画に複数箇所設置し、異なる床面から接続)	A	[補足説明資料]47-10 可搬型重大事故等対応設備の接続口について	
	第4号	設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-16	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-22	
	第5号	保管場所	【CV自然対流冷却(SWP)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(CSP、CS-Hx、安全注入ポンプ再循環ポンプ)側入口C/V 外側隔離弁と位置的分散 緩和設備/同一目的のSA設備あり (代替格納容器XV1と原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	A b	[配置図]配-16	【CV自然対流冷却(送水P車)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋外(SWP、CCWP、アイビ*発電機)と位置的分散 緩和設備/同一目的のSA設備あり (代替格納容器XV1と原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	B b	[配置図]配-22	
	第6号	アクセスルート	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3]参照	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照	
第7号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【CV自然対流冷却(SWP)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(CSP、CS-Hx、安全注入ポンプ再循環ポンプ)側入口C/V 外側隔離弁、CSP、燃料取替用水ポンプを用いた格納容器XV1(と多様性) (CSP、CS-Hx、安全注入ポンプ再循環ポンプ)側入口C/V 外側隔離弁と位置的分散 緩和設備/同一目的のSA設備あり (代替格納容器XV1と原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	A a B	[配置図]配-16	【CV自然対流冷却(送水P車)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋外(SWP、CCWP及びアイビ*発電機)と位置的分散 緩和設備/同一目的のSA設備あり (代替格納容器XV1と原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	A b B	[配置図]配-22	
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動機 (自冷式のアイビ*駆動とすることで、アイビ*発電機を使用した駆動機と多様性)	D	-	

・記号は「共-2 型式区分及び適合内容」における型式区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		50	50	50	50	50	50	
第50条 原子が格納容器の過圧破壊を防止するための設備		格納容器スプレイポンプ	類型化区分	エビダンス	燃料取替用水ビット	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他 (原子が補助機器)	B d	[配置図]配-1	C/V以外の屋内-その他 (原子が機器)	B d	[配置図]配-10
		苛水	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II	-	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【格納容器スプレイ】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	【格納容器スプレイ】 (操作なし) 【代替格納容器スプレイ】 現場操作 (弁操作:弁操作等にて速やかに切替えられる)	A⑤	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-104~107	ビット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置) (ほう素濃度及び有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-80~82
	第4号	切り替え性	【格納容器スプレイ】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]塊-17	【格納容器スプレイ】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用) 【代替格納容器スプレイ】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (切替せず使用)	B b	[バウンダリ系統図]塊-15, 17
	第5号	系統設計	【格納容器スプレイ】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]塊-17	【格納容器スプレイ】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【代替格納容器スプレイ】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成) 【代替格納容器スプレイ】 放射線物質を含む系統との分離 (多重の弁により分離)	A d A d A e	[バウンダリ系統図]塊-15, 17
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(対象物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	現場操作(設置場所)	A a	[配置図]配-10	
第1号	常設SAの容量	【格納容器スプレイ】 DE設備の容量等が十分 (DE設備と同仕様で設計)	A	-	【格納容器スプレイ、代替格納容器スプレイ】 DE設備の容量等を補う (補給するまでの間、水源を確認できる十分な容量で設計)	B	[容量設定仕様]容-2	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【格納容器スプレイ】 緩和設備/同一目的のSA設備あり (C/V自然対流冷却と原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	B	[配置図]配-1	【格納容器スプレイ、代替格納容器スプレイ】 緩和設備/同一目的のSA設備あり (C/V自然対流冷却と原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	B	[配置図]配-10
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		50	50	50	50	50	50	
第50条 原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための設備		格納容器スプレイ冷却器	類型化区分	エビダンス	C、D-格納容器再循環ユニット	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-2	原子炉格納容器	A	[配置図]配-14
		雪害	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	【CV自然対流冷却(SWP)】 対象外 【CV自然対流冷却(送水P車)】 現場操作 (弁操作:弁操作等にて速やかに切替えられる)	A⑤	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	試験 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-フランジ設置) (非破壊検査が可能)	F	[試験・検査説明資料]試-原-108, 109	空調ユニット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-点検口設置) (差圧確認が可能)	E	[試験・検査説明資料]試-格-12, 13
	第4号	切り替え性	【格納容器X'Vレ】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-17	【CV自然対流冷却(送水P車)】 本来の用途以外の用途として使用するため切替(弁を設置) 【CV自然対流冷却(SWP)】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	A B b	[バウンダリ系統図]機-16
	第5号	系統設計	【格納容器X'Vレ】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-17	【C/V自然対流冷却(SWP)】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【C/V自然対流冷却(送水P車)】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対応設備としての系統構成)	A * A d	[バウンダリ系統図]機-16
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【格納容器X'Vレ】 対象外(洗滌)	/	-	【CV自然対流冷却(送水P車)、(SWP)】 SA設備単体で系統の目的に応じ使用 (原子炉格納容器内の温度及び圧力を低下させることのできる容量で設計)	C	[容量設定仕様]容-7	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【格納容器X'Vレ】 緩和設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	[配置図]配-2	【C/V自然対流冷却(SWP)、(送水P車)】 緩和設備/同一目的のSA設備あり (格納容器X'Vレ、代替格納容器X'Vレ)と原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	B	[配置図]配-14
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	【C/V自然対流冷却(SWP)】 対象外(サポート系なし) 【C/V自然対流冷却(送水P車)】 対象(サポート系あり) 異なる駆動源、異なる冷却源 (自冷式のグーゼン駆動とすることで、CCWP及びSWPを使用した駆動源に対して多様性) (可搬型大型送水X'Vレ)車を使用するC/V自然対流冷却	C	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		50	50	50	50	50	50	
第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備		C、D-原子炉補機冷却水ポンプ	類型化区分	エビダンス	C、D-原子炉補機冷却水冷却器	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-2	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-2
		苛重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	海水通水(常時海水を通水)	I	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【CV自然対流冷却(SWP)】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-134~138	熱交換器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	D	[試験・検査説明資料]試-原-139, 140
	第4号	切り替え性	【CV自然対流冷却(SWP)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-16	【CV自然対流冷却(SWP)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-16
	第5号	系統設計	【C/V自然対流冷却(SWP)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-16	【C/V自然対流冷却(SWP)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-16
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【CV自然対流冷却(SWP)】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	【CV自然対流冷却(SWP)】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【C/V自然対流冷却(SWP)】 緩和設備/同一目的のSA設備あり (格納容器X ⁷ レ、代替格納容器X ⁷ レと原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	B	[配置図]配-2	【C/V自然対流冷却(SWP)】 緩和設備/同一目的のSA設備あり (格納容器X ⁷ レ、代替格納容器X ⁷ レと原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	B	[配置図]配-2
		サポート系要因	【C/V自然対流冷却(SWP)】 対象外(サポート系なし)	/	-	【C/V自然対流冷却(SWP)】 対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「表-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備		50	50	50	50	50	50	
		原子炉補機冷却水サージタンク	類型化区分	エビダンス	C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-16	C/V以外の屋内-その他(補機水ポンプ建屋)	B d	[配置図]配-18
		雪重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	海水通水(常時海水を通水)	I	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	操作性	対象外(操作不要)	/	-	【CV自然対流冷却(SWP)】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	
	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	容器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置)	C	[試験・検査説明資料]試-原-141, 142	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-145~150	
	切り替え性	【CV自然対流冷却(SWP)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-16	【CV自然対流冷却(SWP)】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-16	
	悪影響防止	系統設計	【C/V自然対流冷却(SWP)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-16	【C/V自然対流冷却(SWP)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-16
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
設置場所	対象外(操作不要)	/	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-		
第1号	常設SAの容量	【CV自然対流冷却(SWP)】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	【CV自然対流冷却(SWP)】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【C/V自然対流冷却(SWP)】 緩和設備/同一目的のSA設備あり (格納容器X7'レイ、代替格納容器X7'レイと原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	B	[配置図]配-16	【C/V自然対流冷却(SWP)】 緩和設備/同一目的のSA設備あり (格納容器X7'レイ、代替格納容器X7'レイと原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	B	[配置図]配-18
		サポート系要因	【C/V自然対流冷却(SWP)】 対象外(サポート系なし)	/	-	【C/V自然対流冷却(SWP)】 対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		50	50	50	50	50	50	
第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備		C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ	類型化区分	エビダンス	C、D-原子炉補機冷却海水冷却器海水入口ストレーナ	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(循環水ポンプ機盤)	B d	[配置図]配-18	C/V以外の屋内-その他(原子炉機盤)	B d	[配置図]配-2
		質量	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水通水(常時海水を通水)	I	-	海水通水(常時海水を通水)	I	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	流路(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(密閉確認が可能)(内部の確認が可能-ボンネット設置)	F	[試験・検査説明資料]試-原-151, 152	流路(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(内部の確認が可能-ボンネット設置)	F	[試験・検査説明資料]試-原-153~155
	第4号	切り替え性	【CV自然対流冷却(SWP)】DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-16	【CV自然対流冷却(SWP)】DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-16
	第5号	系統設計	【C/V自然対流冷却(SWP)】DEと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-16	【C/V自然対流冷却(SWP)】DEと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-16
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	対象外(流路)	/	-	対象外(流路)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【C/V自然対流冷却(SWP)】緩和設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-	【C/V自然対流冷却(SWP)】緩和設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		50	50	50	50	50	50	
第50条 原子が格納容器の過圧破壊を防止するための設備		代替格納容器スプレイポンプ	類型化区分	エビダンス	補助給水ビット	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子が漏洩)	B d	[配置図]配-4	C/V以外の屋内-その他(原子が漏洩)	B d	[配置図]配-10
		苛酷	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【代替格納容器APレ】 現場操作 (操作スイッチ操作: 弁漏れ操作スイッチによる操作が可能) (弁操作: 弁操作等にて速やかに切替えられる)	A① A②	[技術的能力]新付資料1.6.4 [現況状況確認資料]現-1	【代替格納容器APレ】 現場操作 (弁操作: 弁操作等にて速やかに切替えられる)	A③	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-103	ビット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置) (有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-56~58
	第4号	切り替え性	【代替格納容器APレ】 DB施設としての機能を有さない(切替せず使用)	Ba1 Ba2	[バウンダリ系統図]機-15	【代替格納容器APレ】 本来の用途以外の用途として使用するため切替(弁を設置)	A	[バウンダリ系統図]機-15
	第5号	系統設計	【代替格納容器APレ】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a	[バウンダリ系統図]機-15	【代替格納容器APレ】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成) 【代替格納容器APレ】 放射性物質を含む系統との分離 (多重の弁により分離)	A a A e	[バウンダリ系統図]機-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(稼働物)		高速回転機器 (今回設置)	B	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-4	現場操作(設置場所)	A a	-	
第1号	常設SAの容量	【代替格納容器APレ】 SA設備単独で系統の目的に応じ使用 (原子が格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な流量に対して十分な容量で設計)	C	[容量設定仕様]容-5	【代替格納容器APレ】 DB設備の容量等を補う (補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量で設計)	B	[容量設定仕様]容-1	
	第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【代替格納容器APレ】 緩和設備/同一目的のSA設備あり (C/V自然対流冷却と原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	B	[配置図]配-4	【代替格納容器APレ】 緩和設備/同一目的のSA設備あり (C/V自然対流冷却と原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	B	[配置図]配-10
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (γ・β線電機に対して多様性を有した代替非常用発電機からの給電)	C	[技術的能力]新付資料1.6.4	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

		50	50	50	50	50	
第50条 原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための設備		原子炉補機冷却水サーキット加圧用可搬型窒素ガスポンプ	型式化区分	エビダンス	可搬型大型送水ポンプ車	型式化区分 エビダンス	
第1項	第1号 環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉棟屋)	B d	[配置図]配-16	屋外	C
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-
		海水	対象外(海水を通過しない)	/	-	海水通過 (使用時に海水を通過) (取水する際の渣物の流入防止を考慮)	I
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
	第2号 操作性	操作性	【CV自然対流冷却(SFP)】 現場操作 (工具確保：一般的な工具) (弁操作：弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業：簡便な接続規格による接続)	A① A② A③ A④	[技術的能力] 添付資料1.7.5 [現場状況確認資料] 現-3	【CV自然対流冷却(送水P車)】 現場操作 (工具確保：一般的に使用される工具を用いて確実に接続できる) (運搬設置：車両として移動可能、車輪止めを搭載) (操作スイッチ操作：付属の操作器等により現場での操作が可能) (弁操作：弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業：フランジ接続とし可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A② A③ A④ A⑤
	第3号 試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	試験	容易 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (規定圧力及び外観の確認が可能)	C	試-原-143, 144	容易 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能) (車両として運転状態及び外観の確認が可能)	A
	第4号 切り替え性	切り替え性	【CV自然対流冷却(SFP)】 DE施設としての機能を有さない (弁を設置)	B a1	[バウンダリ系統図] 境-16	【CV自然対流冷却(送水P車)】 DE施設としての機能を有さない (弁を設置)	B a1
	第5号 悪影響防止	系統設計	【CV自然対流冷却(SFP)】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	現場状況確認資料 現-3 [バウンダリ系統図]	【CV自然対流冷却(送水P車)】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(図様により固定)	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(図様等により固定)	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	高速回転機器 (今回配備)	B	
第6号 設置場所	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図] 配-16 [技術的能力] 添付資料1.7.5	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	
第4号条	第1号 可搬SAの容量	可搬SAの容量	【CV自然対流冷却(SFP)】 負荷に直接接続 (原子炉補機冷却水の蒸騰防止として必要な圧力まで加圧できる容量) (保有数は1セット2個、故障時及び保守点検時のバックアップとして2個の合計4個)	B	[容量設定表] 容-8	【CV自然対流冷却(送水P車)】 原子炉棟屋の外から水又は電力を供給 (格納容器内自然対流冷却として必要な容量) (保有数は2セット2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台)	A
	第2号 可搬SAの接続性	可搬SAの接続性	簡便な接続規格	C	[現場状況確認資料] 現-3	フランジ接続	B
	第3号 異なる複数の接続箇所の確保	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	複数設置 (原子炉棟屋内の異なる区画に複数箇所設置し、異なる床面から接続)	A
	第4号 設置場所	設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図] 配-16	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B
	第5号 保管場所	保管場所	線和设备/同一目的のSA設備あり (代替格納容器X7レと原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	A b	[配置図] 配-16	線和设备/同一目的のSA設備あり (C, D-CCWP, C, D-SFP, P-イビダ電機と位置的分散) (代替格納容器X7レと原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	B b
	第6号 アクセスルート	アクセスルート	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3] 参照	屋外アクセスルート	B
	第7号 共通要因故障防止	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【CV自然対流冷却(SFP)】 線和设备/同一目的のSA設備あり (代替格納容器X7レと原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)	B	[配置図] 配-16	【CV自然対流冷却(送水P車)】 線和设备/同一目的のSA設備あり (C, D-CCWP, C, D-SFPと位置的分散) (代替格納容器X7レと原理の異なる冷却、減圧手段を用いることで多様性を有し、位置的分散を図る)
	サポート系要因	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (自冷式のP-イビダ電機とすることで、CCWP及びSFPを使用したCV自然対流冷却に対し多様性を持った駆動源)	D

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		EL	EL	EL	EL	EL	EL		
第1項	第1条	溶融炉心を冷却するための設備	格納容器スプレイポンプ	類型化区分	エビダンス	燃料取替用水ビット	類型化区分	エビダンス	
		環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-1	C/V以外の屋内-その他(原子炉機器)	B d	[配置図]配-10
			雪重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
			海水	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-
			電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-		
	第2条	操作性	【格納容器スプレイ】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	【格納容器スプレイ】 (操作なし) 【代替格納容器スプレイ】 現場操作 (弁操作:弁操作等にて速やかに切替えられる)	A⑤	-	
	第3条	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び調えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-104~107	ビット (機能・性能及び調えいの確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置) (ほう素濃度及び有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-80~82	
	第4条	切り替え性	【格納容器スプレイ】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-17	【格納容器スプレイ】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用) 【代替格納容器スプレイ】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (切替せず使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-15, 17 [技術的能力]添付資料1.6.4	
	第5条	系統設計	【格納容器スプレイ】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-17	【格納容器スプレイ】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【代替格納容器スプレイ】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成) 【代替格納容器スプレイ】 放射性物質を含む系統との分離 (多重の弁により分離)	A d A a A e	[バウンダリ系統図]機-15, 17 [技術的能力]添付資料1.6.4	
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	
		その他(対象物)	対象外	/	-	対象外	/	-	
	第6条	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	現場操作(設置場所)	A a	[配置図]配-10	
	第1号	常設SAの容量	【溶融炉心冷却(格納容器スプレイ)】 DE設備の容量等が十分 (DE設備と同時設計)	A	-	【格納容器スプレイ、代替格納容器スプレイ】 DE設備の容量等を補う (補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量で設計)	B	[容量設定仕様]容-2	
	第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
	第2項	第3条	共通要因故障防止	【格納容器スプレイ】 緩和设备/同一目的のSA設備あり (代替格納容器スプレイポンプと位置的分散) (多重性を持ったディーゼルの発電機から給電でき、 系統として多重性を持つ)	B	[配置図]配-1	【格納容器スプレイ、代替格納容器スプレイ】 緩和设备/同一目的のSA設備あり (補助給水ポンプ)と位置的分散)	B	[配置図]配-10
			サポート系要因	【格納容器スプレイ】 対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		SI	SI	SI	SI	SI	SI	
第51条 原子が格納容器下部の冷却 炉心を冷却するための設備		格納容器スプレイ冷却器	類型 化区分	エビダンス	代替格納容器スプレイポンプ	類型 化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件・温度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他 (原子が補助機器)	B d	[配置図]配-2	C/V以外の屋内-その他 (原子が機器)	B d	[配置図]配-4
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II	-	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	【代替格納容器スプレイ】 現場操作 (操作スイッチ操作: 弁の操作スイッチによる操作が可能) (弁操作: 弁操作等にて速やかに切替えできる)	A7 A8	[技術的能力]添付資料1.8.7 [現場状況確認資料]項-1
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	試験 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-フランジ設置) (非破壊検査が可能)	F	[試験・検査説明資料]試-原-108, 109	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-103
	第4号	切り替え性	【格納容器スプレイ】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]境-17	【代替格納容器スプレイ】 DE施設としての機能を有さない(切替せず使用)	B a1 B a2	[バウンダリ系統図]境-15
	第5号	系統設計	【格納容器スプレイ】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]境-17	【代替格納容器スプレイ】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a	[バウンダリ系統図]境-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	高速回転機器 (今回設置)	B	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-4	
第1号	常設SAの容量	対象外 (流路)	/	-	【代替格納容器スプレイ】 SA設備単体で系統の目的に応じ使用 (CV下部に落下した冷却炉心を冷却するために必要な流量に対して十分な容量で設計)	C	[容量設定表]容-5	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【格納容器スプレイ】 緩和設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-	【代替格納容器スプレイ】 緩和設備/同一目的のSA設備あり (格納容器スプレイポンプと位置的分岐)	B	[配置図]配-4
		サポート系要因	対象外 (サポート系なし)	/	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (空冷式の代替非常用発電機からの独立した電源供給70%から給電)	C	[技術的能力]添付資料1.8.7

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第51条 原子が格納容器下部の液面 中心を冷却するための設備		補給給水ビット	類型 化区 分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-10
		雪害	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【代替格納容器APレ】 現場操作 (非操作：非操作等にて速やかに切替えられる)	A③	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ビット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置) (有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-56~58
	第4号	切り替え性	【代替格納容器APレ】 本来の用途以外の用途として使用するため切替(非を設備)	A	[バウンダリ系統図]規-15 [技術的能力]添付資料1.13.11
	第5号	系統設計	【代替格納容器APレ】 非等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対応設備としての系統構成) 【代替格納容器APレ】 放射性物質を含む系統との分離 (多重の非により分離)	A a A e	[バウンダリ系統図]規-15 [技術的能力]添付資料1.13.11
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(対象物)		対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作(設置場所)	A a	[配置図]配-10	
第1号	常設SAの容量	【代替格納容器APレ】 IS設備の容量等を補う (補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量で設計)	B	[容量設定仕様]寄-1	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【代替格納容器APレ】 線と設備/同一目的のSA設備あり (燃料取替用ビット)を水源とする格納容器APレと異なる水源を持つ (燃料取替用ビット)と位置的分岐)	B	[配置図]配-10
		サポート系要因	【代替格納容器APレ】 対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第2条 水素爆発による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備		第2条 原子炉格納容器内水素処理装置	型式化区分	エビダンス	第2条 原子炉格納容器内水素処理装置構造	型式化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/雷外の天候/放射線	原子炉格納容器	A	[配置図]配-9,17	原子炉格納容器	A	[配置図]配-9,17
		雪重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	その他(試験の取り出しが可能)(外観の確認が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-格-22	計測制御設備(操業入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-32
	第4号	切り替え性	【CV内水素濃度低減】DB施設としての機能を有さない(切替せず使用)	Ba2	-	【CV内水素濃度低減】DB施設としての機能を有さない(切替せず使用)	Ba2	-
	第5号	系統設計	【水素濃度低減】他設備から独立(他の系統から独立)(作動時の水素処理による温度上昇が他設備に悪影響を及ぼさない)	Ac	-	【水素濃度低減】他設備から独立(他の系統から独立)(水素処理装置の水素処理性能に悪影響を及ぼさない)	Ac	-
			配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【CV内水素濃度低減】SA設備単体で系統の目的に応じ使用(CV内の水素濃度を低減できる容量で設計)	C	[容量設定仕様]容-9	【CV内水素濃度低減】SA設備単体で系統の目的に応じ使用(炉心保護時の原子炉格納容器内水素処理装置の作動時に想定される温度範囲を計測できる設計)	C	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【水素濃度低減】緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【水素濃度低減】緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象(サポート系あり)異なる駆動源(「イ・ロ」系発電機に対して多機性を持った代替非常用発電機から給電)	C	-

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第2条 水素爆発による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備		第2条 格納容器水素イグナイタ	第2条 型式化区分	第2条 エビデンス	第2条 格納容器水素イグナイタ温度	第2条 型式化区分	第2条 エビデンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/雷外の天候/放射線	原子炉格納容器	A	[配置図]配-5, 9, 11, 15, 17	原子炉格納容器	A	[配置図]配-5, 9, 11, 15, 17
		雪重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	操作性	中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-	
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他 (機能・性能の確認(抵抗及び電圧の測定)が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-格-23	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-33	
	切り替え性	【CV内水素濃度低減】 DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	Ba2	-	【CV内水素濃度低減】 DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	Ba2	-	
	悪影響防止	系統設計	【水素濃度低減】 弁等で系統構成 (遮断部にて他の系統と分離可能) (作動時の水素燃焼による温度上昇が他設備に悪影響を及ぼさない)	Aa	-	【水素濃度低減】 他設備から独立 (他の系統から独立) (水素イグナイタの水素処理性能に及ぼさない)	Ac	-
		配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-		
第1号	常設SAの容量	【CV内水素濃度低減】 SA設備単体で系統の目的に応じ使用 (炉心の著しい損傷に伴い事故初期にCV内に大量に放出される水素を計画的に燃焼させ、CV内の水素濃度ピークを抑制する設計)	C	[容量設定根拠]容-10	【CV内水素濃度低減】 SA設備単体で系統の目的に応じ使用 (炉心損傷時の格納容器内水素の作動時に想定される温度範囲を計測できる設計)	C	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	【水素濃度低減】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【水素濃度低減】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (「イ・ビ」系電機機に対して多様性を持った代替非常用系電機機から給電)	C	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (「イ・ビ」系電機機に対して多様性を持った代替非常用系電機機から給電)	C	-

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備		格納容器雰囲気ガス試験採取設備	型式区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他 (原子炉建屋)	B d	-
		環境条件における健全性	震害 (有効に機能を発揮する)	-	-
		環境条件における健全性	海水 (海水又は淡水 (海水を漏水する可能性あり))	II	-
		環境条件における健全性	電磁波 (機能が損なわれない)	-	-
		環境条件における健全性	他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	-	-	[試験・検査説明資料]試-格-24~26
	第4号	切り替え性	DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (切替せず使用)	B b	[バウンダリ系統図]規-18
	第5号	系統設計	-	-	[バウンダリ系統図]規-18
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	-	-	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	-	-	-
		サポート系要因	-	/	-

・記号は「共-2 型式区分及び適合内容」における型式区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

		B2	B2	B2	B2	B2	B2	
第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	類型化区分	エビダンス	可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号 環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線 装置 (有効に機能を発揮する)	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-11	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-10
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
		操作性	【CV水素濃度監視】 現場操作 (運搬設置：台車等により運搬、移動ができる設計、設置場所にて固定できる) (弁操作：弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業：簡便な接続規格による接続、及び計装ケーブルの接続はコネクタ接続とし接続規格を統一し、確実に接続できる)	A① A② A③	[技術的能力]添付資料1.9.7 [現場状況確認資料]項-3	【CV水素濃度監視】 現場操作 (運搬設置：台車等により運搬、移動ができる設計、設置場所にて固定できる) (操作スイッチ操作：現場の操作スイッチにより操作が可能) (弁操作：弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業：簡便な接続規格による接続、及び電源ケーブルの接続はコネクタ接続とし接続規格を統一し、確実に接続できる)	A① A② A③	[技術的能力]添付資料1.9.7 [現場状況確認資料]項-3
	第3号 試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (校正が可能)	J	試-計-37	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	試-格-28	
	第4号 切り替え性	【CV水素濃度監視】 DE施設としての機能を有さない (弁を設置)	B a1	[バウンダリ系統図]境-18	【CV水素濃度監視】 DE施設としての機能を有さない (弁を設置)	B a1	[バウンダリ系統図]境-18	
	第5号 悪影響防止	系統設計	【水素濃度監視】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]項-3 [バウンダリ系統図]	【水素濃度監視】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]項-3 [バウンダリ系統図]
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(図様により固定)	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(図様により固定)	-	-
		その他(飛散物)	対象外	/	-	高速回転機器 (今回配備)	B	-
第6号 設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-11	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-10		
第4号条 第3項	第1号 可搬SAの容量	【CV水素濃度監視】 その他 (CV内の水素濃度を測定できる計測範囲を有する設計 保有数は1個、故障時及び保守点検時のバックアップとして 1個の合計2個)	C	-	【CV水素濃度監視】 その他 (サンプリングガスを冷却し、計測可能な温度範囲に収めることができる容量を有する設計) (保有数は1個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計2個)	C	-	
	第2号 可搬SAの接続性	簡便な接続規格 専用の接続	C D	[現場状況確認資料]項-3	簡便な接続規格 専用の接続	C D	[現場状況確認資料]項-3	
	第3号 異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-	
	第4号 設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-11	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-10	
	第5号 保管場所	【水素濃度監視】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋内	A a	[配置図]配-11	【水素濃度監視】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋内	A a	[配置図]配-10	
	第6号 アクセスルート	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3]参照	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3]参照	
	第7号 共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【水素濃度監視】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【水素濃度監視】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
	サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (7「イ」セ」発電機に対して多様性を持った代替非常用発電機から給電)	D	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (7「イ」セ」発電機に対して多様性を持った代替非常用発電機から給電)	D	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

		B2	B2	B2	B2	B2	B2		
第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	類型化区分	エビダンス	格納容器空気サンプリング隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ	類型化区分	エビダンス		
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋) 地震 (有効に機能を発揮する)	B d	[配置図]配-10	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋) 地震 (有効に機能を発揮する)	B d	[配置図]配-10	
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-	
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-	
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
		操作性	【CV水素濃度監視】 現場操作 (運搬設置：台車等により運搬、移動ができる設計、設置場所にて固定できる) (操作スイッチ操作：現場の操作スイッチにより操作が可能) (弁操作：弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業：簡便な接続規格による接続、及び電源ケーブルの接続はコネクタ接続とし接続規格を統一し、確実に接続できる)	A① A② A③ A④	[技術的能力]添付資料1.9.7 [現場状況確認資料]現-4	【CV水素濃度監視】 現場操作 (工具確保：一般的な工具) (弁操作：弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業：簡便な接続規格による接続)	A① A② A③ A④	[技術的能力]添付資料1.9.7 [現場状況確認資料]現-4	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	圧縮機 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	M	試-格-27	容器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (規定圧力及び外観の確認可能)	C	試-格-29	
	第4号	切り替え性	【CV水素濃度監視】 DE施設としての機能を有さない (弁を設置)	B a1	[バウンダリ系統図]境-18	【CV水素濃度監視】 DE施設としての機能を有さない (弁を設置)	B a1	[バウンダリ系統図]境-18	
	第5号	影響防止	系統設計	【水素濃度監視】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]現-4[バウンダリ系統図]	【水素濃度監視】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]現-4 [バウンダリ系統図]
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛により固定)	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛により固定)	-	-	
		その他(飛散物)	高速回転機器 (今回配備)	B	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-10	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-10		
第3項	第1号	可搬SAの容量	【CV水素濃度監視】 その他 (サンプリングガスをCV内に戻すことができる吐出圧力を有する設計) (保有数は1個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計2個)	C	-	【CV水素濃度監視】 負荷に直接接続 (弁全開に必要な容量に対して十分な容量) (保有数は1個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計2個)	B	[容量設定規格]容-11	
		可搬SAの接続性	簡便な接続規格 専用の接続	C D	[現場状況確認資料]現-4	簡便な接続規格	C	[現場状況確認資料]現-4	
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-	
	第4号	設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-10	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-10	
	第5号	保管場所	【水素濃度監視】 緩和设备/同一目的のSA設備なし/屋内	A a	[配置図]配-10	【水素濃度監視】 緩和设备/同一目的のSA設備なし/屋内	A a	[配置図]配-10	
	第6号	アクセスルート	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3]参照	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3]参照	
	第7号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【水素濃度監視】 緩和设备/同一目的のSA設備なし	/	-	【水素濃度監視】 緩和设备/同一目的のSA設備なし	/	-
	サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (7V・7Vb発電機に対して多様性を持った代替非常用発電機から給電)	D	-	対象外(サポート系なし)	/	-		

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		B2	B2	B2	
第1項	第1号	環境条件における健全	可搬型大型送水ポンプ車 屋外	類型化区分 C	ニビダンス [配置図]配-22
		腐食	(本筋に機能を照らす)	-	-
		海水	海水通水 (使用時に海水を通水) (取水する際の遺物の流入防止を考慮)	I	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【CV水素濃度監視】 現場操作 (工具確保：一般的な工具) (運搬設置：車両として移動可能、車輪止めを搭載) (操作スイッチ操作：付属の操作図等により現場での操作が可能) (弁操作：弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業：フランジ接続とし可搬型ホースを確実に接続できる)	A② A③ A④ A⑤	[技術的勘力]添付資料1.5.5 [現場状況確認資料]撰-2
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び備えの確認が可能) (分解が可能) (車両として運転状態及び外観の確認が可能)	A	試-原-156, 157
	第4号	切り替え性	【CV水素濃度監視】 DE施設としての機能を有さない (弁を設置)	B a1	[バウンダリ系統図]撰-18
	第5号	系統設計	【水素濃度監視】 通常時は分断 (通常時に接続先の系統と分断された状態)	A b	[現場状況確認資料]撰-2 [バウンダリ系統図]
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(防錆等により固定)	-	-
その他(飛散物)		高速回転機器 (今回配備)	B	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-22	
第4号条	第1号	可搬SAの容量	【CV水素濃度監視】 原子炉建屋の外から水又は電力を供給 (サンプリングガスを冷却し、計測可能な濃度範囲に収めることができる容量で設計) (保有数は2セット2台に、故障時及び保守点検による待機時以外のバックアップ用として1台を加えた合計4台を分散して保管)	A	[容量設定仕様]寄-6
	第2号	可搬SAの接続性	フランジ接続	B	[現場状況確認資料]撰-2
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	複数設置 (原子炉建屋内の異なる区画に複数箇所設置し、異なる建屋面から接続)	A	[補足説明資料]47-10 可搬型重大事故等対応設備の接続口について
	第4号	設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-22
	第5号	保管場所	緩和设备/同一目的のSA設備なし/屋外	B a	[配置図]配-22
	第6号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照
第3項	第7号	共通要因故障防止	【水素濃度監視】 緩和设备/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		52	52	52	52	52	52	
第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		アニュラス空気浄化ファン (SBO時はB例のみ使用)	類型化区分	エビダンス	アニュラス空気浄化フィルタユニット (SBO時はB例のみ使用)	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他 (原子炉建屋)	B d	[配置図]配-12	C/V以外の屋内-その他 (原子炉建屋)	B d	[配置図]配-14
		腐蝕	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【水素排出】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ファン (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-放-29~32	空調ユニット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-点検口設置) (差圧確認が可能)	E	[試験・検査説明資料]試-放-33~37
	第4号	切り替え性	【水素排出】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (電源健全時: DB施設と同じ系統構成で使用) (電源喪失時: 切替せず使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-19	【水素排出】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (電源健全時: DB施設と同じ系統構成で使用) (電源喪失時: 切替せず使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-19
	第5号	系統設計	【水素排出 (4'-1)健全時】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【水素排出 (SBO又はDC喪失時)】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A + A d	[バウンダリ系統図]機-19	【水素排出 (4'-1)健全時】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【水素排出 (SBO又はDC喪失時)】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A + A d	[バウンダリ系統図]機-19
		配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(預置物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【水素排出】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計) (CV内冷却、減圧、水素濃度低減とあいまって、R/B等の損傷を防止する容量)	A	-	【水素排出】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計) (CV内冷却、減圧、水素濃度低減とあいまって、R/B等の損傷を防止する容量)	A	-	
	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【水素排出】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【水素排出】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 真なる駆動源 (7'-1)6号電機に対して多様性を持った代替非常用常電機から給電)	C	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第33条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		52	52	52	
		排気筒	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	屋外	C	[配置図]配-22
		震害	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	その他(外観の確認が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-放-40, 41
	第4号	切り替え性	【水素排出】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B1	[バウンダリ系統図]提-19
	第5号	系統設計	【水素排出】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A4	[バウンダリ系統図]提-19
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	対象外(流路)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【水素排出】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

		53	53	53	53	53		
第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ	搬型化区分	エビダンス	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	搬型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-14	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-11
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【水素排出】 現場操作 (工具確保：一般的な工具)。(弁操作：弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業：簡便な接続規格による接続)	A① A② A③	[技術的能力]添付資料1.10.4 [現場状況確認資料]項-4	【水素濃度監視】 現場操作 (運搬設備：台車により運搬、移動ができる設計、設置場所にて固定できる) (弁操作：弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業：簡便な接続規格による接続、及び計数ケーブルの接続はコネクタ接続とし接続規格を統一し、確実に接続できる)	A① A② A③	[技術的能力]添付資料1.10.5 [現場状況確認資料]項-4
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	容易 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (規定圧力及び外観の確認が可能)	C	試-放-38, 39	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	試-計-38
	第4号	切り替え性	【水素排出】 DE施設としての機能を有さない (弁を設置)	B a 1	[バウンダリ系統図]境-19	【水素濃度監視】 DE施設としての機能を有さない (弁を設置)	B a 1	[バウンダリ系統図]境-20
	第5号	系統設計	【水素排出】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]項-4 [バウンダリ系統図]	【水素濃度監視】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]項-4 [バウンダリ系統図]
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(図様により固定)	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(図様により固定)	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-14	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-11	
第4号条	第1号	可搬SAの容量	【水素排出】 負荷に直接接続 (弁全開に必要な容量に対して十分な容量) (保有数は1個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計2個)	B	[容量設定図]容-12	【水素濃度監視】 その他 (アニュラス内の水素濃度を測定できる計測範囲を有する設計) (保有数は1個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計2個)	C	-
	第2号	可搬SAの接続性	簡便な接続規格	C	[現場状況確認資料]項-4	簡便な接続規格 専用の接続	C D	[現場状況確認資料]項-4
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-
	第4号	設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-14	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-11
	第5号	保管場所	【水素排出】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋内	A a	[配置図]配-14	【水素監視】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋内	A a	[配置図]配-11
	第6号	アクセスルート	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3]参照	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3]参照
	第7号	共通要因故障防止	【水素排出】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【水素監視】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
サポート系要因		対象外(サポート系なし)	/	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (「イ-ゼ」発電機に対して多様性を持った代替非常用発電機から給電)	D	-	

・記号は「共-2 搬型化区分及び適合内容」における搬型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		54	54	54	54	54	54	
		使用済燃料ピット水位 (AM用)	類型化区分	エビデンス	使用済燃料ピット温度 (AM用)	類型化区分	エビデンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-SFP事故時に使用(燃料取扱機)	B b	【配置図】配-13 【使用済燃料ピット監視設備(重大事故等対処設備)】54-8	C/V以外の屋内-SFP事故時に使用(燃料取扱機)	B b	【配置図】配-13 【使用済燃料ピット監視設備(重大事故等対処設備)】54-8
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	計画制御設備(操縦入力による機能・性能の確認(特性の確認)が可能)(校正が可能)	J	【試験・検査説明資料】試-8-a	計画制御設備(操縦入力による機能・性能の確認(特性の確認)が可能)(校正が可能)	J	【試験・検査説明資料】試-8-a
	第4号	切り替え性	【SFPの監視】DB施設としての機能を有さない(切替せず使用)	B a2	-	【SFPの監視】DB施設としての機能を有さない(切替せず使用)	B a2	-
	第5号	系統設計	【SFPの監視】他設備から独立(他の設備から独立)	A c	-	【SFPの監視】他設備から独立(他の設備から独立)	A c	-
			配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【SFPの監視】SA設備単体で系統の目的に応じ使用(重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計)	C	補足説明資料 54-7	【SFPの監視】SA設備単体で系統の目的に応じ使用(重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計)	C	補足説明資料 54-7	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【SFPの監視】防止設備/共通要因の考慮対象設備なし緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【SFPの監視】防止設備/共通要因の考慮対象設備なし緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象(サポート系あり)具なる駆動源(DB設備としての電源に対して多様性を持つ代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり)具なる駆動源(DB設備としての電源に対して多様性を持つ代替電源から給電)	C	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		54	54	54	
		使用済燃料ピット監視カメラ	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-SFP事故時に使用(燃料取扱棟)	B b	[配置図]配-13 [使用済燃料ピット監視設備(重大事故等対応設備)]54-8
		震害	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【SFPの監視】 現場操作 (運搬装置：空冷装置は、人力により運搬、移動できる設計) (操作スイッチ操作：空冷装置は、現場で操作できる) (接続作業：空冷装置は、確実に接続できる)	A① A② A③	[技術的能力]添付資料1.11.17 [現場状況確認資料]現-6
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認(特性の確認)が可能) (校正が可能) (空冷装置は、機能・性能の確認が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-燃-10
	第4号	切り替え性	【SFPの監視】 DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	-
	第5号	系統設計	【SFPの監視】 他設備から独立 (他の設備から独立)	A c	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(預敷物)		対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要) 現場操作 (使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置と使用済燃料ピット監視カメラの接続及び空冷装置の操作は設置場所でも可能)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【SFPの監視】 SA設備単体で系統の目的に応じ使用 (重大事故等時に亦外線の機能によりSFPの水温の傾向等状態を監視できる設計)	C	補足説明資料 54-7	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【SFPの監視】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持つ代替電源から給電)	C	[技術的能力]添付資料1.11.17

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		B4	B4	B4	B4	B4		
		可搬型大型送水ポンプ車	類型化区分	エビダンス	可搬型スプレイノズル	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号 環境条件における健全	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	屋外	C	[配置図]配-22	C/V以外の屋内-SFP事故時に使用(燃料取扱棟)屋外	B b C	[配置図]配-22
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を過水する可能性あり)(取水する際の異物の流入防止を考慮)	II	-	海水又は淡水(海水を過水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号 操作性		【SFPへの注水、SFPへアプレイ】 現場操作 (運転設置：車両として移動可能、車輪止めを搭載) (操作スイッチ操作：付属の操作器等により現場での操作が可能) (接続作業：可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A② A③	[技術的能力]新付資料 L.11.10,14 [現場状況確認資料]現-2	【SFPへのアプレイ】 現場操作 (運転設置：人力により運転、所定の場所に配置及び固定) (接続作業：可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A②	[技術的能力]新付資料 L.11.14 [現場状況確認資料]現-5
	第3号 試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)		ポンプ (機能・性能及び備えの確認が可能) (分解が可能) (車両としての運転状態及び外観の確認が可能)	A	試-原-156,157	その他 (機能・性能及び備えの確認が可能) (SFP全面に噴霧できることの確認が可能)	N	試-格-14,15
	第4号 切り替え性		【SFPへの注水、SFPへアプレイ】 DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	-	【SFPへのアプレイ】 DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	-
	第5号 悪影響防止	系統設計	【SFPへの注水、スプレイ】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	[バウンダリ系統図] [現場状況確認資料]現-2	【SFPへのスプレイ】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(距離等により固定)	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(距離等により固定)	-	-
その他(飛散物)		高速回転機器 (今回配備)	B	-	対象外	/	-	
第6号 設置場所		現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-22	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-22	
第4号条	第1号 可搬SAの容量	【SFPへの注水、SFPへアプレイ】 原子炉建屋の外から水又は電力を供給 (【SFPへの注水】SFPの保容量を上回る補給量を有する容量) (【SFPへスプレイ】 SFP全面にアプレイすることにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するために必要な容量) (保有数は2セット2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台)	A	[容量設定表]容-6	【SFPへのアプレイ】 その他 (SFP全面にアプレイすることにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することができる容量) (保有数は1セット2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台)	C	[容量設定表]容-13	
	第2号 可搬SAの接続性	対象外(可搬型設備への接続)	/	-	対象外 (可搬型設備への接続のみ)	/	-	
	第3号 異なる複数の接続箇所の確保	対象外 (常設との接続なし)	/	-	対象外 (常設との接続なし)	/	-	
	第4号 設置場所	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-22	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-22	
第3項	第5号 保管場所	【SFPへの注水】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 (2次系純水タンク、燃料取替用水タンク、燃料取替用水ポンプ、SFPタンク、SFP冷却器、2次系補給水タンクと位置的分散)	B b	[配置図]配-22	【SFPへのスプレイ】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋外(車内)	B a	[配置図]配-22	
	第6号 アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照	屋内アクセスルート 屋外アクセスルート	A B	[補足説明資料 共通 共-3]参照	
	第7号 共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【SFPへの注水】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 (燃料取替用水タンク又は2次系純水タンクと異なる水源を持つ) (2次系純水タンク、燃料取替用水タンク、燃料取替用水ポンプ、SFPタンク、SFP冷却器、2次系補給水タンクと位置的分散) 【SFPへのスプレイ】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	A b	[配置図]配-22	【SFPへのスプレイ】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
サポート系要因		対象(サポート系あり) 異なる駆動源 【SFPへの注水】 (SFPタンク)及びSFP冷却器を使用したSFP冷却機能、燃料取替用水タンク又は2次系補給水タンクを使用したSFP注水機能に対して多様性を持った駆動源)	D	-	対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

		S4	S4	S4	S4	S4	S4		
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		可搬型大容量海水送水ポンプ車	類型化区分	エビダンス	放水砲	類型化区分	エビダンス		
第1項	第1号 環境条件における健全	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	屋外	C	[配置図]配-22	屋外	C	[配置図]配-22	
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水	海水通水 (使用時に海水を通水) (取水する際の流物の流入防止を考慮)	I	-	海水通水 (使用時に海水を通水)	I	-	
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-	
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【FR/Bへの放水】 現場操作 (運転設置：車両として移動可能、車輪止めを搭載) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより現場での操作が可能) (接続作業：可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A② A③	[技術的能力]添付資料1.12.4 [現場状況確認資料]項-5	【FR/Bへの放水】 現場操作 (運転設置：車両により運転が可能な設計、車輪止めにより固定) (接続作業：可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A②	[技術的能力]添付資料1.12.4 [現場状況確認資料]項-5	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び備えの確認が可能) (分解が可能) (車両としての運転状態及び外観の確認が可能)	A	試-格-16, 17	その他 (機能・性能及び備えの確認が可能) (外観の確認が可能)	N	試-格-18, 19	
	第4号	切り替え性	【FR/Bへの放水】 DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	Ba2	-	【FR/Bへの放水】 DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	Ba2	-	
	第5号	悪影響防止	系統設計	【FR/Bへの放水】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	[現場状況確認資料]項-6	【FR/Bへの放水】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-
			配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛等により固定)	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛等により固定)	-	-
その他(飛散物)			高速回転機器 (今回配備)	B	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-22	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-22		
第3項	第1号	可搬SAの容量	【FR/Bへの放水】 その他 (放射性物質の拡散を抑制するため放水砲による霧状放水により広範囲において燃料取扱機等に放水できる容量) (保有数は1セット1台、故障時及び保守点検時のバックアップとして1台の合計2台)	C	[容量設定根拠]添-14	【FR/Bへの放水】 その他 (放射性物質の拡散を抑制するため放水砲による霧状放水により広範囲において燃料取扱機等に放水できる容量) (保有数は1セット1台、故障時及び保守点検時のバックアップとして1台の合計2台)	C	[容量設定根拠]添-15	
		可搬SAの接続性	対象外 (可搬型設備への接続のみ)	/	-	対象外 (可搬型設備への接続のみ)	/	-	
		異なる複数の接続箇所の確保	対象外 (常設との接続なし)	/	-	対象外 (常設との接続なし)	/	-	
		設置場所	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-22	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-22	
		保管場所	【FR/Bへの放水】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋外	B a	[配置図]配-22	【FR/Bへの放水】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋外	B a	[配置図]配-22	
		アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3] 参照	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3] 参照	
		第7号	共通要因故障防止	【FR/Bへの放水】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【FR/Bへの放水】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	Ab	-
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-		

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

		B4	B4	B4	B4	B4	B4	
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		使用済燃料ピット水位 (可搬型)	類型化区分	エビダンス	使用済燃料ピット可搬型ニアモニタ	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-SFP事故時に使用(原子炉建屋又は燃料取扱棟)	B b	[配置図]配-13	C/V以外の屋内-SFP事故時に使用(原子炉建屋又は燃料取扱棟) 屋外	B b C	[配置図]配-13
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	操作性	【SFPの監視】 現場操作 (運搬設備：人力により運搬、移動できる設計) (接続作業：交換器及びワイヤの接続は、確実に接続できる、取付金具を用いて確実に取付) (接続作業：ケーブル接続は、コネクタ接続とし、接続規格を統一することで、確実に接続できる)	A② A③	[技術的能力]添付資料 1.11.17 [現場状況確認資料]現-5	【SFPの監視】 現場操作 (運搬設備：人力により運搬、移動できる設計、訓練等により確実に固定できる) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより現場で操作可能) (接続作業：ケーブル接続は、コネクタ接続とし、接続規格を統一することで、確実に接続できる)	A② A③ A④	[技術的能力]添付資料 1.11.17 [現場状況確認資料]現-6	
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認(特性の確認)が可能) (校正が可能)	J	試-部-7	計測制御設備 (特性の確認が可能)により線源校正が可能)	J	試-部-9	
	切り替え性	【SFPの監視】 DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	-	【SFPの監視】 DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	-	
	悪影響防止	系統設計	【SFPの監視】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]現-6	【SFPの監視】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]現-6
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-13 [使用済燃料ピット監視設備(重大事故等対応設備)]54-7	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-13		
第4項	可搬SAの容量	【SFPの監視】 その他 (重大事故等により変動する可能性のあるSFP上部から底部近傍までの範囲にわたり測定できる設計) (保有数は1セット2個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計3個)	C	補足説明資料 54-7	【SFPの監視】 その他 (重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計) (保有数は1セット1個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計2個)	C	補足説明資料 54-7	
	可搬SAの接続性	専用の接続	D	-	専用の接続	D	-	
	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-	
	設置場所	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を測定)	A	[配置図]配-13	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を測定)	A	[配置図]配-13	
	保管場所	【SFPの監視】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし/屋内線と設備/同一目的のSA設備なし/屋内	A a	[配置図]配-13	【SFPの監視】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし/屋内線と設備/同一目的のSA設備なし/屋内	A a	[配置図]配-13	
	アクセスルート	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3]参照	屋内アクセスルート 屋外アクセスルート	A B	[補足説明資料 共通 共-3]参照	
	第3項	共通要因故障防止	【SFPの監視】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 線と設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【SFPの監視】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 線と設備/同一目的のSA設備なし	/	-
サポート系要因		対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持つ代替電源から給電)	D	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持つ代替電源から給電)	D	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

		SS	SS	SS	SS	SS		
第55条 工場等外への放射能物質の拡散を抑制するための設備		可搬型大容量海水送水ポンプ車	類型化区分	エビダンス	放水砲	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	屋外	C	[配置図]配-22	屋外	C	[配置図]配-22
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水通水 (使用時に海水を通水) (取水する際の建物の流入防止を考慮)	I	-	海水通水 (使用時に海水を通水)	I	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
第2号	操作性	【大気への拡散抑制、泡消火】 現場操作 (運転設置：車両として移動可能、車輪止めを搭載) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより現場での操作が可能) (接続作業：可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A② A③	[技術的能力]新付資料 1.12.4.16 [現場状況確認資料]現-5	【大気への拡散抑制、泡消火】 現場操作 (運転設置：車両により運転可能、車輪止めにより固定) (接続作業：可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A②	[技術的能力]新付資料 1.12.4.16 [現場状況確認資料]現-5	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び備えの確認が可能) (分解が可能) (車両として運転状態及び外観の確認が可能)	A	試-格-16, 17	その他 (機能・性能及び備えの確認が可能) (外観の確認が可能)	N	試-格-18, 19	
第4号	切り替え性	【大気への拡散抑制、泡消火】 DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	Ba2	-	【大気への拡散抑制、泡消火】 DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	Ba2	-	
第5号	悪影響防止	系統設計	【大気への拡散抑制、航空機燃料火災の泡消火】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	[現場状況確認資料]現-5	【大気への拡散抑制、航空機燃料火災の泡消火】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛等により固定)	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛等により固定)	-	-
		その他(飛散物)	高速回転機器 (今回配備)	B	-	対象外	/	-
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-22	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-22	
第4号条	第1号	可搬SAの容量	【大気への拡散抑制、泡消火】 その他 (放水砲による排状放水により原子炉格納容器の最高点である頂部又は露状放水により広範囲において燃料取扱棟に放水できる容量) (保有数は1セット1台、故障時及び保守点検時のバックアップとして1台の合計2台)	C	[容量設定根拠]容-14	【大気への拡散抑制、泡消火】 その他 (放水砲による排状放水により原子炉格納容器の最高点である頂部又は露状放水により広範囲において燃料取扱棟に放水できる容量) (保有数は1セット1台、故障時及び保守点検時のバックアップとして1台の合計2台)	C	[容量設定根拠]容-15
	第2号	可搬SAの接続性	対象外 (可搬型設備への接続のみ)	/	-	対象外 (可搬型設備への接続のみ)	/	-
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-
第3項	第4号	設置場所	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-22	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-22
	第5号	保管場所	【大気への拡散抑制、航空機燃料火災の泡消火】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋外	B a	[配置図]配-22	【大気への拡散抑制、航空機燃料火災の泡消火】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋外	B a	[配置図]配-22
	第6号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照
第7号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【大気への拡散抑制、航空機燃料火災の泡消火】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【大気への拡散抑制、航空機燃料火災の泡消火】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

		SS	SS	SS	SS	SS	SS	
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		放射性物質収着剤	類型化区分	エビデンス	育播場シルトフェンス	類型化区分	エビデンス	
第1項	第1号 環境条件における健全	環境温度・湿度・圧力/塵外の天候/放射線	塵外	C	[配置図]配-22	塵外	C	[配置図]配-22
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水通水 (使用時に海水を通水)	I	-	海水通水 (海に設置)	I	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【海洋への拡散抑制】 現場操作 (非操作：マンホール蓋を開けることにより通水)	A②	[発電所外への放射性物質の拡散抑制について] SS-6	【海洋への拡散抑制】 現場操作 (運搬設備：車輛等により運搬が可能、確実に設置できる)	A②	【技術的能力】新付資料 1.12.10 【現場状況確認資料】現-6
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他 (外観の確認が可能)	N	試-放-42	その他 (外観の確認が可能)	N	試-放-43
	第4号	切り替え性	【海洋への拡散抑制】 DE施設としての機能を有さない (マンホールを設置)	Ba1	-	【海洋への拡散抑制】 DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	Ba2	-
	第5号 悪影響防止	系統設計	【海洋への拡散抑制】 他設備から独立 (他の設備から独立して単独で使用可能) (閉塞した場合でも流路切替により流路確保できる)	Ac	[発電所外への放射性物質の拡散抑制について] SS-6	【海洋への拡散抑制】 他設備から独立 (他の設備から独立して単独で使用可能)	Ac	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(距離等により固定)	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(距離等により固定)	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	Aa	[配置図]配-22【技術的能力】 新付資料1.12.9	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	Aa	[配置図]配-22【技術的能力】 新付資料1.12.10	
第4号条	第1号	可搬SAの容量	【海洋への放出抑制】 その他 (海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、専用槽に流出する排水経路の象水側4箇所にて保管及び設置する設計) (保有数は各設置場所に1セット、保守要件による待機除外時のバックアップ用として1セットの合計5セット)	C	-	【海洋への放出抑制】 その他 (海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計) (保有数は1組、故障時及び保守点検時のバックアップとして1組の合計2組)	C	-
	第2号	可搬SAの接続性	対象外 (接続なし)	/	-	対象外 (接続なし)	/	-
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-
	第4号	設置場所	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-22	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-22
	第5号	保管場所	【海洋への拡散抑制】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/塵外	Ba	[配置図]配-22	【海洋への拡散抑制】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/塵外	Ba	[配置図]配-22
	第6号	アクセスルート	塵外アクセスルート	B	「補足説明資料 共通 共-3」参照	塵外アクセスルート	B	「補足説明資料 共通 共-3」参照
第3項	第7号 共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【海洋への拡散抑制】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【海洋への拡散抑制】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

		SS	SS	SS	SS	SS		
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		可搬型大型送水ポンプ車	類型化区分	エビダンス	可搬型スプレインゾル	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全	屋外	C	[配置図]配-22	C/V以外の屋内-SFP事故時に使用(燃料取扱棟)屋外	B b C	[配置図]配-22
		故障	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)(取水する際の異物の流入防止を考慮)	II	-	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【大気への拡散抑制】 現場操作 (運転設置：車両として移動可能、車輪止めを搭載) (操作スイッチ操作：付属の操作器等により現場での操作が可能) (接続作業：可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A② A③	[技術的能力]新付資料 L.11.10,14 [現場状況確認資料]現-2	【大気への拡散抑制】 現場操作 (運転設置：人力により運転、所定の場所にて設置及び固定) (接続作業：可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A②	[技術的能力]新付資料 L.11.14 [現場状況確認資料]現-5
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び備えの確認が可能) (分解が可能) (車両として運転状態及び外観の確認が可能)	A	試-原-156,157	その他 (機能・性能及び備えの確認が可能) (SFP全面に噴霧できることの確認が可能) (外観の確認が可能)	N	試-格-14,15
	第4号	切り替え性	【大気への拡散抑制】 DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	-	【大気への拡散抑制】 DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	-
	第5号	系設計	【大気への拡散抑制】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-	【大気への拡散抑制】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛等により固定)	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛等により固定)	-	-
その他(取替物)		高速回転機器 (今回配備)	B	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-22[技術的能力]新付資料L.11.10,14	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-22	
第4号条	第1号	可搬SAの容量	【大気への拡散抑制】 その他 (SFP全面にAPレ/することにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するために必要な容量) (保有数は1セット1台、故障時及び保守点検時のバックアップとして1台の合計2台)	C	[容量設定換機]容-6	【大気への拡散抑制】 その他 (SFP全面にAPレ/することにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することができる容量) (保有数は1セット2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台)	C	[容量設定換機]容-13
	第2号	可搬SAの接続性	対象外(可搬型設備への接続)	/	-	対象外 (可搬型設備への接続のみ)	/	-
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外 (常設との接続なし)	/	-	対象外 (常設との接続なし)	/	-
	第4号	設置場所	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-22	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-22
	第5号	保管場所	【大気への拡散抑制】 緩和设备/同一目的のSA設備なし/屋外	B a	[配置図]配-22	【大気への拡散抑制】 緩和设备/同一目的のSA設備なし/屋外	B a	[配置図]配-22
第3項	第6号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料]共通 共-3)参照	屋内アクセスルート 屋外アクセスルート	A B	[補足説明資料]共通 共-3)参照
	第7号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【大気への拡散抑制】 緩和设备/同一目的のSA設備なし	/	-	【大気への拡散抑制】 緩和设备/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		55	55	55	
		泡混合設備	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全	【泡混合】 【泡消火】 【その他】 （本効に機能を要する）	C	[配置図]配-22
		海水	海水通水 （使用時に海水を通水）	I	-
		電磁波	（機能に支障を及ぼさない）	-	-
		他設備からの影響	（周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない）	-	-
		操作性	【泡消火】 【現場操作】 （運転設置：車輦により運転可能、固縛等により固定） （操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより現場での操作が可能） （接続作業：可搬型ホースを確実に接続できる）	A① A② A③	[技術的能力]添付資料 1.12.16 [現場状況確認資料]現-7
第3号	試験・検査 （検査性、系統構成・外部入力）	【その他】 （機能・性能及び漏えいの確認が可能） （外観の確認が可能）	N	試-格-20, 21	
第4号	切り替え性	【泡消火】 DE施設としての機能を有さない （切替せず使用）	Ba2	-	
第5号	悪影響防止	系統設計	【航空機燃料火災の泡消火】 他設備から独立 （他の設備から独立して使用可能）	A e	-
		配置設計	地震、振水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない（固縛等により固定）	-	-
		その他(飛散物)	対象外	/	-
第6号	設置場所	【現場操作】 （操作は設置場所でも可能）	A a	[配置図]配-22	
第43条	第1号	可搬SAの容量	【泡消火】 【その他】 （放水時による放水時、泡消火剤を1%濃度で注入できる容量） （保有数は1セット1台故障時及び保守点検時のバックアップとして1台の合計2台）	C	-
		可搬SAの接続性	対象外 （可搬型設備への接続のみ）	/	-
		異なる複数の接続箇所の確保	対象外 （常設との接続なし）	/	-
		設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 （放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定）	B	[配置図]配-22
		保管場所	【航空機燃料火災の泡消火】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋外	B a	[配置図]配-22
		アクセスルート	屋外アクセスルート	B	「補足説明資料 共通 共-3」参照
		第7号	共通要因故障防止	【航空機燃料火災の泡消火】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		SB	SB	SB	SB	SB	SB	
第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備		燃料取替用水ビット	類型化区分	エビダンス	補助給水ビット	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-10	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-10
		雪害	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	【代替炉心注水、代替格納容器スプレイ】 現場操作 (非操作:非操作等にて速やかに切替えられる)	A⑤	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ビット (漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置) (ほう電濃度及び有効水量の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-原-80~82	ビット (漏えいの確認が可能) (有効水量の確認が可能) (内部の確認が可能-アクセスドア設置)	C	[試験・検査説明資料]試-原-86~88
	第4号	切り替え性	【1次系FAS】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]境-3	【代替炉心注水、代替格納容器スプレイ】 本来の用途以外の用途として使用するため切替 (弁を設置)	A	[バウンダリ系統図]境-21
	第5号	系統設計	【1次系FAS】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]境-3	【代替炉心注水、代替格納容器スプレイ】 弁等で系統構成 (非操作等によって、通常の系統構成から重大事故等 事故等対象設備としての系統構成) 放射性物質を含む系統との分離 (多重の弁により分離)	A a A e	[バウンダリ系統図]境-21
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(稼働物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作(設置場所)	A a	[配置図]配-10	現場操作(設置場所)	A a	[配置図]配-10	
第1号	常設SAの容量	【1次系FAS】 DE設備の容量等が十分 (DE設備と同仕様で設計)	A	[容量設定仕様]容-2	【代替炉心注水、代替格納容器スプレイ】 DE設備の容量等を補う (補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量で設計)	B	[容量設定仕様]容-1	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【1次系FAS】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次側)による炉心冷却に使用する補助給水ビットと異なる水源 (補助給水ビットと位置的分散)	A a	[配置図]配-10	【代替炉心注水、代替格納容器スプレイ】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(炉心注水及び格納容器スプレイ)に使用する燃料取替用水ビットと異なる水源 (燃料取替用水ビットと位置的分散) 【代替格納容器スプレイ】 緩和設備/同一目的のSA設備あり (燃料取替用水ビットと位置的分散)	A a B	[配置図]配-10
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		55	56	55	56	55	56	
第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備		B-格納容器スプレイポンプ		エビダンス		B-格納容器スプレイ冷却器		
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子が補助機器)	B d	[配置図]配-1	C/V以外の屋内-その他(原子が補助機器)	B d	[配置図]配-2
		雪重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【代替再循環】 現場操作 (非操作:非操作等にて速やかに切り替えられる) 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	A① B	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-104~107	熱交換器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-フランジ設置) (非破壊検査が可能)	D	[試験・検査説明資料]試-原-108,109
	第4号	切り替え性	【代替再循環】 本来の用途以外の用途として使用するため切替 (非を設備)	A	[バウンダリ系統図]機-10	【代替再循環】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-10
	第5号	系統設計	【代替再循環】 非等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a	[バウンダリ系統図]機-10	【代替再循環】 非等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a	[バウンダリ系統図]機-10
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【代替再循環】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	【代替再循環】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【代替再循環】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (RNSP及びFRRH-Hxによる再循環運転と多重性) (RNSP及びFRRH-Hxと位置的分散)	A a	[配置図]配-1	【代替再循環】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (RNSP及びFRRH-Hxによる再循環運転と多重性) (RNSP及びFRRH-Hxと位置的分散)	A a	[配置図]配-2
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備		第56条	第56条	第56条	第56条	第56条	第56条	
		格納容器再循環サンプ	類型化区分	エビデンス	格納容器再循環サンプスクリーン	類型化区分	エビデンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-4	原子炉格納容器	A	[配置図]配-4
		苛重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水 (海水注水を行った場合の影響を考慮)	II	-	海水又は淡水 (海水注水を行った場合の影響を考慮)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他 (外観の確認が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-原-110~112	その他 (外観の確認が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-原-110~112
	第4号	切り替え性	【代替再循環】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[バウンダリ系統図]機-10	【代替再循環】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[バウンダリ系統図]機-10
	第5号	系統設計	【代替再循環】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	Aa	[バウンダリ系統図]機-10	【代替再循環】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	Aa	[バウンダリ系統図]機-10
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	対象外 (容量等として設定すべき項目ではない)	/	-	対象外 (容量等として設定すべき項目ではない)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【代替再循環】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-	【代替再循環】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備		第56条	第56条	第56条	第56条	第56条	第56条	
高圧注入ポンプ(代替補機冷却使用時はA側のみ使用)		高圧注入ポンプ(代替補機冷却使用時はA側のみ使用)	高圧注入ポンプ(代替補機冷却使用時はA側のみ使用)	高圧注入ポンプ(代替補機冷却使用時はA側のみ使用)	高圧注入ポンプ(代替補機冷却使用時はA側のみ使用)	高圧注入ポンプ(代替補機冷却使用時はA側のみ使用)	高圧注入ポンプ(代替補機冷却使用時はA側のみ使用)	
型式区分		型式区分	型式区分	型式区分	型式区分	型式区分	型式区分	
エビダンス		エビダンス	エビダンス	エビダンス	エビダンス	エビダンス	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子が補助機)	B d	[配置図]配-1	C/V以外の屋内-その他(原子が補助機)	B d	[配置図]配-8
		雪害	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-	海水又は淡水(海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【代替再循環】 遠隔操作 (非操作:非操作等にてSA設備として使用できる) 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	A① B	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び備えの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-原-83~87	管路 (機能・性能及び備えの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (ほう素濃度及び有効水量の確認が可能)	F	[試験・検査説明資料]試-原-88, 89
	第4号	切り替え性	【代替再循環】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(切替せず使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-10	【代替再循環】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-10
	第5号	系統設計	【代替再循環】 非等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a	[バウンダリ系統図]機-10	【代替再循環】 非等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a	[バウンダリ系統図]機-10
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【代替再循環】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同一仕様で設計)	A	-	対象外(管路)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【代替再循環】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(KHRP及びFRS-Haと位置的分岐)	A a	[配置図]配-1	【代替再循環】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	[配置図]配-8
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源、異なる冷却源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電) (DB設備の補機冷却に対して可搬型大型送水ポンプ車を使用した海水による代替補機冷却)	C	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「表-2 型式区分及び適合内容」における型式区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

		55	56	56	56	56	56				
第1項	第1号	環境条件における健全	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	可搬型大型送水ポンプ車	屋外	C	[配置図]配-22	C/V以外の屋内-SFP事故時に使用(燃料取扱棟) 屋外	B b C	[配置図]配-22	
			地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
			海水	海水又は淡水(海水を漏水する可能性あり)(取水する際の異物の流入防止を考慮)	II	-	-	-	海水又は淡水(海水を漏水する可能性あり)	II	-
			電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	-	(機能が阻害されない)	-	-	
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 現場操作 (工具確保：一般的な工具) (運搬設置：車両として移動可能、車輪止めを搭載) (操作スイッチ操作：付属の操作器等により現場での操作が可能) (接続作業：フランジ接続とし、可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A② A③ A④	[技術的能力]新付資料 L.13.10,20 [現場状況確認資料]現-2	-	【SFPへのスプレィ】 現場操作 (運搬設置：人力により運搬、所定の場所にて配置及び固定) (接続作業：可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A②	[技術的能力]新付資料 L.11.14 [現場状況確認資料]現-5		
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び備えの確認が可能) (分解が可能) (車両として運転状態及び外観の確認が可能)	A	試-原-156,157	-	その他 (機能・性能及び備えの確認が可能) (SFP全面に噴霧できることの確認が可能) (外観の確認が可能)	N	試-給-14,15		
	第4号	切り替え性	【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 DE施設としての機能を有さない(切替せず使用)	B a 2	[バウンダリ系統図]機-21	-	【SFPへのスプレィ】 DE施設としての機能を有さない(切替せず使用)	B a 2	-		
	第5号	悪影響防止	系統設計	【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 通常時は分解 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]現-2 [バウンダリ系統図]機-21	-	【SFPへのスプレィ】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-	
			配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(図解等により図示)	-	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(図解等により図示)	-	-	
その他(飛散物)			高速回転機器(今回配備)	B	-	-	対象外	/	-		
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-22	-	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-22			
第4号条	第1号	可搬SAの容量	【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 原子炉建屋の外から水又は電力を供給(AFP又はRSPへ重大事故等の収束に必要な水の供給が可能な容量) (保有数は2セット2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台) (可搬型ホースは、複数台を考慮しそれぞれのホースに必要な長さ(長さを満たす数量の合計)、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮した数量)	A	[容量設定表機]容-6	-	【SFPへのスプレィ】 その他 (SFP全面にスプレィすることで、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することができる容量) (保有数は1セット2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台)	C	[容量設定表機]容-13		
			可搬SAの接続性	フランジ接続	B	[現場状況確認資料]現-2	-	対象外 (可搬型設備への接続のみ)	/	-	
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 (接続箇所は、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる隣接しない位置に複数箇所)	A	[補足説明資料]47-10 可搬型重大事故等対応設備の接続口について	-	対象外 (常設との接続なし)	/	-		
	第4号	設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-22	-	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-22		
	第5号	保管場所	【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし/屋外 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋外	B a	[配置図]配-22	-	【SFPへのスプレィ】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋外(車内)	B a	[配置図]配-22		
	第6号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照	-	屋内アクセスルート 屋外アクセスルート	A B	[補足説明資料 共通 共-3]参照		
第3項	第7号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへの補給】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし (可搬型ホース(屋外敷設用)は、位置的分散を図る)	/	-	【SFPへのスプレィ】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-		
			サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-		

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

		55	56	56	56	56	56	
第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備		可搬型大容量海水送水ポンプ車	類型化区分	エビダンス	放水砲	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号 環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	屋外	C	[配置図]配-22	屋外	C	[配置図]配-22
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水通水 (使用時に海水を通水) (取水する際の雑物の流入防止を考慮)	I	-	海水通水 (使用時に海水を通水)	I	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【大気への拡散抑制】 現場操作 (運転設置：車両として移動可能、車輪止めを搭載) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより現場での操作が可能) (接続作業：可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A② A③	[技術的能力]新付資料 1.12.4.16 [現場状況確認資料]現-5	【大気への拡散抑制】 現場操作 (運転設置：車両等により運搬、移動ができる、車輪止めにより固定) (接続作業：可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A②	[技術的能力]新付資料 1.12.4.16 [現場状況確認資料]現-5
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び備えの確認が可能) (分解が可能) (車両として運転状態及び外観の確認が可能)	A	試-格-16,17	その他 (機能・性能及び備えの確認が可能) (外観の確認が可能)	N	試-格-18,19
	第4号	切り替え性	【大気への拡散抑制】 DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	Ba2	-	【大気への拡散抑制】 DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	Ba2	-
	第5号 悪影響防止	系統設計	【大気への拡散抑制】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-	【大気への拡散抑制】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛等により固定)	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛等により固定)	-	-
その他(取替物)		高速回転機器 (今回配備)	B	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-22	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-22	
第4号条	第1号	可搬SAの容量	【大気への拡散抑制】 その他 (放水砲による揮発放水により原子が格納容器の最高点である頂部又は露状放水により広範囲において燃料取扱機に放水できる容量) (保有数は1セット1台、故障時及び保守点検時のバックアップとして1台の合計2台)	C	[容量設定根拠]容-14	【大気への拡散抑制】 その他 (放水砲による揮発放水により原子が格納容器の最高点である頂部又は露状放水により広範囲において燃料取扱機に放水できる容量) (保有数は1セット1台、故障時及び保守点検時のバックアップとして1台の合計2台)	C	[容量設定根拠]容-15
	第2号	可搬SAの接続性	対象外 (可搬型設備への接続のみ)	/	-	対象外 (可搬型設備への接続のみ)	/	-
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-
	第4号	設置場所	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-22	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-22
	第5号	保管場所	【大気への拡散抑制】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋外	B a	[配置図]配-22	【大気への拡散抑制】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋外	B a	[配置図]配-22
	第6号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照
	第3項	第7号 共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【大気への拡散抑制】 緩和設備/同一目的のSA設備なし (可搬型ホース(放水砲)は、位置的分散を図る)	/	-	【大気への拡散抑制】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/
サポート系要因			対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第57条 電源設備		型式化区分	型式化区分	型式化区分	型式化区分	型式化区分		
代替非常用発電機		型式化区分	型式化区分	型式化区分	型式化区分	型式化区分		
エビダンス		型式化区分	型式化区分	型式化区分	型式化区分	型式化区分		
ディーゼル発電機燃料油貯槽		型式化区分	型式化区分	型式化区分	型式化区分	型式化区分		
エビダンス		型式化区分	型式化区分	型式化区分	型式化区分	型式化区分		
第1項	第1号	環境条件における健全性	屋外	C	[配置図]配-22	屋外	C	[配置図]配-22
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【交流電源の供給】 現場操作 (操作スイッチ操作:設置場所で作成可能) (電源操作:遮断器操作にて遠やかに切替えられる) 中央制御室操作 (中央制御室で作成可能)	A⑦ A⑧ B	[技術的能力]添付資料L.14.3	【交流電源の供給】 (操作なし) 【補機駆動用燃料の補給】 (弁操作:弁操作等によって遠やかに切替えられる)	A⑧	[技術的能力]添付資料 1.13.22,23
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	内部機器 発電機 (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	G H	[試験・検査説明資料]試-電-14	容器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (油量の確認が可能-油面計又は検尺口設置)	C	[試験・検査説明資料]試-電-15~17
	第4号	切り替え性	【交流電源の供給】 DB施設としての機能を有さない (遮断器を設置)	Ba1	[省略系統図]図-14	【交流電源の供給】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用) 【補機駆動用燃料の補給】 現場操作 本来の用途以外の用途として使用するため切替 (弁を設置)	A Bb	[バウンダリ系統図]図-22
	第5号	系統設計	【交流電源供給】 弁等で系統構成 (遮断器操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	Aa	[省略系統図]図-14	【交流電源供給、補機駆動用の燃料補給(移送ポンプ使用時)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【補機駆動用の燃料補給(直接汲取時)】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	Aa Ad	[バウンダリ系統図]図-22
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		高速回転機器 (今回設置)	B	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所で作成可能) 中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	Aa B	[配置図]配-22	現場操作 (操作は設置場所で作成可能)	Aa	[配置図]配-22	
第1号	常設SAの容量	【交流電源の供給】 SA設備単体で系統の目的に応じ使用 (重大事故等対策のうち最大となる負荷容量に対して十分な発電機容量)	C	[容量設定根拠]容-16	【交流電源の供給、補機駆動用燃料の補給】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同じ仕様で設計)	A	[容量設定根拠]容-17	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【交流電源供給】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 (「イ」~「エ」発電機と位置的分散) 緩和設備/同一目的のSA設備あり (「イ」~「エ」発電機と多様性、位置的分散)	A B	[配置図]配-22	防止設備-対象外(共通要因の考慮対象設備なし) 緩和設備-対象外(同一目的のSA設備なし)	/	-
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 真なる冷却源 (他設備からの冷却源を必要としない空冷式の「イ」~「エ」発電機)	C	[技術的能力]添付資料L.14.3	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第57条 電源設備		ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	型式 区分	エビダンス	蓄電池 (非常用)	型式 区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他 (ディーゼル発電機機室)	B d	[配置図]配-2	C/V以外の屋内-その他 (原子が補助機室)	B d	[配置図]配-5
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	操作性	【交流電源の供給】 (操作なし) 【補機駆動用燃料の補給】 現場操作 (操作スイッチ操作:設置場所でも操作可能) (非操作:非操作等によって速やかに切替えられる)	A① A②	[技術的能力]添付資料 1.13, 23, 1.14, 17	対象外 (操作不要)	/	-	
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-電-18, 19	その他電源設備 (機能・性能確認(電圧及び比重測定)が可能)	I	[試験・検査説明資料]試-電-23~25	
	切り替え性	【交流電源の供給】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用) 【補機駆動用燃料の補給】 現場操作 本来の用途以外の用途として使用するため切替 (弁を設置)	A B b	[バウンダリ系統図]機-22	【直流電源の供給】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[概略系統図]概-14	
	悪影響防止	系統設計	【交流電源供給】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【補機駆動用の燃料補給】 弁等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a A d	[バウンダリ系統図]機-22	【直流電源供給】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[概略系統図]概-14
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-2	対象外 (操作不要)	/	-		
第1号	常設SAの容量	【交流電源の供給、補機駆動用燃料の補給】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	[容量設定根拠]容-18	【直流電源の供給】 DB設備の容量等が十分 (全交流動力電源喪失時に、後備蓄電池と組み合せ、負荷切り離しを行わずに8時間、必要な負荷以外を切り離すことにより、残り16時間の合計24時間において電力の供給を行える容量)	A	[補足説明資料]57-9 所内常設蓄電池式直流電源設備について	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	防止設備-対象外(共通要因の考慮対象設備なし) 緩和設備-対象外(同一目的のSA設備なし)	/	-	【直流電源供給】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (ディーゼル発電機と位置的分散) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内 (可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器と多様性、位置的分散)	A a B	[配置図]配-5
		サポート系要因	対象外 (サポート系なし)	/	-	対象 (サポート系あり) 異なる駆動源 (駆動源を必要としない蓄電池とすることで、ディーゼル発電機と多様性)	C	-

・記号は「表-2 型式区分及び適合内容」における型式区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第57条 電源設備		後援蓄電池	型式区分	エビダンス	代替所内電気設備変圧器盤	型式区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子が補助機盤)	B d	[配置図]配-7	C/V以外の屋内-その他(原子が補助機盤)	B d	[配置図]配-9
		質量	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【直流電源の供給】 中央制御室操作 (中央制御室で切替可能)	B	[技術的能力]添付資料1.14.12	現場操作 (操作スイッチ操作:設置場所での操作により操作可能)	A⑦	[技術的能力]添付資料1.14.14,15
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備 (機能・性能確認(電圧及び比重測定)が可能)	I	[試験・検査説明資料]試-電-26	その他電源設備 (機能・性能の確認(絶縁抵抗測定)が可能) (外観の確認が可能)	I	[試験・検査説明資料]試-電-28
	第4号	切り替え性	【直流電源の供給】 DB施設としての機能を有さない (操作器を設置)	Ba1	[概略系統図]概-14	【代替所内電気設備による給電】 DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	Ba2	[概略系統図]概-14
	第5号	系統設計	【直流電源供給】 弁等で系統構成 (遮断器操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対応設備としての系統構成)	Aa	[概略系統図]概-14	【代替所内電気設備による給電】 弁等で系統構成 (遮断器操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対応設備としての系統構成)	Aa	[概略系統図]概-14
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-	現場操作 (操作は設置場所から可能)	Aa	[配置図]配-9	
第1号	常設SAの容量	【直流電源の供給】 SA設備単独で系統の目的に応じ使用 (全交流動力電源喪失時に、蓄電池(非常用)と組み合わせ、負荷切り離しを行わずに8時間、必要な負荷以外を切り離すことにより、換り16時間の合計24時間にわたって電力の供給を行える容量)	C	[補足説明資料]57-9 所内常設蓄電式直流電源設備について	【代替所内電気設備による給電】 SA設備単独で系統の目的に応じ使用 (2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量)	C	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【直流電源供給】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(ディーゼルの蓄電池と位置的分散) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内(可搬型直流電源用蓄電池及び可搬型直流変換器と多様性、位置的分散)	Aa B	[配置図]配-7	【代替所内電気設備による給電】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(電源を代替非常用蓄電池及び可搬型代替電源車とすることで、ディーゼル蓄電池を電源とする系統と多様性) (非常用母線と位置的分散) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内(ディーゼル蓄電池を電源とする系統と多様性)	Aa B	[配置図]配-9
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (駆動源を必要としない蓄電式とすることで、ディーゼル蓄電池と多様性)	C	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「表-2 型式区分及び適合内容」における型式区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第57条 電源設備		第57条	第57条	第57条	第57条	第57条		
		代替所内電気設備分電盤	型式 化区分	エビダンス	代替格納容器スプレィポンプ変圧器盤	型式 化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件・温度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子が補助機盤)	B d	[配置図]配-9	C/V以外の屋内-その他(原子が補助機盤)	B d	[配置図]配-11
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	現場操作 (操作スイッチ操作:設置場所での操作スイッチにより操作可能)	A ①	[技術的能力]新付資料 1-14,14,15 現場写真 [現場状況確認資料]現-1	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備 (機能・性能の確認(絶縁抵抗測定)が可能) (外觀の確認が可能)	I	[試験・検査説明資料]試-電-28	その他電源設備 (機能・性能の確認(絶縁抵抗測定)が可能) (外觀の確認が可能)	I	[試験・検査説明資料]試-電-21
	第4号	切り替え性	【代替所内電気設備による給電】 DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	[概略系統図]概-14	【代替所内電気設備による給電】 DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	[概略系統図]概-14
	第5号	系統設計	【代替所内電気設備による給電】 弁等で系統構成 (遮断器操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対応設備としての系統構成)	A a	[概略系統図]概-14	【代替所内電気設備による給電】 弁等で系統構成 (遮断器操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対応設備としての系統構成)	A a	[概略系統図]概-14
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(預置物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-9	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	【代替所内電気設備による給電】 SA設備単体で系統の目的に応じ使用 (2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量)	C	-	【代替所内電気設備による給電】 SA設備単体で系統の目的に応じ使用 (重大事故等の対応に必要な代替CSPに電力を供給できる容量を有する)	C	-	
	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【代替所内電気設備による給電】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(電源を代替非常用母線及び可搬型代替電源車とすることで、7'イ-ビ*常電機を電源とする系統と多様性) (非常用母線と位置的分散) 線と設備/同一目的のSA設備あり/屋内(7'イ-ビ*常電機を電源とする系統と多様性)	A a B	[配置図]配-9	【代替所内電気設備による給電】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(電源を代替非常用母線及び可搬型代替電源車とすることで、7'イ-ビ*常電機を電源とする系統と多様性) (非常用母線と位置的分散) 線と設備/同一目的のSA設備あり/屋内(7'イ-ビ*常電機を電源とする系統と多様性)	A a B	[配置図]配-11
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第57条 電源設備		ディーゼル発電機	型式区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/塵外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(ディーゼル発電機機房)	B d	[配置図]配-4
		震害	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	操作性	【交流電源の供給】 現場操作 (操作スイッチ操作:設置場所で作成可能) 中央制御室操作 (中央制御室で作成可能)	A① B	-	
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	内部機関 発電機 (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	G H	[試験・検査説明資料]試-電-1 ~13	
	切り替え性	【交流電源の供給】 DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[略略系統図]概-14	
	悪影響防止	系統設計	【交流電源供給】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[略略系統図]概-14
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(建築物)		対象外	/	-	
設置場所	現場操作 (操作は設置場所で作成可能) 中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	A a B	[配置図]配-4		
第1号	常設SAの容量	【交流電源の供給】 DE設備の容量等が十分 (DE設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【交流電源供給】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内 (代替非常用発電機及び可搬型代替電源車と多様性、位置的分散)	B	[配置図]配-4
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる冷却源 (冷却水を用いる水冷式の「ディーゼル」駆動)	C	-

・記号は「共-2 型式区分及び適合内容」における型式区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第57条 電源設備		BT	BT	BT	BT	BT		
		可搬型タンクローリー	搬型 化区 分	エビダンス	可搬型代替電源車	搬型 化区 分	エビダンス	
第1項	第1号 環境条件における適合性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	屋外	C	[配置図]配-22	屋外	C	[配置図]配-22
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【交流電源の供給、直流電源の供給、補機駆動用燃料の補給】 現場操作 (運転設置：車輦として移動可能、車輦止めにより固定) (操作スイッチ操作：設置場所での操作が可能) (弁操作：弁操作等によって遠やかに切替えられる) (接続作業：簡便な接続規格により積み上げホースを接続できる)	A① A② A③ A④	[技術的能力]新付資料1.13.22,23,1.14.16,17 [現場状況確認資料]現-2	【交流電源の供給】 現場操作 (工具確保：一般的な工具) (運転設置：車輦として移動可能、車輦止めにより固定) (操作スイッチ操作：設置場所での操作が可能) (電源操作：遮断器等により通常系統との切替が可能) (接続作業：ボルト・ネジ接続により、確実に接続できる)	A① A② A③ A④	[技術的能力]新付資料1.14.7 [現場状況確認資料]現-7
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	容易 (機能・性能及び備えの確認が可能) (注量の確認が可能-油面計の設置) (内部の確認が可能-マンホール等設置) (車両として運転状態及び外観の確認が可能)	C	試-電-20	内部確認 装置 (機能・性能の確認が可能) (分解が可能) (車両として運転状態及び外観の確認が可能)	G H	試-電-22
	第4号	切り替え性	【交流電源の供給、直流電源の供給、補機駆動用燃料の補給】 DE施設としての機能を有さない (弁を設置)	Ba1	[バウンダリ系統図]換-22	【交流電源の供給】 DE施設としての機能を有さない (遮断器等を設置)	Ba1	[概略系統図]概-14
	第5号 悪影響防止	系統設計	【補機駆動用燃料の補給】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	Aa	[現場状況確認資料]現-2 バウンダリ系統図換-22	【交流電源供給】 通常時は分断 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]現-7
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(距離等により固定)	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(距離等により固定)	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	高速回転機器 (今回配備)	B	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可)	Aa	[配置図]配-22	現場操作 (操作は設置場所でも可)	Aa	[配置図]配-22	
第4号条	第1号	可搬SAの容量	【交流電源の供給、直流電源の供給、補機駆動用燃料の補給】 その他 (SA設備の連続運転に必要な燃料を補給できる容量) (保有数は、1セット2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台)	C	[容量設定仕様]容-19	【交流電源の供給】 原子炉建屋の外から水又は電力を供給 (SA時に最低限必要な交流負荷へ電力を供給するために必要な容量) (保有数は2セット2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台)	A	[容量設定仕様]容-20
	第2号	可搬SAの接続性	専用の接続	D	[現場状況確認資料]現-2	端子のボルト・ネジによる接続	A	[現場状況確認資料]現-7
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	複製設置 (建屋の異なる面の隣接しない位置に適切な距離を確保してそれぞれに設置)	A	[配置図]配-21
	第4号	設置場所	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-22	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-22
	第5号	保管場所	【交流電源の供給、直流電源の供給、補機駆動用燃料の補給】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 積和設備/同一目的のSA設備なし/屋外 (γ・e-β線電機機から100m以上の距離距離を確保し、γ・e-β線電機機と位置的分散)	Bb	[配置図]配-22	【交流電源供給】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 積和設備/同一目的のSA設備あり/屋外 (γ・e-β線電機機に対して、100m以上の距離距離を確保し位置的分散) (屋外の代替非常用発電機から少なくとも1台は100m以上の距離を確保し位置的分散)	Bb	[配置図]配-22
	第6号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照
	第7号 共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【交流電源の供給、直流電源の供給、補機駆動用燃料の補給】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 積和設備/同一目的のSA設備なし	A b	[配置図]配-22	【交流電源供給】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 積和設備/同一目的のSA設備あり/屋外 (γ・e-β線電機機及び代替非常用発電機と位置的分散)	A b B	[配置図]配-22
サポート系要因		対象外(サポート系なし)	/	-	対象(サポート系あり) 異なる冷却源 (他設備からの冷却源を必要としない空冷式のγ・e-β線電機機)	D	-	

・記号は「共-2 搬型化区分及び適合内容」における搬型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第57条 電源設備		可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源用発電機		
		屋外	屋内	屋内	屋内	屋内		
第1項	第1号	環境条件における健全	屋外	C	[配置図]配-22	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機室)	B d	[配置図]配-5
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【直流電源の供給】 現場操作 (工具確保：一般的な工具) (運転設置：車両により運搬、移動できる、車輪止めにより固定) (操作スイッチ操作：設置場所での操作スイッチにより可能) (電源操作：直流コントロールセンタ近傍の開閉装置により操作) (接続作業：ボルト・ネジ接続により、確実に接続できる)	A② A③ A④ A⑤	[技術的能力]新付資料 L.14.13 [現場状況確認資料]現-8	【直流電源の供給】 現場操作 (工具確保：一般的な工具) (運転設置：運搬、移動できる、車輪止めにより固定) (操作スイッチ操作：設置場所での操作スイッチにより可能) (電源操作：直流コントロールセンタ近傍の開閉装置により操作) (接続作業：ボルト・ネジ接続により、確実に接続できる)	A② A③ A④ A⑤	[技術的能力]新付資料 L.14.13 [現場状況確認資料]現-8
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	内部機関 発電機 (機能・性能の確認が可能) (分解が可能) (外観の確認が可能)	G H	試-電-27	その他電源装置 (機能・性能の確認が可能)	I	試-電-27
	第4号	切り替え性	【直流電源の供給】 DE施設としての機能を有さない (開閉装置を設置)	B a1	[概略系統図]概-14	【直流電源の供給】 DE施設としての機能を有さない (開閉装置を設置)	B a1	[概略系統図]概-14
	第5号	系統設計	【直流電源供給】 通常時は分断 (通常時に接続先の系統と分断された状態)	A b	[現場状況確認資料]現-8	【直流電源供給】 通常時は分断 (通常時に接続先の系統と分断された状態)	A b	[現場状況確認資料]現-8
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(図解等により固定)	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(図解等により固定)	-	-
その他(飛散物)		高速回転機器 (今回配備)	B	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-22	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-5	
第4号条	第1号	可搬SAの容量	【直流電源の供給】 原子炉建屋の外から水又は電力を供給 (重大事故等の対処に必要な容量) (保有数は2セット2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台)	A	[補足説明資料] 57-10 可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器を使用した直流電源負荷への24時間給電	【直流電源の供給】 負荷に直接接続 (重大事故等の対処に必要な容量) (保有数は1セット1台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計3台)	B	[補足説明資料] 57-10 可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器を使用した直流電源負荷への24時間給電
	第2号	可搬SAの接続性	端子のボルト・ネジによる接続	A	[現場状況確認資料]現-8	端子のボルト・ネジによる接続	A	[現場状況確認資料]現-7
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	複数設置 (建屋の異なる面の隣接しない位置に適切な距離を確保してそれぞれに設置)	A	[配置図]配-21	対象外	/	-
	第4号	設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-22	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-5
	第5号	保管場所	【直流電源供給】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 線と設備/同一目的のSA設備あり/屋外 (蓄電池(非常用)及び後備蓄電池に対して、原子炉補助機室から100m以上の距離を確保し、位置的分散)	B b	[配置図]配-22	【直流電源供給】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 線と設備/同一目的のSA設備あり/屋内 (原子炉補助機室の蓄電池(非常用)及び後備蓄電池に対し位置的分散)	A b	[配置図]配-5
	第6号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3] 参照	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3] 参照
第3項	第7号	共通要因故障防止	【直流電源供給】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 (蓄電池(非常用)及び後備蓄電池と位置的分散) 線と設備/同一目的のSA設備あり/屋外 (蓄電池(非常用)及び後備蓄電池と多様性) (蓄電池(非常用)及び後備蓄電池と位置的分散)	A b B	[配置図]配-22	【直流電源供給】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (蓄電池(非常用)及び後備蓄電池と位置的分散) 線と設備/同一目的のSA設備あり/屋内 (蓄電池(非常用)及び後備蓄電池と多様性) (蓄電池(非常用)及び後備蓄電池と位置的分散)	A a B	[配置図]配-5
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (空冷式の「ジェーゼ」駆動とし、蓄電池(非常用)及び後備蓄電池と多様性)	D	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (空冷式の「ジェーゼ」駆動とし、蓄電池(非常用)及び後備蓄電池と多様性)	D	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第58条 計測設備		58	58	58	58	58	58	
		1次冷却材温度(広域-高値側)	類型化区分	エビダンス	1次冷却材温度(広域-低値側)	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-9	原子炉格納容器	A	[配置図]配-9
		濃度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		震害	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備(模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25	計測制御設備(模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[省略系統図]概-15	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[省略系統図]概-15
	第5号	系統設計	【常設のパラメータ】他設備から独立(パラメータ間の独立性)	Ac	[省略系統図]概-15	【常設のパラメータ】他設備から独立(パラメータ間の独立性)	Ac	[省略系統図]概-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(稼働物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料]58-5 計測制御範囲等説明書 4.計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料]58-5 計測制御範囲等説明書 4.計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【R/V温度】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視ペナラは、重要な監視ペナラと位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による)) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内(緩和設備同士の位置的分数(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	A+B	[配置図]配-9	【R/V温度】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視ペナラは、重要な監視ペナラと位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による)) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内(緩和設備同士の位置的分数(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	A+B	[配置図]配-9
		サポート系要因	対象(サポート系あり)具なる駆動源(DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり)具なる駆動源(DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「表-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第58条 計測設備		58	58	58	58	58	58	
		1次冷却材圧力(広域)	類型 化区分	エビダンス	加圧器水位	類型 化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-9	原子炉格納容器	A	[配置図]配-9
		質量	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (操業入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25	計測制御設備 (操業入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[省略系統図]概-15	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[省略系統図]概-15
	第5号	系統設計	【常設のパラメータ】 他設備から独立 (パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15	【常設のパラメータ】 他設備から独立 (パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【R/V圧力】【C/V ¹ /V ² 監視】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (重要代替監視ペナ-1は、重要な監視ペナ-1と位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による)) 線と設備/同一目的のSA設備あり/屋内 (線と設備同士の位置的分数(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	A a B	[配置図]配-9	【R/V水位】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (重要代替監視ペナ-1は、重要な監視ペナ-1と位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による))	A a	[配置図]配-9
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「第2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第58条 計測設備		原子炉容器水位	原子炉格納容器	型別 化区分	エビダンス	高圧往入流量	型別 化区分	エビダンス
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	原子炉格納容器	A	[配置図]配-9	C/V以外の屋内-IS LOCA時に使用(原子炉補助循環)	B + B + B d	[配置図]配-3
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号(検査性、系統構成・外部入力)	試験・検査	計測制御設備(操業入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-25	計測制御設備(操業入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[省略系統図]概-15	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[省略系統図]概-15
	第5号	系統設計	【常設のパラメータ】他設備から独立(パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15	【常設のパラメータ】他設備から独立(パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(稼働物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	
	第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	(共用しない)	-	-	
	第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【R/V水位】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視ペナラは、重要な監視ペナラと位置的分散(代替対象は「第6.4.4表」による))	A + A	[配置図]配-9	【R/Vへの往水量】【C/Vへの往水量】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視ペナラは、重要な監視ペナラと位置的分散(代替対象は「第6.4.4表」による)) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内(緩和設備同士の位置的分散(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	A + B
サポート系要因			対象(サポート系あり)異なる駆動源(DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり)異なる駆動源(DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「共-2 型別化区分及び適合内容」における型別化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第58条 計測設備		低圧注入流量	型式 化区分	エビダンス	代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量	型式 化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件・温度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-IS LOCA時に使用(原子が補助機能)	B4 Bd	[配置図]配-3	C/V以外の屋内-その他(原子が補助機能)	Bd	[配置図]配-5
		苛重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備(模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25	計測制御設備(模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-27
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B1b	[省略系統図]概-15	DB施設としての機能を有さない(切替せず使用)	B42	[省略系統図]概-15
	第5号	系統設計	【常設のパラメータ】 他設備から独立 (パラメータ間の独立性)	Ac	[省略系統図]概-15	【常設のパラメータ】 他設備から独立 (パラメータ間の独立性)	Ac	[省略系統図]概-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(遮蔽物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1項	第1号	常設SAの容量	DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料]58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	SA設備単体で系統の目的に応じ使用(計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できる設計)	C	[補足説明資料]58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲
	第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【R/Vへの注水量】【C/Vへの注水量】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視ペライラは、重要な監視ペライラと位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による)) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内(緩和設備同士の位置的分数(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	A4 B	[配置図]配-3	【R/Vへの注水量】【C/Vへの注水量】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視ペライラは、重要な監視ペライラと位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による)) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内(緩和設備同士の位置的分数(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	A4 B	[配置図]配-5
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「表-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第58条 計測設備		BB	BB	BB	BB	BB	BB	
		B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用)	類型化区分	エビダンス	格納容器内温度	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内その他 (原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-3	原子炉格納容器	A	[配置図]配-15
		苛重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (操業入力による機能・性能の確認 (特性確認) が可能) (校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-28	計測制御設備 (操業入力による機能・性能の確認 (特性確認) が可能) (校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25
	第4号	切り替え性	DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	[概略系統図]概-15	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[概略系統図]概-15
	第5号	系統設計	【常設のパラメータ】他設備から独立 (パラメータ間の独立性)	A c	[概略系統図]概-15	【常設のパラメータ】他設備から独立 (パラメータ間の独立性)	A c	[概略系統図]概-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(遮蔽物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	SA設備単体で系統の目的に応じ使用 (許容の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において常電用原子炉施設の状態を推定できる設計)	C	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【R/Vへの注水量】 【C/Vへの注水量】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (重要代替監視ベアラは、重要な監視ベアラと位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による)) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内 (緩和設備同士の位置的分数(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	A a B	[配置図]配-3	【C/V温度】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (重要代替監視ベアラは、重要な監視ベアラと位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による)) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内 (緩和設備同士の位置的分数(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	A a B	[配置図]配-15
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第58条 計測設備		原子が格納容器圧力	型式 化区 分	エビダンス	格納容器圧力 (AM用)	型式 化区 分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件・温度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-9	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-11
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備(操業入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25	計測制御設備(操業入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-29
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[省略系統図]概-15	DB施設としての機能を有さない(切替せず使用)	B a2	[省略系統図]概-15
	第5号	系統設計	【常設のパラメータ】他設備から独立(パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15	【常設のパラメータ】他設備から独立(パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料]58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	SA設備単体で系統の目的に応じ使用(計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できる設計)	C	[補足説明資料]58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【C/V圧力】【最終トリップ確保】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視ペラ-は、重要な監視ペラ-と位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による)) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内(緩和設備同士の位置的分数(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	A a B	[配置図]配-9	【C/V圧力】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視ペラ-は、重要な監視ペラ-と位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による)) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内(緩和設備同士の位置的分数(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	A a B	[配置図]配-11
		サポート系要因	対象(サポート系あり)具なる駆動源(DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり)具なる駆動源(DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		SB	SB	SB	SB	SB	SB	
第58条 計測設備		格納容器再循環サンプ水位 (広域)	類型化区分	エビダンス	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-5	原子炉格納容器	A	[配置図]配-5
		質量	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (操縦入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25	計測制御設備 (操縦入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[省略系統図]概-15	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[省略系統図]概-15
	第5号	系統設計	【常設のパラメータ】 他設備から独立 (パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15	【常設のパラメータ】 他設備から独立 (パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(稼働物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【C/V水位】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (重要代替監視ペナラは、重要な監視ペナラと位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による)) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内 (緩和設備同士の位置的分数(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	A a B	[配置図]配-5	【C/V水位】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (重要代替監視ペナラは、重要な監視ペナラと位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による)) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内 (緩和設備同士の位置的分数(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	A a B	[配置図]配-5
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第58条 計測設備		第58条	BB	BB	第58条	BB	BB	
		格納容器水位	類型化区分	エビダンス	原子炉下部キャビティ水位	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	原子炉格納容器 (有効に機能を発揮する)	A	[配置図]配-9	原子炉格納容器 (有効に機能を発揮する)	A	[配置図]配-5
		質量	対象外(海水を通水しない)	-	-	対象外(海水を通水しない)	-	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
		操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-30	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-31
	第4号	切り替え性	DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	Ba2	[省略系統図]概-15	DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	Ba2	[省略系統図]概-15
	第5号	系統設計	【常設のパラメータ】 他設備から独立 (パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15	【常設のパラメータ】 他設備から独立 (パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
		その他(遮蔽物)	対象外	/	-	対象外	/	-
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	SA設備単体で系統の目的に応じ使用 (計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できる設計)	C	[補足説明資料]58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	SA設備単体で系統の目的に応じ使用 (計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できる設計)	C	[補足説明資料]58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【C/V水位】 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内 (緩和設備同士の位置的分散(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	B	[配置図]配-9	【C/V水位】 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内 (緩和設備同士の位置的分散(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	B	[配置図]配-5
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第58条 計測設備		低レレンジ	BB	高レレンジ	BB	高レレンジ	BB	
		格納容器内高レレンジエリアモニタ (低レレンジ)	類型化区分	エビダンス	格納容器内高レレンジエリアモニタ (高レレンジ)	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-15	原子炉格納容器	A	[配置図]配-15
		濃度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		震害	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備(模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25	計測制御設備(模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[省略系統図]概-15	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[省略系統図]概-15
	第5号	系統設計	【常設のパラメータ】他設備から独立(パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15	【常設のパラメータ】他設備から独立(パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(稼働物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【C/V 放射線量率】緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内(緩和設備同士の位置的分散(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	B	[配置図]配-15	【C/V 放射線量率】緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内(緩和設備同士の位置的分散(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	B	[配置図]配-15
		サポート系要因	対象(サポート系あり)異なる駆動源(DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり)異なる駆動源(DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第58条 計測設備		出力領域中性子束	型式 化区分	エビダンス	中間領域中性子束	型式 化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-9	原子炉格納容器	A	[配置図]配-9	
		苛重 (有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水 対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-	
		電磁波 (機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-	
		他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (操縦入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25	計測制御設備 (操縦入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[省略系統図]概-15	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[省略系統図]概-15
	第5号	系統設計	【常設のパラメータ】 他設備から独立 (パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15	【常設のパラメータ】 他設備から独立 (パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料]58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料]58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【未境界の検知又は監視】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (重要代替監視ペア-7は、重要な監視ペア-4と位置的分散(代替対象は「第6.4.4表」による))	A 4	[配置図]配-9	【未境界の検知又は監視】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (重要代替監視ペア-7は、重要な監視ペア-4と位置的分散(代替対象は「第6.4.4表」による))	A 4	[配置図]配-9
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 具なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり) 具なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第58条 計測設備		中性子線領域中性子束	BB 型式 区分	BB エビダンス	蒸気発生器水位(鉄域)	BB 型式 区分	BB エビダンス	
第1項	第1号	環境条件・温度・圧力/屋外の天候/放射線	原子炉格納容器	A	[配置図]配-9	原子炉格納容器	A	[配置図]配-11
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (操縦入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25	計測制御設備 (操縦入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[省略系統図]概-15	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[省略系統図]概-15
	第5号	系統設計	【常設のパラメータ】 他設備から独立 (パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15	【常設のパラメータ】 他設備から独立 (パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料]58-5 計測制御範囲等説明書 4.計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料]58-5 計測制御範囲等説明書 4.計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【未境界の維持又は監視】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (重要代替監視パラメータは、重要な監視パラメータと位置的分散(代替対象は「第6.4.4表」による))	A a	[配置図]配-9	【最終バックアップ】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (重要代替監視パラメータは、重要な監視パラメータと位置的分散(代替対象は「第6.4.4表」による))	A a	[配置図]配-11
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「共-2 型式区分及び適合内容」における型式区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第58条 計測設備		SB	SB	SB	SB	SB	SB	
		蒸気発生器水位 (広域)	類型化区分	エビダンス	原子炉補機冷却水サージタンク水位	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配管図]配-9	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配管図]配-17
		質量	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備(操業入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25	計測制御設備(操業入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[概略系統図]概-15	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[概略系統図]概-15
	第5号	系統設計	【常設のパラメータ】他設備から独立(パラメータ間の独立性)	A c	[概略系統図]概-15	【常設のパラメータ】他設備から独立(パラメータ間の独立性)	A c	[概略系統図]概-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【最終バックアップ】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視ペナラは、重要な監視ペナラと位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による))	A 4	[配管図]配-9	【最終バックアップ】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視ペナラは、重要な監視ペナラと位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による)) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内(緩和設備同士の位置的分数(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	A 4 B	[配管図]配-17
		サポート系要因	対象(サポート系あり)具なる駆動源(DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり)具なる駆動源(DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第58条 計測設備		補給給水流量	型式 化区分	エビダンス	主蒸気ライン圧力	型式 化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配管図]配-5	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配管図]配-13
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備(操縦入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25	計測制御設備(操縦入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25
	第4号	切り替え性	DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[概略系統図]概-15	DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[概略系統図]概-15
	第5号	系統設計	【常設のパラメータ】他設備から独立(パラメータ間の独立性)	A c	[概略系統図]概-15	【常設のパラメータ】他設備から独立(パラメータ間の独立性)	A c	[概略系統図]概-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(遮蔽物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	DE設備の容量等が十分(DE設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料]58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	DE設備の容量等が十分(DE設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料]58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【最終1-1の確保】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視パラメータは、重要な監視パラメータと位置的分散(代替対象は「第6.4.4表」による))	A a	[配管図]配-5	【最終1-1の確保】【C/Vの監視】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視パラメータは、重要な監視パラメータと位置的分散(代替対象は「第6.4.4表」による))	A a	[配管図]配-13
		サポート系要因	対象(サポート系あり)異なる駆動源(DE設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり)異なる駆動源(DE設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第58条 計測装置		燃料取替用水ピット水位	型式 化区分	エビダンス	ほう殿タンク水位	型式 化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件・温度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配管図]配-11	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助建屋)	B d	[配管図]配-9
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備(操縦入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25	計測制御設備(操縦入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[概略系統図]概-15	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[概略系統図]概-15
	第5号	系統設計	【常設のパラメータ】他設備から独立(パラメータ間の独立性)	A c	[概略系統図]概-15	【常設のパラメータ】他設備から独立(パラメータ間の独立性)	A c	[概略系統図]概-15
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【水源確保】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視パラメータは、重要な監視パラメータと位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による)) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内(緩和設備同士の位置的分数(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	A a B	[配管図]配-11	【水源確保】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視パラメータは、重要な監視パラメータと位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による))	A a	[配管図]配-9
		サポート系要因	対象(サポート系あり)具なる駆動源(DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり)具なる駆動源(DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第58条 計測設備		第58条	第58条	第58条	第58条	第58条		
補助給水ピット水位		補型 化区 分	エビダンス	データ収集計算機	補型 化区 分	エビダンス		
第1項	第1号	環境条件・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[配置図]配-11	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助建屋)	B d	[配置図]配-9
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備(模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能)(校正が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-14-25	通信設備(機能・性能の確認が可能)(外観の確認が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-7
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[省略系統図]概-15	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[省略系統図]概-18
	第5号	系統設計	【常設のパラメータ】他設備から独立(パラメータ間の独立性)	A c	[省略系統図]概-15	【パラメータの記録】DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[省略系統図]概-18
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測設置の計測範囲及び警報動作範囲	対象外(発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる容量)	/	[補足説明資料] 62-6 適合状況説明資料 2.2 多様性を確保した専用通信回線	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【水源確保】防止設備/共通原因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視パラメータは、重要な監視パラメータと位置的分数(代替対象は「第6.4.4表」による)) 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋内(緩和設備同士の位置的分数(同一目的のSA設備は「第6.4.4表」による))	A a B	[配置図]配-11	【パラメータの記録】緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象(サポート系あり)真なる駆動源(DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 補型化区分及び適合内容」における補型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第50条 計装設備		SB	SB	SB	
		データ表示端末	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他 (緊急時対策所)	B d	[配置図]配-19
		震害	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	現場操作 (操作スイッチ操作:付属のスイッチにより操作可能) (接続作業:通信ケーブルを確実に接続できる)	A① A②	[現場状況確認資料]現-8
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	通信設備 (機能・性能の確認が可能) (外観の確認が可能)	J	[試験・検査説明資料]試-計-7
	第4号	切り替え性	DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[概略系統図]概-18
	第5号	系統設計	【パラメータの記録】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[概略系統図]概-18
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(預敷物)		対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-19	
第1号	常設SAの容量	対象外 (発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる容量)	/	[補足説明資料]62-6 適合状況説明資料 2.2 多様性を確保した専用通信回線	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【パラメータの記録】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「/」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「-」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第58条 計装設備		SS	SS	SS	SS	SS	SS	
		可搬型計測器	搬型 化区 分	エビダンス	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	搬型 化区 分	エビダンス	
第1項	第1号 環境条件における健全	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉補防庫)	B d	[配置図]配-9	C/V以外の屋内-その他(原子炉補防庫)	B d	[配置図]配-11
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	現場操作 (運転設置:人が携行して移動可能) (操作スイッチ操作:付属の操作スイッチにより操作可能) (接続作業:計装ケーブルの接続は、ジャック接続とし、接続規格を統一することで、確実に接続できる)	A① A② A③	[技術的能力]添付資料1.14.5 [現場状況確認資料]項-9	【C/V水素濃度監視】 現場操作 (運転設置:台車等により運搬、移動ができる設計、設置場所にて固定できる) (操作スイッチ操作:付属の操作スイッチにより操作可能) (弁操作:弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業:簡便な接続規格による接続、及び計装ケーブルの接続はコネクタ接続とし接続規格を統一し、確実に接続できる)	A① A② A③	[技術的能力]添付資料1.9.7 [現場状況確認資料]項-3
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	試-計-34	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	-
	第4号	切り替え性	DE施設としての機能を有さない (空警せず使用)	B a2	-	DE施設としての機能を有さない (弁を設置)	B a1	[バウンダリ系統図]境-18
	第5号 悪影響防止	系統設計	【計測に必要な電源喪失時】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]項-9	【監視機能喪失時】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]項-3 [バウンダリ系統図]境-18
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-9	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-11	
第4号条	第1号	可搬SAの容量	その他 (設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定するための計測範囲) (原子炉容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位及び流量(注水量)等の計測用として38個、故障時及び保守点検時のバックアップとして19個の合計57個)	C	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 3. 計測装置の構成	その他 (設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定するための計測範囲) (保有数は1台、故障時及び保守点検時のバックアップとして1台の合計2台)	C	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲
	第2号	可搬SAの接続性	専用の接続	D	[現場状況確認資料]項-9	簡便な接続規格 専用の接続	C D	[現場状況確認資料]項-3
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-
	第4号	設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-9	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-11
	第5号	保管場所	【計測に必要な電源喪失時】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	A a	[配置図]配-9	【C/V水素濃度】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋内 (原子炉補防庫)	A a	[配置図]配-11
	第6号	アクセスルート	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3] 参照	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3] 参照
	第7号 共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【計測に必要な電源喪失時】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【C/V水素濃度】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋内	/	-
サポート系要因		対象外(サポート系なし)	/	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DE設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	D	-	

・記号は「共-2 搬型化区分及び適合内容」における搬型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第58条 計装設備		SS	SS	SS	SS	SS	SS		
		可搬型アナログ水素濃度計測ユニット(アナログ水素濃度)	類型化区分	エビダンス	原子炉補機冷却水サージタンク圧力(可搬型)	類型化区分	エビダンス		
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子炉棟屋)	B d	[配置図]配-11	C/V以外の屋内-その他(原子炉棟屋)	B d	[配置図]配-17	
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-	
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-	
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【水素濃度監視】 現場操作 (運搬設置:台車により運搬、移動ができる設計、設置場所にて固定できる) (操作スイッチ操作:付属の操作スイッチにより操作可能) (弁操作:弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業:簡便な接続規格による接続、及び計装ケーブルの接続はコネクタ接続とし接続規格を統一し、確実に接続できる)	A① A② A③ A④	[技術的能力]添付資料1.10.5 [現場状況確認資料]項-4	現場操作 (運搬設置:人が携行して移動可能) (弁操作:弁操作等により速やかに切り替えられる) (接続作業:接続は、簡便な接続規格とし、確実に接続できる)	A① A② A③ A④	[技術的能力]添付資料1.7.5 [現場状況確認資料]項-8	
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	-	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	-	
	第4号	切り替え性	DB施設としての機能を有さない(弁を設置)	B a 1	[バウンダリ系統図]境-20	DB施設としての機能を有さない(切替せず使用)	B a 2	[バウンダリ系統図]境-16	
	第5号	悪影響防止	系統設計	【監視機能喪失時】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]項-4 [バウンダリ系統図]	【監視機能喪失時】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]項-8
			配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)			対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-11	現場操作 (操作は設置場所でも可)	A a	[配置図]配-17		
第3項	第1号	可搬SAの容量	その他 (設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定するための計測範囲) (保有数は1台、故障時及び保守点検時のバックアップとして1台の合計2台)	C	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4.計装設置の計測範囲及び警報動作範囲	その他 (設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定するための計測範囲) (保有数は1台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計3台)	C	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 4.計装設置の計測範囲及び警報動作範囲	
		可搬SAの接続性	簡便な接続規格 専用の接続	C D	[現場状況確認資料]項-4	簡便な接続規格	C	[現場状況確認資料]項-8	
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-	
	第4号	設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-11	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-17	
	第5号	保管場所	【A/V水素濃度】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋内(原子炉棟屋)	A a	[配置図]配-11	【最終トリップ確保】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内緩和設備/同一目的のSA設備なし	A b	[配置図]配-17	
	第6号	アクセスルート	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3]参照	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3]参照	
	第7号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【A/V水素濃度】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋内	/	-	【最終トリップ確保】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(重要代替監視パラメータは、重要な監視パラメータと位置的分級(代替対象は「第6.4.4表」による)) 緩和設備/同一目的のSA設備なし	A a	[配置図]配-17
	サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	D	-	対象外(サポート系なし)	/	-		

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第58条 計測設備		可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他 (原子炉建屋及び原子炉補助建屋)	B d	[配置図]配-9
		地震	(対象に機能を要する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
第2号	操作性	現場操作 (運搬設置：人が携行して移動可能) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより操作可能) (接続作業：計測ケーブルの接続は、ジャック接続とし、接続規格を統一することで、確実に接続できる)	A① A② A③	[技術的能力]添付資料 1.7.4.5 [現場状況確認資料]現-3	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認 (特性確認)が可能) (校正が可能)	J	試-計-36	
第4号	切り替え性	DE施設としての機能を有さない (90分使用)	B a2	-	
第5号	悪影響防止	系統設計	【パラメータの記録】 通常時は分断 (通常時に接続先の系統と分断された状態)	A b	[現場状況確認資料]現-3
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
		その他(飛散物)	対象外	/	-
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-9	
第43条	第1号	可搬SAの容量	その他 (設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定するための計測範囲) (保有数は3個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計4個)	C	[補足説明資料] 58-5 計測制御範囲等説明書 3. 計測装置の構成
		可搬SAの接続性	専用の接続	D	[現場状況確認資料]現-3
		異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-
		設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-9
		保管場所	【計測に必要な電源喪失時】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 積和設備/同一目的のSA設備なし	A a	[配置図]配-9
		アクセスルート	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3] 参照
		第7号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【計測に必要な電源喪失時】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 積和設備/同一目的のSA設備なし
サポート系要因	対象外(サポート系なし)			/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第50条 原子炉制御室		第2項	第2項	第2項	第2項	第2項	第2項		
		中央制御室送へい	擬型 化区分	エビダンス	中央制御室非常用循環ファン	擬型 化区分	エビダンス		
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助建屋)	B d	[配置図]配-8	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助建屋)	B d	[配置図]配-10	
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-	
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-	
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	【居住性の確保】 現場操作 (工具確保:一般的な工具)(非操作:空気作動ダンプは、人力で開操作も可能) 中央制御室操作 (運転モード切替、ファン起動)	A④ A③ B	[技術的能力]添付資料1.16.5	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	連続 (主要部分の断面寸法の確認が可能) (外観の確認が可能)	K	[試験・検査説明資料]試-放-24,25	ファン (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-放-9~13	
	第4号	切り替え性	【居住性の確保】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ用途で使用)	Bb	[バウンダリ系統図]換-23	【居住性の確保】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[バウンダリ系統図]換-23	
	第5号	悪影響防止	系統設計	【居住性の確保】 DBと同系統構成 (原子炉補助建屋と一体的かつ同一構造物)	A d	[バウンダリ系統図]換-23	【居住性の確保】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]換-23
			配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)			対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室で可能)	B	-		
第1号	常設SAの容量	対象外	/	-	【居住性の確保】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-		
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-		
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【居住性の確保】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【居住性の確保】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	

・記号は「共-2 擬型化区分及び適合内容」における擬型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第50条 原子炉制御室		DB	DB	DB	DB	DB	DB	
		中央制御室給気ファン	型式 化区分	エビダンス	中央制御室循環ファン	型式 化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件・揮度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-10	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-10
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【居住性の確保】 現場操作 (工具確保:一般的な工具)(非操作:空気作動ダンプは、人力で開操作も可能) 中央制御室操作 (運転モード切替、ファン起動)	A④ A⑤ B	[技術的能力]添付資料L.16.5	【居住性の確保】 現場操作 (工具確保:一般的な工具)(非操作:空気作動ダンプは、人力で開操作も可能) 中央制御室操作 (運転モード切替、ファン起動)	A④ A⑤ B	[技術的能力]添付資料L.16.5
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ファン (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-放-1~4	ファン (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	A	[試験・検査説明資料]試-放-5~8
	第4号	切り替え性	【居住性の確保】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[バウンダリ系統図]機-23	【居住性の確保】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[バウンダリ系統図]機-23
	第5号	系統設計	【居住性の確保】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-23	【居住性の確保】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-23
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室で可能)	B	-	中央制御室操作 (操作は中央制御室で可能)	B	-	
第1号	常設SAの容量	【居住性の確保】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	【居住性の確保】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【居住性の確保】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【居住性の確保】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 具なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり) 具なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第50条 原子炉制御室		第2項	第2項	第2項	第2項	第2項	第2項		
中央制御室非常用循環フィルタユニット		型式化区分	エビダンス	中央制御室給気ユニット		型式化区分	エビダンス		
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-10	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-10	
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-	
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-	
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-		
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-	
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	空調ユニット(機能・性能の確認が可能)(内部の確認が可能-点検口設置)(差圧確認が可能)	E	[試験・検査説明資料]試-放-18~23	送風(機能・性能の確認が可能)(内部の確認が可能-点検口設置)(差圧確認が可能)	F	[試験・検査説明資料]試-放-14~17	
	第4号	切り替え性	【居住性の確保】DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-23	【居住性の確保】DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[バウンダリ系統図]機-23	
	第5号	悪影響防止	系統設計	【居住性の確保】DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-23	【居住性の確保】DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[バウンダリ系統図]機-23
			配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)			対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-		
第1号	常設SAの容量	【居住性の確保】DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	-	【居住性の確保】DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	A	-		
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-		
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【居住性の確保】防止設備/共通要因の考慮対象設備なし緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【居住性の確保】防止設備/共通要因の考慮対象設備なし緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 型式化区分及び適合内容」における型式化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第59条 原子制御室		可搬型用 (SA)	類型化区分	エビデンス	検査濃度計	類型化区分	エビデンス	
第1項	環境条件における健全	C/V以外の屋内-その他 (中央制御室及び原子炉補助建屋)	B d	[配置図]配-9	C/V以外の屋内-その他 (中央制御室及び原子炉補助建屋)	B d	[配置図]配-9	
		地震 (有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水 (対象外(海水を通水しない))	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-	
		電磁波 (機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-	
		他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
第2号	操作性	現場操作 (運搬設置：人が携行して移動可能) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより確実に操作できる) (接続作業：電源ケーブルの接続は「プラグ」接続とし、接続規格を統一することで確実に接続できる)	A① A② A③	[技術的能力]添付資料1.16.6 [現場状況確認資料]現-9	現場操作 (運搬設置：人が携行して移動可能) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより確実に操作できる)	A① A②	[現場状況確認資料]現-9	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他 (機能・性能の確認が可能)	I	試-放-26	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認 (特許の確認)が可能) (校正が可能)	J	試-放-27	
第4号	切り替え性	DB施設としての機能を有さない (90秒せず使用)	B a 2	-	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ用途で使用)	Bb	-	
第5号	悪影響防止	系統設計	【居住性の確保、汚染持ち込み防止】他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-	【居住性の確保】他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
		その他(飛散物)	対象外	/	-	対象外	/	-
第6号	設置場所	現場操作 (操作は中央制御室並びに身体スペース及び作業限の替替え等を行うための区画で可能)	A a	[配置図]配-9	現場操作 (操作は中央制御室で可能)	A a	[配置図]配-9	
第43条	可搬SAの容量	【居住性の確保、汚染持ち込み防止】その他 (重大事故等時に中央制御室の制御盤での操作に必要な限度) (重大事故等時に身体スペース及び作業限の替替え等に必要な限度) (保有数は5個、故障時及び保守点検時のバックアップとして2個の合計7個)	C	[補足説明資料] 59-6 原子炉制御室等 (被ばく評価除く) について 4. 重大事故が発生した場合に給電可能な代替交流電源設備の設置	【居住性の確保】その他 (中央制御室の居住環境の基準値の範囲を測定できるもの) (保有数は1個、故障時及び保守点検時のバックアップとして2個の合計3個)	C	[補足説明資料] 59-6 原子炉制御室等 (被ばく評価除く) について 3. 検査濃度計の配備	
		可搬SAの接続性	専用の接続	D	[現場状況確認資料]現-9	対象外 (接続なし)	/	-
		異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-
		設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-9	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-9
第3項	保管場所	【居住性の確保、汚染持ち込み防止】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内線と設備/同一目的のSA設備なし (中央制御室及び原子炉補助建屋内)	A b	[配置図]配-9	【居住性の確保】防止設備/共通要因の考慮対象設備なし/屋内線と設備/同一目的のSA設備なし	A a	[配置図]配-9	
		アクセスルート	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料 共通 共-3] 参照	対象外 (アクセス不要)	/	[補足説明資料 共通 共-3] 参照
		共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【居住性の確保、汚染持ち込み防止】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内線と設備/同一目的のSA設備なし	A a	[配置図]配-9	【居住性の確保】防止設備/共通要因の考慮対象設備なし/屋内線と設備/同一目的のSA設備なし	/
サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多機性を持った代替電源から給電)		D	-	対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

第59条 原子制御室		二酸化炭素濃度計	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他 (中央制御室及び原子炉補助機器) /	B d	[配置図]配-9
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機器が乱れられない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
第2号	操作性	現場操作 (選搬設置：人が携行して移動可能) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより確実に操作できる)	A② A①	[現場状況確認資料]現-9	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認(特性の確認)が可能) (校正が可能)	J	試-放-28	
第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ用途で使用)	B b	-	
第5号	悪影響防止	系統設計	【居住性の確保】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A e	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
		その他(飛散物)	対象外	/	-
第6号	設置場所	現場操作 (操作は中央制御室で可能)	A a	[配置図]配-9	
第43条	第1号	可搬SAの容量	【居住性の確保】 その他 (中央制御室の居住環境の基準値の範囲を測定できるもの) (保有数は1個、故障時及び保守点検時のバックアップとして2個の合計3個)	C	[補足説明資料] 59-6 原子炉制御室等(並びに評価除く)について3.検査濃度計の配備
	第2号	可搬SAの接続性	対象外 (接続なし)	/	-
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-
	第4号	設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[配置図]配-9
第3項	第5号	保管場所	【居住性の確保】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし/屋内 積和設備/同一目的のSA設備なし/屋内	A a	[配置図]配-9
	第6号	アクセスルート	対象外(アクセス不要)	/	[補足説明資料 共通 共-3]参照
	第7号	共通要因故障防止	【居住性の確保】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 積和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
サポート系要因		対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

60		60	60	60	60			
第60条 監視測定設備		可搬型モニタリングポスト	類型化区分	エビダンス	可搬型ダスト・よう素サンプラ	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全	C/V以外の屋内-その他(緊急時対策所内) 屋外	B d C	[配置図]配-19	C/V以外の屋内-その他(緊急時対策所内) 屋外	B d C	[配置図]配-19
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【モニタリング】 現場操作 (運転設置：人力による運転、移動ができる) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより現場で操作が可能) (接続作業：接続をコネクタ接続とし、接続規格を統一することで、簡単に接続できる)	A① A② A③	[技術的能力]添付資料1.17.4 [現場状況確認資料]項-9	【モニタリング】 現場操作 (運転設置：人力による運転、移動ができる) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより現場で操作が可能)	A① A②	[技術的能力]添付資料1.17.6 [現場状況確認資料]項-9
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (校正用線源による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能) (データ伝送機能の確認が可能)	J	試-放-45	その他 (機能・性能の確認が可能) (外観の確認が可能)	N	試-放-44
	第4号	切り替え性	DE施設としての機能を有さない(切替せず使用)	B a2	-	DE施設としての機能を有さない(切替せず使用)	B a2	-
	第5号	系統設計	【放射線量の測定、代替測定】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-	【放射性物質の濃度測定、代替測定】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	まとめ資料本文添付図	現場操作 (操作は使用場所でも可能)	A a	-	
第3項	第1号	可搬SAの容量	その他 (発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針の測定上限値を満足する設計) (保有数は12個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計13個)	C	[容量設定仕様]添-21	その他 (発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針の測定上限値を満足する設計) (保有数は2個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計3個)	C	[容量設定仕様]添-22
		可搬SAの接続性	対象外 (接続なし)	/	-	対象外 (接続なし)	/	-
	第2号	異なる複数の接続場所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-
	第3号	設置場所	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を測定)	-	まとめ資料本文添付図	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を測定)	-	-
	第4号	保管場所	【放射性物質の濃度測定、代替測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (屋外のモニタリングポスト及びモニタリング station に対し位置的分数) (緊急時対策所内に保管)	A b	[配置図]配-19	【放射性物質の濃度測定、代替測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (屋外の放射線観測本と位置的分数) (緊急時対策所内に保管)	A b	[配置図]配-19
	第5号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3] 参照	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3] 参照
	第7号	共通要因故障防止	【放射性物質の濃度測定、代替測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 (モニタリングポスト及びモニタリング station と位置的分数)	C	[配置図]配-19	【放射性物質の濃度測定、代替測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 (放射線観測本と位置的分数)	C	[配置図]配-19
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第60条 監視測定設備		NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	60	60	60	60	60
第1項	第1号	環境条件における健全	C/V以外の屋内-その他(緊急時対策所内) 屋外	B d C	エビダンス [配置図]配-19	C/V以外の屋内-その他(緊急時対策所内) 屋外	B d C [配置図]配-19
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
	第2号	操作性	【モニタリング】 現場操作 (運転設置：人力による運搬、移動ができる) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより現場で操作が可能)	A② A⑦	[技術的能力]新付資料1.17.9 [現場状況確認資料]規-10	【モニタリング】 現場操作 (運転設置：人力による運搬、移動ができる) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより現場で操作が可能)	A② A⑦ [技術的能力]新付資料1.17.9 [現場状況確認資料]規-9
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (校正用線源による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	試-放-48	計測制御設備 (校正用線源による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J 試-放-47
	第4号	切り替え性	DE施設としての機能を有さない(切替せず使用)	B a2	-	DE施設としての機能を有さない(切替せず使用)	B a2 -
	第5号	系統設計	【放射性物質の濃度測定、代替測定】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-	【放射性物質の濃度測定、代替測定】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c -
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は使用場所可能)	A a	-	現場操作 (操作は使用場所可能)	A a -	
第43条	第1号	可搬SAの容量	その他 (発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針の測定上限値を満足する設計) (保有数は2個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計3個)	C	[容量設定根拠]容-23	その他 (発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針の測定上限値を満足する設計) (保有数は2個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計3個)	C [容量設定根拠]容-24
	第2号	可搬SAの接続性	対象外 (接続なし)	/	-	対象外 (接続なし)	/
	第3号	異なる複数の接続場所の確保	対象外	/	-	対象外	/
	第4号	設置場所	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を測定)	-	-	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を測定)	-
	第5号	保管場所	【放射性物質の濃度測定、代替測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (屋外の放射能測定率と位置的分散) (緊急時対策所内に保管)	A b	[配置図]配-19	【放射性物質の濃度測定、代替測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (屋外の放射能測定率と位置的分散) (緊急時対策所内に保管)	A b [配置図]配-19
	第6号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照	屋外アクセスルート	B [補足説明資料 共通 共-3]参照
	第7号	共通要因故障防止	【放射性物質の濃度測定、代替測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 (放射能測定率と位置的分散)	C	[配置図]配-19	【放射性物質の濃度測定、代替測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 (放射能測定率と位置的分散)	C [配置図]配-19
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第60条 監視測定設備		α線シンチレーションサーベイメータ	60	β線サーベイメータ	60	60	60
		C/V以外の屋内-その他 (緊急時対策所内) 屋外	B d C	エビダンス [配置図]配-19	C/V以外の屋内-その他 (緊急時対策所内) 屋外	B d C	エビダンス [配置図]配-19
第1号	環境条件における健全	故障 (有効に機能を発揮する)	-	-	故障 (有効に機能を発揮する)	-	-
	海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
	電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
第2号	操作性	【モニタリング】 現場操作 (運転設置：人力による運搬、移動ができる) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより現場で操作が可能)	A② A①	[技術的能力]新付資料1.17.9 [現場状況確認資料]規-10	【モニタリング】 現場操作 (運転設置：人力による運搬、移動ができる) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより現場で操作が可能)	A② A①	[技術的能力]新付資料1.17.9 [現場状況確認資料]規-10
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (校正用線源による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	試-放-51	計測制御設備 (校正用線源による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	試-放-52
第4号	切り替え性	DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	-	DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	-
第5号	系統設計	【放射性物質の濃度測定】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-	【放射性物質の濃度測定】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-
	配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
	その他(飛散物)	対象外	/	-	対象外	/	-
第6号	設置場所	現場操作 (操作は使用場所可能)	A a	-	現場操作 (操作は使用場所可能)	A a	-
第1号	可搬SAの容量	その他 (発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針の測定上限値を満足する設計) (保有数は1個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計2個)	C	[容量設定根拠]容-25	その他 (発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針の測定上限値を満足する設計) (保有数は1個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計2個)	C	[容量設定根拠]容-25
第2号	可搬SAの接続性	対象外 (接続なし)	/	-	対象外 (接続なし)	/	-
第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-
第4号	設置場所	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を測定)	-	-	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を測定)	-	-
第5号	保管場所	【放射性物質の濃度測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (屋外の放射能測定率と位置的分散) (緊急時対策所内に保管)	A b	[配置図]配-19	【放射性物質の濃度測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (屋外の放射能測定率と位置的分散) (緊急時対策所内に保管)	A b	[配置図]配-19
第6号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照
第7号	共通要因故障防止	【放射性物質の濃度測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 (放射能測定率と位置的分散)	C	[配置図]配-19	【放射性物質の濃度測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 (放射能測定率と位置的分散)	C	[配置図]配-19
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第60条 監視測定設備		電解槽サーベイメータ	電型 化区 分	エビダンス	小型船舶	電型 化区 分	エビダンス	
第1項	第1号 環境条件における健全	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線 屋外 C/V以外の屋内-その他(緊急時対策所内)	B d C	[配置図]配-19	屋外	C	[配置図]配-22	
		地震 (有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水 対象外(海水を通水しない)	/	-	海水通水(海で使用)	I	-	
		電磁波 (機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-	
		他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【モニタリング】 現場操作 (運搬設置:人力による運搬、移動ができる)(操作スイッチ操作:付属の操作スイッチにより現場で操作が可能)	A② A⑦	[技術的能力]新付資料1.17.9 [現場状況確認資料]現-10	【モニタリング】 現場操作 (運搬設置:車輛等により、運搬、移動ができる)(操作スイッチ操作:容易に操作ができる)	A② A⑦	[技術的能力]新付資料1.17.9 [現場状況確認資料]現-10
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (校正用線源による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	試-放-49	その他 (機能・性能の確認が可能) (外観の確認が可能)	N	試-放-50
	第4号	切り替え性	DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	-	DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	-
	第5号 悪影響防止	系統設計	【放射性物質の濃度測定】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-	【放射性物質の濃度測定】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(距離等により異なる)	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は使用場所で可能)	A a	-	現場操作 (操作は使用場所で可能)	A a	-	
第3項	第1号	可搬SAの容量	その他 (発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針の測定上限値を満足する設計) (保有数は2個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計3個)	C	[容量設定根拠]寄-27	その他 (発電所の周辺海域にて放射性物質の濃度及び放射線量が測定を行うために必要な測定装置及び要因を掲載できる) (保有数は1台、故障時及び保守点検時のバックアップとして1台の合計2台)	C	[容量設定根拠]寄-28
		可搬SAの接続性	対象外 (接続なし)	/	-	対象外 (接続なし)	/	-
	第2号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-
	第3号	設置場所	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を測定)	-	-	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を測定)	-	-
	第4号	保管場所	【放射性物質の濃度測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (屋外の放射能測定車と位置的分散) (緊急時対策所内に保管)	A b	[配置図]配-19	【放射性物質の濃度測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備なし/屋外	B a	[配置図]配-22
	第5号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照
	第7号	共通要因 故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【放射性物質の濃度測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 (放射能測定車と位置的分散)	C	[配置図]配-19	【放射性物質の濃度測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備なし/屋外	/
サポート系要因	対象外(サポート系なし)		/	-	対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 電型化区分及び適合内容」における電型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

60		60		60	
第60条 監視測定設備		可搬型気象観測設備		観型 化区 分	ニビダンス
第1項	第1号 環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(緊急時対策所内) 屋外	B d C	[配置図]配-19
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が見られない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【モニタリング】 現場操作 (運搬設置:人力による運搬、移動ができる) (操作スイッチ操作:行風の操作スイッチにより現場で操作が可能) (接続作業:接続をコネクタ接続とし、接続規格を統一することで、確実に接続できる)	A① A② A③	[技術的能力]添付資料 1.17.13 [現場状況確認資料]配-19
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能) (データ伝送機能の確認が可能)	J	試-放-46
	第4号	切り替え性	DE施設としての機能を有さない (空警せず使用)	B a2	-
	第5号 悪影響防止	系統設計	【気象観測項目の測定、代替測定】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A e	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	まとめ資料本文添付図	
第43条	第1号	可搬SAの容量	その他 (風向、風速その他の気象条件を測定できる) (保有数は2個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計3個)	C	[容量設定根拠]寄-29
	第2号	可搬SAの接続性	対象外 (接続なし)	/	-
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-
	第4号	設置場所	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-	まとめ資料本文添付図
	第5号	保管場所	【気象観測項目の測定、代替測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (屋外の気象観測設備と位置的分散) (緊急時対策所内に保管)	A b	[配置図]配-19
	第6号	アクセスルート	屋内アクセスルート 屋外アクセスルート	A B	「補足説明資料 共通 共-3」参照
	第7号 共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【気象観測項目の測定、代替測定】 防止・緩和以外/共通要因の考慮対象設備あり/屋外 (気象観測設備と位置的分散)	C	[配置図]配-19
サポート系要因		対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 観型化区分及び適合内容」における観型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第61条 緊急時対策所		第61条 緊急時対策所	第61条 緊急時対策所	第61条 緊急時対策所	第61条 緊急時対策所	第61条 緊急時対策所		
		緊急時対策所	型別区分	エビダンス	データ収集計算機	型別区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	屋外 (有効に機能を発揮する)	C	[配置図]配-19	C/V以外の屋内-その他 (原子が補助機器)	B d	[配置図]配-9
		震害	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	連続 (主要部分の断面寸法の確認が可能) (外観の確認が可能)	K	[試験・検査説明資料]試-附-1	通信設備 (機能・性能の確認が可能) (外観の確認が可能)	L	[試験・検査説明資料]試-附-7
	第4号	切り替え性	DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	Ba2	[バウンダリ系統図]概-24	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[概略系統図]概-18
	第5号	系統設計	【居住性の確保】 他設備から独立 (緊急時対策所集塵と一体のコンクリート構造物)	A c	[バウンダリ系統図]概-24	【情報収集】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[概略系統図]概-18
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(積載物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	対象外(逆へい)	/	-	対象外 (常電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計)	/	[補足説明資料] 62-6 適合状況説明資料 2.2 多様性を確保した専用通信回線	
	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【居住性の確保】 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋外 (中央制御室と位置的分離)	/	-	【情報収集】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 型別区分及び適合内容」における型別区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第61条 緊急時対策所		61	61	61	61	61	61	
		ERS S伝送サーバ	類型化区分	エビダンス	データ表示端末	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-9	C/V以外の屋内-その他(緊急時対策所)	B d	[配置図]配-19
		震害	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	現場操作(操作スイッチ操作:付属のスイッチにより操作可能) (接続作業:通信ケーブルを確実に接続できる)	A ⑦ A ⑧	[現場状況確認資料]現-8
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	通信設備(機能・性能の確認が可能)(外観の確認が可能)	L	[試験・検査説明資料]試-通-8	通信設備(機能・性能の確認が可能)(外観の確認が可能)	L	[試験・検査説明資料]試-計-7
	第4号	切り替え性	DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[概略系統図]概-18	DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[概略系統図]概-18
	第5号	系統設計	【通信連絡】DEと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[概略系統図]概-18	【情報収集】DEと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[概略系統図]概-18
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	現場操作(操作は緊急時対策所内で可能)	A a	[配置図]配-19	
第1号	常設SAの容量	その他(発電所外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計)	/	[補足説明資料] 62-6 適合状況説明資料 2.2 多様性を確保した専用通信回線	対象外(発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計)	/	[補足説明資料] 62-6 適合状況説明資料 2.2 多様性を確保した専用通信回線	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【情報収集】緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【情報収集】緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、48条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

		61	61	61	61	61	
第61条 緊急時対策所		可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	搬型 化区 分	エビダンス	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	搬型 化区 分	
第1項	第1号 環境条件における健全	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(空調上屋内)	B d	[配置図]配-19	C/V以外の屋内-その他(空調上屋内)	B d
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
	第2号	操作性	現場操作 (工具確保:一般的な工具) (操作スイッチ操作:緊急時対策所内の操作スイッチによる操作が可能) (接続作業:確実にダクトとの接続が可能)	A⑤ A⑥ A⑦	[技術的能力]新付資料1.18.2 [現場状況確認資料]現-11	現場操作 (工具確保:一般的な工具) (接続作業:確実にダクトとの接続が可能)	A⑤ A⑥ A⑦
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ファン (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	A	試-緊-2	空調ユニット (機能・性能の確認が可能) (差圧確認が可能) (分解が可能) (フィルタの取外しが可能)	E
	第4号	切り替え性	DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	[バウンダリ系統図]境-24	DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2
	第5号 悪影響防止	系統設計	【居住性の確保】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[現場状況確認資料]現-11	【居住性の確保】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
その他(飛散物)		高速回転機器 (今回配備)	B	-	対象外	/	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は緊急時対策所内で可能)	A b	[配置図]配-19	対象外 (操作不要)	/	
第4項	第1号	可搬SAの容量	その他 (対策要員の線量を低減し、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる容量) (保有数は2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台)	C	[補足説明資料] 61-8 適合状況説明資料 新付資料6 換気設備等について	その他 (対策要員の線量を低減し、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる容量) (十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計) (保有数は2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台)	C
	第2号	可搬SAの接続性	対象外 (可搬型設備への接続のみ)	/	-	フランジ接続	B
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/
	第4号	設置場所	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-19	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A
	第5号	保管場所	緩和設備/同一目的のSA設備あり/中央制御室と位置的分散を考慮して空調上層に保管	A b	[配置図]配-19	緩和設備/同一目的のSA設備あり/中央制御室と位置的分散を考慮して空調上層に保管	A b
	第6号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3] 参照	屋外アクセスルート	B
	第7号 共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【居住性の確保】 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋外中央制御室と位置的分散を考慮して空調上層に保管	/	-	【居住性の確保】 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋外中央制御室と位置的分散を考慮して空調上層に保管	/
サポート系要因		対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	

・記号は「共-2 搬型化区分及び適合内容」における搬型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第61条 緊急時対策所		61	61	61	61	61		
		空気供給装置	類型化区分	エビデンス	検査濃度計	類型化区分	エビデンス	
第1項	第1号 環境条件における健全	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(空調上屋内)	B d	[配置図]配-19	C/V以外の屋内-その他(緊急時対策所)	B d	[配置図]配-9
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	現場操作 (非操作:緊急時対策所内の手動操作バルブにより確実に通圧操作ができる) (接続作業:確実に接続が可能)	A② A③	[技術的能力]添付資料1.18.2 [現場状況確認資料]現-11	現場操作 (運搬設置:人が通行して移動可能) (操作スイッチ操作:付属の操作スイッチにより確実に操作できる)	A② A③	[現場状況確認資料]現-9
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	容易 (機能・性能及び備えの確認が可能)	C	試-察-4	計測制御設備 (複合入力による機能・性能の確認(特性能)が可能) (校正が可能)	J	試-放-27
	第4号	切り替え性	DE施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	[バウンダリ系統図]換-24	DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	-
	第5号 悪影響防止	系統設計	【居住性の確保】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-	【居住性の確保】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所内で可能)	A a	[配置図]配-19	現場操作 (操作は緊急時対策所内で可能)	A a	[配置図]配-9	
第4号条	第1号	可搬SAの容量	その他 (対策要員の総量を低減し、検査濃度及び二酸化炭素濃度を所定に支障なく維持できる容量) (放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえて、十分な余裕を持つ容量) (緊急時対策所内を加圧するために必要な容量の空気ポンプを保有し、故障時及び保守点検時のバックアップを1個)	C	[補足説明資料]61-8 適合状況説明資料 添付資料6 換気設備等について	その他 (緊急時対策所内の居住環境の基準値の範囲を測定できる測定範囲を持つもの) (保有数は1セット2個、故障時及び保守点検時のバックアップとして2個の合計4個)	C	[補足説明資料]61-8 適合状況説明資料 添付資料6 換気設備等について
	第2号	可搬SAの接続性	簡便な接続規格	C	[現場状況確認資料]現-11	対象外 (接続なし)	/	-
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-
第3項	第4号	設置場所	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-19	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-	[配置図]配-9
	第5号	保管場所	緩和设备/同一目的のSA設備なし/屋内	A b	[配置図]配-19	緩和设备/同一目的のSA設備なし/屋内	A a	[配置図]配-9
	第6号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3] 参照	対象外(アクセス不要)	/	[補足説明資料 共通 共-3] 参照
	第7号 共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【居住性の確保】 緩和设备/同一目的のSA設備なし	/	-	【居住性の確保】 緩和设备/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを示す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第61条 緊急時対策所		61	61	61	61	61	61		
		二酸化炭素濃度計	類型化区分	エビデンス	緊急時対策所可搬型エアモニタ	類型化区分	エビデンス		
第1項	第1号 環境条件における健全	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(緊急時対策所)	B d	[配置図]配-9	C/V以外の屋内-その他(緊急時対策所)	B d	[配置図]配-19	
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-	
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-	
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-	
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	現場操作 (遠隔設置：人が携行して移動可能) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより確実に操作できる)	A② A⑦	[現場状況確認資料]現-9	【居住性の確保】 現場操作 (遠隔設置：人力により遠隔、移動できる設計) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより現場で操作可能) (接続作業：コネクタ接続による接続)	A② A⑦ A⑧	[現場状況確認資料]現-11	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	試-放-28	計測制御設備 (校正用線源による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J	試-集-5	
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	-	DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	Ba2	-	
	第5号	悪影響防止	系統設計	【居住性の確保】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-	【居住性の確保】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-
			配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)			対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は緊急時対策所内で可能)	A a	[配置図]配-9	現場操作 (操作は緊急時対策所内で可能)	A a	[配置図]配-19		
第4号条	第1号	可搬SAの容量	その他 (緊急時対策所内の居住環境の基準値の範囲を測定できる測定範囲を指すもの) (保有数は1セット2個、故障時及び保守点検時のバックアップとして2個の合計4個)	C	[補足説明資料] 61-8 適合状況説明資料 添付資料6 換気設備等について	その他 (緊急時対策所内の放射線量の測定が可能な計測範囲) (保有数は2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台)	C	[補足説明資料] 61-8 適合状況説明資料 添付資料6 換気設備等について	
		可搬SAの接続性	対象外 (接続なし)	/	-	対象外 (接続なし)	/	-	
		異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-	
		設置場所	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を測定)	-	[配置図]配-9	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を測定)	-	[配置図]配-19	
		保管場所	緩和设备/同一目的のSA設備なし/屋内	A a	[配置図]配-9	緩和设备/同一目的のSA設備なし/屋内	A a	[配置図]配-19	
		アクセスルート	対象外(アクセス不要)	/	[補足説明資料 共通 共-3]参照	対象外(アクセス不要)	/	[補足説明資料 共通 共-3]参照	
		第7号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【居住性の確保】 緩和设备/同一目的のSA設備なし	/	-	【居住性の確保】 緩和设备/同一目的のSA設備なし	/
サポート系要因	対象外(サポート系なし)			/	-	対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第61条 緊急時対策所		緊急時対策所用発電機	類型 化区 分	エビダンス	
第1項	第1号 環境条件における健全性	塵埃 (有効に機能を発揮する)	C	[配置図]配-19	
		海水 対象外(海水を通水しない)	/	-	
		電磁波 (機能が見なれない)	-	-	
		他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
		操作性 (工具確保：一般的な工具) (運搬設置：車両により運搬、移動できる、車輪止めにより固定) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより現場で操作可能) (電源操作：遮断器操作にて速やかに切替えられる) (接続作業：ボルト、ネジ接続により確実に接続できる)	A② A③ A④ A⑤	[技術的能力]添付資料1.18.3 [現場状況確認資料]現-11	
	第3号 試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	内部機関 発電機 (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	G H	試-緊-6	
	第4号	切り替え性	IS施設としての機能を有さない (遮断器を設置)	Ba1	[概略系統図]概-17
	第5号 悪影響防止	系統設計	【代替電源設備からの給電】 通常時は分断 (通常時に接続先の系統と分断された状態)	A b	[現場状況確認資料]現-11
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの悪影響の影響を及ぼさない(防振等により固定)	-	-
		その他(飛散物)	高速回転機器 (今回配備)	B	-
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[配置図]配-19	
第43条	第1号	可搬SAの容量 その他 (1台で撤廃所又は特機所それぞれに給電するために必要な容量) (保有数は2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして4台の合計6台)	C	[補足説明資料] 61-8 適合 状況説明資料 添付資料4 電 気設備について	
	第2号	可搬SAの接続性	端子のボルト・ネジによる接続	A	[現場状況確認資料]現-11
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-
	第4号	設置場所	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[配置図]配-19
	第5号	保管場所	緩和設備/同一目的のSA設備あり/中央制御室と位置的分散を考慮して屋外に保管	A b	[配置図]配-19
	第6号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料 共通 共-3]参照
	第3項	第7号 共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【居住性の確保】 緩和設備/同一目的のSA設備あり/屋外中央制御室と位置的分散を考慮して屋外に保管	/
サポート系要因			対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第02条 通信連絡を行うために必要な設備		62	62	62	62	62	62	
		衛星電話設備	類型化区分	エビダンス	データ収集計算機	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(中央制御室、原子炉補助建屋、緊急対策所)	B d	[配置図]配-9,19	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助建屋)	B d	[配置図]配-9
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	現場操作 (操作スイッチ操作:付属の操作スイッチにより操作可能) (通信連絡をする必要のある場所と確実に接続できる)	A ①	-	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	通信設備 (機能・性能の確認が可能) (外觀の確認が可能)	L	[試験・検査説明資料]試-通-1	通信設備 (機能・性能の確認が可能) (外觀の確認が可能)	L	[試験・検査説明資料]試-計-7
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替えず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[概略系統図]概-18	DB施設と同じ用途で使用又は切替えず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[概略系統図]概-18
	第5号	系統設計	【通信連絡】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[概略系統図]概-18	【通信連絡】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[概略系統図]概-18
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(預置物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作(設置場所)	A a	[配置図]配-9,19	対象外(操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	対象外 (発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置)	/	[補足説明資料]62-6 適合状況説明資料 参考1 通信連絡設備の一覧	対象外 (発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計)	/	[補足説明資料]62-6 適合状況説明資料 2.2 多様性を確保した専用通信回線	
	第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	(共用しない)	-	-	
	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【通信連絡(所内)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(運転指令設備と位置的分散) 【通信連絡(所内/所外)】 線と設備/同一目的のSA設備あり (衛星携帯電話、トランシーブ、携帯型通話装置、インターフェイス、FAX/会議用FAX(指図所・待機所間)及びFAX-データ収集計算機及びFAX-表が端末は、それぞれ異なる通信方式)	A a B	[配置図]配-9,19	【通信連絡(所内/所外)】 線と設備/同一目的のSA設備あり (衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーブ、携帯型通話装置、インターフェイス、FAX/会議用FAX(指図所・待機所間)及びFAX-データ収集計算機は、それぞれ異なる通信方式)	B	[配置図]配-9
サポート系要因		対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (中央装置は充電電池または乾電池、集約装置は代替電源からそれぞれ給電)	C	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に多様性を持った代替電源から給電)	C	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条項の適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第2条 通信連絡を行うために必要な設備		62	62	62	62	62	62	
		ERSS伝送サーバ	類型化区分	エビダンス	インターフォン	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助機器)	B d	[配置図]配-9	C/V以外の屋内-その他(緊急対策所)	B d	[配置図]配-19
		腐蝕	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	現場操作(操作スイッチ操作)	A ⑦	[現場状況確認資料]根-10
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	通信設備(機能・性能の確認が可能)(外観の確認が可能)	L	[試験・検査説明資料]試-通-8	通信設備(機能・性能の確認が可能)(外観の確認が可能)	L	[試験・検査説明資料]試-通-8
	第4号	切り替え性	DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	[概略系統図]概-18	DE施設としての機能を有さない(切替せず使用)	B a2	[概略系統図]概-18
	第5号	系統設計	【通信連絡】DEと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[概略系統図]概-18	【通信連絡】他設備から独立(他の設備から独立して単独で使用可能)	A c	[概略系統図]概-18
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(危険物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	現場操作(設置場所)	A a	[配置図]配-19	
第1号	常設SAの容量	その他(発電所外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計)	/	[補足説明資料] 62-6 適合状況説明資料 2.2 多様性を確保した専用通信回線	対象外(発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置)	C	[補足説明資料] 62-6 適合状況説明資料 参考1 通信連絡設備の一覧	
	第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【通信連絡(所内/所外)】線と設備/同一目的のSA設備あり(衛星電話設備、衛星携帯電話、トランセプ、携行型通話装置、インターネット、PDA(指環型・棒状型)・PDA(指環型・棒状型)・PDA(指環型・棒状型)及びPDA-収集計算機は、それぞれ異なる通信方式)	B	-	【通信連絡(所内/所外)】線と設備/同一目的のSA設備あり(衛星電話設備、衛星携帯電話、トランセプ、携行型通話装置、インターネット、PDA(指環型・棒状型)・PDA(指環型・棒状型)・PDA(指環型・棒状型)及びPDA-収集計算機は、それぞれ異なる通信方式)	B	-
		サポート系要因	対象(サポート系あり)異なる駆動源(DE設備としての電源に多様性を持った代替電源から給電)	C	-	対象(サポート系あり)異なる駆動源(多様性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「表-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第42条 通信連絡を行うために必要な設備		62	62	62
		テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	類型化区分	エビダンス
第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他 (緊急対策所)	B d	[配置図]配-19
		震害 (有効に機能を発揮する)	-	-
		海水 (対象外(海水を通水しない))	/	-
		電磁波 (機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響 (周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	-
第2号	操作性	現場操作 (操作スイッチ操作)	A ①	[現場状況確認資料]現-11
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	通信設備 (機能・性能の確認が可能) (外観の確認が可能)	L	[試験・検査説明資料]試-通-5
第4号	切り替え性	DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	[戦略系統図]戦-18
第5号	系統設計	【通信連絡】 他設備から独立 (他の設備から独立して単独で使用可能)	A c	[戦略系統図]戦-18
	配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
	その他(危険物)	対象外	/	-
第6号	設置場所	現場操作 (設置場所)	A a	[配置図]配-19
第1号	常設SAの容量	対象外 (発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置)	C	[補足説明資料] 62-6 適合状況説明資料 参考1 通信連絡設備の一覧
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-
第2号	共通要因故障防止	【通信連絡(所内/所外)】 種別設備/同一目的のSA設備あり (衛星電話設備、衛星携帯電話、トランセプ、携帯型通話装置、インターネット、テレビ会議/SPA(指揮所・待機所間)及びFA-4収集計算機は、それぞれ異なる通信方式)	B	-
	サポート要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (多重性を持った代替電源から給電)	C	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、40条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第62条 通信連絡を行うために必要な設備		62	62	62	62	62	62	
		衛星携帯電話	類型化区分	エビダンス	トランシーバ	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全	C/V以外の屋内-その他(中央制御室) 屋外	B d C	[配属図]配-9,19	C/V以外の屋内-その他(緊急時対策所) 屋外	B d C	[配属図]配-19,22
		地震	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が阻害されない)	-	-	(機能が阻害されない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	【通信】 現場操作 (運搬設置：人が携行して移動) (操作スイッチ操作：付属のスイッチにより操作が可能)	A② A①	[現場状況確認資料]現-10	【通信】 現場操作 (運搬設置：人が携行して移動) (操作スイッチ操作：付属のスイッチにより操作が可能)	A② A①	[現場状況確認資料]現-110
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	通信設備 (機能・性能の確認が可能) (外観の確認が可能)	L	試-通-1	通信設備 (機能・性能の確認が可能) (外観の確認が可能)	L	試-通-4
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替えず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[概略系統図]概-18	DB施設と同じ用途で使用又は切替えず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[概略系統図]概-18
	第5号	系統設計	【通信連絡】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-	【通信連絡】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	現場操作 (操作は使用場所でも可)	A a	[配属図]配-9,19	現場操作 (操作は使用場所でも可)	A a	[配属図]配-19, 屋外	
第4号条	第1号	可搬SAの容量	その他 (対策要員が、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計) (保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数及び発電所外(社内外)に重大事故等が発生したことを通報・連絡するために必要な個数一式に加え、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個)	C	[補足説明資料] 62-6 適合状況説明資料 参考1 通信連絡設備の一覧	その他 (対策要員が、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計) (保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数とするために必要な個数一式に加え、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個)	C	[補足説明資料] 62-6 適合状況説明資料 参考1 通信連絡設備の一覧
	第2号	可搬SAの接続性	対象外 (接続なし)	/	-	対象外 (接続なし)	/	-
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	対象外	/	-
	第4号	設置場所	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を測定)	-	[配属図]配-9,19	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を測定)	-	[配属図]配-22
第3項	第5号	保管場所	【通信連絡】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 線と設備/同一目的のSA設備あり (運転指令設備と位置的分散を考慮して、中央制御室に保管)	A b	[配属図]配-9,19	【通信連絡】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 線と設備/同一目的のSA設備あり (運転指令設備と位置的分散を考慮して、緊急時対策所に保管)	A b	[配属図]配-19,22
	第6号	アクセスルート	対象外(アクセス不要)	/	[補足説明資料 共通 共-3] 参照	対象外(アクセス不要)	/	[補足説明資料 共通 共-3] 参照
	第7号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【通信連絡(所内)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (運転指令設備と位置的分散) 【通信連絡(所内/所外)】 線と設備/同一目的のSA設備あり (衛星電話設備、トランシーバ、携行型通話装置、インターホン、7MHz会議の3MHz(指所)・特機所間)、ア-ア表示端末及びア-ア収集計算機は、それぞれ異なる通信方式)	A a B	[配属図]配-9,19	【通信連絡(所内)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (運転指令設備と位置的分散) 【通信連絡(所内/所外)】 線と設備/同一目的のSA設備あり (衛星電話設備、衛星携帯電話、携行型通話装置、インターホン、7MHz会議の3MHz(指所)・特機所間)、ア-ア表示端末及びア-ア収集計算機は、それぞれ異なる通信方式)	A a B	[配属図]配-19,22
サポート系要因		対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (充電電池または乾電池を使用することで、DB設備としての電源に多様性)	D	-	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (充電電池または乾電池を使用することで、DB設備としての電源に多様性)	D	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

第62条 通信連絡を行うために必要な設備		62	62	62	
		携行型通新設置	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-その他 (原子炉格納容器以外の棟内) 屋外 (有効に機能を発揮する)	B d C	[配置図]配-9
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	-
		電磁波	(機能が見なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
		操作性	【通信】 現場操作 (運搬設置：人が携行して移動) (操作スイッチ操作：付属のスイッチにより操作が可能) (接続作業：通新設置用ケーブルを確実に接続できる)	A a A c A d	[現場状況確認資料]現-10
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	通信設備 (機能・性能の確認が可能) (外観の確認が可能)	I	試-通-2
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替えず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[概略系統図]概-18
	第5号	系統設計	【通信連絡】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
		その他(飛散物)	対象外	/	-
第6号	設置場所	現場操作 (操作は使用場所が可能)	A a	[配置図]配-9	
第4号条	第1号	可搬SAの容量	その他 (対策要員が、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計) (保有数は、重大事故等に対応するために必要な個数するために必要な個数一式に加え、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個)	C	[補足説明資料] 62-6 適合状況説明資料 参考1 通信連絡設備の一覧
	第2号	可搬SAの接続性	対象外 (接続なし)	/	-
	第3号	異なる複数の接続場所の確保	対象外	/	-
	第4号	設置場所	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-	[配置図]配-9
第3項	第5号	保管場所	【通信連絡】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 線と設備/同一目的のSA設備あり (運転指令設備と位置的分散を考慮して、中央制御室及び緊急時対策所に保管)	A b	[配置図]配-9
	第6号	アクセスルート	対象外(アクセス不要)	/	[補足説明資料 共通 共-3] 参照
	第7号	共通要因故障防止	【通信連絡(所内)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (運転指令設備と位置的分散) 【通信連絡(所内/所外)】 線と設備/同一目的のSA設備あり (衛星電話設備、衛星携帯電話、トランセプ、インターネット、FAX)会議システム(指揮所・待機所間)、データ表示端末及びPC→収集計算機は、それぞれ異なる通信方式)	A a B	[配置図]配-9
サポート系要因		対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (充電機または乾電池を使用することで、DB設備としての電源に多様性)	D	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

1次冷却設備		他I	他I	他I	他I	他I		
		蒸気発生器	類型 化区分	エビダンス	1次冷却材ポンプ	類型 化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件・温度・圧力/意外の火災/放射線	原子炉格納容器	A	[配置図]配-10	原子炉格納容器	A	[配置図]配-8
		苛重	(有効に機能を發揮する)	-	-	(有効に機能を發揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II	-	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	液路 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (非破壊検査が可能)	F	[試験・検査説明資料]試-原-29~33	液路 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	F	[試験・検査説明資料]試-原-3~12
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	-	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	-
	第5号	系統設計	【バウンダリ】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	-	【バウンダリ】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	対象外	/	-	対象外	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【バウンダリ】 防止設備/代替対象DB設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【バウンダリ】 防止設備/代替対象DB設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

1 次冷却設備		他I	他I	他I	他I	他I		
		原子炉容器 (炉心支持構造物を含む)	類型 化区分	エビダンス	加圧器	類型 化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	[配置図]配-10	原子炉格納容器	A	[配置図]配-10
		質量	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II	-	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	遮断 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-フランジ設置)	F	[試験・検査説明資料]試-原-1, 2	遮断 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置)	F	[試験・検査説明資料]試-原-13, 14
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	-	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	-
	第5号	系統設計	【バウンダリ】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	-	【バウンダリ】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	対象外	/	-	対象外	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【バウンダリ】 防止設備/代替対象DB設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【バウンダリ】 防止設備/代替対象DB設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

1次冷却設備		他I	他I	他I	他I	他I		
1次冷却設備		1次冷却配管	類型化区分	エビダンス	加圧器サージ管	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	原子炉格納容器	A	-	原子炉格納容器	A	-
		質量	(有効に機能を発揮する)	-	-	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II	-	海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	遮断 (機能・性能及び漏えいの確認が可能)	F	-	遮断 (機能・性能及び漏えいの確認が可能)	F	-
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	-	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	-
	第5号	系統設計	【バウンダリ】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	-	【バウンダリ】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(飛散物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	対象外	/	-	対象外	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【バウンダリ】 防止設備/代替対象DB設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【バウンダリ】 防止設備/代替対象DB設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

原子炉格納容器		他2	他2	他2	
原子炉格納容器		原子炉格納容器	類型化区分	エビダンス	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/意外の地震/放射線	原子炉格納容器 屋外	A C	[配置図]配-22
		雪重	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水又は淡水 (海水を漏水する可能性あり)	II	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他 (漏えいの確認が可能) (外観の確認が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-格-1 ~11
	第4号	切り替え性	DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	-
	第5号	系統設計	【バウンダリ】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同じ系統構成)	A d	-
			地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
配置設計		対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	対象外	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	
第2項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	【バウンダリ】 防止設備/代替対象DE設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

燃料取扱及び貯蔵設備		他2	他2	他2	
		使用済燃料ピット	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	C/V以外の屋内-SFP事故時に使用(燃料取扱棟)	B b	[配置図]配-12
			(有効に機能を発揮する)	-	-
			海水又は淡水(海水を漏水する可能性あり)	II	-
			(機能が損なわれない)	-	-
			他設備からの影響(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ピット(漏えい等の確認が可能)(外観の確認が可能)	C	[試験・検査説明資料]試-燃-1~5
	第4号	切り替え性	DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DE施設と同じ系統構成で使用)	B b	-
	第5号	悪影響防止	【バウンダリ】DEと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-	
第2項	第1号	常設SAの容量	対象外	/	-
	第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-
	第3号	共通要因故障防止	【バウンダリ】防止設備/代替対象DE設備なし。緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
サポート系要因		対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

		他4	他4	他4	他4	他4	他4	
非常用取水設備		取水口	類型化区分	エビダンス	取水路	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	屋外	C	[配置図]配-22	屋外	C	[配置図]配-22
		質量	(有効に機能を發揮する)	-	-	(有効に機能を發揮する)	-	-
		海水	海水通水 (常時海水を通水)	I	-	海水通水 (常時海水を通水)	I	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	(機能が損なわれない)	-	-
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他 (外観の確認が可能) (取水口の機能・性能の確認が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-取-1,2	その他 (外観の確認が可能) (非破壊検査が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-取-1,2
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	-	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	-
	第5号	系統設計	【水源(海水取水)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	-	【水源(海水取水)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(預造物)		対象外	/	-	対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	対象外 (操作不要)	/	-	
第1号	常設SAの容量	(対象外)	/	-	(対象外)	/	-	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	(共用しない)	-	-	
第2項	第3号	共通要因故障防止	【水源(海水取水)】 防止設備/代替対象DB設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	【水源(海水取水)】 防止設備/代替対象DB設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	[配置図]配-22
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	対象外(サポート系なし)	/	-

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

非常用取水設備		他4	他4	他4	
		取水ビット	類型化区分	エビダンス	
第1項	第1号	環境条件における健全性	屋外	C	[配置図]配-22
		震害	(有効に機能を発揮する)	-	-
		海水	海水通水 (常時海水を通水)	I	-
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	-
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他 (外観の確認が可能) (非破壊検査が可能)	N	[試験・検査説明資料]試-取-1,2
	第4号	切り替え性	DE施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DE施設と同じ系統構成で使用)	B1)	-
	第5号	系統設計	【水源(海水取水)】 DEと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A4)	-
		配置設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
その他(残骸物)		対象外	/	-	
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	
第1項	第1号	常設SAの容量	(対象外)	/	-
	第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-
	第2項	共通要因故障防止	【水源(海水取水)】 防止設備/代替対象DE設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	[配置図]配-22
サポート系要因		対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文的適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

共－４－２ SA設備 基準適合性確認資料

添付資料	適合性確認内容
配置図	SA 設備及び位置的分散を図る DB 設備の配置を示すものであり、位置的分散の補足説明に用いる。
現場状況 確認資料	設置場所における周辺状況の写真を掲載し、操作性、接続性、悪影響防止の補足説明に用いる。
試験・検査 説明資料	<p>各設備における適合方針のうち、試験・検査性を示すものである。</p> <p>既設設備のうち、過去施設定期検査を実施済みのものについては点検計画及び定期事業者検査要領書の抜粋したものをエビデンスとして添付している。</p> <p>既設設備のうち、定期事業者検査の設定がない設備は、構造図等を添付することで試験・検査性を示す。</p> <p>設計基準対象施設を兼ねない設備（SA 専用設備）は、構造図、概略系統図等を添付することで試験・検査性を示す。</p>
容量設定根拠	工認の資料である容量設定根拠を添付し、容量等の補足説明に用いる。
概略系統図	SA 設備を用いた機能の概略系統を示す。
SA バウンダリ 系統図	詳細な系統を示すとともに、バウンダリを示す。環境条件（海水通水の有無、他系統からの悪影響）、切替性（切り替えに用いるバウンダリ弁の設置）及び悪影響防止（系統分離に用いるバウンダリ弁の設置）の補足説明にも用いる。

SA設備 基準適合性確認資料

条文	設備名	系統機能	配置図	現場状況 確認資料	試験・検査 説明資料	容量設定根拠	概略系統図	SAバウンダリ 系統図
44	原子炉トリップスイッチ	手動による原子炉緊急停止	配-9	-	試-計-1~3	-	概-1	-
44	制御棒クラスタ		配-10	-	試-計-4~10	-		
44	原子炉トリップ遮断器		配-9	-	試-計-11, 12	-		
44	共通要因故障対策盤 (自動制御盤) (A T W S 緩和設備)	原子炉出力抑制 (自動)	配-9	-	試-計-13	補足説明資料 44-5 (1)	概-1	境-1
44	主蒸気隔離弁		配-12	-	試-原-38~42	-		
44	電動補助給水ポンプ		配-4	-	試-原-59~64	-		
44	タービン動補助給水ポンプ		配-4	-	試-原-65~68	-		
44	補助給水ピット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
44	主蒸気逃がし弁		配-12	-	試-原-43~48	-		
44	主蒸気安全弁		配-12	-	試-原-49~55	-		
44	加圧器逃がし弁		配-14	-	試-原-15~20	-		
44	加圧器安全弁		配-14	-	試-原-21~28	-		
44	蒸気発生器		配-10	-	試-原-29~33	-		
44	主蒸気管		-	-	-	-		
44	主蒸気隔離弁		配-12	-	試-原-38~42	-		
44	電動補助給水ポンプ		配-4	-	試-原-59~64	-		
44	タービン動補助給水ポンプ	配-4	-	試-原-65~68	-			
44	補助給水ピット	配-10	-	試-原-56~58	容-1			
44	主蒸気逃がし弁	配-12	-	試-原-43~48	-			
44	主蒸気安全弁	配-12	-	試-原-49~55	-			
44	加圧器逃がし弁	配-14	-	試-原-15~20	-			
44	加圧器安全弁	配-14	-	試-原-21~28	-			
44	蒸気発生器	配-10	-	試-原-29~33	-			
44	主蒸気管	-	-	-	-			
44	ほう酸タンク	ほう酸水注入 (ほう酸タンク→充てんライン)	配-8	-	試-原-122~124	-	概-1	境-2
44	ほう酸ポンプ		配-8	-	試-原-113~117	-		
44	緊急ほう酸注入弁		配-6	-	試-原-118~121	-		
44	充てんポンプ		配-4	-	試-原-125~129	-		
44	ほう酸フィルタ		配-8	-	試-原-130, 131	-		
44	再生熱交換器		配-8	-	試-原-132, 133	-		
44	燃料取替用水ピット	ほう酸水注入 (燃料取替用水ピット→充てんライン)	配-10	-	試-原-80~82	容-2	概-1	境-2
44	充てんポンプ		配-4	-	試-原-125~129	-		
44	再生熱交換器		配-8	-	試-原-132, 133	-		
44	高圧注入ポンプ	ほう酸水注入 (燃料取替用水ピット→安全注入ライン)	配-1	-	試-原-83~87	-	概-1	境-2
44	ほう酸注入タンク		配-8	-	試-原-88, 89	-		
44	燃料取替用水ピット		配-10	-	試-原-80~82	容-2		

S A設備 基準適合性確認資料

条文	設備名	系統機能	配置図	現場状況 確認資料	試験・検査 説明資料	容量設定根拠	概略系統図	SAバウンダリ 系統図
45	高圧注入ポンプ	1次系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプ）	配-1	-	試-原-83~87	-	機-2	境-3
45	加圧器逃がし弁		配-14	-	試-原-15~20	-		
45	燃料取替用水ピット		配-10	-	試-原-80~82	容-2		
45	余熱除去ポンプ		配-1	-	試-原-71~75	-		
45	余熱除去冷却器		配-2	-	試-原-76, 77	-		
45	格納容器再循環サンプ		配-4	-	試-原-110~112	-		
45	格納容器再循環サンプスクリーン		配-4	-	試-原-110~112	-		
45	ほう酸注入タンク		配-8	-	試-原-88, 89	-		
45	蓄圧タンク	蓄圧注入	配-10	-	試-原-90~93	-	境-3	
45	蓄圧タンク出口弁		配-10	-	試-原-94~97	-		
45	タービン駆動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却（タービン駆動補助給水ポンプの機能回復）	配-4	現-1	試-原-65~68	-	機-2	境-4
45	主蒸気逃がし弁		配-12	現-1	試-原-43~45	-		
45	補助給水ピット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
45	蒸気発生器		配-10	-	試-原-29~33	-		
45	タービン駆動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁		配-6	現-1	試-原-69, 70	-		
45	主蒸気管		-	-	-	-		
45	電動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却（電動補助給水ポンプの機能回復）	配-4	-	試-原-59~64	-	機-2	境-4
45	主蒸気逃がし弁		配-12	現-1	試-原-43~45	-		
45	補助給水ピット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
45	蒸気発生器		配-10	-	試-原-29~33	-		
45	主蒸気管		-	-	-	-		

SA設備 基準適合性確認資料

条文	設備名	系統機能	配置図	現場状況 確認資料	試験・検査 説明資料	容量設定根拠	概略系統図	SAバウンダリ 系統図
46	加圧器逃がし弁	1次系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプ）	配-14	-	試-原-15~20	-	概-3	境-3
46	高圧注入ポンプ		配-1	-	試-原-83~87	-		
46	燃料取替用水ピット		配-10	-	試-原-80~82	容-2		
46	余熱除去ポンプ		配-1	-	試-原-71~75	-		
46	余熱除去冷却器		配-2	-	試-原-76, 77	-		
46	格納容器再循環サンプ		配-4	-	試-原-110~112	-		
46	格納容器再循環サンプスクリーン		配-4	-	試-原-110~112	-		
46	ほう酸注入タンク		配-8	-	試-原-88, 89	-		
46	蓄圧タンク	蓄圧注入	配-10	-	試-原-90~93	-	概-3	境-3
46	蓄圧タンク出口弁		配-10	-	試-原-94~97	-		
46	電動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却	配-4	-	試-原-59~64	-	概-3	境-4
46	タービン動補助給水ポンプ		配-4	-	試-原-65~68	-		
46	補助給水ピット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
46	主蒸気逃がし弁		配-12	-	試-原-43~48	-		
46	蒸気発生器		配-10	-	試-原-29~33	-		
46	主蒸気管		-	-	-	-		
46	タービン動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却（タービン動補助給水ポンプの機能回復）	配-4	現-1	試-原-65~68	-	概-3	境-4
46	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁		配-6	現-1	試-原-69, 70	-		
46	補助給水ピット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
46	蒸気発生器		配-10	-	試-原-29~33	-		
46	主蒸気逃がし弁		配-12	現-1	試-原-43~48	-		
46	主蒸気管		-	-	-	-		
46	電動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却（電動補助給水ポンプの機能回復）	配-4	-	試-原-59~64	-	概-3	境-4
46	補助給水ピット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
46	蒸気発生器		配-10	-	試-原-29~33	-		
46	主蒸気逃がし弁		配-12	現-1	試-原-43~48	-		
46	主蒸気管		-	-	-	-		
46	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンペ	加圧器逃がし弁の機能回復	配-8	現-1	試-原-34, 35	容-3	概-3	境-5
46	加圧器逃がし弁操作用バッテリー		配-5	現-2	試-原-35~37	容-4		
46	加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧	配-14	-	試-原-15~20	-	概-3	境-6
46	加圧器逃がし弁		配-14	-	試-原-15~20	-		
46	主蒸気逃がし弁	1次冷却系統の減圧（SG伝熱管破損発生時、IS-LOCA発生時）	配-12	-	試-原-43~48	-	概-3	境-6
46	加圧器逃がし弁		配-14	-	試-原-15~20	-		
46	余熱除去ポンプ入口弁	余熱除去系統の隔離（IS-LOCA発生時）	配-2	現-1	試-原-78, 79	-	概-3	-

SA設備 基準適合性確認資料

条文	設備名	系統機能	配置図	現場状況 確認資料	試験・検査 説明資料	容量設定根拠	概略系統図	SAバウンダリ 系統図
47	充てんポンプ		配-4	-	試-原-125~129	-	概-4	境-7
47	燃料取替用水ピット	炉心注水 (CHP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 フロントライン系機能喪失時)	配-10	-	試-原-80~82	容-2		
47	再生熱交換器		配-8	-	試-原-132, 133	-		
47	B-格納容器スプレイポンプ		配-1	-	試-原-104~107	-		
47	燃料取替用水ピット	代替炉心注水 (B-CSP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 フロントライン系機能喪失時)	配-10	-	試-原-80~82	容-2		境-8
47	B-格納容器スプレイ冷却器		配-2	-	試-原-108, 109	-		
47	代替格納容器スプレイポンプ		配-4	現-1	試-原-103	容-5		境-8
47	燃料取替用水ピット	代替炉心注水 (代替CSP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 フロントライン系機能喪失時)	配-10	-	試-原-80~82	容-2		
47	補助給水ピット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
47	可搬型大型送水ポンプ車	代替炉心注水 (可搬型ポンプ車) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 フロントライン系機能喪失時)	配-22	現-2	試-原-156, 157	容-6		境-8
47	高圧注入ポンプ		配-1	-	試-原-83~87	-		境-9
47	格納容器再循環サンプ		配-4	-	試-原-110~112	-		
47	格納容器再循環サンプスクリーン	再循環運転 (SIP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 フロントライン系機能喪失時)	配-4	-	試-原-110~112	-		
47	安全注入ポンプ再循環サンプ側入口 C/V外側隔離弁		配-4	-	試-原-98~102	-		
47	ほう酸注入タンク		配-8	-	試-原-88, 89	-		
47	B-格納容器スプレイポンプ		配-1	-	試-原-104~107	-		
47	B-格納容器再循環サンプ		配-4	-	試-原-110~112	-		境-10
47	B-格納容器再循環サンプスクリーン	代替再循環運転 (B-CSP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 フロントライン系機能喪失時)	配-4	-	試-原-110~112	-		
47	B-格納容器スプレイ冷却器		配-2	-	試-原-108, 109	-		
47	B-安全注入ポンプ再循環サンプ側 入口C/V外側隔離弁		配-4	-	試-原-98~102	-		
47	高圧注入ポンプ		配-1	-	試-原-83~87	-		
47	燃料取替用水ピット	炉心注水 (SIP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 フロントライン系機能喪失時)	配-10	-	試-原-80~82	容-2		境-7
47	ほう酸注入タンク		配-8	-	試-原-88, 89	-		境-7
47	充てんポンプ		配-4	-	試-原-125~129	-		
47	燃料取替用水ピット	炉心注水 (CHP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 フロントライン系機能喪失時)	配-10	-	試-原-80~82	容-2		
47	再生熱交換器		配-8	-	試-原-132, 133	-	境-8	
47	B-格納容器スプレイポンプ		配-1	-	試-原-104~107	-		
47	燃料取替用水ピット	代替炉心注水 (B-CSP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 フロントライン系機能喪失時)	配-10	-	試-原-80~82	容-2	境-8	
47	B-格納容器スプレイ冷却器		配-2	-	試-原-108, 109	-		
47	代替格納容器スプレイポンプ		配-4	現-1	試-原-103	容-5	境-8	
47	燃料取替用水ピット	代替炉心注水 (代替CSP) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 フロントライン系機能喪失時)	配-10	-	試-原-80~82	容-2		
47	補助給水ピット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
47	可搬型大型送水ポンプ車	代替炉心注水 (可搬型ポンプ車) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 フロントライン系機能喪失時)	配-22	現-2	試-原-156, 157	容-6	境-8	
47	代替格納容器スプレイポンプ		配-4	現-1	試-原-103	容-5	境-8	
47	燃料取替用水ピット	代替炉心注水 (代替CSP) (代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 サポート系機能喪失時)	配-10	-	試-原-80~82	容-2		
47	補助給水ピット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
47	可搬型大型送水ポンプ車	代替炉心注水 (可搬型ポンプ車) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 サポート系機能喪失時)	配-22	現-2	試-原-156, 157	容-6	境-8	
47	B-充てんポンプ		配-4	-	試-原-125~129	-	境-8	
47	燃料取替用水ピット	代替炉心注水 (CHP) (自己冷却) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 サポート系機能喪失時)	配-10	-	試-原-80~82	容-2		
47	再生熱交換器		配-8	-	試-原-132, 133	-		
47	A-高圧注入ポンプ		配-1	-	試-原-83~87	-	境-10	
47	可搬型大型送水ポンプ車		配-22	現-2	試-原-156, 157	容-6		
47	A-格納容器再循環サンプ	代替再循環運転 (A-SIP) (海水冷却) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 サポート系機能喪失時)	配-4	-	試-原-110~112	-		
47	A-格納容器再循環サンプスクリーン		配-4	-	試-原-110~112	-		
47	ほう酸注入タンク		配-8	-	試-原-88, 89	-	境-11	
47	格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ (CSP) (格納容器水張り)	配-1	-	試-原-104~107	-		
47	燃料取替用水ピット	(1次冷却材喪失事象が発生している場合、 溶融デブリが原子炉容器に残存する場合)	配-10	-	試-原-80~82	容-2		
47	格納容器スプレイ冷却器		配-2	-	試-原-108, 109	-		

SA設備 基準適合性確認資料

条文	設備名	系統機能	配置図	現場状況 確認資料	試験・検査 説明資料	容量設定根拠	概略系統図	SAバウンダリ 系統図
47	代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ (代替CSP) (格納容器水張り) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、 溶融デブリが原子炉容器に残存する場合)	配-4	現-1	試-原-103	容-5	概-4	境-12
47	燃料取替用水ビット		配-10	-	試-原-80~82	容-2		
47	補助給水ビット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
47	電動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (補助給水ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、 フロントライン系機能喪失時)	配-4	-	試-原-59~64	-	概-4	境-13
47	タービン駆動補助給水ポンプ		配-4	-	試-原-65~68	-		
47	補助給水ビット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
47	主蒸気逃がし弁		配-12	-	試-原-43~48	-		
47	蒸気発生器		配-10	-	試-原-29~33	-		
47	主蒸気管		-	-	-	-		
47	電動補助給水ポンプ		配-4	-	試-原-59~64	-		
47	タービン駆動補助給水ポンプ	配-4	-	試-原-65~68	-	概-4	境-13	
47	補助給水ビット	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (補助給水ポンプ) (代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、 サポート系機能喪失時)	配-10	-	試-原-56~58			容-1
47	主蒸気逃がし弁	配-12	現-1	試-原-43~48	-			
47	蒸気発生器	配-10	-	試-原-29~33	-			
47	主蒸気管	-	-	-	-			
47	充電ポンプ	配-4	-	試-原-125~129	-			
47	燃料取替用水ビット	炉心注水 (CHP) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	配-10	-	試-原-80~82	容-2	概-4	境-7
47	再生熱交換器	配-8	-	試-原-132, 133	-			
47	高圧注入ポンプ	配-1	-	試-原-83~87	-			
47	燃料取替用水ビット	炉心注水 (SIP) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	配-10	-	試-原-80~82	容-2	概-4	境-7
47	ほう酸注入タンク	配-8	-	試-原-88, 89	-			
47	B-格納容器スプレイポンプ	配-1	-	試-原-104~107	-			
47	燃料取替用水ビット	代替炉心注水 (B-CSP) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	配-10	-	試-原-80~82	容-2	概-4	境-8
47	B-格納容器スプレイ冷却器	配-2	-	試-原-108, 109	-			
47	代替格納容器スプレイポンプ	配-4	現-1	試-原-103	容-5			
47	燃料取替用水ビット	代替炉心注水 (代替CSP) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	配-10	-	試-原-80~82	容-2	概-4	境-8
47	補助給水ビット	配-10	-	試-原-56~58	容-1			
47	可搬型大型送水ポンプ車	代替炉心注水 (可搬型ポンプ車) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	配-22	現-2	試-原-156, 157	容-6		
47	高圧注入ポンプ	配-1	-	試-原-83~87	-	概-4	境-9	
47	格納容器再循環サンブ	配-4	-	試-原-110~112	-			
47	格納容器再循環サンブスクリーン	再循環運転 (SIP) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	配-4	-	試-原-110~112			-
47	安全注入ポンプ再循環サンブ側入口C/V外側隔離弁	配-4	-	試-原-98~102	-			
47	ほう酸注入タンク	配-8	-	試-原-88, 89	-			
47	B-格納容器スプレイポンプ	配-1	-	試-原-104~107	-	概-4	境-10	
47	B-格納容器再循環サンブ	配-4	-	試-原-110~112	-			
47	B-格納容器再循環サンブスクリーン	代替再循環運転 (B-CSP) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	配-4	-	試-原-110~112			-
47	B-格納容器スプレイ冷却器	配-2	-	試-原-108, 109	-			
47	B-安全注入ポンプ再循環サンブ側入口C/V外側隔離弁	配-4	-	試-原-98~102	-			
47	電動補助給水ポンプ	配-4	-	試-原-59~64	-	概-4	境-13	
47	タービン駆動補助給水ポンプ	配-4	-	試-原-65~68	-			
47	補助給水ビット	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (補助給水ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	配-10	-	試-原-56~58			容-1
47	主蒸気逃がし弁	配-12	-	試-原-43~48	-			
47	蒸気発生器	配-10	-	試-原-29~33	-			
47	主蒸気管	-	-	-	-			
47	代替格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 (代替CSP) (代替電源) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	配-4	現-1	試-原-103	容-5	概-4	境-8
47	燃料取替用水ビット	配-10	-	試-原-80~82	容-2			
47	補助給水ビット	配-10	-	試-原-56~58	容-1			
47	可搬型大型送水ポンプ車	代替炉心注水 (可搬型ポンプ車) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	配-22	現-2	試-原-156, 157	容-6	概-4	境-8

SA設備 基準適合性確認資料

条文	設備名	系統機能	配置図	現場状況 確認資料	試験・検査 説明資料	容量設定根拠	概略系統図	SAバウンダリ 系統図
47	B-充てんポンプ	代替炉心注水 (CHP (自己冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	配-4	-	試-原-125~129	-	概-4	境-8
47	燃料取替用水ピット		配-10	-	試-原-80~82	容-2		
47	再生熱交換器		配-8	-	試-原-132, 133	-		
47	A-高圧注入ポンプ	代替再循環運転 (A-SIP (海水冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	配-1	-	試-原-83~87	-	概-4	境-10
47	可搬型大型送水ポンプ車		配-22	現-2	試-原-156, 157	容-6		
47	A-格納容器再循環サンプ		配-4	-	試-原-110~112	-		
47	A-格納容器再循環サンプスクリーン		配-4	-	試-原-110~112	-		
47	ほう酸注入タンク	蒸気発生器2次側による炉心冷却 (補助給水ポンプ) (代替電源) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	配-8	-	試-原-88, 89	-	概-4	境-13
47	電動補助給水ポンプ		配-4	-	試-原-59~64	-		
47	タービン動補助給水ポンプ		配-4	-	試-原-65~68	-		
47	補助給水ピット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
47	主蒸気逃がし弁		配-12	現-1	試-原-43~45	-		
47	蒸気発生器		配-10	-	試-原-29~33	-		
47	主蒸気管		-	-	-	-		
47	高圧注入ポンプ		配-1	-	試-原-83~87	-		
47	燃料取替用水ピット	配-10	-	試-原-80~82	容-2	概-4	境-7	
47	ほう酸注入タンク	配-8	-	試-原-88, 89	-			
47	余熱除去ポンプ	配-1	-	試-原-71~75	-			
47	燃料取替用水ピット	配-10	-	試-原-80~82	容-2	概-4	境-7	
47	余熱除去冷却器	配-2	-	試-原-76, 77	-			
47	充てんポンプ	配-4	-	試-原-125~129	-			
47	燃料取替用水ピット	配-10	-	試-原-80~82	容-2	概-4	境-7	
47	再生熱交換器	配-8	-	試-原-132, 133	-			
47	B-格納容器スプレイポンプ	配-1	-	試-原-104~107	-			
47	燃料取替用水ピット	配-10	-	試-原-80~82	容-2	概-4	境-8	
47	B-格納容器スプレイ冷却器	配-2	-	試-原-108, 109	-			
47	代替格納容器スプレイポンプ	配-4	現-1	試-原-103	容-5			
47	燃料取替用水ピット	配-10	-	試-原-80~82	容-2	概-4	境-8	
47	補助給水ピット	配-10	-	試-原-56~58	容-1			
47	B-充てんポンプ	配-4	-	試-原-125~129	-			
47	燃料取替用水ピット	配-10	-	試-原-80~82	容-2	概-4	境-8	
47	再生熱交換器	配-8	-	試-原-132, 133	-			
47	代替格納容器スプレイポンプ	配-4	現-1	試-原-103	容-5			
47	燃料取替用水ピット	配-10	-	試-原-80~82	容-2	概-4	境-8	
47	補助給水ピット	配-10	-	試-原-56~58	容-1			
47	余熱除去ポンプ	配-1	-	試-原-71~75	-			
47	余熱除去冷却器	配-2	-	試-原-76, 77	-	概-4	境-14	
47	格納容器再循環サンプ	配-4	-	試-原-110~112	-			
47	格納容器再循環サンプスクリーン	配-4	-	試-原-110~112	-			

SA設備 基準適合性確認資料

条文	設備名	系統機能	配置図	現場状況 確認資料	試験・検査 説明資料	容量設定根拠	概略系統図	SAバウンダリ 系統図
45	電動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却（補助給水ポンプ） （フロントライン系機能喪失時）	配-4	-	試-原-59~64	-	概-5	境-13
45	タービン動補助給水ポンプ		配-4	-	試-原-65~68	-		
45	補助給水ピット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
45	主蒸気逃がし弁		配-12	-	試-原-43~48	-		
45	蒸気発生器		配-10	-	試-原-29~33	-		
45	主蒸気管		-	-	-	-		
45	C、D-格納容器再循環ユニット	格納容器内自然対流冷却（C/V再循環ユニット：海水） （フロントライン系機能喪失時）	配-14	-	試-格-12,13	容-7	概-5	境-16
45	可搬型大型送水ポンプ車	代替補機冷却（SIP（海水冷却）） （フロントライン系機能喪失時）	配-22	現-2	試-原-156,157	容-6		境-10
45	可搬型大型送水ポンプ車		配-22	現-2	試-原-156,157	容-6		
45	A-高圧注入ポンプ		配-1	-	試-原-83~87	-		
45	電動補助給水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却（補助給水ポンプ）（代替電源） （サポート系機能喪失時）	配-4	-	試-原-59~64	-	概-5	境-13
45	タービン動補助給水ポンプ		配-4	-	試-原-65~68	-		
45	補助給水ピット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
45	主蒸気逃がし弁		配-12	-	試-原-43~48	-		
45	蒸気発生器		配-10	-	試-原-29~33	-		
45	主蒸気管		-	-	-	-		
45	C、D-格納容器再循環ユニット	格納容器内自然対流冷却（C/V再循環ユニット：海水） （サポート系機能喪失時）	配-14	-	試-格-12,13	容-7	概-5	境-16
45	可搬型大型送水ポンプ車	代替補機冷却（SIP（海水冷却）） （代替電源） （サポート系機能喪失時）	配-22	現-2	試-原-156,157	容-6		境-10
45	可搬型大型送水ポンプ車		配-22	現-2	試-原-156,157	容-6		
45	A-高圧注入ポンプ		配-1	-	試-原-83~87	-		

SA設備 基準適合性確認資料

条文	設備名	系統機能	配置図	現場状況 確認資料	試験・検査 説明資料	容量設定根拠	概略系統図	SAバウンダリ 系統図
49	C, D-格納容器再循環ユニット	格納容器内自然対流冷却 (C/V再循環ユニット: CCW) (炉心の著しい損傷防止、フロントライン系機能喪失時)	配-14	-	試-格-12, 13	容-7	概-6	境-16
49	C, D-原子炉補機冷却水ポンプ		配-2	-	試-原-134~138	-		
49	C, D-原子炉補機冷却水冷却器		配-2	-	試-原-139, 140	-		
49	原子炉補機冷却水サージタンク		配-16	-	試-原-141, 142	-		
49	原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ		配-16	現-3	試-原-143, 144	容-8		
49	C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ		配-18	-	試-原-145~150	-		
49	C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ		配-18	-	試-原-151, 152	-		
49	C, D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ		配-2	-	試-原-153~155	-		
49	代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ (代替CSP) (炉心の著しい損傷防止、フロントライン系機能喪失時)	配-4	現-1	試-原-103	容-5	境-15	
49	燃料取替用水ビット		配-10	-	試-原-80~82	容-2		
49	補助給水ビット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
49	代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ (代替CSP) (代替電源) (炉心の著しい損傷防止、サポート系機能喪失時)	配-4	現-1	試-原-103	容-5	境-15	
49	燃料取替用水ビット		配-10	-	試-原-80~82	容-2		
49	補助給水ビット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
49	可搬型大型送水ポンプ車	格納容器内自然対流冷却 (C/V再循環ユニット: 海水) (炉心の著しい損傷防止、サポート系機能喪失時)	配-22	現-2	試-原-156, 157	容-6	境-16	
49	C, D-格納容器再循環ユニット		配-14	-	試-格-12, 13	容-7		
49	C, D-格納容器再循環ユニット	格納容器内自然対流冷却 (C/V再循環ユニット: CCW) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)	配-14	-	試-格-12, 13	容-7	概-6	境-16
49	C, D-原子炉補機冷却水ポンプ		配-2	-	試-原-134~138	-		
49	C, D-原子炉補機冷却水冷却器		配-2	-	試-原-139, 140	-		
49	原子炉補機冷却水サージタンク		配-16	-	試-原-141, 142	-		
49	原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ		配-16	現-3	試-原-143, 144	容-8		
49	C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ		配-18	-	試-原-145~150	-		
49	C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ		配-18	-	試-原-151, 152	-		
49	C, D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ		配-2	-	試-原-153~155	-		
49	代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ (代替CSP) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)	配-4	現-1	試-原-103	容-5	境-15	
49	燃料取替用水ビット		配-10	-	試-原-80~82	容-2		
49	補助給水ビット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
49	代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ (代替CSP) (代替電源) (格納容器破損防止、サポート系機能喪失時)	配-4	現-1	試-原-103	容-5	境-15	
49	燃料取替用水ビット		配-10	-	試-原-80~82	容-2		
49	補助給水ビット		配-10	-	試-原-56~58	容-1		
49	可搬型大型送水ポンプ車	格納容器内自然対流冷却 (C/V再循環ユニット: 海水) (格納容器破損防止、サポート系機能喪失時)	配-22	現-2	試-原-156, 157	容-6	境-16	
49	C, D-格納容器再循環ユニット		配-14	-	試-格-12, 13	容-7		
49	格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ 格納容器スプレイ再循環	配-1	-	試-原-104~107	-	境-17	
49	格納容器スプレイ冷却器		配-2	-	試-原-108, 109	-		
49	燃料取替用水ビット		配-10	-	試-原-80~82	容-2		
49	格納容器再循環サンブ		配-4	-	試-原-110~112	-		
49	格納容器再循環サンブスクリーン		配-4	-	試-原-110~112	-		

SA設備 基準適合性確認資料

条文	設備名	系統機能	配置図	現場状況 確認資料	試験・検査 説明資料	容量設定根拠	概略系統図	SAバウンダリ 系統図		
50	格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ (CSP) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	配-1	-	試-原-104~107	-	概-7	境-17		
50	燃料取替用水ピット		配-10	-	試-原-80~82	容-2				
50	格納容器スプレイ冷却器		配-2	-	試-原-108, 109	-				
50	C, D-格納容器再循環ユニット	格納容器内自然対流冷却 (C/V再循環ユニット: CCW) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	配-14	-	試-格-12, 13	容-7	概-7	境-16		
50	C, D-原子炉補機冷却水ポンプ		配-2	-	試-原-134~138	-				
50	C, D-原子炉補機冷却水冷却器		配-2	-	試-原-139, 140	-				
50	原子炉補機冷却水サージタンク		配-16	-	試-原-141, 142	-				
50	原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ		配-16	現-3	試-原-143, 144	容-8				
50	C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ		配-18	-	試-原-145~150	-				
50	C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ		配-18	-	試-原-151, 152	-				
50	C, D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ		配-2	-	試-原-153~155	-				
50	代替格納容器スプレイポンプ		配-4	現-1	試-原-103	容-5			概-7	境-15
50	燃料取替用水ピット		配-10	-	試-原-80~82	容-2				
50	補助給水ピット	配-10	-	試-原-56~58	容-1					
50	C, D-格納容器再循環ユニット	格納容器内自然対流冷却 (C/V再循環ユニット: 海水) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	配-14	-	試-格-12, 13	容-7	概-7	境-16		
50	可搬型大型送水ポンプ車		配-22	現-2	試-原-156, 157	容-6				
50	代替格納容器スプレイポンプ		配-4	現-1	試-原-103	容-5				
50	燃料取替用水ピット	代替格納容器スプレイ (代替CSP) (代替電源) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	配-10	-	試-原-80~82	容-2	概-7	境-15		
50	補助給水ピット		配-10	-	試-原-56~58	容-1				
51	格納容器スプレイポンプ		配-1	-	試-原-104~107	-			概-8	境-17
51	燃料取替用水ピット	配-10	-	試-原-80~82	容-2					
51	格納容器スプレイ冷却器	配-2	-	試-原-108, 109	-					
51	代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ (代替CSP) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	配-4	現-1	試-原-103	容-5	概-8	境-15		
51	燃料取替用水ピット		配-10	-	試-原-80~82	容-2				
51	補助給水ピット		配-10	-	試-原-56~58	容-1				
51	代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ (代替CSP) (代替電源) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	配-4	現-1	試-原-103	容-5	概-8	境-15		
51	燃料取替用水ピット		配-10	-	試-原-80~82	容-2				
51	補助給水ピット		配-10	-	試-原-56~58	容-1				
52	原子炉格納容器内水素処理装置	水素濃度低減 (原子炉格納容器内水素処理装置)	配-9, 17	-	試-格-22	容-9	概-9	-		
52	原子炉格納容器内水素処理装置温度		配-9, 17	-	試-計-27	-				
52	格納容器水素イグナイタ	水素濃度低減 (格納容器水素イグナイタ)	配-5, 9, 11, 15, 17	-	試-格-23	容-10	概-9	-		
52	格納容器水素イグナイタ温度		配-5, 9, 11, 15, 17	-	試-計-25	-				
52	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	水素濃度監視	配-11	現-3	試-計-29	-	概-9	境-18		
52	可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ		配-10	現-3	試-格-28	-				
52	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置		配-10	現-4	試-格-27	-				
52	格納容器空気サンプルライン隔離弁兼作用可搬型窒素ガスポンベ		配-10	現-4	試-格-29	容-11				
52	可搬型大型送水ポンプ車		配-22	現-2	試-原-156, 157	容-6				

SA設備 基準適合性確認資料

条文	設備名	系統機能	配置図	現場状況 確認資料	試験・検査 説明資料	容量設定根拠	概略系統図	SAバウンダリ 系統図
53	アニュラス空気浄化ファン	アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)	配-12	-	試-放-29~32	-	概-10	境-19
53	アニュラス空気浄化フィルタユニット		配-14	-	試-放-33~37	-		
53	排気筒		配-22	-	試-放-40, 41	-		
53	B-アニュラス空気浄化ファン	アニュラス空気浄化設備による水素排出 (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)	配-12	-	試-放-29~32	-	概-10	境-19
53	B-アニュラス空気浄化フィルタユニット		配-14	-	試-放-33~37	-		
53	アニュラス全量排気弁操作可搬型窒素ガスポンプ		配-14	現-4	試-放-38, 39	容-12		
53	排気筒		配-22	-	試-放-40, 41	-		
53	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	水素濃度監視	配-11	現-4	試-計-35	-		境-20
54	可搬型大型送水ポンプ車	使用済燃料ピットへの注水	配-22	現-2	試-原-156, 157	容-6	概-11	-
54	可搬型大型送水ポンプ車	使用済燃料ピットへのスプレイ	配-22	現-2	試-原-156, 157	容-6		-
54	可搬型スプレイノズル	使用済燃料ピットへのスプレイ	配-22	現-5	試-格-14, 15	容-13		-
54	可搬型大容量海水送水ポンプ車	燃料取扱棟への放水	配-22	現-5	試-格-16, 17	容-14		-
54	放水砲		配-22	-	試-格-18, 19	容-15		-
54	使用済燃料ピット水位 (AM用)	使用済燃料ピットの監視	配-13	-	試-燃-6	補足説明資料 54-7		-
54	使用済燃料ピット水位 (可搬型)		配-13	現-5	試-燃-7	補足説明資料 54-7		
54	使用済燃料ピット温度 (AM用)		配-13	-	試-燃-8	補足説明資料 54-7		
54	使用済燃料ピット可搬型エアモニター		配-13	現-6	試-燃-9	補足説明資料 54-7		
54	使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置(注3)を含む。)		配-13	現-6	試-燃-10	補足説明資料 54-7		
55	可搬型大容量海水送水ポンプ車	大気への拡散抑制 (炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時)	配-22	現-5	試-格-16, 17	容-14	概-12	-
55	放水砲		配-22	現-5	試-格-18, 19	容-15		-
55	放射性物質吸着剤	海洋への拡散抑制 (炉心の著しい損傷時及び原子炉格納容器の破損時)	配-22	現-6	試-放-42	-		-
55	高揚場シルトフェンス	海洋への拡散抑制 (炉心の著しい損傷時及び原子炉格納容器の破損時)	配-22	現-6	試-放-43	-		-
55	可搬型大型送水ポンプ車	大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時)	配-22	現-2	試-原-156, 157	容-6		-
55	可搬型スプレイノズル		配-22	現-5	試-格-14, 15	容-13		-
55	可搬型大容量海水送水ポンプ車	大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等の損傷時)	配-22	現-5	試-格-16, 17	容-14		-
55	放水砲		配-22	現-5	試-格-18, 19	容-15		-
55	放射性物質吸着剤	海洋への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等の損傷時)	配-22	現-6	試-放-42	-		-
55	高揚場シルトフェンス	海洋への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等の損傷時)	配-22	現-6	試-放-43	-		-
55	可搬型大容量海水送水ポンプ車	航空機燃料火災への 応答	配-22	現-5	試-格-16, 17	容-14	-	
55	放水砲		配-22	現-5	試-格-18, 19	容-15		
55	泡混合設備		配-22	現-7	試-格-20, 21	-		

SA設備 基準適合性確認資料

条文	設備名	系統機能	配置図	現場状況 確認資料	試験・検査 説明資料	容量設定根拠	概略系統図	SAバウンダリ 系統図
56	燃料取替用水ピット	1次系のフィードアンドブリード	配-10	-	試-原-80~82	容-2	概-2	境-3
56	高圧注入ポンプ		配-1	-	試-原-83~87	-		
56	加圧器逃がし弁		配-14	-	試-原-15~20	-		
56	ほう酸注入タンク		配-8	-	試-原-88,89	-		
56	可搬型大型送水ポンプ車	海水を用いた補助給水ピットへの補給	配-22	現-2	試-原-156,157	容-6	概-13	境-21
56	補助給水ピット	燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの 水源切替	配-10	-	試-原-56~58	容-1	概-4	境-8
56	代替格納容器スプレイポンプ		配-4	現-1	試-原-103	容-5		
56	可搬型大型送水ポンプ車	燃料取替用水ピットから海水への水源切替	配-22	現-2	試-原-156,157	容-6	概-4	境-8
56	可搬型大型送水ポンプ車	海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給	配-22	現-2	試-原-156,157	容-6	概-13	境-21
56	B-格納容器スプレイポンプ	代替再循環運転 (B-CSP)	配-1	-	試-原-104~107	-	概-4	境-10
56	B-格納容器スプレイ冷却器		配-2	-	試-原-108,109	-		
56	B-格納容器再循環サンブ		配-4	-	試-原-110~112	-		
56	B-格納容器再循環サンブスクリーン		配-4	-	試-原-110~112	-		
56	A-高圧注入ポンプ	代替再循環運転 (A-SIP)	配-1	-	試-原-83~87	-	概-4	境-10
56	可搬型大型送水ポンプ車		配-22	現-2	試-原-156,157	容-6		
56	A-格納容器再循環サンブ		配-4	-	試-原-110~112	-		
56	A-格納容器再循環サンブスクリーン		配-4	-	試-原-110~112	-		
56	ほう酸注入タンク		配-8	-	試-原-88,89	-		
56	可搬型大型送水ポンプ車	海水を用いた使用済燃料ピットへの注水	配-22	現-2	試-原-156,157	容-6	概-11	-
56	可搬型大型送水ポンプ車	使用済燃料ピットへのスプレイ	配-22	現-2	試-原-156,157	容-6		-
56	可搬型スプレイノズル		配-22	現-5	試-格-14,15	容-13		
56	可搬型大容量海水送水ポンプ車	燃料取扱棟への放水	配-22	現-5	試-格-16,17	容-14	概-12	-
56	放水砲		配-22	現-5	試-格-18,19	容-15		-
56	可搬型大容量海水送水ポンプ車	原子炉格納容器及びアニュラス部への放水	配-22	現-5	試-格-16,17	容-14		-
56	放水砲		配-22	現-5	試-格-18,19	容-15	-	

S A設備 基準適合性確認資料

条文	設備名	系統機能	配置図	現場状況 確認資料	試験・検査 説明資料	容量設定根拠	概略系統図	SAバウンダリ 系統図
57	代替非常用発電機	代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電	配-22	-	試-電-14	容-16	概-14	-
57	ディーゼル発電機燃料油貯油槽		配-22	-	試-電-15~17	容-17		境-22
57	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ		配-2	-	試-電-18, 19	容-18		
57	可搬型タンクローリー		配-22	現-2	試-電-20	容-19		
57	可搬型代替電源車	可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電	配-22	現-7	試-電-22	容-20	概-14	-
57	ディーゼル発電機燃料油貯油槽		配-22	-	試-電-15~17	容-17		境-22
57	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ		配-2	-	試-電-18, 19	容-18		
57	可搬型タンクローリー		配-22	現-2	試-電-20	容-19		
57	蓄電池（非常用）	蓄電池（非常用）による直流電源からの給電	配-5	-	試-電-23~25	補足説明資料 57-9	概-14	-
57	従備蓄電池	従備蓄電池による代替電源（直流）からの給電	配-7	-	試-電-26	補足説明資料 57-9		-
57	可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電	配-22	現-8	試-電-27	補足説明資料 57-10		-
57	可搬型直流変換器		配-5	現-8	試-電-27	補足説明資料 57-10		-
57	ディーゼル発電機燃料油貯油槽		配-22	-	試-電-15~17	容-17	境-22	
57	可搬型タンクローリー		配-22	現-2	試-電-20	容-19		
57	代替非常用発電機	代替所内電気設備による交流の給電	配-22	-	試-電-14	容-16	概-14	-
57	可搬型代替電源車		配-22	現-7	試-電-22	容-20		-
57	ディーゼル発電機燃料油貯油槽		配-22	-	試-電-15~17	容-17		境-22
57	可搬型タンクローリー		配-22	現-2	試-電-20	容-19		
57	代替所内電気設備変圧器		配-9	-	試-電-28	-		-
57	代替所内電気設備分電盤		配-9	現-1	試-電-28	-		-
57	代替給納容器スプレイポンプ変圧器盤		配-11	-	試-電-21	-		-
57	ディーゼル発電機燃料油貯油槽		配-22	-	試-電-15~17	容-17		境-22
57	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	配-2	-	試-電-18, 19	容-18			
57	可搬型タンクローリー	配-22	現-2	試-電-20	容-19			
57	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機による給電	配-4	-	試-電-1~13	-	概-14	-
57	ディーゼル発電機燃料油貯油槽		配-22	-	試-電-15~17	容-17		境-22
57	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ		配-2	-	試-電-18, 19	容-18		

SA設備 基準適合性確認資料

条文	設備名	系統機能	配置図	現場状況 確認資料	試験・検査 説明資料	容量設定根拠	概略系統図	SAバウンダリ 系統図
58	1次冷却材温度（広域-高温側）	温度計測（原子炉压力容器内の温度）	配-9	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5	概-15	-
58	1次冷却材温度（広域-低温側）		配-9	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5		-
58	1次冷却材圧力（広域）	圧力計測（原子炉压力容器内の圧力）	配-9	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5		-
58	加圧器水位	水位計測（原子炉压力容器内の水位）	配-9	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5		-
58	原子炉容器水位		配-9	-	試-計-33	補足説明資料 58-5		-
58	高圧注入流量	注水量計測（原子炉压力容器への注水量）	配-3	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5		-
58	低圧注入流量		配-3	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5		-
58	代替格納容器スプレイポンプ出口流量	注水量計測（原子炉格納容器への注水量）	配-5	-	試-計-37	補足説明資料 58-5		-
58	日-格納容器スプレイポンプ出口流量（AM用）		配-3	-	試-計-38	補足説明資料 58-5		-
58	格納容器内温度	温度計測（原子炉格納容器内の温度）	配-15	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5		-
58	原子炉格納容器圧力	圧力計測（原子炉格納容器内の圧力）	配-9	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5		-
58	格納容器圧力（AM用）		配-11	-	試-計-30	補足説明資料 58-5		-
58	格納容器再循環サンプ水位（広域）	水位計測（原子炉格納容器内の水位）	配-5	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5	-	
58	格納容器再循環サンプ水位（狭域）		配-5	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5		
58	格納容器水位		配-9	-	試-計-32	補足説明資料 58-5		
58	原子炉下部キャビティ水位		配-5	-	試-計-31	補足説明資料 58-5		
58	格納容器内水素濃度	水素濃度計測（原子炉格納容器内の水素濃度）	配-11	-	試-計-29	補足説明資料 58-5	-	
58	アニュラス水素濃度	水素濃度計測（アニュラス内の水素濃度）	配-11	-	試-計-35	補足説明資料 58-5	-	
58	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	線量計測（原子炉格納容器内の放射線量率）	配-15	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5	-	
58	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）		配-15	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5		
58	出力領域中性子束	出力計測（未境界の維持又は監視）	配-9	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5	-	
58	中間領域中性子束		配-9	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5		
58	中性子源領域中性子束		配-9	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5		
58	蒸気発生器水位（狭域）	水位計測（最終ヒートシンクの確保）	配-11	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5	概-15	-
58	蒸気発生器水位（広域）		配-9	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5		
58	原子炉補機冷却水サージタンク水位		配-17	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5		
58	補助給水流量		注水量計測（最終ヒートシンクの確保）	配-5	-	試-計-14-25		
58	主蒸気ライン圧力	圧力計測（最終ヒートシンクの確保）	配-13	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5	-	
58	原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型）		配-17	-	試-計-36	補足説明資料 58-5		
58	燃料取替用水ピット水位	水位計測（水源の確保）	配-11	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5	-	
58	ほう酸タンク水位		配-9	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5		
58	補助給水ピット水位		配-11	-	試-計-14-25	補足説明資料 58-5		
58	可搬型計測器	温度、圧力、水位及び流量に保わるものの計測	配-9	現-9	試-計-34	補足説明資料 58-5	-	-
58	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）	温度計測（最終ヒートシンクの確保）	配-9	現-3	試-計-26	補足説明資料 58-5	概-15	-
58			配-9	現-3	試-計-26	補足説明資料 58-5		
58	データ収集計算機	パラメータ記録	配-9	-	試-進-7	補足説明資料 62-6	概-18	-
58	データ表示端末		配-19	現-8	試-進-7	補足説明資料 62-6		

SA設備 基準適合性確認資料

条文	設備名	系統機能	配置図	現場状況 確認資料	試験・検査 説明資料	容量設定根拠	概略系統図	SAバウンダリ 系統図
59	中央制御室遠へい	居住性の確保 (中央制御室換気空調設備)	配-8	-	試-放-24,25	-	概-16	境-23
59	中央制御室非常用循環ファン		配-10	現-9	試-放-9~13	-		
59	中央制御室給気ファン		配-10	-	試-放-1~4	-		
59	中央制御室循環ファン		配-10	-	試-放-5~8	-		
59	中央制御室非常用循環フィルタユニ		配-10	-	試-放-18~23	-		
59	中央制御室給気ユニット		配-10	-	試-放-14~17	-		
59	可搬型照明 (SA)	居住性の確保 (中央制御室の照明の確保)	配-9	現-9	試-放-26	補足説明資料 59-6	-	-
59	酸素濃度計	居住性の確保 (中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度の 測定)	配-9	現-9	試-放-27	補足説明資料 59-6	-	-
59	二酸化炭素濃度計		配-9	現-9	試-放-28	補足説明資料 59-6	-	-
59	可搬型照明 (SA)	汚染の持ち込み防止	配-9	現-9	試-放-26	補足説明資料 59-6	-	-
60	可搬型モニタリングポスト	放射線量の測定 (可搬型モニタリングポスト による放射線量の代替測定)	配-19	現-9	試-放-45	容-21	-	-
60	可搬型モニタリングポスト	放射線量の測定 (可搬型モニタリングポスト による放射線量の測定)	配-19	現-9	試-放-45	容-21	-	-
60	可搬型ダスト・よう素サンプラ	放射性物質の濃度の測定	配-19	現-9	試-放-44	容-22	-	-
60	NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ		配-19	現-10	試-放-48	容-23	-	-
60	GM汚染サーベイメータ		配-19	現-9	試-放-47	容-24	-	-
60	NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ	放射性物質の濃度及び放射線量の測定	配-19	現-10	試-放-48	容-23	-	-
60	GM汚染サーベイメータ		配-19	現-9	試-放-47	容-24	-	-
60	α線シンチレーションサーベイメータ		配-19	現-10	試-放-51	容-25	-	-
60	β線サーベイメータ		配-19	現-10	試-放-52	容-26	-	-
60	電線箱サーベイメータ		配-19	現-10	試-放-49	容-27	-	-
60	小型船舶		配-22	現-10	試-放-50	容-28	-	-
60	可搬型気象観測設備	風向、風速その他の気象条件の測定 (可搬型 気象観測設備による気象観測項目の代替測 定)	配-19	現-9	試-放-46	容-29	-	-
60	可搬型気象観測設備	風向、風速その他の気象条件の測定 (可搬型 気象観測設備による緊急時対策所付近の気象 観測項目の測定)	配-19	現-9	試-放-46	容-29	-	-
61	緊急時対策所遠へい	居住性の確保 (緊急時対策所遠へい及び緊急時 対策所換気設備)	配-19	-	試-緊-1	-	概-17	境-24
61	可搬型新政策緊急時対策所空気浄化ファン		配-19	現-11	試-緊-2	補足説明資料 61-8		
61	可搬型新政策緊急時対策所空気浄化フィルタユニット		配-19	現-11	試-緊-3	補足説明資料 61-8		
61	空気供給装置		配-19	現-11	試-緊-4	補足説明資料 61-8		
61	酸素濃度計	居住性の確保 (緊急時対策所内の酸素濃度及 び二酸化炭素濃度の測定)	配-19	現-9	試-放-27	補足説明資料 61-8	-	-
61	二酸化炭素濃度計		配-19	現-9	試-放-28	補足説明資料 61-8	-	-
61	緊急時対策所可搬型エアモニタ	居住性の確保 (放射線量の測定及び気象観 測)	配-19	現-11	試-緊-5	補足説明資料 61-8	-	-
61	データ収集計算機	情報の把握	配-9	-	試-通-7	補足説明資料 62-6	概-17	-
61	ERSS伝送サーバ		配-9	-	試-通-8	補足説明資料 62-6		
61	データ表示端末		配-19	現-8	試-通-7	補足説明資料 62-6		
61	緊急時対策所用発電機	電源の確保	配-19	現-11	試-緊-6	補足説明資料 61-8	-	-
62	衛星電話設備	発電所内の通信連絡をする必要のある場所と 通信連絡を行うための設備	配-9,19	現-10	試-通-1	補足説明資料 62-6	概-18	-
62	衛星携帯電話		配-9,19	現-10	試-通-1	補足説明資料 62-6		
62	トランシーバ		配-22	現-10	試-通-4	補足説明資料 62-6		
62	携行型通話装置		配-9	現-10	試-通-2	補足説明資料 62-6		
62	インターフォン		配-19	現-10	試-通-6	補足説明資料 62-6		
62	テレビ会議システム (指揮所・待機)		配-19	現-11	試-通-5	補足説明資料 62-6		
62	データ収集計算機		配-9	-	試-通-7	補足説明資料 62-6		
62	データ表示端末		配-19	現-8	試-通-7	補足説明資料 62-6		
62	衛星電話設備		配-9,19	現-10	試-通-1	補足説明資料 62-6		
62	衛星携帯電話		配-9,19	現-10	試-通-1	補足説明資料 62-6		
62	統合原子力防災ネットワークに接続	発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要の ある場所と通信連絡を行うための設備	配-19	現-11	試-通-3	補足説明資料 62-6	-	-
62	データ収集計算機		配-9	-	試-通-7	補足説明資料 62-6	-	-
62	ERSS伝送サーバ		配-9	-	試-通-8	補足説明資料 62-6	-	-

S A設備 基準適合性確認資料

条文	設備名	系統機能	配置図	現場状況 確認資料	試験・検査 説明資料	容量設定根拠	概略系統図	SAバウンダリ 系統図
	蒸気発生器	1次冷却設備	配-10	-	試-原-29~33	-	概-19	-
	1次冷却材ポンプ		配-8	-	試-原-3~12	-		
	原子炉容器（炉心支持構造物を含む）		配-10	-	試-原-1, 2	-		
	加圧器		配-10	-	試-原-13, 14	-		
	1次冷却材管		-	-	-	-		
	加圧器サージ管		-	-	-	-		
	原子炉格納容器	原子炉格納容器	配-22	-	試-格-1~11	-	概-20	-
	使用済燃料ピット	使用済燃料貯蔵槽	配-12	-	試-燃-1~5	-	概-21	-
	取水口	非常取水設備	配-22	-	試-取-1, 2	-	概-22	-
	取水路		配-22	-	試-取-1, 2	-		-
	取水ピット		配-22	-	試-取-1, 2	-		-

共－４－２－１ 配置図

本資料は、一部、詳細設計中のものも含まれているため、
設計の進捗により変更する場合があります。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。